

令03原機(峠)063
令和3年8月3日

原子力規制委員会 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄
(公印省略)

核燃料物質使用変更許可申請書の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条第1項の規定に基づき、令和3年1月15日付け令02原機(峠)112をもって申請した人形峠環境技術センターの核燃料物質使用変更許可申請書を別紙のとおり一部補正いたします。

本資料には核不拡散情報及び核物質防護情報が含まれているため、該当箇所をマスキングしています。

補正の内容及び理由

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質使用変更許可申請書の補正の内容及び理由は、以下のとおりである。なお、補正後における核燃料物質使用変更許可申請を別紙一 1 に示す。

1. 補正の内容

(1) 共通編

- 1) 「5. 予定使用期間及び年間予定使用量」のうち、「予定使用期間」を核燃料物質使用変更届（令 03 原機(峠)019 令和 3 年 4 月 23 日付）に基づき変更する。
- 2) 核燃料物質の使用に係る保安規定の変更の認可（原規規発第 2105263 号 令和 3 年 5 月 26 日付）に基づき添付書類-3「変更に係る核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書」及び添付書類-4「変更後における使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」の見直しを行う。

(2) 開発試験棟

- 1) 別冊 1「5. 予定使用期間及び年間予定使用量」のうち、「予定使用期間」を核燃料物質使用変更届（令 03 原機(峠)019 令和 3 年 4 月 23 日付）に基づき変更する。
- 2) 添付書類-1「2. 遮蔽」のうち、「2.2 放射線業務従事者の被ばくの評価」に分析作業における放射線業務従事者の外部被ばく評価を追記するとともに、「2.3 管理区域境界の線量の評価」に分析作業における管理区域境界の線量評価を追記する。
- 3) 添付書類-1「23. 廃棄施設」のうち、「23.3 放射性固体廃棄施設」に開発試験棟で解体・撤去する設備・機器の廃棄等に係る記載を追記する。

(3) 濃縮工学施設

- 1) 別冊 2「5. 予定使用期間及び年間予定使用量」のうち、「予定使用期間」を核燃料物質使用変更届（令 03 原機(峠)019 令和 3 年 4 月 23 日付）に基づき変更する。
- 2) 参考資料「1. 解体・撤去する設備の概要及び解体・撤去の方法」のうち、「(2) 解体・撤去する設備の概要」において、六フッ化ウランを流通させた設備・機器については、既に系統内の六フッ化ウランを除去していることを追記する。
- 3) 参考資料「1. 解体・撤去する設備の概要及び解体・撤去の方法」のうち、「(3) 解体・撤去の方法」のうち、「(3) 汚染のある設備・機器等の解体・撤去」のうち、「② 放射性物質に汚染した設備・機器等の解体・撤去について」において、万一に備えた安全対策のために、設備・機器等を開放した箇所からはフッ化水素が検出されないことを適時フッ化水素検知管で確認すること、放射性物質を含む粉塵及びフッ化水素ガ

スの除去用フィルタを装着した全面マスクの使用等を追記する。

- 4) 参考図の図-(2)-6-2、図-(2)-7、図-(2)-9 及び図-(2)-10 並びに参考資料の図-1～図-4 の凡例の変更等、記載の適正化を図る。

2. 補正の理由

(1) 共通編

- 1) 核燃料物質使用変更届と整合を図るため
- 2) 核燃料物質の使用に係る保安規定の変更の認可と整合を図るとともに、記載場所の適正化を図るため

(2) 開発試験棟

- 1) 核燃料物質使用変更届と整合を図るため
- 2) 分析作業における放射線業務従事者の外部被ばく評価及び管理区域境界の線量評価を明確にするため
- 3) 開発試験棟で解体・撤去に伴い発生する解体・撤去物の分別、保管又は廃棄の方法を明確にするため

(3) 濃縮工学施設

- 1) 核燃料物質使用変更届と整合を図るため
- 2) 六フッ化ウランを流通させた設備・機器内部の六フッ化ウランを既に除去していることを明確にするため
- 3) 万一に備え、設備・機器等を開放した箇所からフッ化水素が発生した場合を考慮した設備・機器等の解体・撤去時の安全対策を明確にするため
- 4) 記載の適正化を図るため

補正後の核燃料物質変更許可申請書

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名	称	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住	所	茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
代表者 の 氏 名		理事長 児玉敏雄
事 業 所 の 名 称		国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形崎環境技術センター
事 業 所 の 住 所		岡山県苫田郡鏡野町上齋原 1550 番地

2. 使用の場所

- ・開発試験棟（施行令第41条非該当）
- ・濃縮工学施設（施行令第41条該当）
- ・廃棄物処理施設（施行令第41条該当）
- ・製錬転換施設（施行令第41条該当）
- ・解体物管理施設（施行令第41条非該当）

3. 変更の内容

既に許可を受けた人形崎環境技術センター（以下「センター」という。）における核燃料物質の使用等について、核燃料物質の平和利用及び公共の安全に資することを目的として、共通編、開発試験棟及び濃縮工学施設に係る内容を次のとおり変更する。
詳細を別添1から別添3に示す。

(1) 共通編（詳細は別添1のとおり）

- 1) 開発試験棟の年間予定使用量の見直しに伴い、事業所全体の年間予定使用量の見直しを行う。
- 2) 濃縮工学施設の変更に伴い、事業所全体の気体廃棄物による実効線量の見直しを行う。
- 3) 濃縮工学施設の変更及び最新知見の反映に伴い、農・畜産物摂取に起因する一般公衆の実効線量の評価の見直しを行う。
- 4) 技術者数及び有識者数の見直しを行う。
- 5) 添付書類-4として「変更後における使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」を追加する。
- 6) 予定使用期間、品質マネジメント活動、項目番号及び図表番号の変更等、記載の適正化を図る。

(2) 開発試験棟（詳細は別添2のとおり）

- 1) 「遠心分離機部品材料、解体・撤去機器等の物性を調査するための分析」として、以下の変更を行う。
 - ① 「使用の方法」にレーザーを用いた解体・撤去機器等の物性を調査するための分析を行う方法、対象の部屋名称及び安全対策に係る記載を追加する。併せて添付

書類-1 に記載を追加する。

- ② 「使用施設の設備」について、第1分析室の化学フード内にレーザークリーニング装置を、第1実験室にX線回折装置を、第2機器測定室の放射能測定装置を、第3機器測定室に蛍光X線分析装置を追加する。
- 2) 貯蔵実績を参考に「核燃料物質の種類」及び「年間予定使用量」の記載を変更する。
- 3) 「核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備」、「核燃料物質の貯蔵施設の位置、構造及び設備」及び「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄施設の位置、構造及び設備」について、施設における実効線量が線量告示を超えないように管理すること及び管理区域に標識を設けることに係る記載を追加する。併せて添付書類-1 に分析作業における放射線業務従事者の外部被ばく評価及び管理区域境界の線量評価、開発試験棟での解体・撤去に伴い発生する解体・撤去物の廃棄等に係る記載を追加する。
- 4) 「8. 核燃料物質の貯蔵施設の位置、構造及び設備」のうち、「8-3 貯蔵施設の設備」について、核燃料物質を貯蔵するキャビネットの最大貯蔵能力の見直し、核燃料物質の収納容器を明確化する。併せて添付書類-1 に貯蔵施設における放射線業務従事者の外部被ばく評価及び管理区域境界の線量評価を追加する。
- 5) 予定使用期間、項目番号の変更、法令改正に伴う変更等、記載の適正化を図る。

(3) 濃縮工学施設（詳細は別添3のとおり）

- 1) 「遠心分離法によるウラン濃縮試験」を終了することに伴い以下の変更を行う。
 - ① 「使用の目的及び方法」の(2)-1 を削除する。併せて「使用施設の設備」並びに添付書類-1 について、ウラン濃縮試験に係る記載の削除及び放射線従事者の外部被ばく、管理区域境界の線量評価及び周辺環境への影響評価の見直しを行う。
 - ② 「使用施設の設備」のうち、OP-2 カスケード設備、遠心分離機駆動設備、OP-2UF₆ 处理設備及び計装制御設備並びにユーティリティ設備のうち膨張タンクの記載を削除し、「使用施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備・機器」に変更する。
 - ③ ウラン濃縮試験に用いた設備・機器の解体・撤去に伴い発生する設備・機器を収納するドラム缶等の保管場所を OP-2UF₆ 操作室に設定するための記載の変更を行う。併せて添付書類-1 に管理区域境界の線量評価を追加する。
 - ④ 参考図及び添付書類-1 の図の削除、変更等を行う。
- 2) 「ウラン濃縮試験に使用した遠心分離機及びDOP-2 要素機の分離処理試験」の試験方法等の一部の変更に伴い以下の変更を行う。
 - ① 「使用の方法」に部屋名称及び安全対策に係る記載を追加する。併せて添付書類-1 について安全対策を明確にする。
 - ② 「使用の方法」のうち、表面の放射性物質の密度測定を遠心機部品サーベイ装置からサーベイメータに変更するとともに、電離イオン測定装置で放射能濃度を測定する旨の記載に変更する。

- ③ 「使用の方法」に原子炉等規制法第61条の2（放射能濃度についての確認等）のための測定を行う旨の記載を追加する。
 - ④ 「使用施設の設備の仕様」について、サーベイ設備を遠心機部品サーベイ装置、放電加工機等から電離イオン測定装置及び切断装置に変更し、遠心機部品サーベイ装置、放電加工機は、「使用施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備・機器」に変更する。併せて添付書類-1について安全対策を明確にする。
 - ⑤ 遠心機分離処理試験で発生した処理廃液中のウランを除去する試験の終了に伴い、「使用の方法」から廃液処理試験の削除及び「使用施設の設備」から硫酸廃液処理試験装置の記載を削除する。併せて「使用施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備・機器」に変更する。
 - ⑥ 添付書類-1の放射線従事者の外部被ばく、管理区域境界の線量評価及び周辺環境への影響評価の記載の見直しを行う。
- 3) 安全上重要な施設がないことの記載を追加する。
- 4) 「核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備」、「核燃料物質の貯蔵施設の位置、構造及び設備」及び「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄施設の位置、構造及び設備」について、施設における実効線量が線量告示を超えないように管理すること及び管理区域に標識を設けることに係る記載を追加する。
- 5) ディーゼル発電機の設置場所がセンターの非常用発電機室（共通施設棟）であることを明確にする。
- 6) 使用施設の分析設備について、使用を終了した現場質量分析装置、原子間力顕微鏡を削除し、「使用施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備・機器」に変更する。
- 7) 「使用施設の設備のうち解体・撤去し、ドラム缶等に収納した機器類」について、目的及び保管場所を明確にするために記載を追加する。
- 8) 使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設について「使用を終了し、維持管理中の設備・機器」について、保管場所、維持管理状態等を明確にする記載を追加する。
- 9) 使用を終了した、[] の埋込型秤量機及び[] の洗缶設備を「貯蔵施設の設備」から削除し、「貯蔵施設の設備のうち使用を終了し維持管理中の設備・機器」に変更する。併せて添付書類-1から洗缶業務に係る記載の削除及び放射線従事者の外部被ばく評価の見直しを行う。
- 10) 汚染の拡大防止のためにOP-1主棟、OP-2主棟の排気系統をワنس・スルーに変更するために、循環用送風機を「気体廃棄施設の設備」から削除し、「廃棄施設の設備のうち使用を終了し維持管理中の設備・機器」に変更する。併せて添付書類-1に安全対策の記載を見直す。
- 11) 使用を終了した、OP-1主棟、OP-2主棟、[] のエアワッシャを「気体廃棄施設の設備」から削除し、「廃棄施設の設備のうち使用を終了し維持管理中の設備・機器」に変更する。

- 12) 解体・撤去作業における一般公衆への被ばく評価、安全対策を添付書類-1に追加する。併せて参考資料に設備・機器の解体・撤去時の安全対策等の記載を見直す。
- 13) 添付書類-1にブレンディング室及びOP-2UF₆操作室に係る管理区域境界の線量評価を追加する。
- 14) 予定使用期間、項目番号、図表番号の変更、法令改正に伴う変更等、記載の適正化を図る。

4. 変更の理由

(1) 共通編

- 1) 開発試験棟の年間予定使用量を見直したため
- 2) 濃縮工学施設の気体廃棄物による実効線量を見直したため
- 3) 濃縮工学施設の変更及び最新知見を反映したため
- 4) 最新の技術者数及び有識者数に変更するため
- 5) 法令改正の反映のため
- 6) 記載の適正化を図るため

(2) 開発試験棟

- 1) レーザーを用いた解体・撤去機器等の物性を調査するための分析を行うため
- 2) 貯蔵実績を参考に「核燃料物質の種類」及び「年間予定使用量」を変更するため
- 3) 使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設について、実効線量が線量告示を超えないように管理すること、管理区域に標識を設けること、分析作業における放射線業務従事者の外部被ばく評価及び管理区域境界の線量評価、解体・撤去物の廃棄等を明確にするため
- 4) 貯蔵施設における核燃料物質の貯蔵方法に関わる内容を明確にするため
- 5) 記載の適正化を図るため

(3) 濃縮工学施設

- 1) 遠心分離法によるウラン濃縮試験を終了するため
- 2) ウラン濃縮試験に使用した遠心分離機及びDOP-2要素機の分離処理試験」の一部の試験方法等の変更するため
- 3) 安全上重要な施設がないことを明確にするため
- 4) 使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設について、実効線量が線量告示を超えないように管理すること及び管理区域に標識を設けることを明確にするため
- 5) ディーゼル発電機の設置場所がセンターの非常用発電機室（共通施設棟）であることを明確にするため
- 6) 一部の分析設備の使用を終了するため
- 7) 「使用施設の設備のうち解体・撤去し、ドラム缶等に収納した機器類」について、目的及び保管場所を明確にするため

- 8) 「使用施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備・機器」について、保管場所、維持管理状態等を明確にするため
- 9) [] の埋込型秤量機及び [] の洗缶設備の使用を終了するため
- 10) 放射線業務従事者の被ばくを低減するため
- 11) OP-1 主棟、OP-2 主棟、[] のエアワッシャの使用を終了するため
- 12) 解体・撤去作業における一般公衆への被ばく評価、安全対策等を明確にするため
- 13) ブレンディング室及び OP-2UF₆ 操作室に係る管理区域境界の線量評価を明確にするため
- 14) 記載の適正化を図るため

以上

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
人形峠環境技術センター
核燃料物質使用変更許可申請書

新旧対照表

共通編

新旧対照表の変更後の記載は、令和3年1月15日付け申請の箇所を下線付き文字とし、今回の補正箇所を二重下線付き文字とする。
補正箇所は、共通-1-2ページの二重下線付き文字、添付-3-1～添付-3-4ページの二重下線付き文字、添付-4-1～添付-4-3ページの二重下線付き文字及び雲マーク部分である。

変更箇所を_____又は で示す。

変更前	変更後	変更の理由
<p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質使用変更許可申請書</p> <p>新旧対照表 共通編</p> <p>本文・<u>共通-1～4</u> 添付書類-1・<u>添付-1-1～3</u> 添付書類-2・<u>添付-2-1</u> 添付書類-3・<u>添付-3-1～5</u></p>	<p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質使用変更許可申請書</p> <p>新旧対照表 共通編</p> <p>本文・<u>共通-1～3</u> 添付書類-1・<u>添付-1-1～11</u> 添付書類-2・<u>添付-2-1</u> 添付書類-3・<u>添付-3-1～4</u> 添付書類-4・<u>添付-4-1～3</u></p>	<p>記載の適正化を図るため(ページの見直し、品質管理に必要な体制の整備に関する説明書の追記) (1)-6)</p>

※新旧対照表のページ番号を示す。

変更箇所を_____又は~~_____~~で示す。

変更前	変更後	変更の理由
1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (略)	1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (変更なし)	
2. 使用の目的及び方法 (略)	2. 使用の目的及び方法 (変更なし)	
3. 核燃料物質の種類 (略)	3. 核燃料物質の種類 (変更なし)	
4. 使用の場所 (略)	4. 使用の場所 (変更なし)	

変更前	変更後	変更の理由																																				
<p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量</p> <p>5-1. 事業所全体</p> <p>人形峠環境技術センター全体における予定使用期間及び年間予定使用量を表5-1に示す。</p> <p>表5-1 人形峠環境技術センター全体における予定使用期間及び年間予定使用量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>核燃料物質の種類</th> <th>予定使用期間</th> <th>年間予定使用量 (最大存在量)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天然ウラン及びその化合物</td> <td rowspan="6">自：平成29年10月3日 至：令和3年3月31日</td> <td><u>191.2tU^{*1}</u></td> </tr> <tr> <td>劣化ウラン及びその化合物</td> <td><u>414,000.5kg</u></td> </tr> <tr> <td>トリウム及びその化合物</td> <td><u>10kgTh</u></td> </tr> <tr> <td>濃縮ウラン及びその化合物</td> <td><u>80,007.5kgU</u></td> </tr> <tr> <td>濃縮度1.6%以下^{*2}</td> <td><u>1.0kgU</u></td> </tr> <tr> <td>濃縮度1.3%以下^{*2}</td> <td><u>8tU</u></td> </tr> <tr> <td>鉱石天然ウラン及びその化合物</td> <td><u>300kgU</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 ウラン化合物の取扱い技術に係る成果の普及を目的とした調合試験に供するウラン（最大2,400gU）を含む。なお、調合したウラン化合物の人形峠環境技術センターからの払出しは、年間600gUとする。 *2 以下、本申請書において特記しない限り、%は質量分率を示す。</p> <p>5-2. 施設ごと (略)</p>	核燃料物質の種類	予定使用期間	年間予定使用量 (最大存在量)	天然ウラン及びその化合物	自：平成29年10月3日 至：令和3年3月31日	<u>191.2tU^{*1}</u>	劣化ウラン及びその化合物	<u>414,000.5kg</u>	トリウム及びその化合物	<u>10kgTh</u>	濃縮ウラン及びその化合物	<u>80,007.5kgU</u>	濃縮度1.6%以下 ^{*2}	<u>1.0kgU</u>	濃縮度1.3%以下 ^{*2}	<u>8tU</u>	鉱石天然ウラン及びその化合物	<u>300kgU</u>	<p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量</p> <p>5-1. 事業所全体</p> <p>人形峠環境技術センター全体における予定使用期間及び年間予定使用量を表5-1に示す。</p> <p>表5-1 人形峠環境技術センター全体における予定使用期間及び年間予定使用量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>核燃料物質の種類</th> <th>予定使用期間</th> <th>年間予定使用量 (最大存在量)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天然ウラン及びその化合物</td> <td rowspan="6">自：令和3年4月1日 至：令和6年3月31日</td> <td><u>191.1tU^{*1, *3}</u></td> </tr> <tr> <td>劣化ウラン及びその化合物</td> <td><u>414.0tU</u></td> </tr> <tr> <td>トリウム及びその化合物</td> <td><u>2.2kgTh</u></td> </tr> <tr> <td>濃縮ウラン及びその化合物</td> <td><u>80.0tU^{*3}</u></td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>濃縮度1.3%以下^{*2}</td> <td><u>8.0tU^{*3}</u></td> </tr> <tr> <td>鉱石天然ウラン及びその化合物</td> <td><u>300kgU</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 ウラン化合物の取扱い技術に係る成果の普及を目的とした調合試験に供するウラン（最大2,400gU）を含む。なお、調合したウラン化合物の人形峠環境技術センターからの払出しは、年間600gUとする。 *2 以下、本申請書において特記しない限り、%は質量分率を示す。 *3 施設ごとの年間予定使用量の合計値を1kgU単位で切り上げ四捨五入した値を示す。</p> <p>5-2. 施設ごと (変更なし)</p>	核燃料物質の種類	予定使用期間	年間予定使用量 (最大存在量)	天然ウラン及びその化合物	自：令和3年4月1日 至：令和6年3月31日	<u>191.1tU^{*1, *3}</u>	劣化ウラン及びその化合物	<u>414.0tU</u>	トリウム及びその化合物	<u>2.2kgTh</u>	濃縮ウラン及びその化合物	<u>80.0tU^{*3}</u>	(削除)	<u>(削除)</u>	濃縮度1.3%以下 ^{*2}	<u>8.0tU^{*3}</u>	鉱石天然ウラン及びその化合物	<u>300kgU</u>	<p>開発試験棟の核燃料物質の使用実績による見直し (1)-1)</p> <p>記載の適正化を図るため(核燃料物質使用変更届と整合を図るため) (1)-6)</p> <p>記載の適正化を図るため(表記の見直し) (1)-6)</p>
核燃料物質の種類	予定使用期間	年間予定使用量 (最大存在量)																																				
天然ウラン及びその化合物	自：平成29年10月3日 至：令和3年3月31日	<u>191.2tU^{*1}</u>																																				
劣化ウラン及びその化合物		<u>414,000.5kg</u>																																				
トリウム及びその化合物		<u>10kgTh</u>																																				
濃縮ウラン及びその化合物		<u>80,007.5kgU</u>																																				
濃縮度1.6%以下 ^{*2}		<u>1.0kgU</u>																																				
濃縮度1.3%以下 ^{*2}		<u>8tU</u>																																				
鉱石天然ウラン及びその化合物	<u>300kgU</u>																																					
核燃料物質の種類	予定使用期間	年間予定使用量 (最大存在量)																																				
天然ウラン及びその化合物	自：令和3年4月1日 至：令和6年3月31日	<u>191.1tU^{*1, *3}</u>																																				
劣化ウラン及びその化合物		<u>414.0tU</u>																																				
トリウム及びその化合物		<u>2.2kgTh</u>																																				
濃縮ウラン及びその化合物		<u>80.0tU^{*3}</u>																																				
(削除)		<u>(削除)</u>																																				
濃縮度1.3%以下 ^{*2}		<u>8.0tU^{*3}</u>																																				
鉱石天然ウラン及びその化合物	<u>300kgU</u>																																					

変更前	変更後	変更の理由
6. 使用済燃料の処分の方法 (略)	6. 使用済燃料の処分の方法 (変更なし)	
7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備 (略)	7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備 (変更なし)	
8. 核燃料物質の貯蔵施設の位置、構造及び設備 (略)	8. 核燃料物質の貯蔵施設の位置、構造及び設備 (変更なし)	
9. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄施設の位置、構造及び設備 (略)	9. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄施設の位置、構造及び設備 (変更なし)	
10. 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設（以下「使用施設等」という。）の保安のための業務に 係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (略)	10. 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設（以下「使用施設等」という。）の保安のための業務に 係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (変更なし)	

変更箇所を_____又は_____で示す。

変更前	変更後	変更の理由
<p>添付書類－1</p> <p>変更後における核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第53条第2号に規定する使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書（事故に掲げるものを除く。）</p>	<p>添付書類－1</p> <p>変更後における核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第53条第2号に規定する使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書（事故に掲げるものを除く。）</p>	

変更箇所を_____又はで示す。

変更前	変更後	変更の理由
(1) 共通編 (略)	(1) 共通編 (変更なし)	

変更前	変更後	変更の理由																																																		
<p style="text-align: center;">添付書類 1-① (各施設の合算評価)</p> <p>1. 直接γ線及びスカイシャインγ線による実効線量評価</p> <p>人形峠環境技術センターの周辺監視区域境界における直接γ線及びスカイシャインγ線による実効線量は、第1～第9廃棄物貯蔵庫の東側が最大となり、その値は $34.7 \mu\text{Sv}/\text{y}$である。</p> <p>なお、各使用施設における最大値及び他の使用施設からの寄与も考慮したセンターの実効線量を以下に示す。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>自施設の実効線量</th> <th>センターの実効線量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製鍊転換施設</td> <td>$2.1 \mu\text{Sv}/\text{y}$</td> <td>$12.3 \mu\text{Sv}/\text{y}$</td> </tr> <tr> <td>濃縮工学施設</td> <td>$3.1 \mu\text{Sv}/\text{y}$</td> <td>$3.3 \mu\text{Sv}/\text{y}$</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理施設</td> <td>$34.2 \mu\text{Sv}/\text{y}$</td> <td>$34.7 \mu\text{Sv}/\text{y}$</td> </tr> <tr> <td>開発試験棟</td> <td>$0.1 \mu\text{Sv}/\text{y}$</td> <td>$7.5 \mu\text{Sv}/\text{y}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 気体廃棄物による実効線量評価</p> <p>人形峠環境技術センターの周辺監視区域境界における气体廃棄物による実効線量は、各使用施設の最大値を合計しても $1.7 \mu\text{Sv}/\text{y}$である。</p> <p>各使用施設の气体廃棄物による実効線量の評価結果を以下に示す。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>气体廃棄物による実効線量当量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製鍊転換施設</td> <td>$0.11 \mu\text{Sv}/\text{y}$</td> </tr> <tr> <td>濃縮工学施設</td> <td>$0.18 \mu\text{Sv}/\text{y}$</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理施設</td> <td>$1.4 \mu\text{Sv}/\text{y}$</td> </tr> <tr> <td>使用施設合計</td> <td>$1.7 \mu\text{Sv}/\text{y}$</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	自施設の実効線量	センターの実効線量	製鍊転換施設	$2.1 \mu\text{Sv}/\text{y}$	$12.3 \mu\text{Sv}/\text{y}$	濃縮工学施設	$3.1 \mu\text{Sv}/\text{y}$	$3.3 \mu\text{Sv}/\text{y}$	廃棄物処理施設	$34.2 \mu\text{Sv}/\text{y}$	$34.7 \mu\text{Sv}/\text{y}$	開発試験棟	$0.1 \mu\text{Sv}/\text{y}$	$7.5 \mu\text{Sv}/\text{y}$	施設名	气体廃棄物による実効線量当量	製鍊転換施設	$0.11 \mu\text{Sv}/\text{y}$	濃縮工学施設	$0.18 \mu\text{Sv}/\text{y}$	廃棄物処理施設	$1.4 \mu\text{Sv}/\text{y}$	使用施設合計	$1.7 \mu\text{Sv}/\text{y}$	<p style="text-align: center;">添付書類 1-① (各施設の合算評価)</p> <p>1. 直接γ線及びスカイシャインγ線による実効線量評価</p> <p>人形峠環境技術センターの周辺監視区域境界における直接γ線及びスカイシャインγ線による実効線量は、第1～第9廃棄物貯蔵庫の東側が最大となり、その値は $34.7 \mu\text{Sv}/\text{年}$である。</p> <p>なお、各使用施設における最大値及び他の使用施設からの寄与も考慮したセンターの実効線量を以下に示す。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>自施設の実効線量</th> <th>センターの実効線量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製鍊転換施設</td> <td>$2.1 \mu\text{Sv}/\text{年}$</td> <td>$12.3 \mu\text{Sv}/\text{年}$</td> </tr> <tr> <td>濃縮工学施設</td> <td>$3.1 \mu\text{Sv}/\text{年}$</td> <td>$3.3 \mu\text{Sv}/\text{年}$</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理施設</td> <td>$34.2 \mu\text{Sv}/\text{年}$</td> <td>$34.7 \mu\text{Sv}/\text{年}$</td> </tr> <tr> <td>開発試験棟</td> <td>$0.1 \mu\text{Sv}/\text{年}$</td> <td>$7.5 \mu\text{Sv}/\text{年}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 气体廃棄物による実効線量評価</p> <p>人形峠環境技術センターの周辺監視区域境界における气体廃棄物による実効線量は、各使用施設の最大値を合計しても $1.7 \mu\text{Sv}/\text{年}$である。</p> <p>各使用施設の气体廃棄物による実効線量の評価結果を以下に示す。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>气体廃棄物による実効線量当量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製鍊転換施設</td> <td>$0.11 \mu\text{Sv}/\text{年}$</td> </tr> <tr> <td>濃縮工学施設</td> <td>$0.18 \mu\text{Sv}/\text{年}$</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理施設</td> <td>$1.4 \mu\text{Sv}/\text{年}$</td> </tr> <tr> <td>使用施設合計</td> <td>$1.7 \mu\text{Sv}/\text{年}$</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	自施設の実効線量	センターの実効線量	製鍊転換施設	$2.1 \mu\text{Sv}/\text{年}$	$12.3 \mu\text{Sv}/\text{年}$	濃縮工学施設	$3.1 \mu\text{Sv}/\text{年}$	$3.3 \mu\text{Sv}/\text{年}$	廃棄物処理施設	$34.2 \mu\text{Sv}/\text{年}$	$34.7 \mu\text{Sv}/\text{年}$	開発試験棟	$0.1 \mu\text{Sv}/\text{年}$	$7.5 \mu\text{Sv}/\text{年}$	施設名	气体廃棄物による実効線量当量	製鍊転換施設	$0.11 \mu\text{Sv}/\text{年}$	濃縮工学施設	$0.18 \mu\text{Sv}/\text{年}$	廃棄物処理施設	$1.4 \mu\text{Sv}/\text{年}$	使用施設合計	$1.7 \mu\text{Sv}/\text{年}$	<p>記載の適正化を図るため (表記の見直し) (1)-6</p> <p>記載の適正化を図るため (表記の見直し) (1)-6</p> <p>記載の適正化を図るため (表記の見直し) (1)-6</p> <p>記載の適正化を図るため (表記の見直し) (1)-6</p> <p>記載の適正化を図るため (表記の見直し) (1)-6</p>
施設名	自施設の実効線量	センターの実効線量																																																		
製鍊転換施設	$2.1 \mu\text{Sv}/\text{y}$	$12.3 \mu\text{Sv}/\text{y}$																																																		
濃縮工学施設	$3.1 \mu\text{Sv}/\text{y}$	$3.3 \mu\text{Sv}/\text{y}$																																																		
廃棄物処理施設	$34.2 \mu\text{Sv}/\text{y}$	$34.7 \mu\text{Sv}/\text{y}$																																																		
開発試験棟	$0.1 \mu\text{Sv}/\text{y}$	$7.5 \mu\text{Sv}/\text{y}$																																																		
施設名	气体廃棄物による実効線量当量																																																			
製鍊転換施設	$0.11 \mu\text{Sv}/\text{y}$																																																			
濃縮工学施設	$0.18 \mu\text{Sv}/\text{y}$																																																			
廃棄物処理施設	$1.4 \mu\text{Sv}/\text{y}$																																																			
使用施設合計	$1.7 \mu\text{Sv}/\text{y}$																																																			
施設名	自施設の実効線量	センターの実効線量																																																		
製鍊転換施設	$2.1 \mu\text{Sv}/\text{年}$	$12.3 \mu\text{Sv}/\text{年}$																																																		
濃縮工学施設	$3.1 \mu\text{Sv}/\text{年}$	$3.3 \mu\text{Sv}/\text{年}$																																																		
廃棄物処理施設	$34.2 \mu\text{Sv}/\text{年}$	$34.7 \mu\text{Sv}/\text{年}$																																																		
開発試験棟	$0.1 \mu\text{Sv}/\text{年}$	$7.5 \mu\text{Sv}/\text{年}$																																																		
施設名	气体廃棄物による実効線量当量																																																			
製鍊転換施設	$0.11 \mu\text{Sv}/\text{年}$																																																			
濃縮工学施設	$0.18 \mu\text{Sv}/\text{年}$																																																			
廃棄物処理施設	$1.4 \mu\text{Sv}/\text{年}$																																																			
使用施設合計	$1.7 \mu\text{Sv}/\text{年}$																																																			

変更前	変更後	変更の理由																																																
<p>3. 液体廃棄物による実効線量評価</p> <p>人形峠環境技術センターの各使用施設から発生する液体廃棄物は、施設毎に昭和 63 年科学技術庁告示第 20 号に定められた濃度限度以下であることを確認して、人形峠環境技術センターの放流水槽に送水し、放流水槽から一括して、河川に放流する。</p> <p>したがって、液体廃棄物による実効線量評価を行うに際しては、放流水槽から放流される各施設の廃水量とその濃度限度比との関係から以下のように評価する。</p> <p>(1) 各施設毎に濃度限度比と液体廃棄物の廃水量との積（W値）を求める。</p> <p>(2) 製錬転換施設からの廃水の濃度限度比は、3.1×10^{-1} とし、それ以外の施設は、濃度限度比を 1 とする。</p> <p>(3) 製錬転換施設からの廃水量は、$56\text{m}^3/\text{日}$ を、それ以外の施設における廃水量は、濃縮工学施設においては $40\text{m}^3/\text{日}$ を、廃棄物処理施設の管理廃水は、これまでの実績は $1\text{m}^3/\text{年}$ であるが、1 日で送水されるため $1\text{m}^3/\text{日}$ とする。また、廃棄物焼却施設のスクラバ（非管理区域）から発生する廃水はスクラバ廃液処理施設で処理し、最大 $50\text{m}^3/\text{日}$ を送水する。</p> <p>(4) 放流水槽からの 1 日最大放流量を求め、それに対するW値の合計を求める。</p> <p>評価結果を以下に示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>施設廃水の濃度限度比</th> <th>廃水量($\text{m}^3/\text{日}$)</th> <th>W値($\text{m}^3/\text{日}$)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製錬転換施設</td> <td>3.1×10^{-1}</td> <td>56</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>濃縮工学施設</td> <td>< 1</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理施設</td> <td>< 1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>スクラバ廃液処理施設</td> <td>—</td> <td>50</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>使用施設合計</td> <td>—</td> <td>147</td> <td>58</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	施設廃水の濃度限度比	廃水量($\text{m}^3/\text{日}$)	W値($\text{m}^3/\text{日}$)	製錬転換施設	3.1×10^{-1}	56	17	濃縮工学施設	< 1	40	40	廃棄物処理施設	< 1	1	1	スクラバ廃液処理施設	—	50	0	使用施設合計	—	147	58	<p>3. 液体廃棄物による実効線量評価</p> <p>人形峠環境技術センターの各使用施設から発生する液体廃棄物は、施設ごとに核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成 27 年原子力規制委員会告示第 8 号）（以下「線量告示」という。）に定められた濃度限度以下であることを確認して、人形峠環境技術センターの放流水槽に送水し、放流水槽から一括して、河川に放流する。</p> <p>したがって、液体廃棄物による実効線量評価を行うに際しては、放流水槽から放流される各施設の廃水量とその濃度限度比との関係から以下のように評価する。</p> <p>(1) 施設ごとに濃度限度比と液体廃棄物の廃水量との積（W値）を求める。</p> <p>(2) 製錬転換施設からの廃水の濃度限度比は、3.1×10^{-1} とし、それ以外の施設は、濃度限度比を 1 とする。</p> <p>(3) 製錬転換施設からの廃水量は、$56\text{m}^3/\text{日}$ を、それ以外の施設における廃水量は、濃縮工学施設においては $40\text{m}^3/\text{日}$ を、廃棄物処理施設の管理廃水は、これまでの実績は $1\text{m}^3/\text{年}$ であるが、1 日で送水されるため $1\text{m}^3/\text{日}$ とする。また、廃棄物焼却施設のスクラバ（非管理区域）から発生する廃水はスクラバ廃液処理施設で処理し、最大 $50\text{m}^3/\text{日}$ を送水する。</p> <p>(4) 放流水槽からの 1 日最大放流量を求め、それに対するW値の合計を求める。</p> <p>評価結果を以下に示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>施設廃水の濃度限度比</th> <th>廃水量($\text{m}^3/\text{日}$)</th> <th>W値($\text{m}^3/\text{日}$)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製錬転換施設</td> <td>3.1×10^{-1}</td> <td>56</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>濃縮工学施設</td> <td>< 1</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理施設</td> <td>< 1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>スクラバ廃液処理施設</td> <td>—</td> <td>50</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>使用施設合計</td> <td>—</td> <td>147</td> <td>58</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	施設廃水の濃度限度比	廃水量($\text{m}^3/\text{日}$)	W値($\text{m}^3/\text{日}$)	製錬転換施設	3.1×10^{-1}	56	17	濃縮工学施設	< 1	40	40	廃棄物処理施設	< 1	1	1	スクラバ廃液処理施設	—	50	0	使用施設合計	—	147	58	<p>記載の適正化を図るため（表記の見直し） (1)-6)</p> <p>記載の適正化を図るため（表記の見直し） (1)-6)</p>
施設名	施設廃水の濃度限度比	廃水量($\text{m}^3/\text{日}$)	W値($\text{m}^3/\text{日}$)																																															
製錬転換施設	3.1×10^{-1}	56	17																																															
濃縮工学施設	< 1	40	40																																															
廃棄物処理施設	< 1	1	1																																															
スクラバ廃液処理施設	—	50	0																																															
使用施設合計	—	147	58																																															
施設名	施設廃水の濃度限度比	廃水量($\text{m}^3/\text{日}$)	W値($\text{m}^3/\text{日}$)																																															
製錬転換施設	3.1×10^{-1}	56	17																																															
濃縮工学施設	< 1	40	40																																															
廃棄物処理施設	< 1	1	1																																															
スクラバ廃液処理施設	—	50	0																																															
使用施設合計	—	147	58																																															

変更箇所を_____又は~~□~~で示す。

変更前	変更後	変更の理由
<p>上記の評価結果より、放流水槽における濃度限度比は 0.39 となり、河川で 10 分の 1 に希釈されるとすると、濃度限度比は 0.039 となる。</p> <p>したがって、放流水槽から河川に放流される液体廃棄物による実効線量は、$39 \mu\text{Sv}/\text{年}$となる。</p> <p>なお、スクラバ廃液処理施設及び放流水槽については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の適用外施設である。</p>	<p>上記の評価結果より、放流水槽における濃度限度比は 0.39 となり、河川で 10 分の 1 に希釈されるとすると、濃度限度比は 0.039 となる。</p> <p>したがって、放流水槽から河川に放流される液体廃棄物による実効線量は、$39 \mu\text{Sv}/\text{年}$となる。なお、スクラバ廃液処理施設及び放流水槽については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の適用外施設である。</p>	

変更前	変更後	変更の理由												
<p>4. 食物摂取に起因する一般公衆の実効線量評価 (略)</p> <p>4.1 農・畜産物摂取に起因する一般公衆の実効線量の評価 4.1.1 評価手法 農・畜産物摂取に起因する一般公衆の実効線量の評価は、人形峠環境技術センター周辺監視区域外の農・畜産物生産地点のうち、各使用施設から最も近い地点（放射性物質の地表空気中濃度が最大となる地点）で生産された米及び葉菜を対象とする。 空気中における放射性物質の濃度の計算は、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に基づいて、人形峠環境技術センターの気象データを使用して放出源の有効高さを0 mとして実施した。 各使用施設から米及び葉菜の栽培地点までの距離を次表に示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>米の栽培地点までの距離(km)</th> <th>葉菜の栽培地点までの距離(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製鍊転換施設</td> <td>0.8</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>濃縮工学施設</td> <td>1.2</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理施設</td> <td>1.2</td> <td>1.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>空気中の放射性物質の農・畜産物への移行は、米国NRCのRegulatory Guide 1.109を参考として計算する。 この場合、内部被ばくによる実効線量は、以下の評価式により計算される。</p> $D_{Fi} = 365 \times \sum_i A_{Fi} \times d_i$ $A_{Fi} = C_i^V \cdot f_d \cdot f_m^V \cdot M_V + C_i^R \cdot f_m^R \cdot M_R$ $C_i = \chi_i \cdot V_{gi} \cdot \left(\frac{r_i (1 - \exp(-\lambda_{ei} \cdot t_e))}{Y \cdot \lambda_{ei}} + \frac{B_i (1 - \exp(-\lambda_i \cdot t_b))}{P \cdot \lambda_i} \right) \cdot \exp(-\lambda_i \cdot t_h)$ <p>ここで各記号の意味は以下のとおりとする。</p>	施設名	米の栽培地点までの距離(km)	葉菜の栽培地点までの距離(km)	製鍊転換施設	0.8	1.5	濃縮工学施設	1.2	2.0	廃棄物処理施設	1.2	1.9	<p>4. 食物摂取に起因する一般公衆の実効線量評価 (変更なし)</p> <p>4.1 農・畜産物摂取に起因する一般公衆の実効線量の評価 4.1.1 評価手法 (変更なし)</p>	
施設名	米の栽培地点までの距離(km)	葉菜の栽培地点までの距離(km)												
製鍊転換施設	0.8	1.5												
濃縮工学施設	1.2	2.0												
廃棄物処理施設	1.2	1.9												

変更箇所を_____又は_____で示す。

変更前	変更後	変更の理由
<p>D_{F i} : 農・畜産物摂取による実効線量当量 (mSv／年)</p> <p>d_i : 核種 i の経口摂取の場合における線量告示に定められた実効線量係数 (mSv/Bq)</p> <p>A_{F i} : 核種 i の経口摂取率 (Bq／日)</p> <p>C_i^V : 葉菜中の核種 i の濃度 (Bq/kg)</p> <p>f_d : 葉菜の除染係数 (–) [文献(1)]</p> <p>f_m^V : 葉菜の市場希釈率 (–)</p> <p>M_V : 葉菜の摂取量 (kg/日) [文献(1)]</p> <p>C_i^R : 白米中の核種 i の濃度 (Bq/kg)</p> <p>f_m^R : 米の市場希釈率 (–)</p> <p>M_R : 米の摂取量 (kg/日) [文献(2)]</p> <p>λ_i : 核種 i の崩壊定数 (1/日)</p> <p>C_i : 葉菜及び米中の核種 i の濃度 (Bq/kg)</p> <p>— χ_i : 核種 i の年間平均空気中濃度 (Bq/m³)</p> <p>V_{g i} : 核種 i の年間平均沈着速度 (m/日) [文献(3)(4)]</p> <p>r_i : 核種 i の直接沈着による可食部への移行率 (–) [文献(3)(4)]</p> <p>λ_{E i} : 核種 i の有効除去係数 (1/日)</p> <p>λ_{E i} = λ_i + λ_b</p> <p>λ_b : ウェザリングなどによる除去係数 (1/日)</p> <p>t_e : 生育中の植物が放射性物質を含む空気にさらされる期間 (日)</p> <p>Y : 栽培密度 (kg/m²) [文献(5)]</p> <p>B_i : 核種 i の土壤から可食部への移行率 $\left(\frac{\text{Bq}}{\text{Bq/kg}} \right)$ [文献(3)(4)]</p> <p>t_b : 沈着の継続時間 (日)</p> <p>P : 土壤の実効表面密度 (kg/m²) [文献(3)]</p> <p>t_h : 葉菜、米及び牧草中の採取から摂取までの時間 (日)</p>	(変更なし)	

変更箇所を 又は で示す。

変更前				変更後				変更の理由																																																					
4.1.2 評価式中の各パラメータを次表に示す																																																													
記号	単位	パラメータ	数値	記号	単位	パラメータ	数値																																																						
f_d	—	葉菜の除染係数	0.5	f_d	—	葉菜の除染係数	0.5																																																						
f_m^V	—	葉菜の市場希釈率	1	f_m^V	—	葉菜の市場希釈率	1																																																						
M_V	kg/日	葉菜の摂取量	0.26	M_V	kg/日	葉菜の摂取量	0.26																																																						
f_m^R	—	米の市場希釈率	1	f_m^R	—	米の市場希釈率	1																																																						
M_R	kg/日	米の摂取量	0.33	M_R	kg/日	米の摂取量	0.32																																																						
V_{g_i}	m/日	核種 i の年間平均沈着速度	864	V_{g_i}	m/日	核種 i の年間平均沈着速度	864																																																						
r_i	—	核種 i の直接沈着による可食部への移行率	葉菜： 0.2 米： 0.1	r_i	—	核種 i の直接沈着による可食部への移行率	葉菜： 0.2 米： 0.1																																																						
λ_b	1/日	ウェザリングなどによる除去係数	0	λ_b	1/日	ウェザリングなどによる除去係数	0																																																						
t_e	日	生育中の植物が放射性物質を含む空気にさらされる期間	葉菜： 60 米： 180	t_e	日	生育中の植物が放射性物質を含む空気にさらされる期間	葉菜： 60 米： 180																																																						
Y	kg/m ²	栽培密度	葉菜： 3.1 米： 0.5	Y	kg/m ²	栽培密度	葉菜： 3.0 米： 0.5																																																						
B_i	Bq/kg —— Bq/kg	核種 i の土壤から可食部への移行率	主な元素の農産物への移行率を以下に示す <table border="1"><thead><tr><th>元素</th><th>葉菜への移行率</th><th>米への移行率</th></tr></thead><tbody><tr><td>U</td><td>2.5×10^{-3}</td><td>2.5×10^{-3}</td></tr><tr><td>Ra</td><td>3.1×10^{-4}</td><td>3.1×10^{-4}</td></tr><tr><td>Th</td><td>4.2×10^{-3}</td><td>4.2×10^{-3}</td></tr><tr><td>Np</td><td>2.5×10^{-3}</td><td>2.5×10^{-3}</td></tr><tr><td>Pu</td><td>2.5×10^{-4}</td><td>2.5×10^{-4}</td></tr><tr><td>Am</td><td>2.5×10^{-4}</td><td>2.5×10^{-4}</td></tr><tr><td>Cm</td><td>2.5×10^{-3}</td><td>2.5×10^{-3}</td></tr><tr><td>Ru</td><td>5.0×10^{-2}</td><td>5.0×10^{-2}</td></tr></tbody></table>	元素	葉菜への移行率	米への移行率	U	2.5×10^{-3}	2.5×10^{-3}	Ra	3.1×10^{-4}	3.1×10^{-4}	Th	4.2×10^{-3}	4.2×10^{-3}	Np	2.5×10^{-3}	2.5×10^{-3}	Pu	2.5×10^{-4}	2.5×10^{-4}	Am	2.5×10^{-4}	2.5×10^{-4}	Cm	2.5×10^{-3}	2.5×10^{-3}	Ru	5.0×10^{-2}	5.0×10^{-2}	B_i Bq/kg —— Bq/kg	核種 i の土壤から可食部への移行率	主な元素の農産物への移行率を以下に示す <table border="1"><thead><tr><th>元素</th><th>葉菜への移行率</th><th>米への移行率</th></tr></thead><tbody><tr><td>U</td><td>2.5×10^{-3}</td><td>2.5×10^{-3}</td></tr><tr><td>Ra</td><td>3.1×10^{-4}</td><td>3.1×10^{-4}</td></tr><tr><td>Th</td><td>4.2×10^{-3}</td><td>4.2×10^{-3}</td></tr><tr><td>Np</td><td>2.5×10^{-3}</td><td>2.5×10^{-3}</td></tr><tr><td>Pu</td><td>2.5×10^{-4}</td><td>2.5×10^{-4}</td></tr><tr><td>Am</td><td>2.5×10^{-4}</td><td>2.5×10^{-4}</td></tr><tr><td>Cm</td><td>2.5×10^{-3}</td><td>2.5×10^{-3}</td></tr><tr><td>Ru</td><td>5.0×10^{-2}</td><td>5.0×10^{-2}</td></tr></tbody></table>	元素	葉菜への移行率	米への移行率	U	2.5×10^{-3}	2.5×10^{-3}	Ra	3.1×10^{-4}	3.1×10^{-4}	Th	4.2×10^{-3}	4.2×10^{-3}	Np	2.5×10^{-3}	2.5×10^{-3}	Pu	2.5×10^{-4}	2.5×10^{-4}	Am	2.5×10^{-4}	2.5×10^{-4}	Cm	2.5×10^{-3}	2.5×10^{-3}	Ru	5.0×10^{-2}	5.0×10^{-2}	
元素	葉菜への移行率	米への移行率																																																											
U	2.5×10^{-3}	2.5×10^{-3}																																																											
Ra	3.1×10^{-4}	3.1×10^{-4}																																																											
Th	4.2×10^{-3}	4.2×10^{-3}																																																											
Np	2.5×10^{-3}	2.5×10^{-3}																																																											
Pu	2.5×10^{-4}	2.5×10^{-4}																																																											
Am	2.5×10^{-4}	2.5×10^{-4}																																																											
Cm	2.5×10^{-3}	2.5×10^{-3}																																																											
Ru	5.0×10^{-2}	5.0×10^{-2}																																																											
元素	葉菜への移行率	米への移行率																																																											
U	2.5×10^{-3}	2.5×10^{-3}																																																											
Ra	3.1×10^{-4}	3.1×10^{-4}																																																											
Th	4.2×10^{-3}	4.2×10^{-3}																																																											
Np	2.5×10^{-3}	2.5×10^{-3}																																																											
Pu	2.5×10^{-4}	2.5×10^{-4}																																																											
Am	2.5×10^{-4}	2.5×10^{-4}																																																											
Cm	2.5×10^{-3}	2.5×10^{-3}																																																											
Ru	5.0×10^{-2}	5.0×10^{-2}																																																											
t_b	日	沈着の継続時間	7305 (20年)	t_b	日	沈着の継続時間	7305 (20年)																																																						
P	kg/m ²	土壤の実効表面密度	240	P	kg/m ²	土壤の実効表面密度	240																																																						
t_h	日	葉菜及び米の採取から摂取までの時間	0	t_h	日	葉菜及び米の採取から摂取までの時間	0																																																						

変更前	変更後	変更の理由
<p>4.2 水産物摂取に起因する一般公衆の実効線量評価</p> <p>4.2.1 評価手法</p> <p>人形峠環境技術センター（鏡野町上齋原）は、海から離れているため、水産物摂取に起因する一般公衆の実効線量の評価は、本人形峠環境技術センターから排水を放出している河川に生息する淡水魚及び無脊椎動物を対象とする。</p> <p>各施設の水中における放射性物質の濃度は、各施設から発生する排水が河川水（流量約 $3.7 \times 10^6 \text{ m}^3/\text{年}$）で希釈されるものとした。</p> <p>水中の放射性物質の魚及び無脊椎動物への移行は、米国NRCの Regulatory Guide1.109 を参考として計算する。</p> <p>この場合、内部被ばくによる実効線量は、以下の評価式により計算される。</p> $D_{wi} = 365 \cdot \sum A_{wi} \times d_i$ $A_{wi} = C_{iF} \cdot M_F + C_{iC} \cdot M_C$ $C_{iF} = \chi_i \cdot C_{Fi}$ <p>ここで各記号の意味は以下のとおりとする。</p> <p>D_{wi} : 水産物摂取による実効線量当量 (mSv/年)</p> <p>d_i : 核種 i の経口摂取の場合における線量告示に定められた実効線量係数 (mSv/Bq)</p> <p>A_{wi} : 核種 i の経口摂取率 (Bq/日)</p> <p>C_{iF} : 魚中の核種 i の濃度 (Bq/g)</p> <p>M_F : 魚の摂取量 (g/日) [文献(6)]</p> <p>C_{iC} : 無脊椎動物中の核種 i の濃度 (Bq/g)</p> <p>M_C : 無脊椎動物の摂取量 (g/日) [文献(6)]</p> <p>χ_i : 核種 i の年間平均水中濃度 (Bq/cm³)</p> <p>C_{Fi} : 核種 i の魚及び無脊椎動物への濃縮係数 $\left(\frac{\text{Bq/g}}{\text{Bq/cm}^3} \right)$ [文献(3)(4)]</p>	<p>4.2 水産物摂取に起因する一般公衆の実効線量評価</p> <p>4.2.1 評価手法</p> <p>(変更なし)</p>	

変更前				変更後				変更の理由																																											
4.2.2 評価式中の各パラメータを次表に示す。				4.2.2 評価式中の各パラメータを次表に示す。																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th><th>単位</th><th>パラメータ</th><th>数値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>M_F</td><td>g／日</td><td>魚の摂取量</td><td><u>3.84</u></td></tr> <tr> <td>M_c</td><td>g／日</td><td>無脊椎動物の摂取量</td><td>0.08</td></tr> <tr> <td>C_{F_i}</td><td>$\frac{\text{Bq}}{\text{g}}$ $\frac{\text{Bq}}{\text{cm}^3}$</td><td>核種 i の魚及び無脊椎動物への濃縮係数</td><td>主な元素の水産物への濃縮係数を以下に示す。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>元素</th><th>魚への濃縮係数</th><th>無脊椎動物への濃縮係数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>U</td><td>2.0×10^0</td><td>6.0×10^1</td></tr> <tr><td>Ra</td><td>5.0×10^1</td><td>2.5×10^2</td></tr> <tr><td>Th</td><td>3.0×10^1</td><td>5.0×10^2</td></tr> <tr><td>Pb</td><td>1.0×10^2</td><td>1.0×10^2</td></tr> <tr><td>Np</td><td>1.0×10^1</td><td>4.0×10^2</td></tr> <tr><td>Am</td><td>2.5×10^1</td><td>1.0×10^3</td></tr> <tr><td>Te</td><td>4.0×10^2</td><td>1.0×10^5</td></tr> <tr><td>Cs</td><td>2.0×10^3</td><td>1.0×10^2</td></tr> <tr><td>Nb</td><td>3.0×10^4</td><td>1.0×10^2</td></tr> </tbody> </table> </td><td></td></tr> </tbody> </table>				記号	単位	パラメータ	数値	M_F	g／日	魚の摂取量	<u>3.84</u>	M_c	g／日	無脊椎動物の摂取量	0.08	C_{F_i}	$\frac{\text{Bq}}{\text{g}}$ $\frac{\text{Bq}}{\text{cm}^3}$	核種 i の魚及び無脊椎動物への濃縮係数	主な元素の水産物への濃縮係数を以下に示す。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>元素</th><th>魚への濃縮係数</th><th>無脊椎動物への濃縮係数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>U</td><td>2.0×10^0</td><td>6.0×10^1</td></tr> <tr><td>Ra</td><td>5.0×10^1</td><td>2.5×10^2</td></tr> <tr><td>Th</td><td>3.0×10^1</td><td>5.0×10^2</td></tr> <tr><td>Pb</td><td>1.0×10^2</td><td>1.0×10^2</td></tr> <tr><td>Np</td><td>1.0×10^1</td><td>4.0×10^2</td></tr> <tr><td>Am</td><td>2.5×10^1</td><td>1.0×10^3</td></tr> <tr><td>Te</td><td>4.0×10^2</td><td>1.0×10^5</td></tr> <tr><td>Cs</td><td>2.0×10^3</td><td>1.0×10^2</td></tr> <tr><td>Nb</td><td>3.0×10^4</td><td>1.0×10^2</td></tr> </tbody> </table>	元素	魚への濃縮係数	無脊椎動物への濃縮係数	U	2.0×10^0	6.0×10^1	Ra	5.0×10^1	2.5×10^2	Th	3.0×10^1	5.0×10^2	Pb	1.0×10^2	1.0×10^2	Np	1.0×10^1	4.0×10^2	Am	2.5×10^1	1.0×10^3	Te	4.0×10^2	1.0×10^5	Cs	2.0×10^3	1.0×10^2	Nb	3.0×10^4	1.0×10^2		
記号	単位	パラメータ	数値																																																
M_F	g／日	魚の摂取量	<u>3.84</u>																																																
M_c	g／日	無脊椎動物の摂取量	0.08																																																
C_{F_i}	$\frac{\text{Bq}}{\text{g}}$ $\frac{\text{Bq}}{\text{cm}^3}$	核種 i の魚及び無脊椎動物への濃縮係数	主な元素の水産物への濃縮係数を以下に示す。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>元素</th><th>魚への濃縮係数</th><th>無脊椎動物への濃縮係数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>U</td><td>2.0×10^0</td><td>6.0×10^1</td></tr> <tr><td>Ra</td><td>5.0×10^1</td><td>2.5×10^2</td></tr> <tr><td>Th</td><td>3.0×10^1</td><td>5.0×10^2</td></tr> <tr><td>Pb</td><td>1.0×10^2</td><td>1.0×10^2</td></tr> <tr><td>Np</td><td>1.0×10^1</td><td>4.0×10^2</td></tr> <tr><td>Am</td><td>2.5×10^1</td><td>1.0×10^3</td></tr> <tr><td>Te</td><td>4.0×10^2</td><td>1.0×10^5</td></tr> <tr><td>Cs</td><td>2.0×10^3</td><td>1.0×10^2</td></tr> <tr><td>Nb</td><td>3.0×10^4</td><td>1.0×10^2</td></tr> </tbody> </table>	元素	魚への濃縮係数	無脊椎動物への濃縮係数	U	2.0×10^0	6.0×10^1	Ra	5.0×10^1	2.5×10^2	Th	3.0×10^1	5.0×10^2	Pb	1.0×10^2	1.0×10^2	Np	1.0×10^1	4.0×10^2	Am	2.5×10^1	1.0×10^3	Te	4.0×10^2	1.0×10^5	Cs	2.0×10^3	1.0×10^2	Nb	3.0×10^4	1.0×10^2																		
元素	魚への濃縮係数	無脊椎動物への濃縮係数																																																	
U	2.0×10^0	6.0×10^1																																																	
Ra	5.0×10^1	2.5×10^2																																																	
Th	3.0×10^1	5.0×10^2																																																	
Pb	1.0×10^2	1.0×10^2																																																	
Np	1.0×10^1	4.0×10^2																																																	
Am	2.5×10^1	1.0×10^3																																																	
Te	4.0×10^2	1.0×10^5																																																	
Cs	2.0×10^3	1.0×10^2																																																	
Nb	3.0×10^4	1.0×10^2																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th><th>単位</th><th>パラメータ</th><th>数値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>M_F</td><td>g／日</td><td>魚の摂取量</td><td><u>3.76</u></td></tr> <tr> <td>M_c</td><td>g／日</td><td>無脊椎動物の摂取量</td><td>0.08</td></tr> <tr> <td>C_{F_i}</td><td>$\frac{\text{Bq}}{\text{g}}$ $\frac{\text{Bq}}{\text{cm}^3}$</td><td>核種 i の魚及び無脊椎動物への濃縮係数</td><td>主な元素の水産物への濃縮係数を以下に示す。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>元素</th><th>魚への濃縮係数</th><th>無脊椎動物への濃縮係数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>U</td><td>2.0×10^0</td><td>6.0×10^1</td></tr> <tr><td>Ra</td><td>5.0×10^1</td><td>2.5×10^2</td></tr> <tr><td>Th</td><td>3.0×10^1</td><td>5.0×10^2</td></tr> <tr><td>Pb</td><td>1.0×10^2</td><td>1.0×10^2</td></tr> <tr><td>Np</td><td>1.0×10^1</td><td>4.0×10^2</td></tr> <tr><td>Am</td><td>2.5×10^1</td><td>1.0×10^3</td></tr> <tr><td>Te</td><td>4.0×10^2</td><td>1.0×10^5</td></tr> <tr><td>Cs</td><td>2.0×10^3</td><td>1.0×10^2</td></tr> <tr><td>Nb</td><td>3.0×10^4</td><td>1.0×10^2</td></tr> </tbody> </table> </td><td></td></tr> </tbody> </table>				記号	単位	パラメータ	数値	M_F	g／日	魚の摂取量	<u>3.76</u>	M_c	g／日	無脊椎動物の摂取量	0.08	C_{F_i}	$\frac{\text{Bq}}{\text{g}}$ $\frac{\text{Bq}}{\text{cm}^3}$	核種 i の魚及び無脊椎動物への濃縮係数	主な元素の水産物への濃縮係数を以下に示す。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>元素</th><th>魚への濃縮係数</th><th>無脊椎動物への濃縮係数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>U</td><td>2.0×10^0</td><td>6.0×10^1</td></tr> <tr><td>Ra</td><td>5.0×10^1</td><td>2.5×10^2</td></tr> <tr><td>Th</td><td>3.0×10^1</td><td>5.0×10^2</td></tr> <tr><td>Pb</td><td>1.0×10^2</td><td>1.0×10^2</td></tr> <tr><td>Np</td><td>1.0×10^1</td><td>4.0×10^2</td></tr> <tr><td>Am</td><td>2.5×10^1</td><td>1.0×10^3</td></tr> <tr><td>Te</td><td>4.0×10^2</td><td>1.0×10^5</td></tr> <tr><td>Cs</td><td>2.0×10^3</td><td>1.0×10^2</td></tr> <tr><td>Nb</td><td>3.0×10^4</td><td>1.0×10^2</td></tr> </tbody> </table>	元素	魚への濃縮係数	無脊椎動物への濃縮係数	U	2.0×10^0	6.0×10^1	Ra	5.0×10^1	2.5×10^2	Th	3.0×10^1	5.0×10^2	Pb	1.0×10^2	1.0×10^2	Np	1.0×10^1	4.0×10^2	Am	2.5×10^1	1.0×10^3	Te	4.0×10^2	1.0×10^5	Cs	2.0×10^3	1.0×10^2	Nb	3.0×10^4	1.0×10^2		
記号	単位	パラメータ	数値																																																
M_F	g／日	魚の摂取量	<u>3.76</u>																																																
M_c	g／日	無脊椎動物の摂取量	0.08																																																
C_{F_i}	$\frac{\text{Bq}}{\text{g}}$ $\frac{\text{Bq}}{\text{cm}^3}$	核種 i の魚及び無脊椎動物への濃縮係数	主な元素の水産物への濃縮係数を以下に示す。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>元素</th><th>魚への濃縮係数</th><th>無脊椎動物への濃縮係数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>U</td><td>2.0×10^0</td><td>6.0×10^1</td></tr> <tr><td>Ra</td><td>5.0×10^1</td><td>2.5×10^2</td></tr> <tr><td>Th</td><td>3.0×10^1</td><td>5.0×10^2</td></tr> <tr><td>Pb</td><td>1.0×10^2</td><td>1.0×10^2</td></tr> <tr><td>Np</td><td>1.0×10^1</td><td>4.0×10^2</td></tr> <tr><td>Am</td><td>2.5×10^1</td><td>1.0×10^3</td></tr> <tr><td>Te</td><td>4.0×10^2</td><td>1.0×10^5</td></tr> <tr><td>Cs</td><td>2.0×10^3</td><td>1.0×10^2</td></tr> <tr><td>Nb</td><td>3.0×10^4</td><td>1.0×10^2</td></tr> </tbody> </table>	元素	魚への濃縮係数	無脊椎動物への濃縮係数	U	2.0×10^0	6.0×10^1	Ra	5.0×10^1	2.5×10^2	Th	3.0×10^1	5.0×10^2	Pb	1.0×10^2	1.0×10^2	Np	1.0×10^1	4.0×10^2	Am	2.5×10^1	1.0×10^3	Te	4.0×10^2	1.0×10^5	Cs	2.0×10^3	1.0×10^2	Nb	3.0×10^4	1.0×10^2																		
元素	魚への濃縮係数	無脊椎動物への濃縮係数																																																	
U	2.0×10^0	6.0×10^1																																																	
Ra	5.0×10^1	2.5×10^2																																																	
Th	3.0×10^1	5.0×10^2																																																	
Pb	1.0×10^2	1.0×10^2																																																	
Np	1.0×10^1	4.0×10^2																																																	
Am	2.5×10^1	1.0×10^3																																																	
Te	4.0×10^2	1.0×10^5																																																	
Cs	2.0×10^3	1.0×10^2																																																	
Nb	3.0×10^4	1.0×10^2																																																	
4.3 評価結果				4.3 評価結果																																															
各使用施設の食物摂取による一般公衆の実効線量を次表に示す。				各使用施設の食物摂取による一般公衆の実効線量を次表に示す。																																															
評価対象施設	農・畜産物の摂取による一般公衆の実効線量		水産物の摂取による一般公衆の実効線量		評価対象施設	農・畜産物の摂取による一般公衆の実効線量		水産物の摂取による一般公衆の実効線量																																											
	米の摂取による実効線量 (mSv /年)	葉菜の摂取による実効線量 (mSv /年)	魚の摂取による実効線量 (mSv /年)	無脊椎動物の摂取による実効線量 (mSv /年)		米の摂取による実効線量 (mSv /年)	葉菜の摂取による実効線量 (mSv /年)	魚の摂取による実効線量 (mSv /年)	無脊椎動物の摂取による実効線量 (mSv /年)																																										
製鍊転換施設	<u>5.9×10^{-6}</u>	<u>7.9×10^{-9}</u>	<u>5.0×10^{-5}</u>	<u>9.2×10^{-6}</u>	製鍊転換施設	<u>5.7×10^{-6}</u>	<u>8.2×10^{-9}</u>	<u>4.9×10^{-5}</u>	<u>9.2×10^{-6}</u>																																										
濃縮工学施設	<u>8.5×10^{-5}</u>	<u>1.9×10^{-6}</u>	<u>5.8×10^{-6}</u>	<u>3.4×10^{-6}</u>	濃縮工学施設	<u>7.8×10^{-5}</u>	<u>1.8×10^{-6}</u>	<u>5.7×10^{-6}</u>	<u>3.4×10^{-6}</u>																																										
廃棄物処理施設	<u>7.4×10^{-5}</u>	<u>1.7×10^{-6}</u>	<u>4.7×10^{-11}</u>	<u>1.2×10^{-11}</u>	廃棄物処理施設	<u>7.1×10^{-5}</u>	<u>1.7×10^{-6}</u>	<u>4.6×10^{-11}</u>	<u>1.2×10^{-11}</u>																																										
合計	<u>1.7×10^{-4}</u>		<u>6.9×10^{-5}</u>		合計	<u>1.6×10^{-4}</u>		<u>6.8×10^{-5}</u>																																											

変更箇所を 又は  で示す。

変更前	変更後	変更の理由
<p>4.4 参考文献</p> <p>(1) 原子力安全委員会「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」 平成 23 年 3 月 10 日改訂</p> <p>(2) 厚生労働省 「国民健康・栄養調査報告」(平成 24 年～平成 28 年の 5 年間分)</p> <p>(3) U.S.NRC "Calculation of Annual Doses to Man from Routine Releases of Reactor Effluents for the Purpose of Evaluating Compliance with 10 CFR Part 50, Appendix I "Regulatory Guide 1. 109, October 1977</p> <p>(4) U.S.NRC "Calculation of Annual Doses to Man from Routine Releases of Reactor Effluents for the Purpose of Evaluating Compliance with 10 CFR Part 50, Appendix I " Regulatory Guide 1. 109 (For Comment), March 1976</p> <p>(5) 岡山県総合政策局統計調査課編 「岡山県統計年報」(平成 24 年～平成 28 年の 5 年間分)</p> <p>(6) 中国四国農政局統計部統計企画課編 「平成 28 年～29 年岡山農林水産統計年報」平成 30 年 3 月</p> <p>(7) 総務省統計局 平成 27 年国勢調査（人口等基本集計）結果</p>	<p>4.4 参考文献</p> <p>(1) 原子力安全委員会「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」 平成 23 年 3 月 10 日改訂</p> <p>(2) 厚生労働省<u>健康局健康課栄養指導室</u>「国民健康・栄養調査報告」(平成 25 年～平成 29 年の 5 年間分)</p> <p>(3) U.S.NRC "Calculation of Annual Doses to Man from Routine Releases of Reactor Effluents for the Purpose of Evaluating Compliance with 10 CFR Part 50, Appendix I "Regulatory Guide 1. 109, October 1977</p> <p>(4) U.S.NRC "Calculation of Annual Doses to Man from Routine Releases of Reactor Effluents for the Purpose of Evaluating Compliance with 10 CFR Part 50, Appendix I " Regulatory Guide 1. 109 (For Comment), March 1976</p> <p>(5) 岡山県総合政策局統計分析課編 「岡山県統計年報」(平成 25 年～平成 29 年の 5 年間分)</p> <p>(6) 中国四国農政局統計部統計企画課編 「中国農林水産統計年報」(平成 25 年～平成 29 年の 5 年間分)</p> <p>(7) 総務省統計局 平成 27 年国勢調査（人口等基本集計）結果</p>	<p>文献(2)の H25～H29 の各年の中国地区の米、野菜（緑黄色野菜とその他野菜）の摂取量の見直し (1)-3)</p> <p>文献(5)の H25～H29 の各年の鏡野町の米の栽培密度の見直し (1)-3)</p> <p>文献(6)の H25～H29 の各年の岡山県の内水産漁業の漁獲量の見直し (1)-3)</p>

変更前	変更後	変更の理由																								
<p>5. センター全体での実効線量評価</p> <p>人形峠環境技術センターの各使用施設からの直接γ線及びスカイシヤインγ線による実効線量、気体廃棄物の吸入摂取による実効線量、液体廃棄物の飲用摂取による実効線量、農・畜産物の摂取による実効線量及び水産物の摂取による実効線量は、次表に示すとおりである。</p> <p>その他の経路による実効線量は十分小さく、これを考慮しても、実効線量の合計は 7.6×10^{-2}mSv/年となり、線量告示に定められた周辺監視区域外の線量限度である $1\text{mSv}/\text{y}$を十分下回っている。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>直接γ線及びスカイシヤインγ線による実効線量</td><td>3.5×10^{-2} mSv/年</td></tr> <tr> <td>気体廃棄物の吸入摂取による実効線量評価</td><td>1.7×10^{-3} mSv/年</td></tr> <tr> <td>液体廃棄物の飲用摂取による実効線量評価</td><td>3.9×10^{-2} mSv/年</td></tr> <tr> <td>農・畜産物の摂取による実効線量評価</td><td>1.7×10^{-4} mSv/年</td></tr> <tr> <td>水産物の摂取による実効線量評価</td><td>6.9×10^{-5} mSv/年</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>7.6×10^{-2} mSv/年</td></tr> </tbody> </table> <p>また、使用施設として前述の4施設の他に解体物管理施設があるが、この施設は核燃料物質の取扱量がないことから、評価に係る値は無視できるほど小さい。</p> <p>なお、周辺監視区域を共有する加工施設^{*1}に起因する実効線量を考慮しても、1.4×10^{-1} mSv/yであり、一般公衆の実効線量は、法令で定める周辺監視区域外の線量限度に比べて小さい。</p>	直接 γ 線及びスカイシヤイン γ 線による実効線量	3.5×10^{-2} mSv/年	気体廃棄物の吸入摂取による実効線量評価	1.7×10^{-3} mSv/年	液体廃棄物の飲用摂取による実効線量評価	3.9×10^{-2} mSv/年	農・畜産物の摂取による実効線量評価	1.7×10^{-4} mSv/年	水産物の摂取による実効線量評価	6.9×10^{-5} mSv/年	合 計	7.6×10^{-2} mSv/年	<p>5. センター全体での実効線量評価</p> <p>人形峠環境技術センターの各使用施設からの直接γ線及びスカイシヤインγ線による実効線量、気体廃棄物の吸入摂取による実効線量、液体廃棄物の飲用摂取による実効線量、農・畜産物の摂取による実効線量及び水産物の摂取による実効線量は、次表に示すとおりである。</p> <p>その他の経路による実効線量は十分小さく、これを考慮しても、実効線量の合計は 7.6×10^{-2}mSv/年となり、線量告示に定められた周辺監視区域外の線量限度である $1\text{mSv}/\text{年}$を十分下回っている。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>直接γ線及びスカイシヤインγ線による実効線量</td><td>3.5×10^{-2} mSv/年</td></tr> <tr> <td>気体廃棄物の吸入摂取による実効線量評価</td><td>1.7×10^{-3} mSv/年</td></tr> <tr> <td>液体廃棄物の飲用摂取による実効線量評価</td><td>3.9×10^{-2} mSv/年</td></tr> <tr> <td>農・畜産物の摂取による実効線量評価</td><td>1.6×10^{-4} mSv/年</td></tr> <tr> <td>水産物の摂取による実効線量評価</td><td>6.8×10^{-5} mSv/年</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>7.6×10^{-2} mSv/年</td></tr> </tbody> </table> <p>また、使用施設として前述の4施設の他に解体物管理施設があるが、この施設は核燃料物質の取扱量がないことから、評価に係る値は無視できるほど小さい。</p> <p>なお、周辺監視区域を共有する加工施設^{*1}に起因する実効線量を考慮しても、1.4×10^{-1} mSv/年であり、一般公衆の実効線量は、法令で定める周辺監視区域外の線量限度に比べて小さい。</p>	直接 γ 線及びスカイシヤイン γ 線による実効線量	3.5×10^{-2} mSv/年	気体廃棄物の吸入摂取による実効線量評価	1.7×10^{-3} mSv/年	液体廃棄物の飲用摂取による実効線量評価	3.9×10^{-2} mSv/年	農・畜産物の摂取による実効線量評価	1.6×10^{-4} mSv/年	水産物の摂取による実効線量評価	6.8×10^{-5} mSv/年	合 計	7.6×10^{-2} mSv/年	<p>記載の適正化を図るため（表記の見直し） (1)-6)</p> <p>線量評価の見直し（パラメータの変更及び濃縮工学施設のウラン濃縮試験の終了に伴い、気体廃棄物の放出量の減少） (1)-2)</p> <p>記載の適正化を図るため（表記の見直し） (1)-6)</p>
直接 γ 線及びスカイシヤイン γ 線による実効線量	3.5×10^{-2} mSv/年																									
気体廃棄物の吸入摂取による実効線量評価	1.7×10^{-3} mSv/年																									
液体廃棄物の飲用摂取による実効線量評価	3.9×10^{-2} mSv/年																									
農・畜産物の摂取による実効線量評価	1.7×10^{-4} mSv/年																									
水産物の摂取による実効線量評価	6.9×10^{-5} mSv/年																									
合 計	7.6×10^{-2} mSv/年																									
直接 γ 線及びスカイシヤイン γ 線による実効線量	3.5×10^{-2} mSv/年																									
気体廃棄物の吸入摂取による実効線量評価	1.7×10^{-3} mSv/年																									
液体廃棄物の飲用摂取による実効線量評価	3.9×10^{-2} mSv/年																									
農・畜産物の摂取による実効線量評価	1.6×10^{-4} mSv/年																									
水産物の摂取による実効線量評価	6.8×10^{-5} mSv/年																									
合 計	7.6×10^{-2} mSv/年																									
<p>(2) 施設編</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 施設編</p> <p>(変更なし)</p>																									

変更箇所を_____又は~~_____~~で示す。

変更前	変更後	変更の理由
<p>添付書類-2</p> <p>変更後における想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に応ずる災害防止の措置に関する説明書</p>	<p>添付書類-2</p> <p>変更後における想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に応ずる災害防止の措置に関する説明書</p>	

変更箇所を_____又は~~□~~で示す。

変更前	変更後	変更の理由								
<p>人形峠環境技術センター内の各施設における想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に応ずる災害防止の措置に関する説明書を、下記の別冊に示す。</p> <table border="1"><thead><tr><th>施 設 名</th><th>別冊番号</th></tr></thead><tbody><tr><td>濃縮工学施設</td><td>別冊 2</td></tr><tr><td>廃棄物処理施設</td><td>別冊 3</td></tr><tr><td>製錬転換施設</td><td>別冊 4</td></tr></tbody></table>	施 設 名	別冊番号	濃縮工学施設	別冊 2	廃棄物処理施設	別冊 3	製錬転換施設	別冊 4	(変更なし)	
施 設 名	別冊番号									
濃縮工学施設	別冊 2									
廃棄物処理施設	別冊 3									
製錬転換施設	別冊 4									

変更箇所を
又は△△△△△で示す。

変更前	変更後	変更の理由
<p>添付書類－3</p> <p>変更に係る核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書</p>	<p>添付書類－3</p> <p>変更に係る核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書</p>	

	変更前	変更後	変更の理由
組織	<p>人形峠環境技術センター（以下「センター」という。）の核燃料物質の使用等における安全の確保は、以下の組織により行う。組織図を図－1に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長は、使用施設等に係る保安を総理する。 ・統括監査の職は、使用施設等の品質保証活動に係る内部監査の業務を行う。 ・管理責任者は、使用施設等の品質保証活動に関する業務の責任者として、品質保証活動に必要なプロセスの確立、実施及び維持に係る業務、理事長への品質保証活動の実施状況及び改善の必要性に係る報告並びに使用施設等の安全確保に対する認識の高揚に係る業務を行う。なお、管理責任者は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長、センターにおいては副所長（技術担当）とする。 ・安全・核セキュリティ統括部長は、使用施設等の本部の品質保証活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。 ・所長は、センターにおける使用施設等に係る保安を統括する。 ・中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問により使用施設等に係る保安を審議する。 ・業務品質保証推進委員会は、使用施設等に係る品質保証活動に係る事項について審議する。 ・安全審査委員会は、所長の諮問により使用施設等に係る保安を審議する。 ・核燃料取扱主務者は、使用施設等に係る保安のために必要な指示又は勧告を行う。 ・副所長（技術担当）は、計画管理室の所掌する業務を統括する。 ・副所長（事務担当）は、総務課及び安全管理課の所掌する業務を統括する。 ・環境保全技術開発部長は、施設管理課、設備処理課及び処理技術開発課の所掌する業務を統括する。 ・安全管理課は、使用施設等及び従業員に係る放射線管理及び安全管理に係る業務（放射線管理設備の運転・保守を含む。）、センターにおける使用施設等の品質保証活動の推進の事務に係る業務、安全審査委員会及び業務品質保証推進委員会の庶務並びに非常事態の体制の整備に係る業務を行う。 	(削除)	記載の適正化を図るため（記載場所を添付書類-4に変更） (1)-(6)

変更箇所を_____又は_____で示す。

	変更前	変更後	変更の理由
組織	<p>・計画管理室は、使用施設等の事業計画に係る業務を行う。</p> <p>・総務課は、周辺監視区域の警備、出入管理及びこれらの設備の管理並びに非常事態の通報連絡に係る業務を行う。</p> <p>・施設管理課は、核燃料物質等の使用及び貯蔵並びに設備の運転・保守に係る業務（他課の所掌する業務を除く。）、放射性廃棄物の保管に係る業務、撤去機器（他課の所掌する業務を除く。）の保管に係る業務等を行う。</p> <p>・設備処理課長は、遠心機処理に関する設備の運転・保守及び核燃料物質等の使用に係る業務（他課の所掌する業務を除く。）並びに設備の解体に係る業務を行う。</p>	(削除)	記載の適正化を図るため（記載場所を添付書類-4に変更） (1)-(6)

変更箇所を 又は で示す。

変更前										変更後										変更の理由																																					
技術者確保										技術者確保										記載の適正化を図るため（最新の情報に見直し） (1)-6)																																					
平成31年3月現在におけるセンターの技術者数、業務従事年数を以下に示す。 ① 技術者数 技術者数は、75名であり、その専攻別内訳を以下に示す。										令和3年8月現在におけるセンターの技術者数、業務従事年数を以下に示す。 ① 技術者数 技術者数は、73名であり、その専攻別内訳を以下に示す。																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>専門</th><th>物理・地学</th><th>化学</th><th>原子力</th><th>電気・電子</th><th>機械</th><th>金属</th><th>その他</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術者数(人)</td><td>7</td><td>12</td><td>2</td><td>25</td><td>19</td><td>3</td><td>7</td><td>75</td></tr> </tbody> </table>										専門	物理・地学	化学	原子力	電気・電子	機械	金属	その他	合計	技術者数(人)	7	12	2	25	19	3	7	75	<table border="1"> <thead> <tr> <th>専門</th><th>物理・地学</th><th>化学</th><th>原子力</th><th>電気・電子</th><th>機械</th><th>金属</th><th>その他</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術者数(人)</td><td>9</td><td>14</td><td>2</td><td>20</td><td>18</td><td>1</td><td>9</td><td>73</td></tr> </tbody> </table>												専門	物理・地学	化学	原子力	電気・電子	機械	金属	その他	合計	技術者数(人)	9	14	2	20	18	1	9	73
専門	物理・地学	化学	原子力	電気・電子	機械	金属	その他	合計																																																	
技術者数(人)	7	12	2	25	19	3	7	75																																																	
専門	物理・地学	化学	原子力	電気・電子	機械	金属	その他	合計																																																	
技術者数(人)	9	14	2	20	18	1	9	73																																																	
② 業務従事年数 技術者数の業務従事年数を以下に示す。										② 業務従事年数 技術者数の業務従事年数を以下に示す。																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務従事年</th><th>5年未満</th><th>5年以上10年未満</th><th>10年以上</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術者数(人)</td><td>6</td><td>8</td><td>61</td><td>75</td></tr> </tbody> </table>										業務従事年	5年未満	5年以上10年未満	10年以上	合計	技術者数(人)	6	8	61	75	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務従事年</th><th>5年未満</th><th>5年以上10年未満</th><th>10年以上</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術者数(人)</td><td>16</td><td>5</td><td>52</td><td>73</td></tr> </tbody> </table>																			業務従事年	5年未満	5年以上10年未満	10年以上	合計	技術者数(人)	16	5	52	73									
業務従事年	5年未満	5年以上10年未満	10年以上	合計																																																					
技術者数(人)	6	8	61	75																																																					
業務従事年	5年未満	5年以上10年未満	10年以上	合計																																																					
技術者数(人)	16	5	52	73																																																					
〔機構(動力炉・核燃料開発事業団、核燃料サイクル開発機構及び日本原子力研究所を含む。)入社時から起算〕										〔機構(動力炉・核燃料開発事業団、核燃料サイクル開発機構及び日本原子力研究所を含む。)入社時から起算〕																																															
経験	(略)									経験	(変更なし)									記載の適正化を図るため（品質マネジメント活動に関する事項は、添付書類-4に記載するため） (1)-6)																																					
品質保証活動	人形峠環境技術センターの核燃料物質使用施設については、保安活動を適切に実施するため、保安活動の計画の策定、実施、評価及び継続的な改善を実施し、維持しており、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善することによって、原子力安全等を達成・維持・向上するため、設備機器の更新・改造等に伴う設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動を実施している。									(削除)										記載の適正化を図るため（保安規定と整合を図るため） (1)-6)																																					
保安・教育訓練	核燃料物質等の使用等に従事する者に対し、関係法令、使用施設等の構造、放射線管理、核燃料物質等の取扱い、非常の場合に採るべき処置、品質保証等について必要な教育・訓練を計画的に実施することにより、専門知識及び技術的能力の維持・向上を図る。									保安・教育訓練	核燃料物質等の使用等に従事する者に対し、関係法令、使用施設等の構造、放射線管理、核燃料物質等の取扱い、非常の場合に講すべき処置、品質マネジメント等について必要な教育・訓練を計画的に実施することにより、専門知識及び技術的能力の維持・向上を図る。										記載の適正化を図るため（最新の情報に見直し） (1)-6)																																				
有資格者等	国家試験有資格者数 平成31年3月現在における人形峠環境技術センターの技術者のうち国家試験有資格者数を以下に示す。									有資格者等	国家試験有資格者数 令和3年8月現在における人形峠環境技術センターの技術者のうち国家試験有資格者数を以下に示す。										記載の適正化を図るため（最新の情報に見直し） (1)-6)																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格名称</th><th>有資格者数(人)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>核燃料取扱主任者</td><td>4</td></tr> <tr> <td>放射線取扱主任者（第1種）</td><td>11</td></tr> </tbody> </table>									資格名称	有資格者数(人)	核燃料取扱主任者	4	放射線取扱主任者（第1種）	11		<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格名称</th><th>有資格者数(人)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>核燃料取扱主任者</td><td>3</td></tr> <tr> <td>放射線取扱主任者（第1種）</td><td>8</td></tr> </tbody> </table>											資格名称	有資格者数(人)	核燃料取扱主任者	3	放射線取扱主任者（第1種）	8																								
資格名称	有資格者数(人)																																																								
核燃料取扱主任者	4																																																								
放射線取扱主任者（第1種）	11																																																								
資格名称	有資格者数(人)																																																								
核燃料取扱主任者	3																																																								
放射線取扱主任者（第1種）	8																																																								

変更箇所を _____ 又は _____ で示す。

	変更前	変更後	変更の理由
組織図	<pre> graph TD Director[理事長] --- GeneralAudit[統括監査の職] Director --- HeadOfSafety[本部(監査プロセスを除く。)の管理責任者 (安全・核セキュリティ統括部長)] Director --- HeadOfAudit[監査プロセスの管理責任者 (統括監査の職)] HeadOfSafety --- HeadOfNuclear[安全・核セキュリティ統括部長] HeadOfNuclear --- CentralCommittee[中央安全審査・品質保証委員会] Manager[所長] --- ManagerOfSafety[センターの管理責任者 (副所長(技術担当))] Manager --- SafetyCommittee[業務品質保証推進委員会] Manager --- NuclearManager[核燃料取扱主務者] NuclearManager --- NuclearOperations[・製鍊転換施設担当 ・濃縮工学施設担当 ・廃棄物処理施設担当 ・開発試験棟担当 ・解体物管理施設担当] HeadOfTech[環境保全技術開発部長] --- HeadOfTech HeadOfTech --- ManagerOfTech[副所長(事務担当)] HeadOfTech --- ManagerOfTech[副所長(技術担当)] ManagerOfTech --- HeadOfProcurement[処理技術開発課長] ManagerOfTech --- HeadOfEquipment[設備処理課長] ManagerOfTech --- HeadOfFacilities[施設管理課長] ManagerOfTech --- HeadOfSafety[安全管理課長] ManagerOfTech --- HeadOfGeneral[総務課長] ManagerOfTech --- HeadOfPlanning[計画管理室長] </pre> <p>図-1 組織図</p>	(削除)	<p>記載の適正化を図るため（記載場所を添付書類-4に変更） (1)-(6)</p>

変更箇所を_____又は~~_____~~で示す。

変更前	変更後	変更の理由
(新規)	<p>添付書類-4</p> <p>変更後における使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書</p>	法令改正に伴う添付書類の追加 (1)-5)

変更箇所を _____ 又は _____ で示す。

変更前	変更後	変更の理由
(新規)	<p><u>1. 保安活動における品質管理に必要な体制</u> <u>人形峠環境技術センターにおける核燃料物質等の使用施設等における保安活動については、核燃料物質使用施設保安規定（以下「保安規定」という。）に基づき、使用施設等に係る安全の確保・維持・向上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的な改善を行っている。</u> <u>組織図を図-1に示す。</u></p> <p><u>2. 設計及び運転等に係る品質マネジメント活動</u></p> <p><u>(1) 品質マネジメント活動の確立と実施</u> <u>人形峠環境技術センターでは、使用施設等の安全性及び信頼性の確保を最優先事項と位置付け、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」に適合するように策定した保安規定に定める品質マネジメント計画並びに「人形峠環境技術センター核燃料物質使用施設品質マネジメント計画書」（以下「品質マネジメント計画書」という。）に基づき、使用施設等の安全に係る品質マネジメントシステム（安全文化を育成及び維持するための活動を含む。）を確立し、文書化し、実施し、維持するとともに、その有効性について継続的に改善する。</u></p> <p><u>(2) 品質マネジメント体制及び役割分担</u> <u>人形峠環境技術センターでは、保安規定に基づく保安管理組織に従い、理事長をトップマネジメントとした品質マネジメント体制の下、以下のように品質マネジメント活動を実施する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>組織</u></p> <p><u>人形峠環境技術センター（以下「センター」という。）の核燃料物質の使用等における安全の確保は、以下の組織により行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・理事長は、使用施設等に係る保安を総理する。</u> <u>・統括監査の職は、使用施設等の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。</u> <u>・管理責任者は、「10. 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設（以下「使用施設等」という。）の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 5.5.2 管理責任者」の業務を行う。</u> <u>・安全・核セキュリティ統括部長は、使用施設等の本部の品質マネジメント活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</u> <u>・契約部長は、本部における使用施設等に関する調達の契約に係る業務を行う。</u> <u>・センター担当理事は、理事長を補佐し、センターにおける使用施設等に係る保安を統理する。</u> 	<p><u>法令改正に伴う添付書類の追加</u> <u>(1)-5)</u></p> <p><u>記載の適正化を図るため（記載場所を添付書類-3から変更、保安規定と整合を図るため）</u> <u>(1)-6)</u></p>

変更前	変更後	変更の理由
(新規)	<p>・所長は、センターにおける使用施設等に係る保安を統括する。</p> <p>・中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問により使用施設等に係る保安を審議する。</p> <p>・業務品質保証推進委員会は、使用施設等に係る品質マネジメント活動に係る事項について審議する。</p> <p>・安全審査委員会は、所長の諮問により使用施設等に係る保安を審議する。</p> <p>・独立検査委員会は、事業者が行う使用前検査（溶接検査を含む。）及び施設管理に関する定期的な検査を行う。</p> <p>・核燃料取扱主務者は、使用施設等に係る保安のために必要な指示又は勧告を行う。</p> <p>・副所長（技術担当）は、安全管理課長及び保安・技術管理課長の所掌する業務を統括する。</p> <p>・副所長（事務担当）は、計画管理室長及び調達課長の所掌する業務を統括する。</p> <p>・廃止措置・技術開発部長は、施設管理課長及び廃止措置推進課長の所掌する業務を統括する。</p> <p>・安全管理課長は、使用施設等及び従業員に係る放射線管理（環境放射線モニタリングを含む。）及び安全管理に係る業務（放射線管理設備の運転・保守を含む。）、センターにおける使用施設等の品質マネジメント活動（安全文化の育成、維持及び関係法令等の遵守のための活動を含む。）の推進の事務に係る業務並びに安全審査委員会、業務品質保証推進委員会及び独立検査委員会の庶務に係る業務を行う。</p> <p>・計画管理室長は、使用施設等の事業計画に係る業務を行う。</p> <p>・保安・技術管理課長は、非常事態の通報連絡及び体制の整備に係る業務、周辺監視区域の管理に係る業務、センターにおいて火災が発生した場合における消防機関への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動のための体制の整備に係る業務を行う。</p> <p>・調達課長は、センターにおける使用施設等に関する調達の契約に係る業務を行う。</p> <p>・施設管理課長は、核燃料物質等の使用及び貯蔵並びに設備の運転・保守に係る業務（廃止措置推進課長及び安全管理課長の所掌する業務を除く。）、放射性廃棄物の保管に係る業務、撤去機器（遠心分離機を除く。）の保管に係る業務、許認可申請に係る全体工程管理に係る業務並びに廃止措置・技術開発部の他の課長の所掌に属さない業務を行う。</p> <p>・廃止措置推進課長は、遠心機処理に関する設備の運転・保守及び核燃料物質等の使用に係る業務（施設管理課長の所掌する業務を除く。）、設備の解体に係る業務及び核燃料物質等の分析に係る業務を行う。</p>	記載の適正化を図るため（記載場所を添付書類-3から変更、保安規定と整合を図るため） (1)-6)

変更箇所を
又は△で示す。

変更前	変更後	変更の理由
<p>(新規)</p> <p>組織図</p> <pre> graph TD GM[理 事 長] --- IM[統括監査の職] GM --- SNSGM[監査プロセスの管理責任者 (安全・核セキュリティ統括部長)] GM --- CSBQK[中央安全審査・品質保証委員会] GM --- SNSGM[安全・核セキュリティ統括部長] GM --- CM[契約部長] IM --- HETC[人形峠環境技術センター担当理事] HETC --- CM[センターの管理責任者 (人形峠環境技術センター担当理事)] CM --- HETCManager[人形峠環境技術センター所長] HETCManager --- BQPK[業務品質保証推進委員会] HETCManager --- SAC[安全審査委員会] HETCManager --- IIC[独立検査委員会] SNSGM --- NFTM[核燃料取扱主務者] NFTM --- ZLH[・製鍊転換施設担当] NFTM --- NLH[・濃縮工学施設担当] NFTM --- WHH[・廃棄物処理施設担当] HETCManager --- MD[廃止措置・技術開発部長] HETCManager --- DD[副所長(事務担当)] HETCManager --- TD[副所長(技術担当)] MD --- MPPK[廃止措置推進課長] MD --- SMTK[施設管理課長] DD --- TPK[調達課長] DD --- PCK[計画管理室長] TD --- BKTK[保安技術管理課長] TD --- SAK[安全管理課長] </pre>	<p>記載の適正化を図るため(記載場所を添付書類-3から変更、保安規定と整合を図るため)(1)-6)</p>	

図-1 組織図

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
人形峠環境技術センター
核燃料物質使用変更許可申請書

新旧対照表

開発試験棟
(別冊 1)

新旧対照表の変更後の記載は、令和3年1月15日付け申請の箇所を下線付き文字とし、今回の補正箇所を二重下線付き文字とする。
補正箇所は、別冊1-4ページ及び別冊1-10ページの二重下線付き文字、添付-1(1)-3～添付-1(1)-6ページの二重下線付き文字、
添付-1(1)-22ページの二重下線付き文字である。

変更箇所を_____又は<<→>>で示す。

変更前	変更後	変更の理由
<p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質使用変更許可申請書</p> <p>新旧対照表</p> <p>開発試験棟 (別冊 1)</p> <p>本文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別冊 1-1～<u>16</u> 添付書類-1・・・・・・・・・・・・・・・添付-1(1)-1～<u>20</u></p>	<p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質使用変更許可申請書</p> <p>新旧対照表</p> <p>開発試験棟 (別冊 1)</p> <p>本文・・・・・・・・・・・・・・・別冊 1-1～<u>15</u> 添付書類-1・・・・・・・・・・・添付-1(1)-1～<u>25</u></p>	<p>記載の適正化を図る ため (ページ番号の見 直し) (2)-5)</p>

※新旧対照表のページ番号を示す。

変更前	変更後	変更の理由																						
<p>1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (略)</p> <p>2. 使用の目的及び方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>整理番号</th> <th>使用の目的</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)-1 ～ (1)-12</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>整理番号</th> <th>使用の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)-1 ～ (1)-5</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(1)-6</td> <td> 遠心分離機部品材料、解体撤去機器等の物性を調査するための分析を行う。 遠心分離機部品材料、解体撤去機器等の表面の放射性物質及び物性に関する分析を行う。 </td> </tr> </tbody> </table>	整理番号	使用の目的	区分	(1)-1 ～ (1)-12	(略)		整理番号	使用の方法	(1)-1 ～ (1)-5	(略)	(1)-6	遠心分離機部品材料、解体撤去機器等の物性を調査するための分析を行う。 遠心分離機部品材料、解体撤去機器等の表面の放射性物質及び物性に関する分析を行う。	<p>1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (変更なし)</p> <p>2. 使用の目的及び方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>整理番号</th> <th>使用の目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)-1 ～ (1)-12</td> <td>(変更なし)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>整理番号</th> <th>使用の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)-1 ～ (1)-5</td> <td>(変更なし)</td> </tr> <tr> <td>(1)-6</td> <td> 遠心分離機部品材料、解体・撤去機器等の物性を調査するための分析を行う。 (1) 遠心分離機部品材料、解体・撤去機器等の表面の放射性物質及び物性に関する分析を行う。 (2) 濃縮工場施設、製錬転換施設及び開発試験棟における設備・機器を解体撤去して発生した金属、樹脂等の解体物及び遠心機部品材料を試験片として使用する。 (3) 第1分析室の化学フード内のレーザークリーニング装置の容器に試験片を入れ、レーザーを照射する。 (4) レーザーを照射することにより、試験片〔年間最大100個（最大20mgU/個）〕の付着物を剥離し、集塵機及びフィルタに回収する。 (5) 回収した付着物は、樹脂製の試料容器に収納する。 (6) 第2分析室の化学フード内で試料容器及び試験片から分析に必要な試料を採取し、試料を溶解してガラス容器に収納する。 (7) 第1実験室のX線回折装置、第2機器測定室の放射能測定装置又は第3機器測定室の蛍光X線分析装置、誘導結合プラズマ発光分光分析装置及びイオンクロマトグラフを用いて元素組成分析を行う。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>【部屋名称】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1分析室 第2分析室 第1実験室 第2機器測定室 第3機器測定室 <p>【安全対策】</p> <p>① 閉じ込め</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠心分離機部品材料、解体・撤去機器等の試験片を入れる化学フード内のレーザークリーニング装置内部は、真空ポンプで吸引し、負圧にした状態とする。 ・レーザークリーニング装置の真空ポンプの排気は、化学フードの排気口に接続し、放射性物質を除去するためのアルカリスクラバ及び高性能エアフィルタを装備した建屋排気設備により排気する。 ・化学フードは、建屋排気設備に接続して排気することにより室内より負圧にし、開口部の風速を維持する。 ・分析装置からの排気は、高性能エアフィルタを装備した建屋排気設備に接続して排気する。 	整理番号	使用の目的	(1)-1 ～ (1)-12	(変更なし)	整理番号	使用の方法	(1)-1 ～ (1)-5	(変更なし)	(1)-6	遠心分離機部品材料、解体・撤去機器等の物性を調査するための分析を行う。 (1) 遠心分離機部品材料、解体・撤去機器等の表面の放射性物質及び物性に関する分析を行う。 (2) 濃縮工場施設、製錬転換施設及び開発試験棟における設備・機器を解体撤去して発生した金属、樹脂等の解体物及び遠心機部品材料を試験片として使用する。 (3) 第1分析室の化学フード内のレーザークリーニング装置の容器に試験片を入れ、レーザーを照射する。 (4) レーザーを照射することにより、試験片〔年間最大100個（最大20mgU/個）〕の付着物を剥離し、集塵機及びフィルタに回収する。 (5) 回収した付着物は、樹脂製の試料容器に収納する。 (6) 第2分析室の化学フード内で試料容器及び試験片から分析に必要な試料を採取し、試料を溶解してガラス容器に収納する。 (7) 第1実験室のX線回折装置、第2機器測定室の放射能測定装置又は第3機器測定室の蛍光X線分析装置、誘導結合プラズマ発光分光分析装置及びイオンクロマトグラフを用いて元素組成分析を行う。	<p>レーザーを用いた解体・撤去機器等の物性を調査するための分析の方法、部屋名称を追加 (2)-1)-①</p> <p>レーザーを用いた解体・撤去機器等の物性を調査するための分析の安全対策を追加 (2)-1)-①</p>
整理番号	使用の目的	区分																						
(1)-1 ～ (1)-12	(略)																							
整理番号	使用の方法																							
(1)-1 ～ (1)-5	(略)																							
(1)-6	遠心分離機部品材料、解体撤去機器等の物性を調査するための分析を行う。 遠心分離機部品材料、解体撤去機器等の表面の放射性物質及び物性に関する分析を行う。																							
整理番号	使用の目的																							
(1)-1 ～ (1)-12	(変更なし)																							
整理番号	使用の方法																							
(1)-1 ～ (1)-5	(変更なし)																							
(1)-6	遠心分離機部品材料、解体・撤去機器等の物性を調査するための分析を行う。 (1) 遠心分離機部品材料、解体・撤去機器等の表面の放射性物質及び物性に関する分析を行う。 (2) 濃縮工場施設、製錬転換施設及び開発試験棟における設備・機器を解体撤去して発生した金属、樹脂等の解体物及び遠心機部品材料を試験片として使用する。 (3) 第1分析室の化学フード内のレーザークリーニング装置の容器に試験片を入れ、レーザーを照射する。 (4) レーザーを照射することにより、試験片〔年間最大100個（最大20mgU/個）〕の付着物を剥離し、集塵機及びフィルタに回収する。 (5) 回収した付着物は、樹脂製の試料容器に収納する。 (6) 第2分析室の化学フード内で試料容器及び試験片から分析に必要な試料を採取し、試料を溶解してガラス容器に収納する。 (7) 第1実験室のX線回折装置、第2機器測定室の放射能測定装置又は第3機器測定室の蛍光X線分析装置、誘導結合プラズマ発光分光分析装置及びイオンクロマトグラフを用いて元素組成分析を行う。																							

変更前		変更後	変更の理由
2. 使用の目的及び方法（続き）		2. 使用の目的及び方法（続き）	
整理番号	使用の方法	整理番号	使用の方法
(1)-6 の続 き		(1)-6 の続 き	<p><u>【安全対策】</u></p> <p><u>② 遮蔽</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本分析において取り扱う核燃料物質量は少ないことから遮蔽は必要ない。 ・放射線業務従事者の被ばくは、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下「線量告示」という。）」の線量限度以下となるように管理する。 <p><u>③ 火災対策</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・レーザークリーニング装置、X線回折装置、放射能測定装置、蛍光X線分析装置、誘導結合プラズマ発光分光分析装置及びイオンクロマトグラフは、主に金属製の材料で構成する。 ・レーザークリーニング装置、X線回折装置、放射能測定装置、蛍光X線分析装置、誘導結合プラズマ発光分光分析装置及びイオンクロマトグラフの電源部は、絶縁性能の健全性を確認したものを使用する。
(1)-7 ～ (1)-13	(変更なし)	(1)-7 ～ (1)-13	(変更なし)

変更前				変更後				変更の理由
3. 核燃料物質の種類				3. 核燃料物質の種類				
核燃料物質の種類	化合物の名称	主な化学形	性状（物理的形態）	核燃料物質の種類	化合物の名称	主な化学形	性状（物理的形態）	
天然ウラン 鉱石天然ウラン	ウラン 硝酸ウラニル 四フッ化ウラン 八酸化三ウラン 二酸化ウラン 重ウラン酸アンモニウム 重ウラン酸ナトリウム 重ウラン酸マグネシウム 過酸化ウラン	U UO ₂ (NO ₃) ₂ UF ₄ U ₃ O ₈ UO ₂ (NH ₄) ₂ U ₂ O ₇ Na ₂ O · 2UO ₃ MgO · 2UO ₃ UO ₄	固体	天然ウラン及びその化合物 ^(※1)	ウラン 硝酸ウラニル 四フッ化ウラン 八酸化三ウラン 二酸化ウラン 重ウラン酸アンモニウム 弗化ウラニル (削除) (削除) 過酸化ウラン	U UO ₂ (NO ₃) ₂ UF ₄ U ₃ O ₈ UO ₂ (NH ₄) ₂ U ₂ O ₇ UO ₂ F ₂ (削除) (削除) UO ₄	固体	在庫がなく今後使用計画がない核燃料物質を削除 (2)-2)
トリウム	硝酸トリウム	Th(NO ₃) ₄ · 4H ₂ O	液体	トリウム及びその化合物	硝酸トリウム	Th(NO ₃) ₄	固体	記載の適正化を図るため（表記の見直し） (2)-5)
劣化ウラン	弗化ウラニル	UO ₂ F ₂	固体	劣化ウラン及びその化合物 (削除)	弗化ウラニル (削除)	UO ₂ F ₂ UO ₂ (NO ₃) ₂		
濃縮ウラン※1 (濃縮度 1.6%以下)	硝酸ウラニル	UO ₂ (NO ₃) ₂	固体、液体	濃縮ウラン（天然系）及びその化合物 (濃縮度 5%以下)	弗化ウラニル 硝酸ウラニル	UO ₂ F ₂ UO ₂ (NO ₃) ₂		
濃縮ウラン (濃縮度 5%以下)	弗化ウラニル	UO ₂ F ₂	固体	濃縮ウラン（回収系） ^(※2) 及びその化合物 (濃縮度 5%以下)	弗化ウラニル 硝酸ウラニル	UO ₂ F ₂ UO ₂ (NO ₃) ₂		
濃縮ウラン※2 (濃縮度 5%以下)	弗化ウラニル 硝酸ウラニル	UO ₂ F ₂ UO ₂ (NO ₃) ₂	固体 固体、液体					

※1：使用済燃料を化学的方法により処理して得られたウラン
※2：※1を濃縮して得られたウラン

4. 使用の場所

(略)

5. 予定使用期間及び年間予定使用量

5-1 事業所全体

(略)

4. 使用の場所

(変更なし)

5. 予定使用期間及び年間予定使用量

5-1 事業所全体

(変更なし)

変更前				変更後				変更の理由		
核燃料物質の種類	予定使用期間	年間予定使用量		核燃料物質の種類	予定使用期間	年間予定使用量		記載の適正化を図るため（核燃料物質使用変更届と整合を図るために） (2)-5)		
		最大在庫量	延べ取扱量			最大在庫量	延べ取扱量			
天然ウラン 鉱石天然ウラン	自：平成27年4月1日 至：令和3年3月31日	200 kg (U量) *ウラン化合物の分析及び取扱い技術に係る成果の普及を目的とした調合試験に供するウラン(最大1,200gU)を含む。	200 kg (U量) *ウラン化合物の分析及び取扱い技術に係る成果の普及を目的とした調合試験に供するウラン(最大1,200gU)を含む。	天然ウラン及びその化合物 ^(※1)	自：令和3年4月1日 至：令和6年3月31日	37.0 kg (U量) ^(※2)	37.0 kg (U量) ^(※2)	記載の適正化を図るため（表記の見直し） (2)-5)		
トリウム		10 kg (Th量)	10 kg (Th量)	トリウム及びその化合物		2.2 kg (Th量)	2.2 kg (Th量)	使用実績による年間予定使用量の見直し (2)-2)		
劣化ウラン		0.5 kg (U量)	0.5 kg (U量)	劣化ウラン及びその化合物		0.5 kg (U量)	0.5 kg (U量)	使用実績による年間予定使用量の見直し (2)-2)		
濃縮ウラン (濃縮度1.6%以下)		1.0 kg (U量) (16g ²³⁵ U)	1.0 kg (U量) (16g ²³⁵ U)	(削除)		(削除)	(削除)	濃縮度5%以下の濃縮ウラン（回収系）に含まれるため削除 (2)-5)		
濃縮ウラン（天然系） (濃縮度5%以下)		1.0 kg (U量) (50g ²³⁵ U)	1.0 kg (U量) (50g ²³⁵ U)	濃縮ウラン（天然系）及びその化合物 (濃縮度5%以下)		0.5 kg (U量) (25g ²³⁵ U)	0.5 kg (U量) (25g ²³⁵ U)	使用実績による年間予定使用量の見直し (2)-2)		
濃縮ウラン（回収系） (濃縮度5%以下)		1.5 kg (U量) (75g ²³⁵ U)	1.5 kg (U量) (75g ²³⁵ U)	濃縮ウラン（回収系）及びその化合物 (濃縮度5%以下)		0.5 kg (U量) (25g ²³⁵ U)	0.5 kg (U量) (25g ²³⁵ U)	記載の適正化を図るため（表記の見直し） (2)-5)		
※1：解体物管理施設から受け入れ、試験に供する鉱石天然ウランを含む。 ※2：ウラン化合物の分析及び取扱い技術に係る成果の普及を目的とした調合試験に供するウラン(最大1,200gU)を含む。										
6. 使用済燃料の処分の方法										
(略)										
7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備										
(新規)										
7-1 使用施設の位置										
(略)										
7-2 使用施設の構造										
(略)										
7-1 使用施設の位置										
(変更なし)										
7-2 使用施設の構造										
(変更なし)										
使用施設における実効線量を、線量告示で定める「管理区域に係る線量等」、「周辺監視区域外の線量限度」及び「放射線業務従事者の線量限度」を超えないように管理する。また、使用施設の管理区域には、人がみだりに立ち入らないように標識を設ける。										
7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備										
使用施設における実効線量の管理及び管理区域の標識を追加 (2)-3)										

変更前				変更後				変更の理由
7-3 使用施設の設備				7-3 使用施設の設備				
使用設備の名称	個数	室 名	仕 様	使用設備の名称	個数	室 名	仕 様	
① 開発試験棟								
廃液処理試験装置	1式	プロセス試験室	中和槽：2基（50リッター、40リッター）	廃液処理試験装置	1式	プロセス試験室	中和槽：2基（50ℓ、40ℓ）	記載の適正化を図るため(表記の見直し) (2)-5)
解体物等処理設備	1式		開梱フード約13m×約6m×約4m コンテナ搬送コンベア 排気ファン：排風量約2100m³/h 1台 フィルタユニット（高性能フィルタ付）	(削除)	(削除)		(削除)	記載の適正化を図るため(解体物等処理設備を設置しないことに伴う見直し) (2)-5)
顕微鏡観察装置	1式	(略)	(略)	顕微鏡観察装置	1台	(変更なし)	(変更なし)	記載の適正化を図るため(表記の見直し) (2)-5)
放射能測定装置	1式		(略)	放射能測定装置	1台		(変更なし)	放射能測定装置を1台追加 (2)-1)-②)
X線回折装置	1台		(略)	X線回折装置	1台		(変更なし)	記載の適正化を図るため(表記の見直し) (2)-5)
蛍光X線分析装置	1台		(略)	蛍光X線分析装置	1台		(変更なし)	記載の適正化を図るため(表記の見直し) (2)-5)
X線マイクロアナライザー	1台		(略)	X線マイクロアナライザー	1台		(変更なし)	放射能測定装置を1台追加 (2)-1)-②)
電子顕微鏡	1台		(略)	電子顕微鏡	1台		(変更なし)	記載の適正化を図るため(表記の見直し) (2)-5)
重金属廃液処理装置	1式	廃液処理室	反応槽：1基（150リッター） 中和槽：1基（110リッター）	重金属廃液処理装置	1式	廃液処理室	反応槽：1基（150ℓ） 中和槽：1基（110ℓ）	記載の適正化を図るため(表記の見直し) (2)-5)
質量分析装置	1台	(略)	(略)	質量分析装置	1台	(変更なし)	(変更なし)	記載の適正化を図るため(表記の見直し) (2)-5)
光分析装置	1式	第2機器測定室	(略)	光分析装置	1台	第2機器測定室	(変更なし)	放射能測定装置を1台追加 (2)-1)-②)
放射能測定装置	1式		ガスフロー方式（α線、β線）	放射能測定装置	2台		ガスフロー方式（α線、β線）	記載の適正化を図るため(表記の見直し) (2)-5)
溶媒抽出試験装置	1式	第1実験室	ミキサー部容量：500ml セトラー部容量：1ml	溶媒抽出試験装置	1式	第1実験室	ミキサー部容量：500 ml セトラー部容量：1l	記載の適正化を図るため(表記の見直し) (2)-5)
固液分離装置	1式		(略)	固液分離装置	1式		(変更なし)	記載の適正化を図るため(主要材質の追加) (2)-5)
化学フード	1台		開口部：L138cm×H66cm×W60cm	化学フード	1台		主要材質：炭素鋼 開口部：L:138cm×H:66cm×W:60cm	X線回折装置を1台追加 (2)-1)-②)
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	X線回折装置	1台	第1分析室	主要材質：炭素鋼 ガラスX線管方式	記載の適正化を図るため(主要材質の追加) (2)-5)
化学フード	3台	第1分析室	開口部：L167cm×H66mm×W60cm	化学フード	3台		主要材質：炭素鋼 開口部：L:167cm×H:66cm×W:60cm	レーザークリーニング装置を1式追加 (2)-1)-②)
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	レーザークリーニング装置	1式		レーザークリーニング装置本体：1台 主要材質：炭素鋼 約400mm(W)×約600mm(D)×約900mm(H) パルスレーザー式、最大出力：80W ポリカーボネート窓容器：1台 約400mm(W)×約400mm(D)×約1500mm(H) 集塵機：1台(捕集効率90%) フィルタ：1台(捕集効率99.9%) 真空ポンプ：1台(排気速度46ℓ/min) 解体物の付着物量：試験片1個あたり最大20mgU 解体物の試験片：最大100個/年	記載の適正化を図るため(主要材質の追加) (2)-5)
化学フード	2台	第2分析室	開口部：L167cm×H66cm×W60cm	化学フード	2台	第2分析室	主要材質：炭素鋼 開口部：L:167cm×H:66cm×W:60cm	レーザークリーニング装置を1式追加 (2)-1)-②)

変更前				変更後				変更の理由
7-3 使用施設の設備(続き)				7-3 使用施設の設備(続き)				
使用設備の名称	個数	室名	仕様	使用設備の名称	個数	室名	仕様	
① 開発試験棟								
固液分離装置	1式	第2実験室	水槽 10 l、真空度 2660 Pa	固液分離装置	1式	第2実験室	水槽 10 l、真空度 2660 Pa	記載の適正化を図るため(表記の見直し) (2)-5)
赤外線加熱装置	1台	第3実験室 第3機器測定室	(略)	赤外線加熱装置	1台	第3実験室 第3機器測定室	(変更なし)	記載の適正化を図るため(表記の見直し) (2)-5)
乾燥器	1式		(略)	乾燥器	1台		(変更なし)	記載の適正化を図るため(表記の見直し) (2)-5)
ラジウム測定装置	1式		(略)	ラジウム測定装置	1式		(変更なし)	蛍光X線分析装置を1台追加 (2)-1)-(2)
高周波アズマ発光分析装置	1台		発信方式、周波数 27.12 MHz	高周波誘導結合型プラズマ発光分光分析装置	1台		発信方式、周波数 27.12 MHz	記載の適正化を図るため(表記の見直し) (2)-5)
クロマトグラフ分析装置	1式		(略)	クロマトグラフ分析装置	1台		(変更なし)	
アルファ線測定装置	1台		(略)	アルファ線測定装置	1台		(変更なし)	
(新規)	(新規)		(新規)	蛍光X線分析装置	1台		主要材質:炭素鋼 ・エネルギー分散型 ・偏光光学系2次ターゲット ・出力 50 W	
粉碎機類	1式	(略)	(略)	粉碎機類	1式	(変更なし)	(変更なし)	
磁力選鉱装置	1式		(略)	磁力選鉱装置	1台		(変更なし)	
手・足・衣服モニタ	1台	(略)	(略)	手・足・衣服モニタ	1台	(変更なし)	(変更なし)	
表面密度測定用 α 線サーベイメータ	3台	(略)		表面密度測定用 α 線サーベイメータ	3台	(変更なし)		
表面密度測定用 β ・(γ)線サーベイメータ	3台	(略)		表面密度測定用 β ・(γ)線サーベイメータ	3台	(変更なし)		
線量率測定用サーベイメータ	2台	(略)		線量率測定用サーベイメータ	2台	(変更なし)		
排気監視装置	1式	(略)		排気監視装置	1式	(変更なし)		
空気サンプラ	2台	(略)		空気サンプラ	2台	(変更なし)		
エアスニッफアシステム	1式	(略)		エアスニッ�アシステム	1式	(変更なし)		
通報設備	1式	(略)		通報設備	1式	(変更なし)		
非常用電源設備	1式	(略)		非常用電源設備	1式	(変更なし)		
全面マスク	5個	(略)	(略)	全面マスク	5個	(変更なし)	(変更なし)	
空気呼吸器	2台		(略)	空気呼吸器	2台		(変更なし)	
② 廃棄物ドラム缶検査建屋								
X線透過装置	1台	(略)	(略)	X線透過装置	1台	(変更なし)	(変更なし)	
γ 線測定装置	1台		(略)	γ 線測定装置	1台		(変更なし)	
表面密度測定用 α 線サーベイメータ	1台	(略)	(略)	表面密度測定用 α 線サーベイメータ	1台	(変更なし)	(変更なし)	
表面密度測定用 β ・(γ)線サーベイメータ	1台	(略)	(略)	表面密度測定用 β ・(γ)線サーベイメータ	1台	(変更なし)	(変更なし)	

変更前	変更後	変更の理由																
<p>7－4 廃棄物の仕掛品置場の設備・機器 (略)</p> <p>8. 核燃料物質の貯蔵施設の位置、構造及び設備 (新規)</p> <p>8－1 貯蔵施設の位置 (略)</p> <p>8－2 貯蔵施設の構造</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貯蔵施設の名称</th><th>構造</th><th>床面積</th><th>設計仕様</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>薬品庫</td><td>床は、モルタル、塩ビシート張り、壁及び天井は、ビニールペイント仕上げ</td><td>約15m²</td><td>建屋は建築基準法に基づき水平震度 0.2 で設計する。 扉及びスチールキャビネット (W175cm×H88cm×D38cm : 横型 12 個口及びW90cm×H88cm×D38cm : 横型 6 個口) は施錠管理を行う。 貯蔵能力は、ウラン及びトリウムの合計で 50kg である。</td></tr> </tbody> </table>	貯蔵施設の名称	構造	床面積	設計仕様	薬品庫	床は、モルタル、塩ビシート張り、壁及び天井は、ビニールペイント仕上げ	約15m ²	建屋は建築基準法に基づき水平震度 0.2 で設計する。 扉及びスチールキャビネット (W175cm×H88cm×D38cm : 横型 12 個口及びW90cm×H88cm×D38cm : 横型 6 個口) は施錠管理を行う。 貯蔵能力は、ウラン及びトリウムの合計で 50kg である。	<p>7－4 廃棄物の仕掛品置場の設備・機器 (変更なし)</p> <p>8. 核燃料物質の貯蔵施設の位置、構造及び設備 <u>貯蔵施設における実効線量を、線量告示で定める「管理区域に係る線量等」、「周辺監視区域外の線量限度」及び「放射線業務従事者の線量限度」を超えないように管理する。また、貯蔵施設の管理区域には、人がみだりに立ち入らないように標識を設ける。</u></p> <p>8－1 貯蔵施設の位置 (変更なし)</p> <p>8－2 貯蔵施設の構造</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貯蔵施設の名称</th><th>構造</th><th>床面積</th><th>設計仕様</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>薬品庫</td><td>床は、モルタル、塩ビシート張り、壁及び天井は、ビニールペイント仕上げ</td><td>約15m²</td><td>建屋は建築基準法に基づき水平震度 0.2 で設計する。 <u>薬品庫の扉及び 8 台のスチールキャビネットの扉は施錠管理を行う。</u> <u>最大収納量は、ウラン及びトリウムの合計で 40.7kg である。</u></td></tr> </tbody> </table>	貯蔵施設の名称	構造	床面積	設計仕様	薬品庫	床は、モルタル、塩ビシート張り、壁及び天井は、ビニールペイント仕上げ	約15m ²	建屋は建築基準法に基づき水平震度 0.2 で設計する。 <u>薬品庫の扉及び 8 台のスチールキャビネットの扉は施錠管理を行う。</u> <u>最大収納量は、ウラン及びトリウムの合計で 40.7kg である。</u>	<p>貯蔵施設における実効線量の管理及び管理区域の標識に関する記載を追加 (2)-3)</p> <p>キャビネットの台数を明確化 (2)-4) 記載の適正化を図るために(表記の見直し) (2)-5)</p>
貯蔵施設の名称	構造	床面積	設計仕様															
薬品庫	床は、モルタル、塩ビシート張り、壁及び天井は、ビニールペイント仕上げ	約15m ²	建屋は建築基準法に基づき水平震度 0.2 で設計する。 扉及びスチールキャビネット (W175cm×H88cm×D38cm : 横型 12 個口及びW90cm×H88cm×D38cm : 横型 6 個口) は施錠管理を行う。 貯蔵能力は、ウラン及びトリウムの合計で 50kg である。															
貯蔵施設の名称	構造	床面積	設計仕様															
薬品庫	床は、モルタル、塩ビシート張り、壁及び天井は、ビニールペイント仕上げ	約15m ²	建屋は建築基準法に基づき水平震度 0.2 で設計する。 <u>薬品庫の扉及び 8 台のスチールキャビネットの扉は施錠管理を行う。</u> <u>最大収納量は、ウラン及びトリウムの合計で 40.7kg である。</u>															

変更前					変更後			変更の理由	
8-3 貯蔵施設の設備					8-3 貯蔵施設の設備				
貯蔵設備の名称	個数	最大収納量	内容物の物理・化学的性状	仕様	貯蔵設備の名称	最大収納量(貯蔵能力)	内容物の物理・化学的性状	仕様(貯蔵箱等の設置位置、構造及び材料等)	
薬品庫	1	最大貯蔵能力 トリウム10kgTh ウラン及びウラン化合物 40kgU	固体 [U, $\text{UO}_2(\text{NO}_3)_2$, UF_4 , U_3O_8 , UO_2 , $(\text{NH}_4)_2\text{O} \cdot 2\text{UO}_3$, $\text{Na}_2\text{O} \cdot 2\text{UO}_3$, $3\text{MgO} \cdot 2\text{UO}_3$, UO_4 , $\text{Th}(\text{NO}_3)_4 \cdot 4\text{H}_2\text{O}$] 液体 [UO_2F_2 , $\text{UO}_2(\text{NO}_3)_2$]	薬品庫は、専用容器用に封入したウラン、ウラン化合物及びトリウムをスチールキャビネット(W175cm×H88cm×D38cm:横型12個口及びW90cm×H88cm×D38cm:横型6個口)に入れ貯蔵する。ガラス原料と調合したウラン化合物は、専用容器に封入し、薬品庫内の棚(W120cm×H120cm×D45cm:4台、W180cm×H120cm×D45cm:1台)に入れ貯蔵する。	薬品庫	最大収納量 38.5 kg U, 2.2 kg Th	最大収納量 1.2 kgU (調合済みガラス原料の重ウラン酸アンモニウム最大0.3 kgUを含む。)	固体 $(\text{NH}_4)_2\text{U}_2\text{O}_7$	(1) ウラン収納容器 ① 重ウラン酸アンモニウム ・気密性を有した樹脂製 ② 調合済みガラス原料の重ウラン酸アンモニウム ・気密性を有した樹脂製 (2) スチールキャビネット ・(1)の試料容器を収納して貯蔵 ・寸法: 横: 0.9 m、奥行: 0.45 m、高さ: 1.25 m (容積: 約0.51m³) ・台数: 6台
						(1) 天然ウラン及びその化合物 ・最大収納量: 35.8 kgU ・最大貯蔵本数: 114本	固体 U , $\text{UO}_2(\text{NO}_3)_2$, UF_4 , U_3O_8 , UO_2 , $\text{Na}_2\text{U}_2\text{O}_7$, $\text{Mg U}_2\text{O}_7$, UO_4 , UO_2F_2	(1) ウラン収納容器 ・気密性を有したガラス製又は樹脂製 (2) スチールキャビネット ・(1)の試料容器を収納して貯蔵 ・寸法: 横: 1.75 m、奥行: 0.38 m、高さ: 0.9 m (容積: 約0.60m³) ・台数: 1台	
						(2) 劣化ウラン及びその化合物 ・最大収納量: 0.5 kgU ・最大貯蔵本数: 1本			
						(3) 濃縮ウラン(天然系)及びその化合物(濃縮度5%以下) ・最大収納量: 0.5kgU ・最大貯蔵本数: 1本			
						(4) 濃縮ウラン(回収系)及びその化合物(濃縮度5%以下) ・最大収納量: 0.5kgU ・最大貯蔵本数: 1本			
						(1) トリウム及びその化合物 ・最大収納量: 2.2 kgTh ・最大貯蔵本数: 35本	固体 $\text{Th}(\text{NO}_3)_4$	(1) トリウム収納容器 ・気密性を有したガラス製、樹脂製、金属製 (2) スチールキャビネット ・(1)の試料容器を収納して貯蔵 ・寸法: 横: 0.9 m、奥行: 0.38 m、高さ: 0.88 m (容積: 約0.30m³) ・台数: 1台	

変更前	変更後	変更の理由																														
<p>9. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄施設の位置、構造及び設備 (新規)</p> <p>9－1 気体廃棄施設 本施設のフード及び管理区域内の各部屋の排気は、气体廃棄施設を経て排出される。汚染し、若しくは汚染のおそれのある空気は、气体廃棄物として高性能エアフィルタでろ過し、排気用ダストモニタで放射性物質の濃度を監視しながら排気筒から大気中に放出し、周辺監視区域境界外における空気中の放射性物質の濃度が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第8号）」（以下「線量告示」という。）に定める濃度限度を超えないように管理する。</p> <p>9－1－1 气体廃棄施設の位置 (略)</p> <p>9－1－2 气体廃棄施設の構造</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>气体廃棄施設の名称</th><th>構造</th><th>床面積</th><th>設計仕様</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1フィルタ室</td><td rowspan="2">(略)</td><td>(略)</td><td rowspan="4">建屋は建築基準法に基づき水平震度 0.2 で設計する。</td></tr> <tr> <td>第2フィルタ室</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>第1給排気室</td><td rowspan="2">(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>第2給排気室</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>9－1－3 气体廃棄施設の設備 (略)</p>	气体廃棄施設の名称	構造	床面積	設計仕様	第1フィルタ室	(略)	(略)	建屋は建築基準法に基づき水平震度 0.2 で設計する。	第2フィルタ室	(略)	第1給排気室	(略)	(略)	第2給排気室	(略)	<p>9. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄施設の位置、構造及び設備 廃棄施設における実効線量を、線量告示で定める「管理区域に係る線量等」、「周辺監視区域外の線量限度」及び「放射線業務従事者の線量限度」を超えないように管理する。また、廃棄施設の管理区域には、人がみだりに立ち入らないように標識を設ける。</p> <p>9－1 气体廃棄施設 本施設のフード及び管理区域内の各部屋の排気は、气体廃棄施設を経て排出される。汚染し、若しくは汚染のおそれのある空気は、气体廃棄物として高性能エアフィルタでろ過し、排気モニタで放射性物質の濃度を監視しながら排気筒から大気中に放送出する。</p> <p>9－1－1 气体廃棄施設の位置 (変更なし)</p> <p>9－1－2 气体廃棄施設の構造</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>气体廃棄施設の名称</th><th>構造</th><th>床面積</th><th>設計仕様</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1フィルタ室</td><td rowspan="2">(変更なし)</td><td>(変更なし)</td><td rowspan="4">建屋は建築基準法に基づき水平震度 0.2 で設計する。</td></tr> <tr> <td>第2フィルタ室</td><td>(変更なし)</td></tr> <tr> <td>第1給排気室</td><td rowspan="2">(変更なし)</td><td>(変更なし)</td></tr> <tr> <td>第2給排気室</td><td>(変更なし)</td></tr> </tbody> </table> <p>9－1－3 气体廃棄施設の設備 (変更なし)</p>	气体廃棄施設の名称	構造	床面積	設計仕様	第1フィルタ室	(変更なし)	(変更なし)	建屋は建築基準法に基づき水平震度 0.2 で設計する。	第2フィルタ室	(変更なし)	第1給排気室	(変更なし)	(変更なし)	第2給排気室	(変更なし)	<p>廃棄施設における実効線量の管理及び管理区域の標識の設置に関する記載を追加(2)-3)</p> <p>記載の適正化を図るために(9-1-3 の名称に統一、記載場所の変更)(2)-5)</p>
气体廃棄施設の名称	構造	床面積	設計仕様																													
第1フィルタ室	(略)	(略)	建屋は建築基準法に基づき水平震度 0.2 で設計する。																													
第2フィルタ室		(略)																														
第1給排気室	(略)	(略)																														
第2給排気室		(略)																														
气体廃棄施設の名称	構造	床面積	設計仕様																													
第1フィルタ室	(変更なし)	(変更なし)	建屋は建築基準法に基づき水平震度 0.2 で設計する。																													
第2フィルタ室		(変更なし)																														
第1給排気室	(変更なし)	(変更なし)																														
第2給排気室		(変更なし)																														

変更前	変更後	変更の理由
9-2 液体廃棄施設 (略)	9-2 液体廃棄施設 (変更なし)	
9-2-1 液体廃棄施設の位置 (略)	9-2-1 液体廃棄施設の位置 (変更なし)	
9-2-2 液体廃棄施設の構造 (略)	9-2-2 液体廃棄施設の構造 (変更なし)	
9-2-3 液体廃棄施設の設備 (略)	9-2-3 液体廃棄施設の設備 (変更なし)	
9-3 固体廃棄施設 (略)	9-3 固体廃棄施設 (変更なし)	
9-3-1 固体廃棄施設の位置 (略)	9-3-1 固体廃棄施設の位置 (変更なし)	
9-3-2 固体廃棄施設の構造 (略)	9-3-2 固体廃棄施設の構造 (変更なし)	
9-3-3 固体廃棄施設の設備 (略)	9-3-3 固体廃棄施設の設備 (変更なし)	
<u>(新規)</u>	10. 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設（以下「使用施設等」という。）の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 <u>人形峠環境技術センター共通編のとおり</u>	記載の適正化を図る (法令改正に伴う保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の追加) (2)-5)

変更前	変更後	変更の理由
<p>添付図リスト (開発試験棟)</p> <p>図-(1)-1 開発試験棟 1階平面図</p> <p>図-(1)-2 開発試験棟 2階平面図 (略)</p> <p>図-(1)-3 開発試験棟塔屋平面図 (略)</p> <p>図-(1)-4 開発試験棟 1管理区域及び非常口位置図</p> <p>図-(1)-5 開発試験棟 2階及び塔屋管理区域並びに非常口位置図 (略)</p> <p>図-(1)-6 開発試験棟 1階放射線測定機器配置図</p> <p>図-(1)-7 開発試験棟 2階及び塔屋放射線測定機器配置図 (略)</p> <p>図-(1)-8 排気系統図</p> <p>図-(1)-9 廃水系統図 (略)</p> <p>図-(1)-10 廃棄物 ドラム缶検査建屋平面図及び管理区域図 (略)</p> <p>図-(1)-11 廃棄物保管庫平面図及び管理区域図 (略)</p> <p>図-(1)-12 非破壊測定建屋平面図 (略)</p> <p>図-(1)-13 廃棄物の仕掛け品置場の位置 (開発試験棟 1階) (略)</p> <p>図-(1)-14 廃棄物の仕掛け品置場の位置 (開発試験棟 2階) (略)</p>	<p>添付図リスト (開発試験棟)</p> <p>図-(1)-1 開発試験棟 1階平面図</p> <p>図-(1)-2 開発試験棟 2階平面図 (変更なし)</p> <p>図-(1)-3 開発試験棟塔屋平面図 (変更なし)</p> <p>図-(1)-4 開発試験棟 1管理区域及び非常口位置図</p> <p>図-(1)-5 開発試験棟 2階及び塔屋管理区域並びに非常口位置図 (変更なし)</p> <p>図-(1)-6 開発試験棟 1階放射線測定機器配置図</p> <p>図-(1)-7 開発試験棟 2階及び塔屋放射線測定機器配置図 (変更なし)</p> <p>図-(1)-8 排気系統図</p> <p>図-(1)-9 廃水系統図 (変更なし)</p> <p>図-(1)-10 廃棄物 ドラム缶検査建屋平面図及び管理区域図 (変更なし)</p> <p>図-(1)-11 廃棄物保管庫平面図及び管理区域図 (変更なし)</p> <p>図-(1)-12 非破壊測定建屋平面図 (変更なし)</p> <p>図-(1)-13 廃棄物の仕掛け品置場の位置 (開発試験棟 1階) (変更なし)</p> <p>図-(1)-14 廃棄物の仕掛け品置場の位置 (開発試験棟 2階) (変更なし)</p>	

変更箇所を _____ 又は で示す。

変更前	変更後	変更の理由
<p>※印の部屋は核原料物質専用</p>	<p>※印の部屋は核原料物質専用</p>	<p>記載の適正化を図るため(解体物等処理設備を設置しないことに伴う見直し) (2)-5)</p>

図- (1)-1 開発試験棟 1階平面図

変更箇所を 又は で示す。

変更前	変更後	変更の理由
<p>廃水ピット建屋</p> <p>屋外廃水ピット 廃液中和 ピット</p> <p>物理測定室</p> <p>機械室</p> <p>更衣室</p> <p>男子便所</p> <p>男子便所</p> <p>女子更衣室</p> <p>廊下</p> <p>湯沸室</p> <p>女子便所</p> <p>検査室</p> <p>玄関ホール</p> <p>居室</p> <p>居室</p> <p>ポーチ</p> <p>管理区域</p> <p>非常口</p> <p>※印の部屋は核原料物質専用</p>	<p>廃水ピット建屋</p> <p>屋外廃水ピット 廃液中和 ピット</p> <p>物理測定室</p> <p>機械室</p> <p>更衣室</p> <p>男子便所</p> <p>男子便所</p> <p>女子更衣室</p> <p>廊下</p> <p>湯沸室</p> <p>女子便所</p> <p>検査室</p> <p>玄関ホール</p> <p>居室</p> <p>居室</p> <p>ポーチ</p> <p>管理区域</p> <p>非常口</p>	<p>記載の適正化を図るため(解体物等処理設備を設置しないことに伴う見直し) (2)-5)</p>

図-(1)-4 開発試験棟 1階管理区域及び非常口位置図

変更箇所を 又は で示す。

変更前	変更後	変更の理由
<p>図-1)-6 開発試験棟 1階放射線測定機器配置図</p>	<p>図-1)-6 開発試験棟 1階放射線測定機器配置図</p>	<p>記載の適正化を図るため(解体物等処理設備を設置しないことに伴う見直し) (2)-5)</p>

変更箇所を_____又は~~□~~で示す。

変更前	変更後	変更の理由
		<p>記載の適正化を図るため(解体物等処理設備を設置しないことに伴う見直し) (2)-5)</p>

図-(1)-8 排気系統図

図-(1)-8 排気系統図

変更箇所を_____又は<<→>>で示す。

変更前	変更後	変更理由
<p>添付書類－1</p> <p>変更後における核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第53条第2号に規定する使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書（事故に関するものを除く。）</p>	<p>添付書類－1</p> <p>変更後における核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第53条第2号に規定する使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書（事故に関するものを除く。）</p>	

変更前	変更後	変更理由
<p>1. 閉じ込めの機能</p> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければなら ない。</p> <p>廃棄物の仕掛品置場（1）及び廃棄物の仕掛け品置場（2）に係る放射性物質の閉じ込め及び放射性物質の汚染の拡大防止対策を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質等によって汚染のおそれのある、廃棄物の仕掛け品置場（1）及び廃棄物の仕掛け品置場（2）の床の表面は、エポキシコーティング又は塩ビシート継手溶接仕上げ、壁の表面はビニールペイント仕上げとし、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等の隙間の少ない構造とする。 気体状の放射性物質は、排気筒に放射性物質濃度を監視する排気用ダストモニタを設置し、監視しながら排出する。また、給排気設備の運転時、管理区域は大気及び非管理区域に対して負圧とする。 カートンボックスに収納しないものは、気密な構造の鋼製ドラム缶に収納する。 カートンボックスに封入する前に内包するポリエチレン袋で梱包し、金属製容器又は金属製保管庫に収納する。 	<p>1. 閉じ込めの機能</p> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければなら ない。</p> <p>放射性物質の閉じ込め及び放射性物質の汚染の拡大防止対策を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質等によって汚染のおそれのある管理区域の床の表面は、エポキシコーティング又は塩ビシート継手溶接仕上げ、壁の表面はビニールペイント仕上げとし、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等の隙間の少ない構造とする。 気体状の放射性物質は、排気筒に放射性物質濃度を監視する排気モニタを設置し、監視しながら排出する。また、給排気設備の運転時、管理区域は大気及び非管理区域に対して負圧とする。 カートンボックスに収納しないものは、気密な構造の鋼製ドラム缶に収納する。 カートンボックスに封入する前に内包するポリエチレン袋で梱包し、金属製容器又は金属製保管庫に収納する。 レーザークリーニング装置は化学フード内に設置して物性を調査するための分析を行う。 遠心分離機部品材料、解体・撤去機器等の試験片を入れるレーザークリーニング装置内部を真空ポンプで吸引する。 レーザークリーニング装置の真空ポンプの排気は、化学フードの排気口に接続し放射性物質を除去するためのアルカリスクラバ及び高性能エアフィルタを装備した建屋排気設備により排気する。 化学フードは、建屋排気設備に接続して排気することにより室内より負圧にし、開口部の風速を維持する。 分析装置からの排気は、高性能エアフィルタを装備した建屋排気設備に接続して排気する。 薬品庫で保管する核燃料物質の貯蔵容器は、気密な構造の専用容器（ガラス製、樹脂製又は金属製）とし、スチールキャビネットに収納し貯蔵する。 	<p>記載の適正化を図るた め(表記の見直し) (2)-5)</p> <p>記載の適正化を図るた め(管理区域の構造に 変更) (2)-5)</p> <p>記載の適正化を図るた め(表記の見直し) (2)-5)</p> <p>レーザーを用いた解 体・撤去機器等の物性 を調査するための分析 に係る閉じ込め機能を 追加 (2)-1)-①</p> <p>分析装置における閉 じ込め機能を追加 (2)-1)-①</p> <p>貯蔵容器に係る閉じ込 め機能を追加 (2)-1)-①</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>2. 遮蔽</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならぬい。</p> <p>2.1 概要</p> <p>廃棄物の仕掛品置場（1）及び廃棄物の仕掛け品置場（2）における放射線業務従事者の外部被ばく、管理区域境界の線量、周辺監視区域境界の線量を評価した。これらの評価においては、鋼製ドラム缶の厚み、建物のコンクリート壁での遮蔽を考慮した。</p> <p>評価結果では、放射線業務従事者の外部被ばく、管理区域境界の線量、周辺監視区域境界の線量は、「核原料又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」（以下「線量告示」という。）で定める線量限度未満であることを確認した。</p> <p>なお、日常の管理として、放射線業務従事者の外部被ばく、管理区域境界の線量、周辺監視区域境界の線量は定期的に測定し、線量告示で定める線量限度未満であることを確認し、必要に応じて遮蔽等を行う。 <u>線量評価の詳細を以下に示す。</u></p> <p>2.2 放射線業務従事者の内部被ばくの評価</p> <p>廃棄物の仕掛け品置場に保管するカートンボックス及び鋼製ドラム缶は、以下の汚染の拡大防止を行うため、内部被ばくのおそれはない。</p>	<p>2. 遮蔽</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p> <p>2.1 概要</p> <p><u>開発試験棟の管理区域</u>における放射線業務従事者の外部被ばく、管理区域境界の線量、周辺監視区域境界の線量を評価する。これらの評価においては、鋼製ドラム缶の厚み、建物のコンクリート壁での遮蔽を考慮する。</p> <p>評価結果では、放射線業務従事者の外部被ばく、管理区域境界の線量、周辺監視区域境界の線量は、「核原料又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」（以下「線量告示」という。）で定める線量限度未満であることを確認する。</p> <p><u>レーザークリーニング装置による物性を調査するための分析に用いる試験片は、核燃料物質量が最大20mgU/個であり、装置内に閉じ込めた状態で行うこと、排気中に含まれる放射性物質は、高性能エアフィルタでろ過することから、放射線業務従事者の被ばく評価、管理区域境界の被ばく評価及び周辺監視区域境界の一般公衆の被ばくは極めて低い。</u></p> <p>なお、日常の管理として、放射線業務従事者の外部被ばく、管理区域境界の線量、周辺監視区域境界の線量は定期的に測定し、線量告示で定める線量限度未満であることを確認し、必要に応じて遮蔽等を行う。 <u>線量評価として、放射線業務従事者の被ばく評価（内部・外部）、管理区域境界の被ばく評価（外部）及び周辺監視区域境界の一般公衆の被ばく評価（内部・外部）の詳細を以下に示す。</u></p> <p>2.2 放射線業務従事者の被ばくの評価</p> <p>(1) 放射線業務従事者の内部被ばくの評価</p> <p><u>開発試験棟の主な試験については、排気設備に接続して排気する化学フードを用いて放射性物質の汚染の拡大防止対策を施すことから内部被ばくのおそれはない。</u></p> <p><u>また、薬品庫で保管する核燃料物質の貯蔵容器は、気密な構造の専用容器であることから内部被ばくのおそれはない。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>記載の適正化を図るため(表記の見直し) (2)-5)</p> <p>記載の適正化を図るため(表記の見直し) (2)-5)</p> <p>記載の適正化を図るため(表記及び項番号の見直し) (2)-5)</p> <p>記載の適正化を図るため(廃棄物の仕掛け品置場に保管するカートンボックス及び鋼製ドラム缶に関する記載は1.閉じ込めの機能に記載していることから削除) (2)-5)</p>

変更箇所を_____又は~~□~~で示す。

変更前	変更後	変更理由																		
<ul style="list-style-type: none"> カートンボックスに収納しないものは、気密な構造の鋼製ドラム缶に収納する。 カートンボックスに封入する前に内包するポリエチレン袋で梱包し、金属製容器又は金属製保管庫に収納する。 <p><u>2.3 放射線業務従事者の外部被ばくの評価</u></p> <p>廃棄物の仕掛品置場（1）及び廃棄物の仕掛け品置場（2）における放射線業務従事者の主な作業は巡視点検となることから、巡視点検作業における外部被ばく評価を行う。</p> <p>(1) 計算条件 (略)</p> <p>(2) 計算方法 (略)</p> <p>(3) 計算結果 (略)</p> <p>(新規)</p>	<p><u>(2) 放射線業務従事者の外部被ばくの評価</u></p> <p><u>(2)-1 使用施設における放射線業務従事者の外部被ばくの評価</u></p> <p>廃棄物の仕掛け品置場（1）及び廃棄物の仕掛け品置場（2）の巡視点検作業における外部被ばく評価を行う。</p> <p>1) 計算条件 (変更なし)</p> <p>2) 計算方法 (変更なし)</p> <p>3) 計算結果 (変更なし)</p> <p><u>(2)-2 分析作業における放射線業務従事者の外部被ばくの評価</u></p> <p>分析作業における放射線業務従事者の外部被ばくは、核燃料物質の取扱量が最も多いレーザークリーニング装置による分析について評価を行うことにより他の分析作業における放射線業務従事者の外部被ばくの評価を包含する。</p> <p>1) 計算条件</p> <p>レーザークリーニング装置による分析に係る計算条件は下表に示すように保守的な条件とする。</p> <table border="1"> <caption>外部被ばくの計算条件</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>計画</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ウランの濃縮度</td> <td>0.2～5%</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>ウラン量</td> <td>20mgU</td> <td>20mgU</td> </tr> <tr> <td>分析時間</td> <td>1時間/日</td> <td>3時間/日</td> </tr> <tr> <td>年間分析日数</td> <td>100日</td> <td>250日</td> </tr> <tr> <td>試料までの距離</td> <td>50cm以上</td> <td>50cm</td> </tr> </tbody> </table>	項目	計画	評価	ウランの濃縮度	0.2～5%	5%	ウラン量	20mgU	20mgU	分析時間	1時間/日	3時間/日	年間分析日数	100日	250日	試料までの距離	50cm以上	50cm	<p>記載の適正化を図るため(表記及び項番号の見直し) (2)-5)</p> <p>分析作業における放射線業務従事者の外部被ばくの評価を追加 (2)-3)</p>
項目	計画	評価																		
ウランの濃縮度	0.2～5%	5%																		
ウラン量	20mgU	20mgU																		
分析時間	1時間/日	3時間/日																		
年間分析日数	100日	250日																		
試料までの距離	50cm以上	50cm																		

変更前	変更後	変更理由
(新規)	<p><u>2) 計算方法</u></p> <p>①線源は点線源とし、線源と評価点の距離は保守的に50cmとする。</p> <p>②評価対象核種の線源強度は、核種生成崩壊計算コードORIGEN2.2で算出し、3次元モンテカルロ輸送計算コードMCNP5によりガンマ線の線量率を計算する。</p> <p>③分析機器、分析フード等による遮蔽は考慮しない。</p> <p>④実効線量への換算に当っては、換算係数を用いる。[文献(1)参照]</p> <p><u>3) 計算結果</u></p> <p>上記の計算により得られた線量率は、$1.3 \times 10^{-8} \text{mSv/時間}$であり、年間の外部被ばくは以下の計算から$9.8 \times 10^{-6} \text{mSv/年}$となる。</p> $1.3 \times 10^{-8} \text{mSv/時間} \times 3 \text{時間/日} \times 250 \text{日/年} = 9.8 \times 10^{-6} \text{mSv/年}$ <p><u>(2)-3 貯蔵施設における放射線業務従事者の外部被ばくの評価</u></p> <p>貯蔵施設の薬品庫における放射線業務従事者の巡視点検に係る外部被ばく評価を行う。</p> <p><u>1) 計算条件</u></p> <p>a. 評価において線源とする貯蔵容器には、最大貯蔵量の重ウラン酸アンモニウム 1.2kgU、天然ウラン 3.5.8kgU、劣化ウラン 0.5kgU 及びトリウム 2.2 kg Th、濃縮ウラン（天然系濃縮度 5%以下）0.5kgU 及び濃縮ウラン（回収系濃縮度 5%以下）0.5 kgU を貯蔵する。</p> <p>b. 巡視点検は、1日1回、1回あたりの所要時間は実績から最大5分間、1週間に5日、年間50週とする。</p> <p>c. 線源と放射線業務従事者との距離は、50cmとする。（図2-2-3参照）</p> <p><u>2) 計算方法</u></p> <p>a. 評価対象核種の線源強度は、核種生成崩壊計算コードORIGEN2.2で算出し、点減衰積分コードQAD-CGGP2Rによりガンマ線線量率を計算する。</p> <p>b. 貯蔵容器の計算モデルの線源形状は、等価容積の球体とする。（図2-2-3参照）</p> <p>c. 実効線量への換算に当っては、換算係数を用いる。[文献(1)参照]</p> <p><u>3) 計算結果</u></p> <p>巡視点検における線源の線量率は、重ウラン酸アンモニウム $1.3 \times 10^{-1} \mu \text{Sv/時間}$、天然ウラン $1.5 \times 10^0 \mu \text{Sv/時間}$、劣化ウラン $7.8 \times 10^{-2} \mu \text{Sv/時間}$、トリウム $4.7 \times 10^0 \mu \text{Sv/時間}$、濃縮ウラン（天然系濃縮度 5%以下） $1.0 \times 10^{-1} \mu \text{Sv/時間}$ 及び濃縮ウラン（回収系濃縮度 5%以下） $3.8 \times 10^{-1} \mu \text{Sv/時間}$ である。</p>	<p>分析作業における放射線業務従事者の外部被ばくの評価を追加 (2)-3)</p> <p>記載の適正化を図るため(番号の見直し) (2)-5)</p> <p>貯蔵施設における放射線業務従事者の外部被ばくの評価を追加 (2)-4)</p>

変更前	変更後	変更理由
	<p>よって、放射線業務従事者の外部被ばく評価は、約$1.4 \times 10^{-1} \text{mSv/年}$（約$7.0 \times 10^{-1} \text{mSv/5年}$）となり、線量告示に定める放射線業務従事者の線量限度（50mSv/年及び100mSv/5年）を下回っている。</p> $(1.3 \times 10^{-1} \mu \text{Sv/時間} + 1.5 \times 10^0 \mu \text{Sv/時間} + 7.8 \times 10^{-2} \mu \text{Sv/時間} + 4.7 \times 10^0 \mu \text{Sv/時間} + 1.0 \times 10^{-1} \mu \text{Sv/時間} + 3.8 \times 10^{-1} \mu \text{Sv/時間}) \times 5/60 \text{時間/日} \times 5 \text{日/週} \times 50 \text{週/年}$ $= 1.4 \times 10^2 \mu \text{Sv/年} = 1.4 \times 10^{-1} \text{mSv/年}$ <p><u>(2)-4 外部放射線に係る実効線量の評価のまとめ</u></p> <p>放射線業務従事者の作業に伴う1年間の外部放射線に係る実効線量は、上記(2)-1、(2)-2及び(2)-3の合計により、約$1.6 \times 10^{-1} \text{mSv/年}$（約$8.0 \times 10^{-1} \text{mSv/5年}$）となり、線量告示に定める放射線業務従事者の線量限度（50mSv/年及び100mSv/5年）を下回っている。</p> $1.6 \times 10^{-2} \text{mSv/年} + 9.8 \times 10^{-6} \text{mSv/年} + 1.4 \times 10^{-1} \text{mSv/年} = 1.6 \times 10^{-1} \text{mSv/年}$	貯蔵施設における放射線業務従事者の外部被ばくの評価を追加 (2)-4)
2.3 管理区域境界の線量の評価	<p>2.3 管理区域境界の線量の評価</p> <p><u>(1) 使用施設における管理区域境界の線量の評価</u></p> <p>廃棄物の仕掛品置場（1）及び廃棄物の仕掛品置場（2）における管理区域境界の線量を評価する。</p> <p><u>1) 計算条件</u></p> <p>①線源から最近接距離となる管理区域境界位置を設定し、管理区域境界壁の外面位置における線量率を評価する。複数の線源がある場合には、原則として各線源の管理区域境界までの距離、壁厚、保管量等を考慮した管理区域境界を設定して評価する。</p> <p>②評価において線源とするカートンボックスは、ウラン量で4gU/個とし、鋼製ドラム缶は、ウラン量で24gU/本とする。</p> <p>③カートンボックス、鋼製ドラム缶のウランは、精製を考慮しない天然ウランとする。</p> <p>④廃棄物の仕掛品置場（1）内の鋼製ドラム缶の最大保管量は63本とし、廃棄物の仕掛品置場（2）内のカートンボックスの最大保管量は384個とする。</p> <p>⑤線源から管理区域境界までの距離を廃棄物の仕掛品置場（1）は15cm、廃棄物の仕掛け品置場（2）は210cmとし、遮蔽計算上考慮する構造物として壁（コンクリート、厚さ15cm）等による放射線の低減効果を考慮する。</p>	<p>記載の適正化を図るため（番号の見直し） (2)-5)</p> <p>分析作業における放射線業務従事者の外部被ばくの評価を追加 (2)-3)</p> <p>記載の適正化を図るため（表記及び番号の見直し） (2)-5)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p><u>(2) 計算方法</u></p> <p>①評価対象核種の線源強度は、核種生成崩壊計算コードORIGEN2.2で算出し、点減衰積分コードQAD-CGGP2Rによりガンマ線線量率を計算する。</p> <p>②鋼製ドラム缶の計算モデルの線源形状は、鋼製ドラム缶63本と等価容積の直方体とする。(図2-2-1参照)</p> <p>③カートンボックスの計算モデルの線源形状は、カートンボックス384個と等価容積の球体とする。(図2-2-2参照)</p> <p>④評価点位置を図2-3-1及び図2-3-2に示す。</p> <p>⑤実効線量への換算に当っては、換算係数を用いる。[文献(1)参照]</p> <p><u>(3) 計算結果</u></p> <p>廃棄物の仕掛品置場(1)における管理区域境界の線量の評価は、$2.49 \times 10^{-1} \text{mSv}/3\text{ヶ月}$であり、廃棄物の仕掛け品置場(2)における管理区域境界の線量の評価は、$0.18 \times 10^{-1} \text{mSv}/3\text{ヶ月}$であり、線量告示で定める管理区域に係る線量$1.3 \text{mSv}/3\text{ヶ月}$を超えるおそれはない。</p> <p><u>なお、他の核燃料物質を使用する場所においても、廃棄物の仕掛品置場(1)の評価結果より高くなる箇所はない。</u></p>	<p><u>2) 計算方法</u></p> <p>①評価対象核種の線源強度は、核種生成崩壊計算コードORIGEN2.2で算出し、点減衰積分コードQAD-CGGP2Rによりガンマ線線量率を計算する。</p> <p>②鋼製ドラム缶の計算モデルの線源形状は、鋼製ドラム缶63本と等価容積の直方体とする。(図2-2-1参照)</p> <p>③カートンボックスの計算モデルの線源形状は、カートンボックス384個と等価容積の球体とする。(図2-2-2参照)</p> <p>④評価点位置を図2-3-1及び図2-3-2に示す。</p> <p>⑤実効線量への換算に当っては、換算係数を用いる。[文献(1)参照]</p> <p><u>3) 計算結果</u></p> <p>廃棄物の仕掛品置場(1)における管理区域境界の線量の評価は、$2.49 \times 10^{-1} \text{mSv}/3\text{ヶ月}$であり、廃棄物の仕掛け品置場(2)における管理区域境界の線量の評価は、$0.18 \times 10^{-1} \text{mSv}/3\text{ヶ月}$であり、線量告示で定める管理区域に係る線量$1.3 \text{mSv}/3\text{ヶ月}$を超えるおそれはない。</p> <p><u>また、レーザークリーニング装置による分析については、保守的に管理区域境界の外側の線量率が、(2)-2分析作業における放射線業務従事者の外部被ばくの評価結果である$1.3 \times 10^{-8} \text{mSv}/\text{時間}$と仮定しても、3ヶ月で$6.5 \times 10^{-6} \text{mSv}$であるため、廃棄物の仕掛品置場(1)及び廃棄物の仕掛け品置場(2)における管理区域境界の線量の評価に影響を与えることはない。</u></p> <p>その他の核燃料物質を使用する場所においても、廃棄物の仕掛品置場(1)の評価結果より高くなる箇所はない。</p>	<p><u>分析作業における管理区域境界の線量評価を追加(2)-3)</u></p> <p><u>記載の適正化を図るため(2)-5)</u></p>

変更前	変更後	変更理由
(新規)	<p><u>(2) 貯蔵施設における管理区域境界の線量の評価</u></p> <p><u>薬品庫における管理区域境界の線量を評価する。</u></p> <p><u>1) 計算条件</u></p> <p><u>a. 線源から最近接距離となる管理区域境界位置を設定し、管理区域境界壁の外面位置における線量率を評価する。複数の線源がある場合には、原則として各線源の管理区域境界までの距離、壁厚、保管量等を考慮した管理区域境界を設定して評価する。</u></p> <p><u>b. 評価において線源とする貯蔵容器には、最大貯蔵量の重ウラン酸アンモニウム 1.2kgU、天然ウラン³ 5.8kgU、劣化ウラン 0.5kgU、トリウム 2.2kgTh、濃縮ウラン（天然系濃縮度 5%以下）0.5kgU 及び濃縮ウラン（回収系濃縮度 5%以下）0.5kgU を貯蔵する。</u></p> <p><u>c. 薬品庫は2階に設置されており、管理区域境界で一番近い場所が1階の玄関ホールの天井となるため、線源から1階の玄関ホールの天井までの距離を線源①で13cm、線源②で138cmとし、天井のコンクリート（厚さ13cm）を遮蔽計算上考慮する構造物に設定する。（図2-2-3参照）</u></p> <p><u>2) 計算方法</u></p> <p><u>a. 評価対象核種の線源強度は、核種生成崩壊計算コードORIGEN2.2で算出し、点減衰積分コードQAD-CGGP2Rによりガンマ線線量率を計算する。</u></p> <p><u>b. 計算モデルの線源形状は、貯蔵容器の最大貯蔵量と等価容積の球体とし、評価点位置を図2-2-3に示す。</u></p> <p><u>c. 実効線量への換算に当っては、換算係数を用いる。〔文献(1)参照〕</u></p> <p><u>3) 計算結果</u></p> <p><u>線源から1階の玄関ホールの天井の評価点における線量率評価を行った結果は、$1.27 \times 10^0 \mu\text{Sv}/\text{時間}$（重ウラン酸アンモニウム：$5.70 \times 10^{-1} \mu\text{Sv}/\text{時間}$、天然ウラン：$1.81 \times 10^{-1} \mu\text{Sv}/\text{時間}$、劣化ウラン：$6.21 \times 10^{-3} \mu\text{Sv}/\text{時間}$、トリウム：$4.72 \times 10^{-1} \mu\text{Sv}/\text{時間}$、濃縮ウラン（天然系濃縮度5%以下）：$7.52 \times 10^{-3} \mu\text{Sv}/\text{時間}$及び濃縮ウラン（回収系濃縮度5%以下）：$3.27 \times 10^{-2} \mu\text{Sv}/\text{時間}$）であり、3ヶ月の時間数を500時間としたとき、その3ヶ月における積算線量は$6.4 \times 10^{-1} \text{mSv}$となり、線量告示の管理区域における外部放射線に係る線量$1.3 \text{ mSv}/3\text{ヶ月}$を超えるおそれはない。</u></p>	貯蔵施設における管理区域境界の線量評価を追加 (2)-4)

変更前	変更後	変更理由
<p>2.4 周辺監視区域境界における線量評価</p> <p>開発試験棟（使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設）における周辺監視区域境界の直接γ線及びスカイシャインγ線について評価する。</p> <p>計算コードは、3次元モンテカルロ輸送計算コードMCNP5を用いる。実効線量への換算に当っては、換算係数を用いる。〔文献(1)参照〕</p> <p>(1) 評価条件</p> <p>①線源量は、核燃料物質の最大使用量、最大貯蔵量及び放射性廃棄物の最大保管量に見合う核燃料物質及び放射性廃棄物が存在したものと仮定し各核種の区分に応じたウランに対し、ORIGEN2.2により18群のエネルギースペクトルを算出し線源強度とする。</p> <p>②評価に当っては、天井（コンクリート13cm厚）及び壁（コンクリート15cm厚）等による放射線の低減効果を考慮する。</p> <p>③評価点は、開発試験棟から距離が最も短い南南東方向の周辺監視区域境界までの距離（約348m）とする。</p> <p>(2) 評価結果</p> <p>評価点における周辺監視区域境界の一般公衆の外部被ばくの評価結果は、$5.3 \times 10^{-2} \mu\text{Sv}/\text{年}$ ($\approx 0.1 \mu\text{Sv}/\text{年}$) となり、線量告示で定める周辺監視区域境界の一般公衆の実効線量（1mSv/年）を超えるおそれはない。</p> <p>参考文献</p> <p>（略）</p> <p>図 2-2-1 廃棄物の仕掛品置場（1）における放射線業務従事者及び管理区域境界の線量計算モデル図 （略）</p> <p>図 2-2-2 廃棄物の仕掛品置場（2）における放射線業務従事者及び管理区域境界の線量計算モデル図 （略）</p>	<p>2.4 周辺監視区域境界における線量評価</p> <p>開発試験棟（使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設）における周辺監視区域境界の直接γ線及びスカイシャインγ線について評価する。</p> <p>計算コードは、3次元モンテカルロ輸送計算コードMCNP5を用いる。実効線量への換算に当っては、換算係数を用いる。〔文献(1)参照〕</p> <p>(1) 評価条件</p> <p>①線源量は、核燃料物質の最大使用量、最大貯蔵量及び放射性廃棄物の最大保管量に見合う核燃料物質及び放射性廃棄物が存在したものと仮定し各核種の区分に応じたウランに対し、ORIGEN2.2により18群のエネルギースペクトルを算出し線源強度とする。</p> <p>②評価に当っては、天井（コンクリート13cm厚）及び壁（コンクリート15cm厚）等による放射線の低減効果を考慮する。</p> <p>③評価点は、開発試験棟から距離が最も短い南南東方向の周辺監視区域境界までの距離（約348m）とする。</p> <p>(2) 評価結果</p> <p>評価点における周辺監視区域境界の一般公衆の外部被ばくの評価結果は、$4.3 \times 10^{-2} \mu\text{Sv}/\text{年}$ ($\approx 0.1 \mu\text{Sv}/\text{年}$) となり、線量告示で定める周辺監視区域境界の一般公衆の実効線量（1mSv/年）を超えるおそれはない。</p> <p>参考文献</p> <p>（変更なし）</p> <p>図 2-2-1 廃棄物の仕掛け品置場（1）における放射線業務従事者及び管理区域境界の線量計算モデル図 （変更なし）</p> <p>図 2-2-2 廃棄物の仕掛け品置場（2）における放射線業務従事者及び管理区域境界の線量計算モデル図 （変更なし）</p>	<p>変更箇所を_____又は□<ins>□</ins>で示す。</p> <p>使用実績による年間予定使用量の見直しに伴い周辺監視区域境界における線量評価の見直し (2)-2)</p>

変更箇所を_____又は~~□~~で示す。

変更前	変更後	変更理由
(新規)	<p>評価計算条件①</p> <ul style="list-style-type: none"> 線源物質：重ウラン酸アンモニウム: 1.2kg 線源モデル：球体(半径: 7.21cm) 遮蔽体：1階天井(普通コンクリート、密度2.1g/cm³) <p>評価計算条件②</p> <ul style="list-style-type: none"> 線源物質：天然ウラン: 35.8kg、劣化ウラン: 0.5kg、濃縮度5%の天然系濃縮ウラン: 0.5kg、濃縮度5%の回収系濃縮ウラン: 0.5kg、トリウム: 2.2kg 線源モデル：球体 半径: 天然ウラン 21.32cm、劣化ウラン 5.37cm、天然系濃縮ウラン 5.37cm、回収系濃縮ウラン 5.37cm、トリウム 10.77cm 遮蔽体：天井(普通コンクリート、密度2.1g/cm³) 	薬品庫の管理区域境界の評価モデル図を追加

図 2-2-3 薬品庫における放射線業務従事者及び管理区域境界の評価モデル図

変更箇所を
又は△で示す。

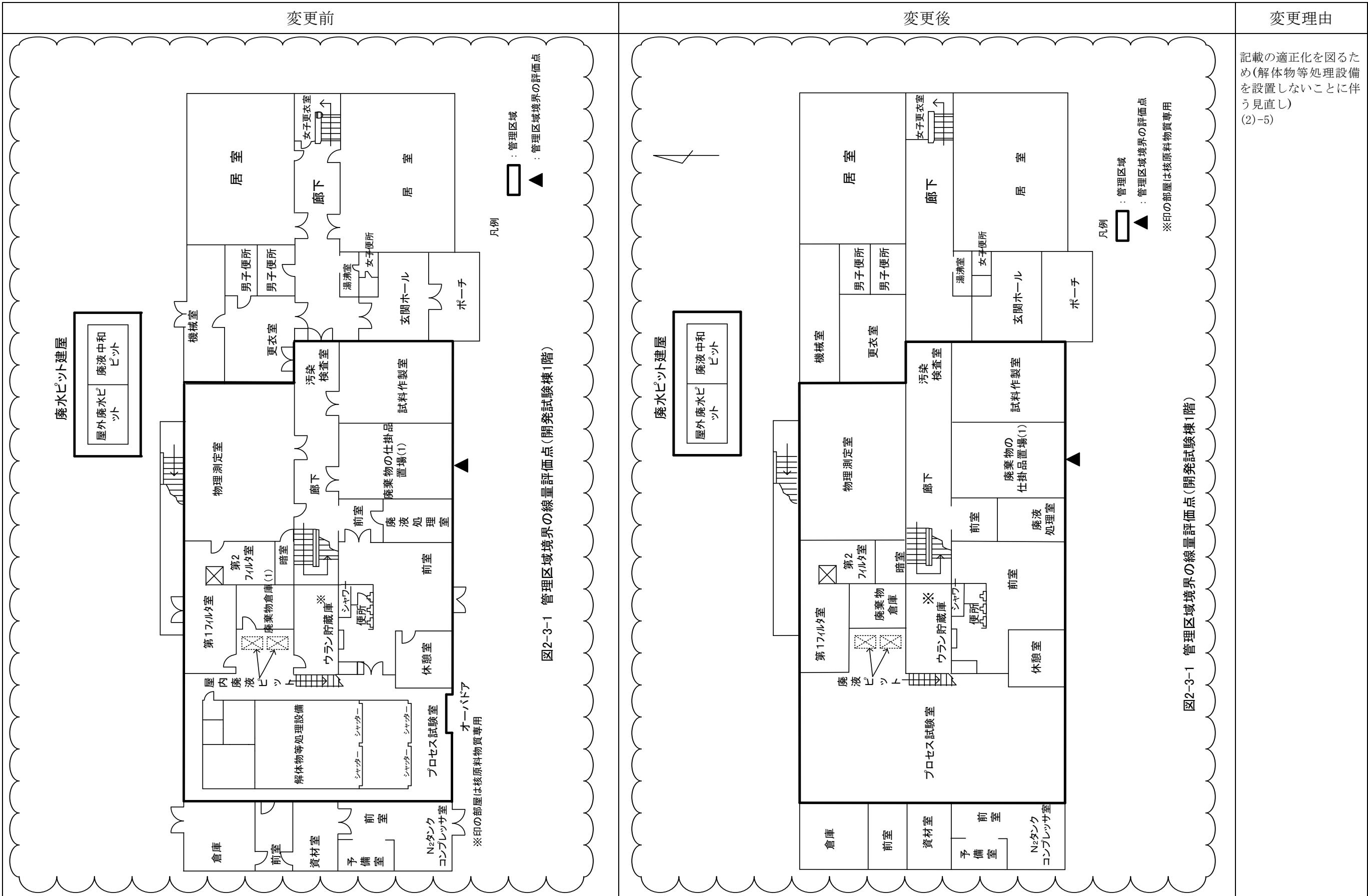


図2-3-1 管理区域境界の線量評価点(開発試験棟1階)

変更箇所を
又は~~□~~で示す。

変更前	変更後	変更理由
図 2-3-2 管理区域境界の線量評価点（開発試験棟 2 階） (略)	図 2-3-2 管理区域境界の線量評価点（開発試験棟 2 階） (変更なし)	

変更前	変更後	変更理由
<p>3. 火災等による損傷の防止</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるものほか、消火を行う設備（以下「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動及び誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>3. 火災等による損傷の防止</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるものほか、消火を行う設備（以下「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動及び誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	記載の適正化を図るため(法令改正に伴う変更) (2)-5)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄筋コンクリート造り2階建てである。建物の大部分は、コンクリート、不燃ボード、鋼製建具等の不燃性材料で構成されており、<u>建家内</u>の設備機器類も大部分金属その他の不燃材料で構成する。 ・ カートンボックスに収納しないものは、鋼製ドラム缶に収納する。 ・ カートンボックスは、金属製容器又は金属製保管庫に収納する。 ・ 建屋内各所には、消防法に基づく感知器を組み込んだ自動火災報知設備を設けて火災の早期発見に備え、更に初期消火できるよう、油火災、一般火災及び電気火災に使用できる粉末消火器を<u>建家内</u>に配置している。 ・ <u>建家</u>各室の境界壁は、鉄筋コンクリート、金属扉等により構成されており、火災が<u>建家</u>内全面に広がることはない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄筋コンクリート造り2階建てである。建物の大部分は、コンクリート、不燃ボード、鋼製建具等の不燃性材料で構成されており、<u>建屋内</u>の設備機器類も大部分金属その他の不燃材料で構成する。 ・ カートンボックスに収納しないものは、鋼製ドラム缶に収納する。 ・ カートンボックス、金属製容器又は金属製保管庫に収納する。 ・ 建屋内各所には、消防法に基づく感知器を組み込んだ自動火災報知設備を設けて火災の早期発見に備え、更に初期消火できるよう、油火災、一般火災及び電気火災に使用できる粉末消火器を<u>建屋内</u>に配置している。 ・ <u>建屋</u>各室の境界壁は、鉄筋コンクリート、金属扉等により構成されており、火災が<u>建屋</u>内全面に広がることはない。 ・ <u>解体・撤去機器等の物性を調査するための分析に用いるレーザークリーニング装置、X線回折装置、放射能測定装置、蛍光X線分析装置、誘導結合プラズマ発光分光分析装置及びイオンクロマトグラフは、主に金属製の材料で構成する。</u> ・ <u>解体・撤去機器等の物性を調査するための分析に用いるレーザークリーニング装置、X線回折装置、放射能測定装置、蛍光X線分析装置、誘導結合プラズマ発光分光分析装置及びイオンクロマトグラフの電源部は、絶縁性能の健全性を確認したものを使用する。</u> ・ <u>不燃性の固体廃棄物は、ドラム缶若しくはコンテナに封入する。なお、ドラム缶若しくはコンテナに封入が困難な大型機械等は、プラスチックシートで梱包するなどの汚染拡大防止措置及び不燃シートで覆うなどの防火対策を講じる。</u> 	記載の適正化を図るため(表記の見直し) (2)-5) 記載の適正化を図るため(表記の見直し) (2)-5) レーザークリーニング装置及び不燃性の固体廃棄物に係る火災等による損傷の防止の機能を追加 (2)-1)-①

変更前	変更後	変更理由
<p>4. 立ち入りの防止</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>(略)</p>	<p>4. 立ち入りの防止</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>(本申請の対象外)</p>	
<p>5. 自然現象による影響の考慮</p> <p>第六条 使用施設等（<u>施設検査対象施設</u>は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>5. 自然現象による影響の考慮</p> <p>第六条 使用施設等（<u>使用前検査対象施設</u>は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>(本申請の対象外)</p>	記載の適正化を図るため(法令改正に伴う変更) (2)-5)

変更前	変更後	変更理由
<p>6. 核燃料物質の臨界防止</p> <p>第七条 <u>施設検査対象施設</u>は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>6. 核燃料物質の臨界防止</p> <p>第七条 <u>使用前検査対象施設</u>は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>(本施設は政令第41条非該当施設のため対象外)</p>	記載の適正化を図るため(法令改正に伴う変更) (2)-5)
<p>7. 施設検査対象施設の地盤</p> <p>第八条 <u>施設検査対象施設</u>は、次条第二項に規定により算定する地震力(安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの(以下「耐震重要施設」という。)にあっては、同条第三項の地震力を含む。)が作用した場合においても当該<u>施設検査対象施設</u>を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>7. <u>使用前検査対象施設</u>の地盤</p> <p>第八条 <u>使用前検査対象施設</u>は、次条第二項に規定により算定する地震力(安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの(以下「耐震重要施設」という。)にあっては、同条第三項の地震力を含む。)が作用した場合においても当該<u>使用前検査対象施設</u>を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>(本施設は政令第41条非該当施設のため対象外)</p>	記載の適正化を図るため(法令改正に伴う変更) (2)-5)

変更前	変更後	変更理由
<p>8. 地震による損傷の防止</p> <p>第九条 <u>施設検査対象施設</u>は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある<u>施設検査対象施設</u>の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>8. 地震による損傷の防止</p> <p>第九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある<u>使用前検査対象施設</u>の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	記載の適正化を図るため(法令改正に伴う変更) (2)-5)
(略)	(本施設は政令第41条非該当施設のため対象外)	
<p>9. 津波による損傷の防止</p> <p>第十条 <u>施設検査対象施設</u>は、その供用中に当該<u>施設検査対象施設</u>に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	<p>9. 津波による損傷の防止</p> <p>第十条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その供用中に当該<u>使用前検査対象施設</u>に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	記載の適正化を図るため(法令改正に伴う変更) (2)-5)
(略)	(本施設は政令第41条非該当施設のため対象外)	

変更前	変更後	変更理由
<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>第十一条 <u>施設検査対象施設</u>は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 <u>施設検査対象施設</u>は、工場若しくは事業所（以下「工場等」という。）内又はその周辺において想定される当該<u>施設検査対象施設</u>の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>第十一条 <u>使用前検査対象施設</u>は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 <u>使用前検査対象施設</u>は、工場若しくは事業所（以下「工場等」という。）内又はその周辺において想定される当該<u>使用前検査対象施設</u>の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	記載の適正化を図るため(法令改正に伴う変更) (2)-5
(略)	(本施設は政令第41条非該当施設のため対象外)	
<p>11. 施設検査対象施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>第十二条 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等は、<u>施設検査対象施設</u>への人の不法な侵入、<u>施設検査対象施設</u>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>11. 使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>第十二条 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等は、<u>使用前検査対象施設</u>への人の不法な侵入、<u>使用前検査対象施設</u>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するための設備を設けなければならない。</p>	記載の適正化を図るため(法令改正に伴う変更) (2)-5
(略)	(本施設は政令第41条非該当施設のため対象外)	

変更前	変更後	変更理由
<p>12. 溢水による損傷の防止</p> <p>第十三条 <u>施設検査対象施設</u>は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>12. 溢水による損傷の防止</p> <p>第十三条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p><u>(本施設は政令第41条非該当施設のため対象外)</u></p>	記載の適正化を図るため(法令改正に伴う変更) (2)-5)
<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止</p> <p>第十四条 <u>施設検査対象施設</u>は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止</p> <p>第十四条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p><u>(本施設は政令第41条非該当施設のため対象外)</u></p>	記載の適正化を図るため(法令改正に伴う変更) (2)-5)
<p>14. 飛散物による損傷の防止</p> <p>第十五条 <u>施設検査対象施設</u>は、その施設内の機器又は配管の破損に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>14. 飞散物による損傷の防止</p> <p>第十五条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その施設内の機器又は配管の破損に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p><u>(本施設は政令第41条非該当施設のため対象外)</u></p>	記載の適正化を図るため(法令改正に伴う変更) (2)-5)

変更前	変更後	変更理由
<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保</p> <p>第十六条 <u>施設検査対象施設</u>は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならぬ。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の单一故障（单一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないのでなければならない。</p>	<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保</p> <p>第十六条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の单一故障（单一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないのでなければならない。</p>	記載の適正化を図るため(法令改正に伴う変更) (2)-5)
(略)	(本施設は政令第41条非該当施設のため対象外)	
<p>16. 環境条件を考慮した設計</p> <p>第十七条 <u>施設検査対象施設</u>は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	<p>16. 環境条件を考慮した設計</p> <p>第十七条 <u>使用前検査対象施設</u>は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p>	記載の適正化を図るため(法令改正に伴う変更) (2)-5)
(略)	(本施設は政令第41条非該当施設のため対象外)	
<p>17. 検査等を考慮した設計</p> <p>第十八条 <u>施設検査対象施設</u>は、当該<u>施設検査対象施設</u>の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	<p>17. 検査等を考慮した設計</p> <p>第十八条 <u>使用前検査対象施設</u>は、当該<u>使用前検査対象施設</u>の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	記載の適正化を図るため(法令改正に伴う変更) (2)-5)
(略)	(本施設は政令第41条非該当施設のため対象外)	

変更前	変更後	変更理由
18. <u>施設検査対象施設の共用</u> 第十九条 施設検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共に用する場合には、 施設検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。 (略)	18. <u>使用前検査対象施設の共用</u> 第十九条 使用前検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共に用する場合には、 は、 <u>使用前検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。</u> (本施設は政令第41条非該当施設のため対象外)	記載の適正化を図るため(法令改正に伴う変更) (2)-5)
19. 誤操作の防止 第二十条 施設検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。 (略)	19. 誤操作の防止 第二十条 使用前検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。 (本施設は政令第41条非該当施設のため対象外)	記載の適正化を図るため(法令改正に伴う変更) (2)-5)
20. 安全避難通路等 第二十一条 施設検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源 (略)	20. 安全避難通路等 第二十一条 使用前検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源 (本施設は政令第41条非該当施設のため対象外)	記載の適正化を図るため(法令改正に伴う変更) (2)-5)

変更前	変更後	変更理由
<p>21. 設計評価事故時の放射線障害の防止</p> <p>第二十二条 施設検査対象施設は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>21. 設計評価事故時の放射線障害の防止</p> <p>第二十二条 使用前検査対象施設は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p> <p><u>(本施設は政令第41条非該当施設のため対象外)</u></p>	記載の適正化を図るため(法令改正に伴う変更) (2)-5)
<p>22. 貯蔵施設</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。 二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。 三 標識を設けるものであること。 <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>22. 貯蔵施設</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。 二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。 三 標識を設けるものであること。 <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬品庫で保管する貯蔵容器は、ガラス製、樹脂製又は金属製の専用容器とスチールキャビネットとする。 ・天然ウラン、劣化ウランのガラス製又は樹脂製の専用容器を収納するスチールキャビネット1台、重ウラン酸アンモニウム及びガラス原料と調合した重ウラン酸アンモニウムの樹脂製の専用容器を収納するスチールキャビネット6台及びトリウムのガラス製、樹脂製又は金属製の専用容器を収納するスチールキャビネット1台の所有面積約 3.45 m²は、図-22-1に示すように薬品庫の床面積約 15 m²からみても、十分な貯蔵能力を有している。 ・核燃料物質を搬出入する場合、その他特に必要がある場合を除き、薬品庫の出入口及びスチール製のキャビネットを施錠し、薬品庫の出入口付近に「貯蔵施設」の標識及びスチール製のキャビネットに「貯蔵箱」の標識並びに「許可なくして立入りを禁ず。」又は「許可なくして触れることを禁ず。」旨を記載した標識を設ける。 	貯蔵施設に関する内容を追加 (2)-4)

変更前	変更後	変更理由
<p>23. 廃棄施設</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	<p>23. 廃棄施設</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画されたものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	<p>(新規) 廃棄施設に関する内容を追加 (2)-1)-①</p> <p><u>23.1 放射性気体廃棄施設</u></p> <p>開発試験棟の放射性気体廃棄施設の排気系統は、本文の図-(1)-8に示すとおりである。</p> <p>第1系統及び第2系統は、第1フィルタ室に設置する排気フィルタユニットで放射性物質を除去し、排気モニタにより排気中の放射性物質濃度が法令値以下であることを監視・確認しながら、第1給排気室に設置する排風機で排気筒から排気する。</p> <p>第3系統は、第2フィルタ室に設置する排気フィルタユニット及び第2給排気室に設置するアルカリスクラバで放射性物質を除去し、排気モニタにより排気中の放射性物質濃度が法令値以下であることを監視・確認しながら、第2給排気室に設置する排風機で排気筒から排気する。</p> <p>排気ダクトは腐食しにくいステンレス鋼板製とする。</p> <p>排気モニタが排気中の放射性物質濃度に異常を検出したときは、警報を発するとともに、必要に応じて、</p>

変更前	変更後	変更理由
	<p><u>給排気設備を停止し、ダンパを閉止することにより、屋外への漏えいを減少させる。</u></p> <p><u>排気筒又はその付近及び排気設備の表面に標識を設ける。標識には、日本産業規格による放射線標識に「排気設備」及び「許可なくして立入を禁ず。」又は「許可なくして触れることを禁ず。」を記載する。</u></p> <p>23.2 放射性液体廃棄施設</p> <p><u>開発試験棟の管理区域の各室から発生する廃液は、廃液が漏れにくく、浸透しにくく、腐食しにくい硬質塩化ビニール管及び繊維強化プラスチックの排水管を使用する。また、屋内廃液ピットは鉄筋コンクリートの内面を耐酸塗装する。</u></p> <p><u>開発試験棟の管理区域から発生する廃液、手洗い水等は、屋内廃液ピットに送水または運搬する。</u></p> <p><u>屋内廃液ピットに貯留した廃液は、必要に応じて中和処理又は希釈処理を行い、放射性物質の濃度が線量告示に定める濃度限度以下であることを確認した後、センター内の放流水槽へ送水する。</u></p> <p>23.3 放射性固体廃棄施設</p> <p><u>開発試験棟で解体・撤去する設備・機器等は、放射性廃棄物でない廃棄物（以下「NR物」という。）、又は放射性固体廃棄物に分別する。</u></p> <p><u>金属製ドラム缶等に収納したNR物にする解体物は、原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて〔平成20年経済産業省原子力安全・保安院（指示）〕を参考にNR物の判定を行い、施設外に廃棄するまでは汚染を防止する措置を講じ、一時的に管理区域内に保管する。</u></p> <p><u>放射性固体廃棄物は、金属製ドラム缶若しくはコンテナに収納し、開発試験棟内の廃棄物倉庫、第1廃棄物貯蔵庫に隣接した場所の廃棄物保管庫又は廃棄物処理施設の第1～第14廃棄物貯蔵庫に保管する。焼却可能なものは廃棄物焼却施設で減容処理する。</u></p> <p><u>固体廃棄施設には人がみだりに立ち入ることがないよう柵等で区画又は施錠管理を行う。</u></p> <p><u>固体廃棄施設内及び廃棄物における火災の防止のための措置及び汚染の拡大防止のための措置が適切に維持されていることを定期的に確認する。また、固体廃棄施設内の線量測定及び汚染検査を定期的に行う。</u></p>	廃棄施設に関する内容を追加 (2)-1)-①
		解体・撤去物の廃棄等を追加 (2)-3)

変更前	変更後	変更理由
<p>24. 汚染を検査するための設備</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>(新規)</p>	<p>24. 汚染を検査するための設備</p> <p>第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p><u>24.1 汚染検査を行う場所</u></p> <p>開発試験棟における汚染検査を行う場所は1階の汚染検査室であり、床は塩化ビニールシート、腰壁・壁・天井は塩化ビニール樹脂塗装で汚染の広がりを防止できる構造とする。更衣室には更衣設備のロッカー、服掛け、下駄箱を設けるとともに、汚染検査室には洗浄設備の手洗い・洗眼器を設け、その排水はポリタンクに貯留して屋内廃液ピットに運搬・移動する。屋内廃液ピットの排水は、硬質塩化ビニール管及び繊維強化プラスチックの排水管で廃水ピット建屋の屋外廃液ピット及び廃液中和ピットに連結する。</p> <p>廃水ピット建屋における汚染検査を行う場所は、人が通常出入りする管理区域出入口であり、床は防塵塗料塗、腰壁・壁はコンクリートブロック、天井は防水モルタルで汚染の広がりを防止できる構造とする。</p> <p>管理区域出入口には更衣設備のロッカー、服掛け、下駄箱及び洗浄設備の手洗いを設け、その排水は、硬質塩化ビニール管及び繊維強化プラスチックの排水管で屋外廃液ピット及び廃液中和ピットに送水する。</p> <p>廃棄物ドラム缶検査建屋における汚染検査を行う場所はドラム缶一時置場であり、床は防塵塗装、腰壁・壁は防水塗装、天井は調合ペイント塗で汚染の広がりを防止できる構造とする。ドラム缶一時置場には更衣設備の服掛け、下駄箱を設けるが、ドラム缶を密閉状態で取扱うので洗浄設備は設けない。</p> <p>廃棄物保管庫における汚染検査を行う場所は人が通常出入りする管理区域出入口であり、床は防塵塗料塗、腰壁はコンクリート、壁は角波カラー鉄板、天井は折板カラー鉄板で汚染の広がりを防止できる構造とする。管理区域出入口には更衣設備のロッカー、服掛け、下駄箱を設けるが、ドラム缶を密閉状態で取扱うので洗浄設備は設けない。</p>	<p>汚染検査に関する内容を追加 (2)-1)-①</p>

変更前	変更後	変更理由
	<p>24.2 汚染検査のための放射線測定器及び汚染除去に必要な機材</p> <p>開発試験棟には、汚染検査のための放射線測定器として、手・足・衣服モニタ、α線サーベイメータ、β・(γ)線サーベイメータ、線量率測定用サーベイメータを備えるとともに汚染除去に必要な機材として、身体除染器材（半面マスク、カバーオール、薄手ゴム手袋、布製薄手袋、ビニール製シューズカバー、中性洗剤等）を備える。</p> <p>廃棄物ドラム缶検査建屋、廃水ピット建屋及び廃棄物保管庫には、汚染検査のための放射線測定器として、α線サーベイメータ及びβ・(γ)線サーベイメータを備える。</p>	汚染検査に関する内容を追加 (2)-1)-①
25. 監視設備	25. 監視設備	記載の適正化を図るため(法令改正に伴う変更) (2)-5)
<p>第二十六条 施設検査対象施設には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該施設検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p>	<p>第二十六条 使用前検査対象施設には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該使用前検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p>	
(略)	(本施設は政令第41条非該当施設のため対象外)	
26. 非常用電源設備	26. 非常用電源設備	記載の適正化を図るため(法令改正に伴う変更) (2)-5)
<p>第二十七条 施設検査対象施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該施設検査対象施設の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるよう、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>第二十七条 使用前検査対象施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該使用前検査対象施設の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるよう、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。</p>	
(略)	(本施設は政令第41条非該当施設のため対象外)	

変更箇所を_____又は~~_____~~で示す。

変更前	変更後	変更理由
<p>27. 通信連絡設備等</p> <p>第二十八条 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>27. 通信連絡設備等</p> <p>第二十八条 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	記載の適正化を図るため(法令改正に伴う変更) (2)-5)
<p>(略)</p>	<p>(本施設は政令第41条非該当施設のため対象外)</p>	
<p>28. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止</p> <p>第二十九条 <u>施設検査対象施設</u>は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、当該<u>施設検査対象施設</u>から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>28. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止</p> <p>第二十九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、当該<u>使用前検査対象施設</u>から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	記載の適正化を図るため(法令改正に伴う変更) (2)-5))
<p>(略)</p>	<p>(本施設は政令第41条非該当施設のため対象外)</p>	

【取扱注意】
(原子力機構 人形峠環境技術センター)
本書には、核拡散防止に係る機密な情報又は核
物質防護情報が含まれています。当機構の同意
なく、本書の全部又は一部を複写及び第三者に
開示することを禁止します。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
人形峠環境技術センター
核燃料物質使用変更許可申請書

新旧対照表

濃縮工学施設
(別冊 2)

新旧対照表の変更後の記載は、令和3年1月15日付け申請の箇所を下線付き文字とし、今回の補正箇所を二重下線付き文字とする。
補正箇所は、別冊2-6ページの二重下線付き文字、参考図の図-(2)-6-2、図-(2)-7、図-(2)-9及び図-(2)-10ページの凡例の雲マーク部分、参考-5～参考-7ページの二重下線付き文字、参考-9及び参考-11ページの二重下線付き文字、参考-13～参考-16ページの図-1～図-4の凡例の雲マーク部分である。

変更箇所を_____又は<→>で示す。

変更前	変更後	変更の理由
<p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質使用変更許可申請書</p> <p>新旧対照表</p> <p>濃縮工学施設 (別冊 2)</p> <p>本文・・・・・・・・・・・・・・・別冊 2-1~<u>56</u> 添付書類-1・・・・・・・・・・・添付-1(1)-1~<u>110</u> 添付書類-2・・・・・・・・・・・添付-2(2)-1~<u>3</u></p>	<p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質使用変更許可申請書</p> <p>新旧対照表</p> <p>濃縮工学施設 (別冊 2)</p> <p>本文・・・・・・・・・・・別冊 2-1~<u>60</u> 添付書類-1・・・・・・・添付-1(2)-1~<u>104</u> 添付書類-2・・・・・・・添付-2(2)-<u>1</u></p>	<p>記載の適正化を図るため(ページ番号の見直し)</p>

※新旧対照表のページ番号を示す。

変更前	変更後	変更の理由																																																												
<p>1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (略)</p> <p>2. 使用の目的及び方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>整理番号</th><th>使用の目的</th><th>区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2) - 1</td><td>遠心分離法によるウラン濃縮に関する技術開発の一環として、濃縮工学施設(以下「本施設」という。)において、高性能遠心分離機を使用するウラン濃縮試験を行う。</td><td>斜線</td></tr> <tr> <td>(2) - 2</td><td>(略)</td><td>斜線</td></tr> <tr> <td>(2) - 3</td><td>(略)</td><td>斜線</td></tr> <tr> <td>(2) - 4</td><td>(略)</td><td>斜線</td></tr> <tr> <td>(2) - 5</td><td>(略)</td><td>斜線</td></tr> <tr> <td>(2) - 6</td><td>廃棄物処理施設に保管している固体状の放射性廃棄物ドラム缶及び液体状の放射性廃棄物(廃油)ドラム缶(以下「廃棄物等ドラム缶」という。)並びに本施設に保管している核燃料物質によって汚染された物の収納ドラム缶、解体撤去した物の収納ドラム缶、固体吸着剤収納ドラム缶等(以下「汚染物等収納ドラム缶」という。)中のウラン量及び濃縮度の測定、開梱作業、内容物のサンプル調査、詰替え等(以下「内容物調査等」という。)を行う。</td><td>斜線</td></tr> <tr> <td>(2) - 7</td><td>(略)</td><td>斜線</td></tr> <tr> <td>(2) - 8</td><td>(略)</td><td>斜線</td></tr> <tr> <td>(2) - 9</td><td>(略)</td><td>斜線</td></tr> <tr> <td>(2) - 10</td><td>(略)</td><td>斜線</td></tr> <tr> <td>(2) - 11</td><td>(略)</td><td>斜線</td></tr> </tbody> </table>	整理番号	使用の目的	区分	(2) - 1	遠心分離法によるウラン濃縮に関する技術開発の一環として、濃縮工学施設(以下「本施設」という。)において、高性能遠心分離機を使用するウラン濃縮試験を行う。	斜線	(2) - 2	(略)	斜線	(2) - 3	(略)	斜線	(2) - 4	(略)	斜線	(2) - 5	(略)	斜線	(2) - 6	廃棄物処理施設に保管している固体状の放射性廃棄物ドラム缶及び液体状の放射性廃棄物(廃油)ドラム缶(以下「廃棄物等ドラム缶」という。)並びに本施設に保管している核燃料物質によって汚染された物の収納ドラム缶、解体撤去した物の収納ドラム缶、固体吸着剤収納ドラム缶等(以下「汚染物等収納ドラム缶」という。)中のウラン量及び濃縮度の測定、開梱作業、内容物のサンプル調査、詰替え等(以下「内容物調査等」という。)を行う。	斜線	(2) - 7	(略)	斜線	(2) - 8	(略)	斜線	(2) - 9	(略)	斜線	(2) - 10	(略)	斜線	(2) - 11	(略)	斜線	<p>1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (変更なし)</p> <p>2. 使用の目的及び方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>整理番号</th><th>使用の目的</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(削除)</td><td>(削除)</td></tr> <tr> <td>(2) - 1</td><td>(変更なし)</td></tr> <tr> <td>(2) - 2</td><td>(変更なし)</td></tr> <tr> <td>(2) - 3</td><td>(変更なし)</td></tr> <tr> <td>(2) - 4</td><td>(変更なし)</td></tr> <tr> <td>(2) - 5</td><td>廃棄物処理施設に保管している固体状の放射性廃棄物ドラム缶及び液体状の放射性廃棄物(廃油)ドラム缶(以下「廃棄物等ドラム缶」という。)並びに濃縮工学施設(以下「本施設」という。)に保管している核燃料物質によって汚染された物の収納ドラム缶、解体・撤去した物の収納ドラム缶、固体吸着剤収納ドラム缶等(以下「汚染物等収納ドラム缶」という。)中のウラン量及び濃縮度の測定、開梱作業、内容物のサンプル調査、詰替え等(以下「内容物調査等」という。)を行う。</td></tr> <tr> <td>(2) - 6</td><td>(変更なし)</td></tr> <tr> <td>(2) - 7</td><td>(変更なし)</td></tr> <tr> <td>(2) - 8</td><td>(変更なし)</td></tr> <tr> <td>(2) - 9</td><td>(変更なし)</td></tr> <tr> <td>(2) - 10</td><td>(変更なし)</td></tr> </tbody> </table>	整理番号	使用の目的	(削除)	(削除)	(2) - 1	(変更なし)	(2) - 2	(変更なし)	(2) - 3	(変更なし)	(2) - 4	(変更なし)	(2) - 5	廃棄物処理施設に保管している固体状の放射性廃棄物ドラム缶及び液体状の放射性廃棄物(廃油)ドラム缶(以下「廃棄物等ドラム缶」という。)並びに濃縮工学施設(以下「本施設」という。)に保管している核燃料物質によって汚染された物の収納ドラム缶、解体・撤去した物の収納ドラム缶、固体吸着剤収納ドラム缶等(以下「汚染物等収納ドラム缶」という。)中のウラン量及び濃縮度の測定、開梱作業、内容物のサンプル調査、詰替え等(以下「内容物調査等」という。)を行う。	(2) - 6	(変更なし)	(2) - 7	(変更なし)	(2) - 8	(変更なし)	(2) - 9	(変更なし)	(2) - 10	(変更なし)	<p>ウラン濃縮試験を終了するため削除 (3)-1-①</p> <p>記載の適正化を図るため(番号の見直し) (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)</p>
整理番号	使用の目的	区分																																																												
(2) - 1	遠心分離法によるウラン濃縮に関する技術開発の一環として、濃縮工学施設(以下「本施設」という。)において、高性能遠心分離機を使用するウラン濃縮試験を行う。	斜線																																																												
(2) - 2	(略)	斜線																																																												
(2) - 3	(略)	斜線																																																												
(2) - 4	(略)	斜線																																																												
(2) - 5	(略)	斜線																																																												
(2) - 6	廃棄物処理施設に保管している固体状の放射性廃棄物ドラム缶及び液体状の放射性廃棄物(廃油)ドラム缶(以下「廃棄物等ドラム缶」という。)並びに本施設に保管している核燃料物質によって汚染された物の収納ドラム缶、解体撤去した物の収納ドラム缶、固体吸着剤収納ドラム缶等(以下「汚染物等収納ドラム缶」という。)中のウラン量及び濃縮度の測定、開梱作業、内容物のサンプル調査、詰替え等(以下「内容物調査等」という。)を行う。	斜線																																																												
(2) - 7	(略)	斜線																																																												
(2) - 8	(略)	斜線																																																												
(2) - 9	(略)	斜線																																																												
(2) - 10	(略)	斜線																																																												
(2) - 11	(略)	斜線																																																												
整理番号	使用の目的																																																													
(削除)	(削除)																																																													
(2) - 1	(変更なし)																																																													
(2) - 2	(変更なし)																																																													
(2) - 3	(変更なし)																																																													
(2) - 4	(変更なし)																																																													
(2) - 5	廃棄物処理施設に保管している固体状の放射性廃棄物ドラム缶及び液体状の放射性廃棄物(廃油)ドラム缶(以下「廃棄物等ドラム缶」という。)並びに濃縮工学施設(以下「本施設」という。)に保管している核燃料物質によって汚染された物の収納ドラム缶、解体・撤去した物の収納ドラム缶、固体吸着剤収納ドラム缶等(以下「汚染物等収納ドラム缶」という。)中のウラン量及び濃縮度の測定、開梱作業、内容物のサンプル調査、詰替え等(以下「内容物調査等」という。)を行う。																																																													
(2) - 6	(変更なし)																																																													
(2) - 7	(変更なし)																																																													
(2) - 8	(変更なし)																																																													
(2) - 9	(変更なし)																																																													
(2) - 10	(変更なし)																																																													

変更前		変更後	変更の理由
2. 使用の目的及び方法（続き）		2. 使用の目的及び方法（続き）	
整理番号	使用の方法	整理番号	使用の方法
(2) - 1	<p>六フッ化ウラン（以下「UF₆」という。）を用いてウラン濃縮試験を行う。</p> <p>（1）カスケード設備への UF₆ の供給 原料 UF₆（天然ウラン、回収ウラン又は劣化ウラン）を入れた容器〔米国 A N S I 規格 30 B シリンダ相当品（以下「30 B シリンダ」という。）〕を OP-2UF₆ 操作室の原料供給槽に取り付ける。常温脱気を行った後、約 110°C の熱水による空気の間接加熱で 30 B シリンダを約 40°C に加熱し、UF₆ の蒸気圧測定により純度を確認する。また、必要に応じ脱気精製する。次に、気化した UF₆ の圧力を調整し、カスケード設備へ供給する。</p> <p>（2）カスケード設備によるウランの濃縮 カスケード設備は、最大 [] 台（OP-2 遠心機室）の遠心分離機と配管により構成する。高性能遠心分離機は、OP-2 遠心機室に設置した可変電圧・可変周波数電力変換装置（以下「VVVF 装置」という。）により起動し、定格回転を保持する。次に、定格条件になったカスケード設備へ気化した原料 UF₆ を導き、製品 UF₆（濃縮ウラン）と廃品 UF₆（劣化ウラン）に分離する。なお、高性能遠心分離機は濃縮流量の供給流量に対する比が小さいことから、特殊なカスケード形式となる。そのため、カスケード設備内の濃縮域の最終段では 5% を超え 7% 以下の部分が存在するが、製品 UF₆ の濃縮度は 5% 以下とする。</p> <p>（3）カスケード設備からの UF₆ の回収 カスケード設備から出てくる製品 UF₆ 及び廃品 UF₆ は、OP-2UF₆ 操作室に設置したそれぞれのコールドトラップへ導き、コールドトラップを約 -80°C の低温ブラインで冷やすことにより、UF₆ を固化し捕集する。微量の未捕集 UF₆ は、ケミカルトラップへ導き、化学的方法により捕集する。 コールドトラップに捕集した製品 UF₆ 及び廃品 UF₆ は、回分操作法で約 50°C の高温ブラインにより加熱し、気化（約 670hPa）した後、それぞれの回収槽に取り付けた 30 B シリンダへ移送する。回収槽内では、約 10°C の冷水による空気の間接冷却で 30 B シリンダを冷却し、30 B シリンダ内の UF₆ を固化し回収する。 また、コールドトラップシステムと並列にコンプレッサシステムを設置し、カスケード設備から出てくる廃品 UF₆ を昇圧し、廃品回収槽に取り付けた 30 B シリンダへ直接移送し、固化し回収する。</p>	(削除)	(削除)
(2) - 2	<p>ウラン濃縮試験に使用した遠心分離機及び DOP-2 要素機の分離処理試験を行う。</p> <p>（1）遠心分離機の分解 (略)</p> <p>（2）遠心分離機部品の化学分離処理 (略)</p>	(2) - 1	<p>ウラン濃縮試験に使用した遠心分離機及び DOP-2 要素機の分離処理試験を行う。</p> <p>（1）遠心分離機の分解 (変更なし)</p> <p>（2）遠心分離機部品の化学分離処理 (変更なし)</p>
			<p>【部屋名称】 遠心機処理室 部品検査室 遠心機・部品保管室 ブレンディング室</p>

変更前		変更後	変更の理由
2. 使用の目的及び方法（続き）		2. 使用の目的及び方法（続き）	
整理番号	使用の方法	整理番号	使用の方法
(2) -2	<p>(3) 遠心分離機処理部品の表面密度測定 化学分離処理設備により放射性物質の分離を行った部品（以下「遠心分離機処理部品」という。）をサーベイ設備に対応する大きさに切断し、表面の放射性物質の密度を、各遠心機部品サーベイ装置にて測定する。</p> <p>(4) 遠心分離機部品の保管 遠心分離機処理部品のうち、部品表面の放射性物質の密度が「核燃料物質の使用等に関する規則」第3条第4号二に定められた表面密度限度を超えないことを確認したものは、放射性物質等による再汚染を防止する措置を施し、遠心機・部品保管室に保管する。また、遠心分離機処理部品のうち、部品表面の放射性物質の密度の確認を行わないもの及び遠心分離機処理部品以外の遠心分離機部品は、専用ドラム缶等に収納し、遠心機・部品保管室に保管する。</p> <p>なお、上記の遠心分離機部品等は、適宜、遠心機分離処理試験に係る各種試験に供試体として使用する。</p> <p>(5) 廃液処理試験 遠心機分離処理試験で発生した処理廃液中のウランを除去する試験を除去試験装置により行う。 放射性物質の分離処理に使用した硫酸溶液から硫酸を回収、再生し再利用する試験を硫酸回収試験装置により行う。 廃液処理試験は、廃液の漏えいの恐れの無いピットを備えた部品検査室内の除染フード内で行い、除去試験で発生した有機溶媒は、20リットルケミカルドラム缶へ封入し、核燃料物質によって汚染されたものとして同除染フード内で保管管理する。</p> <p>(6) 電離イオン測定試験 天然ウラン標準線源【ステンレス板にウランを焼付け飛散防止の処置を施した標準線源でウランの合計放射能：約40～120Bq（ウラン量：1.6×10^{-3}g～4.7×10^{-3}g）】及び未汚染の遠心分離機部品並びに表面の放射性物質の密度が「核燃料物質の使用等に関する規則」第3条第4号二に定められた表面密度限度を超えないことを確認した遠心分離機処理部品等を使用し、電離イオン測定装置の基本性能の確認試験及び測定試験を行う。 電離イオン測定試験は、部品検査室に電離イオン測定装置を設置して行う。</p>	<p>(3) 遠心分離機処理部品の表面密度測定及び放射能濃度の測定 化学分離処理設備により放射性物質の分離を行った部品（以下「遠心分離機処理部品」という。）の放射性物質の表面密度をサーベイメータで測定し、その後、切断装置で切断し、電離イオン測定装置で放射能濃度を測定する。</p> <p>(4) 遠心分離機部品の保管 遠心分離機処理部品のうち、部品の放射性物質の表面密度が「核燃料物質の使用等に関する規則」の「管理区域への立入制限等」に定められた表面密度限度を超えないことを確認したものの並びに部品に含まれる放射性物質の放射能濃度が認可を受けた「放射能濃度の測定及び評価の方法」に定められた基準値を超えないことを確認したものは、放射性物質等による再汚染を防止する措置を施し、遠心機・部品保管室及び部品検査室に保管する。また、遠心分離機処理部品のうち、部品の放射性物質の表面密度の確認を行わないもの及び遠心分離機処理部品以外の遠心分離機部品は、専用ドラム缶等に収納し、遠心機・部品保管室に保管する。</p> <p>なお、上記の遠心分離機部品等は、適宜、遠心機分離処理試験に係る各種試験に供試体として使用する。</p> <p>(2) -1 の続き</p> <p>(削除)</p> <p>(5) 電離イオン測定試験 天然ウラン標準線源【ステンレス板にウランを焼付け飛散防止の処置を施した標準線源でウランの合計放射能：約40～120 Bq（ウラン量：1.6×10^{-3}g～4.7×10^{-3}g）】及び未汚染の遠心分離機部品並びに表面の放射性物質の密度が「核燃料物質の使用等に関する規則」の「管理区域への立入制限等」に定められた表面密度を確認した遠心分離機処理部品等を使用し、電離イオン測定装置の基本性能の確認試験及び測定試験を行う。 電離イオン測定試験は、部品検査室に電離イオン測定装置を設置して行う。</p>	<p>【部屋名称】 遠心機処理室 部品検査室 遠心機・部品保管室 ブレンディング室</p> <p>部屋名称を追加 (3)-2)-①</p> <p>記載の適正化を図るため（表記及び番号の見直し） (3)-14)</p> <p>遠心分離機処理部品の表面密度測定及び放射能濃度の測定に係る使用の方法の明確化 (3)-2)-③</p> <p>廃液処理試験を終了するため削除 (3)-2)-⑤</p> <p>記載の適正化を図るため（表記及び番号の見直し） (3)-14)</p>

変更前		変更後	変更の理由
2. 使用の目的及び方法（続き）		2. 使用の目的及び方法（続き）	
整理番号	使用の方法	整理番号	使用の方法
(2) - <u>2</u>		(2) - <u>1</u> の続き	<p>【安全対策】</p> <p>① 閉じ込め</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠心機処理室は負圧管理しており、更に室内に設置した遠心分離機を部品単位に分解する分解ハウス及び遠心分離機部品から放射性物質を分離する化学分離ハウスは、常設の局所排気処理装置を経由して建屋排気設備に接続して排気する。 ・DOP-2 遠心分離機の分解及び DOP-2 要素機の取出しを行う遠心機処理室又はブレンディング室に設置するグリーンハウスは、仮設の局所排気処理装置を経由して建屋排気設備に接続して排気する。 ・分離処理試験に供試体として使用する遠心分離機（OP-1A、OP-1B、OP-2 及び DOP-2）は、遠心機・部品保管室において、接続配管を圧潰又は閉止して保管する。 ・DOP-2 要素機は、DOP-2 要素機用保管容器に収納して保管する。 <p>② 遮蔽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠心機分離処理試験において核燃料物質は大量に取り扱うことがないため遮蔽は必要ない。 ・放射線業務従事者は「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下「線量告示」という。）」の線量限度以下となるように管理する。 <p>③ 火災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分解ハウスの機械的切断における火花対策として、不燃シートで防護する。 ・遠心機処理設備の電源部は、絶縁性能の健全性を確認したものを使用する。

変更前		変更後	変更の理由
2. 使用の目的及び方法（続き）		2. 使用の目的及び方法（続き）	
整理番号	使用の方法	整理番号	使用の方法
(2) - <u>3</u>	(略)	(2) - <u>2</u>	(変更なし)
(2) - <u>4</u>	(略)	(2) - <u>3</u>	(変更なし)
(2) - <u>5</u>	(略)	(2) - <u>4</u>	(変更なし)
(2) - <u>6</u>	(略)	(2) - <u>5</u>	(変更なし)
(2) - <u>7</u>	(略)	(2) - <u>6</u>	(変更なし)
(2) - <u>8</u>	(略)	(2) - <u>7</u>	(変更なし)
(2) - <u>9</u>	(略)	(2) - <u>8</u>	(変更なし)
(2) - <u>10</u>	(略)	(2) - <u>9</u>	(変更なし)
(2) - <u>11</u>	(略)	(2) - <u>10</u>	(変更なし)
(2) - <u>12</u>	(略)	(2) - <u>11</u>	(変更なし)

変更前	変更後	変更の理由																																
<p>3. 核燃料物質の種類 (略)</p> <p>4. 使用の場所 (略)</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量 5-1 事業所全体 (略)</p> <p>5-2 施設ごと</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核燃料物質の種類</th> <th rowspan="2">予定使用期間</th> <th colspan="2">年間予定使用量</th> </tr> <tr> <th>最大存在量</th> <th>延べ取扱量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天然ウラン及びその化合物^{*1}</td> <td rowspan="3">自：平成29年10月3日 至：令和3年3月31日</td> <td>150 tU^{*3}</td> <td>150 tU^{*3}</td> </tr> <tr> <td>劣化ウラン及びその化合物^{*1、*2}</td> <td>411 tU</td> <td>411 tU</td> </tr> <tr> <td>濃縮ウラン及びその化合物^{*1、*2} (濃縮度5%以下)^{*4}</td> <td>80 tU (4t²³⁵U)</td> <td>80 tU (4t²³⁵U)</td> </tr> </tbody> </table>	核燃料物質の種類	予定使用期間	年間予定使用量		最大存在量	延べ取扱量	天然ウラン及びその化合物 ^{*1}	自：平成29年10月3日 至：令和3年3月31日	150 tU ^{*3}	150 tU ^{*3}	劣化ウラン及びその化合物 ^{*1、*2}	411 tU	411 tU	濃縮ウラン及びその化合物 ^{*1、*2} (濃縮度5%以下) ^{*4}	80 tU (4t ²³⁵ U)	80 tU (4t ²³⁵ U)	<p>3. 核燃料物質の種類 (変更なし)</p> <p>4. 使用の場所 (変更なし)</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量 5-1 事業所全体 (変更なし)</p> <p>5-2 施設ごと</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核燃料物質の種類</th> <th rowspan="2">予定使用期間</th> <th colspan="2">年間予定使用量</th> </tr> <tr> <th>最大存在量</th> <th>延べ取扱量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天然ウラン及びその化合物^{*1}</td> <td rowspan="3">自：令和3年4月1日 至：令和6年3月31日</td> <td>150 tU^{*3}</td> <td>150 tU^{*3}</td> </tr> <tr> <td>劣化ウラン及びその化合物^{*1、*2}</td> <td>411 tU</td> <td>411 tU</td> </tr> <tr> <td>濃縮ウラン及びその化合物^{*1、*2} (濃縮度5%以下)^{*4}</td> <td>80 tU (4t²³⁵U)</td> <td>80 tU (4t²³⁵U)</td> </tr> </tbody> </table>	核燃料物質の種類	予定使用期間	年間予定使用量		最大存在量	延べ取扱量	天然ウラン及びその化合物 ^{*1}	自：令和3年4月1日 至：令和6年3月31日	150 tU ^{*3}	150 tU ^{*3}	劣化ウラン及びその化合物 ^{*1、*2}	411 tU	411 tU	濃縮ウラン及びその化合物 ^{*1、*2} (濃縮度5%以下) ^{*4}	80 tU (4t ²³⁵ U)	80 tU (4t ²³⁵ U)	
核燃料物質の種類			予定使用期間	年間予定使用量																														
	最大存在量	延べ取扱量																																
天然ウラン及びその化合物 ^{*1}	自：平成29年10月3日 至：令和3年3月31日	150 tU ^{*3}	150 tU ^{*3}																															
劣化ウラン及びその化合物 ^{*1、*2}		411 tU	411 tU																															
濃縮ウラン及びその化合物 ^{*1、*2} (濃縮度5%以下) ^{*4}		80 tU (4t ²³⁵ U)	80 tU (4t ²³⁵ U)																															
核燃料物質の種類	予定使用期間	年間予定使用量																																
		最大存在量	延べ取扱量																															
天然ウラン及びその化合物 ^{*1}	自：令和3年4月1日 至：令和6年3月31日	150 tU ^{*3}	150 tU ^{*3}																															
劣化ウラン及びその化合物 ^{*1、*2}		411 tU	411 tU																															
濃縮ウラン及びその化合物 ^{*1、*2} (濃縮度5%以下) ^{*4}		80 tU (4t ²³⁵ U)	80 tU (4t ²³⁵ U)																															
<p>*1 酸化ウランを含む。</p> <p>*2 回収ウランを含む。</p> <p>*3 ウラン化合物の取扱い技術に係る成果の普及を目的とした調合試験に供するウラン（最大1,200gU）を含む。</p> <p>*4 以下、本申請書において特記しない限り、%は質量分率を示す。</p>		記載の適正化を図るため（核燃料物質使用変更届と整合を図るために） (3)-14)																																
<p>6. 使用済燃料の処分の方法 (略)</p> <p>7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備 (新規)</p> <p>7-1 使用施設の位置 (略)</p> <p>7-2 使用施設の構造 (略)</p>	<p>6. 使用済燃料の処分の方法 (変更なし)</p> <p>7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>使用施設の位置、構造及び設備を以下に示す。なお、安全上重要な施設はない。 使用施設における実効線量は、線量告示で定める「管理区域に係る線量等」、「周辺監視区域外の線量限度」及び「放射線業務従事者の線量限度」を超えないように管理する。また、使用施設の管理区域には、人がみだりに立ち入らないように標識を設ける。</p> <p>7-1 使用施設の位置 (変更なし)</p> <p>7-2 使用施設の構造 (変更なし)</p>	<p>安全上重要な施設がない旨を追加 (3)-3)</p> <p>使用施設における実効線量の管理及び管理区域の標識設置を追加 (3)-4)</p>																																

変更前		変更後	変更の理由					
<p>7-3 使用施設の設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th><th>個数</th><th>仕様</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ウラン濃縮設備</td><td>1</td><td> <p>ウラン濃縮設備は、カスケード設備、遠心分離機駆動設備、UF₆処理設備、計装制御設備、ユーティリティ設備及び電気設備により構成する。</p> <p>カスケード設備は、最大□台の高性能遠心分離機を配列して、これらを配管で接続したもので、OP-2 遠心機室に設置し、連続的にウランの同位体分離を行い、製品として濃縮度5%以下の濃縮ウランを得る。</p> <p>遠心分離機駆動設備は、遠心分離機の電動機に駆動用の電力を供給するもので、OP-2 遠心機室に設置するVVVF装置、No.4 変圧器室に設置する高周波電源用変圧器等により構成する。</p> <p>UF₆処理設備は、カスケード設備への原料UF₆の供給及び製品UF₆、廃品UF₆の回収等を行うもので、OP-2UF₆操作室に設置し、原料供給系、製品系、廃品系、捕集排気系及びページ系により構成する。</p> <p>原料供給系は、カスケード設備へ原料UF₆を供給するもので、原料供給槽、圧力調整槽等により構成する。</p> <p>製品系、廃品系及び捕集排気系は、カスケード設備から出てくる製品UF₆及び廃品UF₆を回収するためのもので、製品系は製品コールドトラップ、製品回収槽等により、廃品系は廃品コールドトラップ、コンプレッサシステム、廃品回収槽等により、捕集排気系はメインケミカルトラップ、メインロータリポンプ等により構成する。</p> <p>ページ系は、プラントの運転停止時にカスケード設備内に残存するUF₆の回収、30B シリンダ取り替え時の接続配管内のUF₆の回収及び原料UF₆中の揮発性不純物〔主にフッ化水素（以下「HF」という。）〕の脱気精製を行うためのもので、ページブースタポンプ、ページコールドトラップ、ページケミカルトラップ、ページロータリポンプ、ページ回収槽等により構成する。</p> <p>計装制御設備は、プラントの運転制御を行うもので、中央操作室に設置するプロセス計算機、中央監視盤、中央操作盤等の運転操作設備並びにOP-2 遠心機室、OP-2UF₆操作室等に設置する現場計装設備により構成する。</p> <p>ユーティリティ設備は、OP-2 補機室に設置し、遠心分離機を冷却するための恒温水装置、計装機器を作動させるための計装空気装置等により構成する。</p> <p>電気設備は、プラントの運転に必要な電力を供給するもので、OP-2 電源室に設置するパワーセンタ、無停電電源装置、直流電源装置、No.3 変圧器室に設置する二次変電変圧器及び非常用発電機室に設置するディーゼル発電機等により構成する。</p> <p>プラントの運転に必要な電力は、原子力機構線及び小鹿原子力機構線（予備回線）の二方向の商用電源から受電することによって供給信頼性を高めるが、万一、両方の商用電源の停電時には、ディーゼル発電機が起動し、建家排気設備、エアスニッファ設備、計装制御設備等へ電力を供給する。</p> <p>本施設のウラン濃縮工程主要フロー図を図-(2)-5に、OP-2UF₆処理設備フローシートを図-(2)-9に示す。</p> <p>主棟1階主要機器配置図を図-(2)-7に、主棟2階主要機器配置図を図-(2)-8に、OP-2UF₆処理設備機器配置図を図-(2)-10に示す。</p> <p>電気系統図を図-(2)-11に示す。</p> <p>次表に主要設備機器の仕様及び数量を示す。</p> </td></tr> </tbody> </table>	使用設備の名称	個数	仕様	ウラン濃縮設備	1	<p>ウラン濃縮設備は、カスケード設備、遠心分離機駆動設備、UF₆処理設備、計装制御設備、ユーティリティ設備及び電気設備により構成する。</p> <p>カスケード設備は、最大□台の高性能遠心分離機を配列して、これらを配管で接続したもので、OP-2 遠心機室に設置し、連続的にウランの同位体分離を行い、製品として濃縮度5%以下の濃縮ウランを得る。</p> <p>遠心分離機駆動設備は、遠心分離機の電動機に駆動用の電力を供給するもので、OP-2 遠心機室に設置するVVVF装置、No.4 変圧器室に設置する高周波電源用変圧器等により構成する。</p> <p>UF₆処理設備は、カスケード設備への原料UF₆の供給及び製品UF₆、廃品UF₆の回収等を行うもので、OP-2UF₆操作室に設置し、原料供給系、製品系、廃品系、捕集排気系及びページ系により構成する。</p> <p>原料供給系は、カスケード設備へ原料UF₆を供給するもので、原料供給槽、圧力調整槽等により構成する。</p> <p>製品系、廃品系及び捕集排気系は、カスケード設備から出てくる製品UF₆及び廃品UF₆を回収するためのもので、製品系は製品コールドトラップ、製品回収槽等により、廃品系は廃品コールドトラップ、コンプレッサシステム、廃品回収槽等により、捕集排気系はメインケミカルトラップ、メインロータリポンプ等により構成する。</p> <p>ページ系は、プラントの運転停止時にカスケード設備内に残存するUF₆の回収、30B シリンダ取り替え時の接続配管内のUF₆の回収及び原料UF₆中の揮発性不純物〔主にフッ化水素（以下「HF」という。）〕の脱気精製を行うためのもので、ページブースタポンプ、ページコールドトラップ、ページケミカルトラップ、ページロータリポンプ、ページ回収槽等により構成する。</p> <p>計装制御設備は、プラントの運転制御を行うもので、中央操作室に設置するプロセス計算機、中央監視盤、中央操作盤等の運転操作設備並びにOP-2 遠心機室、OP-2UF₆操作室等に設置する現場計装設備により構成する。</p> <p>ユーティリティ設備は、OP-2 補機室に設置し、遠心分離機を冷却するための恒温水装置、計装機器を作動させるための計装空気装置等により構成する。</p> <p>電気設備は、プラントの運転に必要な電力を供給するもので、OP-2 電源室に設置するパワーセンタ、無停電電源装置、直流電源装置、No.3 変圧器室に設置する二次変電変圧器及び非常用発電機室に設置するディーゼル発電機等により構成する。</p> <p>プラントの運転に必要な電力は、原子力機構線及び小鹿原子力機構線（予備回線）の二方向の商用電源から受電することによって供給信頼性を高めるが、万一、両方の商用電源の停電時には、ディーゼル発電機が起動し、建家排気設備、エアスニッファ設備、計装制御設備等へ電力を供給する。</p> <p>本施設のウラン濃縮工程主要フロー図を図-(2)-5に、OP-2UF₆処理設備フローシートを図-(2)-9に示す。</p> <p>主棟1階主要機器配置図を図-(2)-7に、主棟2階主要機器配置図を図-(2)-8に、OP-2UF₆処理設備機器配置図を図-(2)-10に示す。</p> <p>電気系統図を図-(2)-11に示す。</p> <p>次表に主要設備機器の仕様及び数量を示す。</p>	<p>7-3 使用施設の設備</p> <p>(削除)</p>	<p>ウラン濃縮試験を終了するため削除 (3)-1)-①</p>
使用設備の名称	個数	仕様						
ウラン濃縮設備	1	<p>ウラン濃縮設備は、カスケード設備、遠心分離機駆動設備、UF₆処理設備、計装制御設備、ユーティリティ設備及び電気設備により構成する。</p> <p>カスケード設備は、最大□台の高性能遠心分離機を配列して、これらを配管で接続したもので、OP-2 遠心機室に設置し、連続的にウランの同位体分離を行い、製品として濃縮度5%以下の濃縮ウランを得る。</p> <p>遠心分離機駆動設備は、遠心分離機の電動機に駆動用の電力を供給するもので、OP-2 遠心機室に設置するVVVF装置、No.4 変圧器室に設置する高周波電源用変圧器等により構成する。</p> <p>UF₆処理設備は、カスケード設備への原料UF₆の供給及び製品UF₆、廃品UF₆の回収等を行うもので、OP-2UF₆操作室に設置し、原料供給系、製品系、廃品系、捕集排気系及びページ系により構成する。</p> <p>原料供給系は、カスケード設備へ原料UF₆を供給するもので、原料供給槽、圧力調整槽等により構成する。</p> <p>製品系、廃品系及び捕集排気系は、カスケード設備から出てくる製品UF₆及び廃品UF₆を回収するためのもので、製品系は製品コールドトラップ、製品回収槽等により、廃品系は廃品コールドトラップ、コンプレッサシステム、廃品回収槽等により、捕集排気系はメインケミカルトラップ、メインロータリポンプ等により構成する。</p> <p>ページ系は、プラントの運転停止時にカスケード設備内に残存するUF₆の回収、30B シリンダ取り替え時の接続配管内のUF₆の回収及び原料UF₆中の揮発性不純物〔主にフッ化水素（以下「HF」という。）〕の脱気精製を行うためのもので、ページブースタポンプ、ページコールドトラップ、ページケミカルトラップ、ページロータリポンプ、ページ回収槽等により構成する。</p> <p>計装制御設備は、プラントの運転制御を行うもので、中央操作室に設置するプロセス計算機、中央監視盤、中央操作盤等の運転操作設備並びにOP-2 遠心機室、OP-2UF₆操作室等に設置する現場計装設備により構成する。</p> <p>ユーティリティ設備は、OP-2 補機室に設置し、遠心分離機を冷却するための恒温水装置、計装機器を作動させるための計装空気装置等により構成する。</p> <p>電気設備は、プラントの運転に必要な電力を供給するもので、OP-2 電源室に設置するパワーセンタ、無停電電源装置、直流電源装置、No.3 変圧器室に設置する二次変電変圧器及び非常用発電機室に設置するディーゼル発電機等により構成する。</p> <p>プラントの運転に必要な電力は、原子力機構線及び小鹿原子力機構線（予備回線）の二方向の商用電源から受電することによって供給信頼性を高めるが、万一、両方の商用電源の停電時には、ディーゼル発電機が起動し、建家排気設備、エアスニッファ設備、計装制御設備等へ電力を供給する。</p> <p>本施設のウラン濃縮工程主要フロー図を図-(2)-5に、OP-2UF₆処理設備フローシートを図-(2)-9に示す。</p> <p>主棟1階主要機器配置図を図-(2)-7に、主棟2階主要機器配置図を図-(2)-8に、OP-2UF₆処理設備機器配置図を図-(2)-10に示す。</p> <p>電気系統図を図-(2)-11に示す。</p> <p>次表に主要設備機器の仕様及び数量を示す。</p>						

変更前			変更後			変更の理由		
7-3 使用施設の設備（続き）			7-3 使用施設の設備（続き）					
使用設備の名称	個数	仕様	使用設備の名称	個数	仕様			
遠心機処理設備	1	<p>遠心機処理設備は、分解設備、化学分離処理設備、サーベイ設備、保管設備、<u>溶融設備等</u>により構成する。</p> <p>分解設備は、遠心分離機を部品単位に分解するためのもので、遠心機処理室の分解ハウス内に設置する各種分解ユニットと真空クリーナ等により構成する。</p> <p>化学分離処理設備は、遠心分離機部品表面の放射性物質を希硫酸等の薬品を用いて化学分離処理により除去するためのもので、遠心機処理室の化学分離ハウス内に設置する超音波浸漬装置、ジェット洗浄装置、乾燥装置等により構成する。</p> <p>サーベイ設備は、遠心分離機処理部品表面の放射性物質の密度測定を行うためのもので、<u>各種部品に対応した遠心機部品サーベイ装置、放電加工機等</u>により構成する。</p> <p>保管設備は、分離処理試験に供する遠心分離機及び試験の過程で発生する各種処理部品を保管するためのもので、遠心機保管系及び処理部品保管系により構成する。</p> <p>遠心機保管系は、遠心機・部品保管室に設置し、接続配管を圧潰して閉止したOP-1A 遠心分離機最大 1,000 台、OP-1B 遠心分離機最大 3,000 台、OP-2 遠心分離機最大 1,000 台及びプラスチックシートにて養生したDOP-2 要素機最大 10 台を保管するためのもので、OP-1A 遠心分離機、OP-1B 遠心分離機及び OP-2 遠心分離機の保管ラックと DOP-2 要素機用保管容器により構成する。</p> <p>処理部品保管系は、遠心機・部品保管室に設置し、試験の過程で発生する各処理部品を保管するためのもので、遠心機・部品保管室では保管容器、保管用ラックにて保管する。</p> <p><u>硫酸廃液処理試験装置は、遠心機分離処理試験で発生した処理廃液中のウランを除去する試験を行う除去試験装置及び放射性物質の分離処理に使用した硫酸溶液から硫酸を回収、再生し再利用する試験を行う硫酸回収試験装置により構成する。</u></p> <p>電離イオン測定装置は、電離イオン測定試験を行うもので、部品検査室に設置し、イオンセンサ、測定室、送風機等により構成する。</p> <p>遠心機処理設備工程主要フロー図を<u>図-(2)-6</u>に示す。</p> <p>主棟 1 階主要機器配置図を<u>図-(2)-7</u>に、主棟 2 階主要機器配置図を<u>図-(2)-8</u>に示す。</p> <p>次表に主要設備機器の仕様及び数量を示す。</p>	遠心機処理設備	1	<p>遠心機処理設備は、分解設備、化学分離処理設備、サーベイ設備、保管設備等により構成する。</p> <p>分解設備は、遠心分離機を部品単位に分解するためのもので、遠心機処理室の分解ハウス内に設置する各種分解ユニットと真空クリーナ等により構成する。</p> <p>化学分離処理設備は、遠心分離機部品表面の放射性物質を希硫酸等の薬品を用いて化学分離処理により除去するためのもので、遠心機処理室の化学分離ハウス内に設置する超音波浸漬装置、ジェット洗浄装置、乾燥装置等により構成する。</p> <p>サーベイ設備は、遠心分離機処理部品の放射能濃度の測定を行うためのもので、<u>電離イオン測定装置及び切断装置</u>により構成する。</p> <p>保管設備は、分離処理試験に供する遠心分離機及び試験の過程で発生する各種処理部品を保管するためのもので、遠心機保管系及び処理部品保管系により構成する。</p> <p>遠心機保管系は、遠心機・部品保管室に設置し、接続配管を圧潰して閉止したOP-1A 遠心分離機最大 1,000 台、OP-1B 遠心分離機最大 3,000 台、OP-2 遠心分離機最大 1,000 台及びプラスチックシートにて養生したDOP-2 要素機最大 10 台を保管するためのもので、OP-1A 遠心分離機、OP-1B 遠心分離機及び OP-2 遠心分離機の保管ラックと DOP-2 要素機用保管容器により構成する。</p> <p>処理部品保管系は、遠心機・部品保管室に設置し、試験の過程で発生する各処理部品を保管するためのもので、遠心機・部品保管室では保管容器、保管用ラックにて保管する。</p> <p>電離イオン測定装置は、電離イオン測定試験を行うもので、部品検査室に設置し、イオンセンサ、測定室、送風機等により構成する。</p> <p>遠心機処理設備工程主要フロー図を<u>図-(2)-5</u>に示す。</p> <p>主棟 1 階主要機器配置図を<u>図-(2)-6-1</u>に、主棟 2 階主要機器配置図を<u>図-(2)-7</u>に示す。</p> <p>次表に主要設備機器の仕様及び数量を示す。</p>			

変更前			変更後			変更の理由		
7-3 使用施設の設備（続き）			7-3 使用施設の設備（続き）					
使用設備の名称	個数	仕様	使用設備の名称	個数	仕様			
共通設備	1	<p>共通設備は、<u>ウラン濃縮設備及び遠心機処理設備に共通の水、電力等を供給するもので、ユーティリティ設備及び電気設備により構成する。また、放射性廃棄物収納ドラム缶及び放射性物質により汚染された物の収納ドラム缶中のウラン量及び濃縮度を測定する非破壊測定装置により構成する。</u></p> <p>(1) ユーティリティ設備は、OP-2 補機室に設置し、<u>遠心分離機を冷却するための恒温水装置、計装機器を作動させるための計装空気装置等</u>により構成する。</p> <p>(2) 電気設備は、<u>プラント</u>の運転に必要な電力を供給するもので、OP-1 電源室、OP-2 電源室に設置するパワーセンタ、無停電電源装置、OP-2 電源室に設置する直流電源装置、No. 1 変圧器室、No. 3 変圧器室に設置する二次変電変圧器、<u>非常用発電機室に設置するディーゼル発電機等</u>により構成する。</p> <p><u>プラント</u>の運転に必要な電力は、原子力機構線及び小鹿原子力機構線（予備回路）の二方向の商用電源から受電することによって供給信頼性を高めるが、万一、両方の商用電源の停電時には、<u>ディーゼル発電機が起動し、建屋排気設備、エアスニッファ設備、計装制御設備等へ電力を供給する。</u></p> <p>主棟 1 階主要機器配置図を<u>図-(2)-7</u> に、主棟 2 階主要機器配置図を<u>図-(2)-8</u> に示す。</p> <p>電気系統図を<u>図-(2)-11</u> に示す。</p> <p>次表に主要設備機器の仕様及び数量を示す。</p> <p>(3) 非破壊測定装置（製錬転換施設と共に）は、放射性廃棄物収納ドラム缶及び放射性物質により汚染された物の収納ドラム缶中のウラン量及び濃縮度を測定する装置で、γ線検出器(NaI)、中性子検出器(^3He)、測定台等により構成する。測定対象は、天然ウラン、劣化ウラン及び濃縮ウラン(5%以下)である。測定ドラム缶本数は、1本/回である。</p>	共通設備	1	<p>共通設備は、<u>ユーティリティ設備、電気設備及び非破壊測定装置である。</u></p> <p>(1) ユーティリティ設備は、OP-2 補機室に設置し、<u>建屋内を冷房するための恒温水装置、弁等を作動させるための計装空気装置等</u>により構成する。</p> <p>(2) 電気設備は、<u>施設</u>の運転に必要な電力を供給するもので、OP-1 電源室、OP-2 電源室に設置するパワーセンタ、無停電電源装置、OP-2 電源室に設置する直流電源装置、No. 1 変圧器室、No. 3 変圧器室に設置する二次変電変圧器等により構成する。</p> <p><u>施設</u>の運転に必要な電力は、原子力機構線及び小鹿原子力機構線（予備回路）の二方向の商用電源から受電することによって供給信頼性を高めるが、万一、両方の商用電源の停電時には、<u>センターの非常用発電機室に設置したディーゼル発電機から建屋排気設備、エアスニッファ設備、計装制御設備等へ電力を供給する。</u></p> <p>主棟 1 階主要機器配置図を<u>図-(2)-6-1</u> に、主棟 2 階主要機器配置図を<u>図-(2)-7</u> に示す。</p> <p>電気系統図を<u>図-(2)-8</u> に示す。</p> <p>次表に主要設備機器の仕様及び数量を示す。</p> <p>(3) 非破壊測定装置（製錬転換施設と共に）は、放射性廃棄物収納ドラム缶及び放射性物質により汚染された物の収納ドラム缶中のウラン量及び濃縮度を測定する装置で、γ線検出器(NaI)、中性子検出器(^3He)、測定台等により構成する。測定対象は、天然ウラン、劣化ウラン及び濃縮ウラン(5%以下)である。測定ドラム缶本数は、1本/回である。</p>			記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)
分析設備	1	<p>分析設備は、</p> <p>(1) カスケード設備と接続して工程中のウラン同位体比等を随时測定するための現場質量分析装置</p> <p>(2) UF_6中の不純物分析、FP-TRU 分析、濃縮度分析、廃水中のウラン分析等を行うための赤外分光光度計、誘導結合プラズマ質量分析装置、放射能分析装置、液体シンチレーションカウンタ、高周波誘導結合プラズマ発光分光分析装置、表面電離型質量分析装置</p> <p>(3) 遠心分離機部品の表面観察及び元素分析を行うための表面分析装置、誘導結合プラズマ質量分析装置、<u>原子間力顕微鏡</u>、断面構造観察装置等の各種分析装置により構成する。</p> <p>現場質量分析装置はOP-2 現場質量分析室に設置し、赤外分光光度計、表面電離型質量分析装置は質量分析室に、誘導結合プラズマ質量分析装置、<u>原子間力顕微鏡</u>、放射能分析装置、液体シンチレーションカウンタ及び高周波誘導結合プラズマ発光分光分析装置は機器分析室に、表面分析装置、断面構造観察装置及び誘導結合プラズマ質量分析装置は部品検査室に放射能分析装置は OP-1UF_6操作室に設置する。</p> <p>次表に主要設備機器の仕様を示す。</p>	分析設備	1	<p>分析設備は、<u>以下の装置である。</u></p> <p>(1) UF_6中の不純物分析、FP-TRU 分析、濃縮度分析、廃水中のウラン分析等を行うための赤外分光光度計、誘導結合プラズマ質量分析装置、放射能分析装置、液体シンチレーションカウンタ、高周波誘導結合プラズマ発光分光分析装置、表面電離型質量分析装置</p> <p>(2) 遠心分離機部品の表面観察及び元素分析を行うための表面分析装置、誘導結合プラズマ質量分析装置、断面構造観察装置の各種分析装置</p> <p>赤外分光光度計、表面電離型質量分析装置は質量分析室に<u>設置し</u>、誘導結合プラズマ質量分析装置、放射能分析装置、液体シンチレーションカウンタ及び高周波誘導結合プラズマ発光分光分析装置は機器分析室に<u>設置し</u>、表面分析装置、断面構造観察装置及び誘導結合プラズマ質量分析装置は部品検査室に<u>設置し</u>、放射能分析装置は OP-1UF_6操作室に設置する。</p> <p>次表に主要設備機器の仕様を示す。</p>	記載の適正化を図るため(表記及び番号の見直し) (3)-14) 及びウラン濃縮の終了に伴う見直し (3)-1)-①)		

変更前			変更後			変更の理由																								
7-3 使用施設の設備（続き）			7-3 使用施設の設備（続き）																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th><th>個数</th><th>仕様</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有機廃液処理試験設備</td><td>1</td><td> <p>有機廃液焼却試験設備は、分析済み有機廃液を使用して有機廃液の処理試験を行うためのものである。遠心機・部品保管室に設置する焼却試験装置は、焼却炉、スクラバー等により構成される。</p> <p>主棟1階主要機器配置図を図-(2)-7に示す。</p> <p>次表に主要設備機器の仕様及び数量を示す。</p> </td></tr> <tr> <td>ガラス原料調合試験設備</td><td>1</td><td> <p>ガラス原料調合試験設備は、ガラス原料に重ウラン酸アンモニウムを調合するためのものである。OP-1UF₆操作室の作業用ボックスにて構成される。</p> <p>主棟1階主要機器配置図を図-(2)-7に示す。</p> <p>次表に主要設備機器の仕様及び数量を示す。</p> </td></tr> <tr> <td>安全設備</td><td>1</td><td> <p>(1) 消火設備 消防法に準拠して、次表に示す消火設備及び警報設備を設置する。</p> <p>(2) 放射線管理設備 エアスニッファを管理区域内各所に設け、空気中の放射性物質の濃度を監視する。 管理区域と非管理区域間の出入口付近には、手・足・衣服モニタを設け、手・足・衣服等の放射性物質による汚染の有無を検査するとともに、機器分析室及び放管室に各種の放射線測定器を設け、施設及び機器類の放射性物質による汚染の有無を検査する。 OP-1主棟及びOP-2主棟に設置する主要な放射線管理機器を次表に示す。</p> <p>(3) 非常用設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 通報設備 ページング設備及び放送設備をOP-1主棟及びOP-2主棟内の各所に配置する。非常の際は、これらの通報設備を使用して建室内の放射線業務従事者に適切な指示を与える。 ② 緊急用具 非常用防護具、防護衣等を常備しておき、非常の際にいつでも使用できるようにする。 ③ 保安設備 停電時に備え、蓄電池内蔵型の誘導灯、蓄電池から電源が供給される非常灯等の保安設備を設ける。 ④ 工程用モニタ <u>30Bシリンドラ取り外し作業前のシリンドラ槽内HF濃度異常時に排気ガスを局所排気処理装置経由に切り換えるための工程用モニタ(HF)を設ける。</u> </td></tr> </tbody> </table>			使用設備の名称	個数	仕様	有機廃液処理試験設備	1	<p>有機廃液焼却試験設備は、分析済み有機廃液を使用して有機廃液の処理試験を行うためのものである。遠心機・部品保管室に設置する焼却試験装置は、焼却炉、スクラバー等により構成される。</p> <p>主棟1階主要機器配置図を図-(2)-7に示す。</p> <p>次表に主要設備機器の仕様及び数量を示す。</p>	ガラス原料調合試験設備	1	<p>ガラス原料調合試験設備は、ガラス原料に重ウラン酸アンモニウムを調合するためのものである。OP-1UF₆操作室の作業用ボックスにて構成される。</p> <p>主棟1階主要機器配置図を図-(2)-7に示す。</p> <p>次表に主要設備機器の仕様及び数量を示す。</p>	安全設備	1	<p>(1) 消火設備 消防法に準拠して、次表に示す消火設備及び警報設備を設置する。</p> <p>(2) 放射線管理設備 エアスニッファを管理区域内各所に設け、空気中の放射性物質の濃度を監視する。 管理区域と非管理区域間の出入口付近には、手・足・衣服モニタを設け、手・足・衣服等の放射性物質による汚染の有無を検査するとともに、機器分析室及び放管室に各種の放射線測定器を設け、施設及び機器類の放射性物質による汚染の有無を検査する。 OP-1主棟及びOP-2主棟に設置する主要な放射線管理機器を次表に示す。</p> <p>(3) 非常用設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 通報設備 ページング設備及び放送設備をOP-1主棟及びOP-2主棟内の各所に配置する。非常の際は、これらの通報設備を使用して建室内の放射線業務従事者に適切な指示を与える。 ② 緊急用具 非常用防護具、防護衣等を常備しておき、非常の際にいつでも使用できるようにする。 ③ 保安設備 停電時に備え、蓄電池内蔵型の誘導灯、蓄電池から電源が供給される非常灯等の保安設備を設ける。 ④ 工程用モニタ <u>30Bシリンドラ取り外し作業前のシリンドラ槽内HF濃度異常時に排気ガスを局所排気処理装置経由に切り換えるための工程用モニタ(HF)を設ける。</u> 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th><th>個数</th><th>仕様</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有機廃液焼却試験設備</td><td>1</td><td> <p>有機廃液焼却試験設備は、分析済み有機廃液を使用して有機廃液の処理試験を行うためのものである。遠心機・部品保管室に設置する<u>有機廃液焼却試験装置</u>は、焼却炉、スクラバー等により構成される。</p> <p>主棟1階主要機器配置図を図-(2)-6-1に示す。</p> <p>次表に主要設備機器の仕様及び数量を示す。</p> </td></tr> <tr> <td>ガラス原料調合試験設備</td><td>1</td><td> <p>ガラス原料調合試験設備は、ガラス原料に重ウラン酸アンモニウムを調合するためのものである。OP-1UF₆操作室の作業用ボックスにて構成される。</p> <p>主棟1階主要機器配置図を図-(2)-6-1に示す。</p> <p>次表に主要設備機器の仕様及び数量を示す。</p> </td></tr> <tr> <td>安全設備</td><td>1</td><td> <p>(1) 消火設備 消防法に準拠して、次表に示す消火設備及び警報設備を設置する。</p> <p>(2) 放射線管理設備 エアスニッファを管理区域内各所に設け、空気中の放射性物質の濃度を監視する。 管理区域と非管理区域間の出入口付近には、手・足・衣服モニタを設け、手・足・衣服等の放射性物質による汚染の有無を検査するとともに、機器分析室及び放管室に各種の放射線測定器を設け、施設及び機器類の放射性物質による汚染の有無を検査する。 OP-1主棟及びOP-2主棟に設置する主要な放射線管理機器を次表に示す。</p> <p>(3) 非常用設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 通報設備 ページング設備及び放送設備をOP-1主棟及びOP-2主棟内の各所に配置する。非常の際は、これらの通報設備を使用して建室内の放射線業務従事者に適切な指示を与える。 ② 緊急用具 非常用防護具、防護衣等を常備しておき、非常の際にいつでも使用できるようにする。 ③ 保安設備 停電時に備え、蓄電池内蔵型の誘導灯、蓄電池から電源が供給される非常灯等の保安設備を設ける。 <p><u>(削除)</u></p> </td></tr> </tbody> </table>			使用設備の名称	個数	仕様	有機廃液焼却試験設備	1	<p>有機廃液焼却試験設備は、分析済み有機廃液を使用して有機廃液の処理試験を行うためのものである。遠心機・部品保管室に設置する<u>有機廃液焼却試験装置</u>は、焼却炉、スクラバー等により構成される。</p> <p>主棟1階主要機器配置図を図-(2)-6-1に示す。</p> <p>次表に主要設備機器の仕様及び数量を示す。</p>	ガラス原料調合試験設備	1	<p>ガラス原料調合試験設備は、ガラス原料に重ウラン酸アンモニウムを調合するためのものである。OP-1UF₆操作室の作業用ボックスにて構成される。</p> <p>主棟1階主要機器配置図を図-(2)-6-1に示す。</p> <p>次表に主要設備機器の仕様及び数量を示す。</p>	安全設備	1	<p>(1) 消火設備 消防法に準拠して、次表に示す消火設備及び警報設備を設置する。</p> <p>(2) 放射線管理設備 エアスニッファを管理区域内各所に設け、空気中の放射性物質の濃度を監視する。 管理区域と非管理区域間の出入口付近には、手・足・衣服モニタを設け、手・足・衣服等の放射性物質による汚染の有無を検査するとともに、機器分析室及び放管室に各種の放射線測定器を設け、施設及び機器類の放射性物質による汚染の有無を検査する。 OP-1主棟及びOP-2主棟に設置する主要な放射線管理機器を次表に示す。</p> <p>(3) 非常用設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 通報設備 ページング設備及び放送設備をOP-1主棟及びOP-2主棟内の各所に配置する。非常の際は、これらの通報設備を使用して建室内の放射線業務従事者に適切な指示を与える。 ② 緊急用具 非常用防護具、防護衣等を常備しておき、非常の際にいつでも使用できるようにする。 ③ 保安設備 停電時に備え、蓄電池内蔵型の誘導灯、蓄電池から電源が供給される非常灯等の保安設備を設ける。 <p><u>(削除)</u></p>	
使用設備の名称	個数	仕様																												
有機廃液処理試験設備	1	<p>有機廃液焼却試験設備は、分析済み有機廃液を使用して有機廃液の処理試験を行うためのものである。遠心機・部品保管室に設置する焼却試験装置は、焼却炉、スクラバー等により構成される。</p> <p>主棟1階主要機器配置図を図-(2)-7に示す。</p> <p>次表に主要設備機器の仕様及び数量を示す。</p>																												
ガラス原料調合試験設備	1	<p>ガラス原料調合試験設備は、ガラス原料に重ウラン酸アンモニウムを調合するためのものである。OP-1UF₆操作室の作業用ボックスにて構成される。</p> <p>主棟1階主要機器配置図を図-(2)-7に示す。</p> <p>次表に主要設備機器の仕様及び数量を示す。</p>																												
安全設備	1	<p>(1) 消火設備 消防法に準拠して、次表に示す消火設備及び警報設備を設置する。</p> <p>(2) 放射線管理設備 エアスニッファを管理区域内各所に設け、空気中の放射性物質の濃度を監視する。 管理区域と非管理区域間の出入口付近には、手・足・衣服モニタを設け、手・足・衣服等の放射性物質による汚染の有無を検査するとともに、機器分析室及び放管室に各種の放射線測定器を設け、施設及び機器類の放射性物質による汚染の有無を検査する。 OP-1主棟及びOP-2主棟に設置する主要な放射線管理機器を次表に示す。</p> <p>(3) 非常用設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 通報設備 ページング設備及び放送設備をOP-1主棟及びOP-2主棟内の各所に配置する。非常の際は、これらの通報設備を使用して建室内の放射線業務従事者に適切な指示を与える。 ② 緊急用具 非常用防護具、防護衣等を常備しておき、非常の際にいつでも使用できるようにする。 ③ 保安設備 停電時に備え、蓄電池内蔵型の誘導灯、蓄電池から電源が供給される非常灯等の保安設備を設ける。 ④ 工程用モニタ <u>30Bシリンドラ取り外し作業前のシリンドラ槽内HF濃度異常時に排気ガスを局所排気処理装置経由に切り換えるための工程用モニタ(HF)を設ける。</u> 																												
使用設備の名称	個数	仕様																												
有機廃液焼却試験設備	1	<p>有機廃液焼却試験設備は、分析済み有機廃液を使用して有機廃液の処理試験を行うためのものである。遠心機・部品保管室に設置する<u>有機廃液焼却試験装置</u>は、焼却炉、スクラバー等により構成される。</p> <p>主棟1階主要機器配置図を図-(2)-6-1に示す。</p> <p>次表に主要設備機器の仕様及び数量を示す。</p>																												
ガラス原料調合試験設備	1	<p>ガラス原料調合試験設備は、ガラス原料に重ウラン酸アンモニウムを調合するためのものである。OP-1UF₆操作室の作業用ボックスにて構成される。</p> <p>主棟1階主要機器配置図を図-(2)-6-1に示す。</p> <p>次表に主要設備機器の仕様及び数量を示す。</p>																												
安全設備	1	<p>(1) 消火設備 消防法に準拠して、次表に示す消火設備及び警報設備を設置する。</p> <p>(2) 放射線管理設備 エアスニッファを管理区域内各所に設け、空気中の放射性物質の濃度を監視する。 管理区域と非管理区域間の出入口付近には、手・足・衣服モニタを設け、手・足・衣服等の放射性物質による汚染の有無を検査するとともに、機器分析室及び放管室に各種の放射線測定器を設け、施設及び機器類の放射性物質による汚染の有無を検査する。 OP-1主棟及びOP-2主棟に設置する主要な放射線管理機器を次表に示す。</p> <p>(3) 非常用設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 通報設備 ページング設備及び放送設備をOP-1主棟及びOP-2主棟内の各所に配置する。非常の際は、これらの通報設備を使用して建室内の放射線業務従事者に適切な指示を与える。 ② 緊急用具 非常用防護具、防護衣等を常備しておき、非常の際にいつでも使用できるようにする。 ③ 保安設備 停電時に備え、蓄電池内蔵型の誘導灯、蓄電池から電源が供給される非常灯等の保安設備を設ける。 <p><u>(削除)</u></p>																												
						記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14																								
						記載の適正化を図るため(図番号の見直し) (3)-14																								
						記載の適正化を図るため(図番号の見直し) (3)-14																								
						記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14																								
						ウラン濃縮試験を終了するため変更 (3)-1)-(①)																								

変更箇所を_____又は<→>で示す。

変更前				変更後				変更の理由	
7-3 使用施設の設備（続き） [OP-1 施設主要機器仕様（遠心機処理設備（1/1））]				7-3 使用施設の設備（続き） [(1) OP-1 施設主要機器仕様（遠心機処理設備）]					
設備・系統名		主要機器名	主な仕様	数量	設備・系統名		主要機器名	主な仕様	数量
遠心機処理設備	分解設備	(略)	(略)	(略)	分解設備	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)
	化学分離処理設備	(略)	(略)	(略)	化学分離処理設備	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)
	サーベイ設備	遠心機部品サーベイ装置 放電加工機	ZnS(Ag)・プロラスチックシンチレーション型検出器 水中浸漬加工、ワイヤ出力約3kW	3式 1式	サーベイ設備	(削除) (削除) 切断装置	(削除) (削除) 切り込み制御 油圧式 切断能力（幅：約550mm×高さ：約450mm） 電離イオン測定装置 通気型電離箱式検出器（全α線測定） イオンセンサ	(削除) (削除) 1式 1式	使用を終了した遠心機部品サーベイ装置及び放電加工機を削除し、電離イオン測定装置及び切断装置を追加 (3)-2)-(4)
	保管設備	(略)	(略)	(略)	保管設備	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)
	硫酸廃液処理試験装置	(1)除去試験装置	処理前貯留タンク 耐硫酸性容器 1台 容量0.2m ³ （液送装置付） 抽出装置 耐硫酸性・難燃性容器（液送装置付）1式 ウラン抽出容器（4台） 約500mm(W)×約200mm(D)×約1,400mm(H) 油相成分回収容器（1台） 約500mm(W)×約200mm(D)×約1,400mm(H) 破過モニター容器（1台） 約200mm(W)×約200mm(D)×約900mm(H)	1式	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	硝酸廃液処理試験の終了に伴い、硫酸廃液処理試験装置（除去試験装置及び硫酸回収試験装置を削除し、使用施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備・機器に変更 (3)-2)-(5)
		(2)硫酸回収試験装置	耐硫酸性容器、容量約5リットル 約500mm(W)×700mm(D)×1,500mm(H)	1台	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	

変更箇所を_____又は<→>で示す。

変更前	変更後	変更の理由																						
<p>7-3 使用施設の設備（続き）</p> <p>[OP-1 施設主要機器仕様（共通設備（1/1））]</p> <p>（略）</p> <p>[OP-1 施設主要機器仕様（ガラス原料調合試験設備）]</p> <p>（略）</p> <p>[OP-2 施設主要機器仕様（ウラン濃縮設備（1/2））]</p>	<p>7-3 使用施設の設備（続き）</p> <p>[（2）OP-1 施設主要機器仕様（共通設備）]</p> <p>（変更なし）</p> <p>[（3）OP-1 施設主要機器仕様（ガラス原料調合試験設備）]</p> <p>（変更なし）</p> <p>（削除）</p>	<p>記載の適正化を図るため（表記及び番号の見直し） (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため（番号の見直し） (3)-14)</p> <p>ウラン濃縮試験の終了に伴い、ウラン濃縮設備を使用設備から使用施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備・機器に変更 (3)-1)-②</p>																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備・系統名</th><th>主要機器名</th><th>主な仕様</th><th>数量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>力 ス ケ 備 ド</td><td>OP-2 カスケード設 高性能遠心分離機</td><td> 壱型、コマ方式 原料 0.71% (U235) 製品 1.5~4.5% (U235) (最高 5 %) 廃品 0.2~0.3% (U235) 装置(配管を含む)内保有 UF₆量: 最大 10kgUF₆ 装置(配管を含む)内平均圧力 13.3hPa 以下 核的制限値【濃縮度管理: 5%以下】 </td><td>最大□台</td></tr> <tr> <td>遠 心 駆 動 離 設 機 備</td><td>高周波電源装 置 VVVF盤</td><td> 約 300KVA/台 約 75KVA/台 </td><td>4 台 18 台</td></tr> <tr> <td rowspan="2">U F 6 処 理 設 備</td><td>原料供給系</td><td> 原料供給槽 鋼製、容量約 5 m³、熱水加熱式(間接加熱) 30Bシングル(容量 約 1540kgU/本)1本/基収納 SUS-304 製、容量約 0.8m³ </td><td>2 基</td></tr> <tr> <td>製品系</td><td> 壱型冷却式、SUS-304L 製 内径約 300mm × 長さ約 4,000mm 容量 203kgU/基、捕集効率 99.9%以上 核的制限値【濃縮度管理: 5%以下、 減速条件管理: H/U235=10 以下】 </td><td>4 基</td></tr> <tr> <td></td><td>製品回収槽</td><td> 鋼製、容量約 4 m³、水冷式(間接冷却) 30Bシングル(容量 約 1540kgU/本)1本/基収納 </td><td>2 基</td></tr> </tbody> </table>	設備・系統名	主要機器名	主な仕様	数量	力 ス ケ 備 ド	OP-2 カスケード設 高性能遠心分離機	壱型、コマ方式 原料 0.71% (U235) 製品 1.5~4.5% (U235) (最高 5 %) 廃品 0.2~0.3% (U235) 装置(配管を含む)内保有 UF ₆ 量: 最大 10kgUF ₆ 装置(配管を含む)内平均圧力 13.3hPa 以下 核的制限値【濃縮度管理: 5%以下】	最大□台	遠 心 駆 動 離 設 機 備	高周波電源装 置 VVVF盤	約 300KVA/台 約 75KVA/台	4 台 18 台	U F 6 処 理 設 備	原料供給系	原料供給槽 鋼製、容量約 5 m ³ 、熱水加熱式(間接加熱) 30Bシングル(容量 約 1540kgU/本)1本/基収納 SUS-304 製、容量約 0.8m ³	2 基	製品系	壱型冷却式、SUS-304L 製 内径約 300mm × 長さ約 4,000mm 容量 203kgU/基、捕集効率 99.9%以上 核的制限値【濃縮度管理: 5%以下、 減速条件管理: H/U235=10 以下】	4 基		製品回収槽	鋼製、容量約 4 m ³ 、水冷式(間接冷却) 30Bシングル(容量 約 1540kgU/本)1本/基収納	2 基	
設備・系統名	主要機器名	主な仕様	数量																					
力 ス ケ 備 ド	OP-2 カスケード設 高性能遠心分離機	壱型、コマ方式 原料 0.71% (U235) 製品 1.5~4.5% (U235) (最高 5 %) 廃品 0.2~0.3% (U235) 装置(配管を含む)内保有 UF ₆ 量: 最大 10kgUF ₆ 装置(配管を含む)内平均圧力 13.3hPa 以下 核的制限値【濃縮度管理: 5%以下】	最大□台																					
遠 心 駆 動 離 設 機 備	高周波電源装 置 VVVF盤	約 300KVA/台 約 75KVA/台	4 台 18 台																					
U F 6 処 理 設 備	原料供給系	原料供給槽 鋼製、容量約 5 m ³ 、熱水加熱式(間接加熱) 30Bシングル(容量 約 1540kgU/本)1本/基収納 SUS-304 製、容量約 0.8m ³	2 基																					
	製品系	壱型冷却式、SUS-304L 製 内径約 300mm × 長さ約 4,000mm 容量 203kgU/基、捕集効率 99.9%以上 核的制限値【濃縮度管理: 5%以下、 減速条件管理: H/U235=10 以下】	4 基																					
	製品回収槽	鋼製、容量約 4 m ³ 、水冷式(間接冷却) 30Bシングル(容量 約 1540kgU/本)1本/基収納	2 基																					

変更前				変更後	変更の理由																																							
7-3 使用施設の設備（続き） [OP-2 施設主要機器仕様（ウラン濃縮設備（2/2））]				7-3 使用施設の設備（続き） <u>(削除)</u>	ウラン濃縮試験の終了に伴い、ウラン濃縮設備を使用設備から使用施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備・機器に変更 (3)-1)-②																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備・系統名</th><th>主要機器名</th><th>主な仕様</th><th>数量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">U F 6 処 理 設 備</td><td>廃品系</td><td> <u>廃品コールドトラップ[®]</u> 冷媒冷却式、SUS-304L 製 <u>内径約 1,000mm×長さ約 4,000mm</u> <u>容量約 1,420kgU／基、捕集効率 99.9%以上</u> </td><td>3 基</td></tr> <tr> <td>廃品回収槽</td><td> <u>鋼製、容量約 4 m³、水冷式（間接冷却）</u> <u>30 B シリンダ（容量 約 1540kgU/本）1 本/基収納</u> </td><td>2 基</td></tr> <tr> <td>コンプロセッサシステム</td><td> <u>ターボ型、容量約 250gUF₆/min</u> <u>容積型、容量約 300gUF₆/min</u> </td><td>1 基 1 基</td></tr> <tr> <td rowspan="2">捕集排気系</td><td>メインカルトランプ[®]</td><td> <u>SUS-304 製、内径約 350mm×長さ約 1,350mm</u> <u>容量 11.6kgU／基</u> <u>捕集効率 99.9%以上、吸着剤 NaF</u> <u>核的制限値【濃縮度管理：5%以下、形状管理：円筒直径：58.8cm 以下】</u> </td><td>4 基</td></tr> <tr> <td>メインロータリポンプ[®]</td><td><u>油回転式、排気容量約 3 m³/min</u></td><td>2 基</td></tr> <tr> <td rowspan="3">ページ系</td><td>ページ回収槽</td><td> <u>鋼製、容量約 5 m³ 熱水加熱式（間接加熱）</u> <u>SUS-304 製、内径約 550mm×長さ約 1,800mm</u> <u>容量 40kgU/基、捕集効率 99.9%以上</u> <u>吸着剤 NaF、γ-Al₂O₃</u> <u>核的制限値【濃縮度管理：5%以下、形状管理：円筒直径：58.8cm 以下】</u> </td><td>1 基 2 基</td></tr> <tr> <td>ページカルトランプ[®]</td><td><u>油回転式、排気容量約 6.5 m³/min</u></td><td>3 台</td></tr> <tr> <td>運搬台車</td><td><u>30 B シリンダ用、手押し式</u></td><td>1 台</td></tr> <tr> <td rowspan="2">計装制御設備</td><td>運転操作設備</td><td><u>中央監視・操作盤</u></td><td>1 式</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>現場計装設備</td><td><u>変換器盤</u></td><td>1 式</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	設備・系統名	主要機器名	主な仕様	数量	U F 6 処 理 設 備	廃品系	<u>廃品コールドトラップ[®]</u> 冷媒冷却式、SUS-304L 製 <u>内径約 1,000mm×長さ約 4,000mm</u> <u>容量約 1,420kgU／基、捕集効率 99.9%以上</u>	3 基	廃品回収槽	<u>鋼製、容量約 4 m³、水冷式（間接冷却）</u> <u>30 B シリンダ（容量 約 1540kgU/本）1 本/基収納</u>	2 基	コンプロセッサシステム	<u>ターボ型、容量約 250gUF₆/min</u> <u>容積型、容量約 300gUF₆/min</u>	1 基 1 基	捕集排気系	メインカルトランプ [®]	<u>SUS-304 製、内径約 350mm×長さ約 1,350mm</u> <u>容量 11.6kgU／基</u> <u>捕集効率 99.9%以上、吸着剤 NaF</u> <u>核的制限値【濃縮度管理：5%以下、形状管理：円筒直径：58.8cm 以下】</u>	4 基	メインロータリポンプ [®]	<u>油回転式、排気容量約 3 m³/min</u>	2 基	ページ系	ページ回収槽	<u>鋼製、容量約 5 m³ 熱水加熱式（間接加熱）</u> <u>SUS-304 製、内径約 550mm×長さ約 1,800mm</u> <u>容量 40kgU/基、捕集効率 99.9%以上</u> <u>吸着剤 NaF、γ-Al₂O₃</u> <u>核的制限値【濃縮度管理：5%以下、形状管理：円筒直径：58.8cm 以下】</u>	1 基 2 基	ページカルトランプ [®]	<u>油回転式、排気容量約 6.5 m³/min</u>	3 台	運搬台車	<u>30 B シリンダ用、手押し式</u>	1 台	計装制御設備	運転操作設備	<u>中央監視・操作盤</u>	1 式			現場計装設備	<u>変換器盤</u>	1 式				
設備・系統名	主要機器名	主な仕様	数量																																									
U F 6 処 理 設 備	廃品系	<u>廃品コールドトラップ[®]</u> 冷媒冷却式、SUS-304L 製 <u>内径約 1,000mm×長さ約 4,000mm</u> <u>容量約 1,420kgU／基、捕集効率 99.9%以上</u>	3 基																																									
	廃品回収槽	<u>鋼製、容量約 4 m³、水冷式（間接冷却）</u> <u>30 B シリンダ（容量 約 1540kgU/本）1 本/基収納</u>	2 基																																									
	コンプロセッサシステム	<u>ターボ型、容量約 250gUF₆/min</u> <u>容積型、容量約 300gUF₆/min</u>	1 基 1 基																																									
捕集排気系	メインカルトランプ [®]	<u>SUS-304 製、内径約 350mm×長さ約 1,350mm</u> <u>容量 11.6kgU／基</u> <u>捕集効率 99.9%以上、吸着剤 NaF</u> <u>核的制限値【濃縮度管理：5%以下、形状管理：円筒直径：58.8cm 以下】</u>	4 基																																									
	メインロータリポンプ [®]	<u>油回転式、排気容量約 3 m³/min</u>	2 基																																									
ページ系	ページ回収槽	<u>鋼製、容量約 5 m³ 熱水加熱式（間接加熱）</u> <u>SUS-304 製、内径約 550mm×長さ約 1,800mm</u> <u>容量 40kgU/基、捕集効率 99.9%以上</u> <u>吸着剤 NaF、γ-Al₂O₃</u> <u>核的制限値【濃縮度管理：5%以下、形状管理：円筒直径：58.8cm 以下】</u>	1 基 2 基																																									
	ページカルトランプ [®]	<u>油回転式、排気容量約 6.5 m³/min</u>	3 台																																									
	運搬台車	<u>30 B シリンダ用、手押し式</u>	1 台																																									
計装制御設備	運転操作設備	<u>中央監視・操作盤</u>	1 式																																									
	現場計装設備	<u>変換器盤</u>	1 式																																									

変更箇所を_____又は<→>で示す。

変更前				変更後				変更の理由																																
7-3 使用施設の設備（続き） [OP-2 施設主要機器仕様（共通設備（1/1））]				7-3 使用施設の設備（続き） [(4) OP-2 施設主要機器仕様（共通設備）]																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備・系統名</th><th>主要機器名</th><th>主な仕様</th><th>数量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ユ イ テ イ 備 テ イ 設</td><td>恒温水装置</td><td>吸收式冷凍機 冷凍能力約 2.0×10^9 J/h</td><td>3式</td></tr> <tr> <td>恒温水槽</td><td>鋼製、容量約 29m³</td><td>1式</td></tr> <tr> <td rowspan="2">ユ イ テ イ 計 テ イ 設</td><td>計装空気装置</td><td>往復動式、吐出量約 260Nm³/h 鋼製、容量約 5 m³</td><td>2台</td></tr> <tr> <td>レシーバタンク</td><td></td><td>1基</td></tr> <tr> <td rowspan="2">電 氣 設 備</td><td>膨張タンク</td><td>鋼製、容量約 1.3m³</td><td>1基</td></tr> <tr> <td>プロータンク</td><td>鋼製、容量約 2 m³</td><td>1基</td></tr> <tr> <td colspan="2">電気設備</td><td>無停電電源装置 約 100 kVA (OP-1 施設と共に) 直流電源装置 約 30 kVA (OP-1 施設と共に) ディーゼル発電機 約 2,000kVA (センター内の他施設と共に)</td><td>1式 1式 2台</td><td>無停電電源装置 約 100 kVA (OP-1 施設と共に) 直流電源装置 ディーゼル発電機 (センター内の非常用 発電機室に設置) 約 30 kVA (OP-1 施設と共に) 約 2,000kVA (センター内の他施設と共に)</td><td>1式 1式 2台</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>								設備・系統名	主要機器名	主な仕様	数量	ユ イ テ イ 備 テ イ 設	恒温水装置	吸收式冷凍機 冷凍能力約 2.0×10^9 J/h	3式	恒温水槽	鋼製、容量約 29m ³	1式	ユ イ テ イ 計 テ イ 設	計装空気装置	往復動式、吐出量約 260Nm ³ /h 鋼製、容量約 5 m ³	2台	レシーバタンク		1基	電 氣 設 備	膨張タンク	鋼製、容量約 1.3m ³	1基	プロータンク	鋼製、容量約 2 m ³	1基	電気設備		無停電電源装置 約 100 kVA (OP-1 施設と共に) 直流電源装置 約 30 kVA (OP-1 施設と共に) ディーゼル発電機 約 2,000kVA (センター内の他施設と共に)	1式 1式 2台	無停電電源装置 約 100 kVA (OP-1 施設と共に) 直流電源装置 ディーゼル発電機 (センター内の非常用 発電機室に設置) 約 30 kVA (OP-1 施設と共に) 約 2,000kVA (センター内の他施設と共に)	1式 1式 2台		
設備・系統名	主要機器名	主な仕様	数量																																					
ユ イ テ イ 備 テ イ 設	恒温水装置	吸收式冷凍機 冷凍能力約 2.0×10^9 J/h	3式																																					
	恒温水槽	鋼製、容量約 29m ³	1式																																					
ユ イ テ イ 計 テ イ 設	計装空気装置	往復動式、吐出量約 260Nm ³ /h 鋼製、容量約 5 m ³	2台																																					
	レシーバタンク		1基																																					
電 氣 設 備	膨張タンク	鋼製、容量約 1.3m ³	1基																																					
	プロータンク	鋼製、容量約 2 m ³	1基																																					
電気設備		無停電電源装置 約 100 kVA (OP-1 施設と共に) 直流電源装置 約 30 kVA (OP-1 施設と共に) ディーゼル発電機 約 2,000kVA (センター内の他施設と共に)	1式 1式 2台	無停電電源装置 約 100 kVA (OP-1 施設と共に) 直流電源装置 ディーゼル発電機 (センター内の非常用 発電機室に設置) 約 30 kVA (OP-1 施設と共に) 約 2,000kVA (センター内の他施設と共に)	1式 1式 2台																																			

変更前			変更後			変更の理由
7-3 使用施設の設備（続き）			7-3 使用施設の設備（続き）			
〔分析設備主要機器仕様〕			〔(5) 分析設備主要機器仕様〕			
設備・系統名	主 業 機 器 名	主 な 仕 様	設備・系統名	主 業 機 器 名	主 な 仕 様	
分析設備	現場質量分析装置 (OP-2 現場質量分析室)	四重極型 測定範囲 質量数 2～360	分析設備	(削除)	(削除)	記載の適正化を図るため(番号の見直し) (3)-14)
	高周波誘導結合プラズマ発光分光分析装置 (機器分析室)	(略)		高周波誘導結合プラズマ発光分光分析装置 (機器分析室)	(変更なし)	使用を終了した現場質量分析装置を使用設備から使用施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備・機器に変更 (3)-6)
	赤外分光光度計 (質量分析室)	(略)		赤外分光光度計 (質量分析室)	(変更なし)	
	誘導結合プラズマ質量分析装置 (部品検査室)	(略)		誘導結合プラズマ質量分析装置 (部品検査室)	(変更なし)	
		(略)		(機器分析室)	(変更なし)	
	表面分析装置 (部品検査室)	(略)		表面分析装置 (部品検査室)	(変更なし)	
	断面構造観察装置 (部品検査室)	(略)		断面構造観察装置 (部品検査室)	(変更なし)	
	原子間力顕微鏡 (機器分析室)	光てこ方式 水平走査：90 μm、垂直走査：6 μm		(削除)	(削除)	使用を終了した原子間力顕微鏡を使用設備から使用施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備・機器に変更 (3)-6)
	放射能分析装置 (機器分析室)	(略)		放射能分析装置 (機器分析室)	(変更なし)	
		(略)		(OP-1UF ₆ 操作室)	(変更なし)	
液体シンチレーションカウンタ (機器分析室)	液体シンチレーションカウンタ (機器分析室)	(略)	液体シンチレーションカウンタ (機器分析室)	液体シンチレーションカウンタ (機器分析室)	(変更なし)	
	表面電離型質量分析装置 (質量分析室)	(略)		表面電離型質量分析装置 (質量分析室)	(変更なし)	
〔有機廃液処理試験設備主要機器仕様〕			〔(6) 有機廃液処理試験設備主要機器仕様〕			記載の適正化を図るため(番号の見直し) (3)-14)
(略)			(変更なし)			
〔安全設備 (1)消火設備_主要機器仕様〕			〔(7) 安全設備 消火設備主要機器仕様〕			記載の適正化を図るため(表記及び番号の見直し) (3)-14)
(略)			(変更なし)			
〔安全設備 (2)放射線管理設備_主要機器仕様〕			〔(8) 安全設備 放射線管理設備主要機器仕様〕			記載の適正化を図るため(表記及び番号の見直し) (3)-14)
(略)			(変更なし)			

変更箇所を_____又は~~□~~で示す。

変更前				変更後				変更の理由
7-4 使用施設の設備のうち解体撤去し、ドラム缶等に収納した機器 (新規)				7-4 使用施設の設備のうち解体・撤去し、ドラム缶等に収納した機器類 解体・撤去中であり、使用設備として管理する。今後は、放射性廃棄物、核燃料物質によって汚染された物でないものとしての確認を予定する物（以下「クリアランス検討物」という。）、放射性廃棄物でない廃棄物に区分整理する。図-(2)-6-3に保管場所を示す。				
名 称	個数	保 管 場 所	保 管 状 態	名 称	個数	保 管 場 所	保 管 状 態	
① OP-1 カスケード設備 ② OP-1UF ₆ 処理設備 ③ 連続溶融試験設備 ④ 分析設備 (元素分析装置、溶剤回収装置、誘導結合プラズマ質量分析装置) ⑤ 遠心機処理設備 (円筒加工試験装置) ⑥ OP-2UF ₆ 処理設備 (捕集性能試験装置) ⑦ ブレンディング設備 (ロータリポンプ、調整槽、製品槽、バージロータリポンプ、サンプリング槽、精製コールドトラップA、精製コールドトラップB、精製ケミカルトラップ、精製ロータリポンプ、運搬台車、NaF処理槽、UF ₆ 用試験装置、遠心分離機試験装置) (コールドトラップ、ケミカルトラップ、ロータリポンプ、ターボコンプレッサ、配管他)	1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式	OP-1UF ₆ 操作室 OP-2UF ₆ 操作室 遠心機・部品保管室 ブレンディング室	解体撤去してドラム缶及び鋼製ボックスに収納し保管	① OP-1 カスケード設備 ② OP-1UF ₆ 処理設備 ③ 連続溶融試験設備 ④ 分析設備 (元素分析装置、溶剤回収装置、誘導結合プラズマ質量分析装置) ⑤ 遠心機処理設備 (円筒加工試験装置) ⑥ OP-2UF ₆ 処理設備 (捕集性能試験装置) ⑦ ブレンディング設備 (ロータリポンプ、調整槽、製品槽、バージロータリポンプ、サンプリング槽、精製コールドトラップA、精製コールドトラップB、精製ケミカルトラップ、精製ロータリポンプ、運搬台車、NaF処理槽、UF ₆ 用試験装置、遠心分離機試験装置) (コールドトラップ、ケミカルトラップ、ロータリポンプ、ターボコンプレッサ、配管他)	1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式	部品検査室 OP-1UF ₆ 操作室 OP-2UF ₆ 操作室 遠心機・部品保管室 ブレンディング室 OP-2 質量分析室	解体・撤去してドラム缶及び鋼製ボックスに収納し保管	記載の適正化を図るため（解体・撤去した設備・機器を収納したドラム缶等の管理、保管場所を追加） (3)-7)

注：解体撤去中であり、使用設備として管理する。今後は、放射性廃棄物と放射性廃棄物でないものとに区分整理する。

(削除)

記載の適正化を図るため(表記の見直し)
(3)-14)

記載の適正化を図るため(記載場所の変更)
(3)-14)

変更箇所を_____又は<→>で示す。

変更前				変更後				変更の理由
7-5 使用施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備・機器 (新規)				7-5 使用施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備・機器 使用の目的を終了し、維持管理中の設備・機器として保管後、解体・撤去する設備・機器を以下に示す。 図-(2)-6-2に「使用施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備・機器の保管場所」を示す。 解体・撤去によって発生するドラム缶は維持管理中の場所又はドラム缶等に収納したエリアに保管する。				
名 称	個数	設置・保管場所	維持管理状態	名 称	個数	設置・保管場所	維持管理状態	
① DOP-2 遠心分離機	1 式	遠心機・部品保管室 ブレンディング室	機器の開口部に閉止フランジを取り付け保管	① DOP-2 遠心分離機	1 式	遠心機・部品保管室 ブレンディング室	機器の開口部に閉止フランジを取り付け保管	解体・撤去によって発生するドラム缶の保管場所の明確化 (3)-8)
② OP-2 カスケード設備	1 式	OP-2 遠心機室	配管の弁を閉とし、開口部に閉止フランジを取り付けて保管	② OP-2 カスケード設備 (高性能遠心分離機、OP-2 遠心分離機)	1 式	OP-2 遠心機室	高性能遠心分離機は、配管の弁を閉とし、開口部に閉止フランジを取り付けて保管 OP-2 遠心分離機は、接続配管を圧潰して閉止して保管	使用を終了した設備・機器を使用設備から変更し、設置・保管場所及び維持管理状態等を追加 (3)-1)-(2)、(3)-8)
				③ 遠心分離機駆動設備 (高周波電源装置) 高周波電源用変圧器 VVVF盤	1式	No.4 変圧器室 OP-2 遠心機室	電源室内の遮断機を引き抜いて保管	
				④ OP-2UF ₆ 処理設備 原料供給槽 圧力調整槽 製品コールドトラップ 製品回収槽 廃品コールドトラップ 廃品回収槽 廃品系コンプレッサシステム 捕集排気系メインケミカルトラップ 捕集排気系メインロータリポンプ ページ回収槽 ページケミカルトラップ ページロータリポンプ ページコールドトラップ ページブースタポンプ	2基 1基 4基 2基 3基 2基 2基 4基 2基 1基 2基 3台 2基 3台	OP-2UF ₆ 操作室	機器に接続している配管の弁を閉とし保管 電源供給される機器は電源ケーブルを取り外して保管	
				⑤ 運搬台車	1台	OP-2UF ₆ 操作室	車輪を固定して保管	
				⑥ 計装制御設備 運転操作設備 (中央監視・操作盤) 現場計装設備 (変換器盤)	1式 1式	中央操作室 OP-2UF ₆ 操作室 ブレンディング室	電源室内のブレーカーを断して保管	

変更前				変更後				変更の理由
7-5 使用施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備・機器（続き）				7-5 使用施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備・機器（続き）				
名 称	個数	設置・保管場所	維持管理状態	名 称	個数	設置・保管場所	維持管理状態	
③ 遠心機処理設備 〔除去試験装置1、除去試験装置2〕	1 式	遠心機・部品保管室	配管、機器の開口部に閉止フランジの取り付け又はプラスチックシートによる養生を行い保管	⑦ 遠心機処理設備 除去試験装置1 除去試験装置2 遠心機部品サーバイ装置 放電加工機 硫酸廃液処理試験装置 〔除去試験装置、硫酸回収試験装置〕	1 式 3式 1式 1式	遠心機・部品保管室 遠心機処理室 機器保管室 部品検査室	配管、機器の開口部に閉止フランジの取り付け又はプラスチックシートによる養生を行い保管 電源ケーブルを取り外して保管 電源ケーブルを取り外して保管 電源ケーブルを取り外して保管	記載の適正化を図るため(表記及び番号の見直し) (3)-14)
④ 安全設備 〔エリアモニタ、HFモニタ〕	1 式	OP-1UF ₆ 操作室 遠心機処理室 部品検査室 遠心機・部品保管室 ブレンディング室 排気機械室	配管、機器の弁を開とし、開口部に閉止フランジを取り付けて保管	⑧ ユーティリティ設備 〔膨張タンク〕 ⑨ 分析設備 〔現場質量分析装置、原子間力顕微鏡〕 ⑩ 安全設備 〔エリアモニタ、HFモニタ〕	1基 1式 1式	OP-2 補機室 OP-2 現場質量分析室 機器分析室 OP-1UF ₆ 操作室 遠心機処理室 部品検査室 遠心機・部品保管室 ブレンディング室 OP-2 排気機械室	機器に接続している配管の弁を開とし保管 電源ケーブルを取り外して保管 配管、機器の弁を開とするか又は開口部に閉止フランジを取り付けて保管	使用を終了した設備・機器を使用設備から変更し、設置・保管場所及び維持管理状態等を追加 (3)-2)-(4) 使用を終了した膨張タンク、現場質量分析装置及び原子間力顕微鏡を使用設備から使用施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備・機器に変更 (3)-1)-(4)、(3)-6)
(削除)				(削除)				記載の適正化を図るため(記載場所の変更) (3)-14)
7-6 廃棄物の仕掛け品置場の設備・機器				7-6 廃棄物の仕掛け品置場の設備・機器				記載の適正化を図るため(図番号の見直し) (3)-14)
(略)				(変更なし)				
柵等で区画した廃棄物の仕掛け品置場の位置を図-(2)-20に示す。				柵等で区画した廃棄物の仕掛け品置場の位置を図-(2)-6-3に示す。				

変更箇所を_____又は<→>で示す。

変更前	変更後	変更の理由																
<p>8. 核燃料物質の貯蔵施設の位置、構造及び設備</p> <p>核燃料物質の貯蔵施設における放射線業務従事者の被ばく評価は、放射線業務従事者の作業時間、核燃料物質の最大存在量及び核燃料物質までの距離により評価を行う。</p> <p>管理区域境界に係る線量は、核燃料物質の最大存在量、施設の壁厚及び管理区域境界までの距離により評価を行い、他施設と同一評価点の場合は合算して評価を行う。</p> <p>周辺監視区域境界の線量は、核燃料物質の最大存在量、施設の壁厚及び周辺監視区域境界までの距離により評価を行う。</p> <p>線量告示に定める「放射線業務従事者の線量限度」、「管理区域における外部放射線に係る線量」及び「周辺監視区域外の線量限度」を超えるおそれはない。</p>	<p>8. 核燃料物質の貯蔵施設の位置、構造及び設備</p> <p>貯蔵施設の位置、構造及び設備を以下に示す。なお、安全上重要な施設はない。</p> <p>貯蔵施設における実効線量は、線量告示で定める「管理区域に係る線量等」、「周辺監視区域外の線量限度」及び「放射線業務従事者の線量限度」を超えないように管理する。また、貯蔵施設の管理区域には、人がみだりに立ち入らないように標識を設ける。</p>	安全上重要な施設がない旨を追加 (3)-3) 貯蔵施設における実効線量の管理及び管理区域の標識設置を追加 (3)-4)																
<p>8-1 貯蔵施設の位置</p> <table border="1"><tr><td>貯蔵施設の位置</td><td>(1)敷地の位置 (略)</td></tr><tr><td></td><td>(2)建家の位置 (略)</td></tr><tr><td></td><td>(3)貯蔵施設の位置 (略)</td></tr><tr><td></td><td>貯蔵施設の位置を図-(2)-12、図-(2)-13 及び図-(2)-19 に示す。</td></tr></table>	貯蔵施設の位置	(1)敷地の位置 (略)		(2)建家の位置 (略)		(3)貯蔵施設の位置 (略)		貯蔵施設の位置を図-(2)-12、図-(2)-13 及び図-(2)-19 に示す。	<p>8-1 貯蔵施設の位置</p> <table border="1"><tr><td>貯蔵施設の位置</td><td>(1)敷地の位置 (変更なし)</td></tr><tr><td></td><td>(2)建屋の位置 (変更なし)</td></tr><tr><td></td><td>(3)貯蔵施設の位置 (変更なし)</td></tr><tr><td></td><td>貯蔵施設の位置を図-(2)-9、図-(2)-10 及び図-(2)-11 に示す。</td></tr></table>	貯蔵施設の位置	(1)敷地の位置 (変更なし)		(2)建屋の位置 (変更なし)		(3)貯蔵施設の位置 (変更なし)		貯蔵施設の位置を図-(2)-9、図-(2)-10 及び図-(2)-11 に示す。	記載の適正化を図るため (表記の見直し) (3)-14)
貯蔵施設の位置	(1)敷地の位置 (略)																	
	(2)建家の位置 (略)																	
	(3)貯蔵施設の位置 (略)																	
	貯蔵施設の位置を図-(2)-12、図-(2)-13 及び図-(2)-19 に示す。																	
貯蔵施設の位置	(1)敷地の位置 (変更なし)																	
	(2)建屋の位置 (変更なし)																	
	(3)貯蔵施設の位置 (変更なし)																	
	貯蔵施設の位置を図-(2)-9、図-(2)-10 及び図-(2)-11 に示す。																	

変更前				変更後				変更の理由
8-2 貯蔵施設の構造				8-2 貯蔵施設の構造				
貯蔵施設の名称	構造	床面積	設計仕様	貯蔵施設の名称	構造	床面積	設計仕様	
	鉄筋コンクリート	延べ床面積は約1,020m ² うち、管理区域面積は約870m ²	耐震性については、建築基準法により定まる地震力に対して安全な構造とする。耐火性については、建築基準法の簡易耐火構造として設計し、 <u>建家</u> を構成する材料は、鉄筋、鉄骨、コンクリート、不燃ボード、鋼製建具等の不燃材料を主体とする。管理区域の床は、合成樹脂塗布仕上げとする。□は、シリンドラ貯蔵室、モニタ室、排気機械室、管理室、前室、便所、トラックヤード及び給気機械室により構成する。 □の平面図を図-(2)-12に示す。		鉄筋コンクリート	延べ床面積は約1,020m ² 、そのうち、管理区域面積は約870m ²	耐震性については、建築基準法により定まる地震力に対して安全な構造とする。耐火性については、建築基準法の簡易耐火構造として設計し、 <u>建屋</u> を構成する材料は、鉄筋、鉄骨、コンクリート、不燃ボード、鋼製建具等の不燃材料を主体とする。管理区域の床は、合成樹脂塗布仕上げとする。□は、シリンドラ貯蔵室、モニタ室、排気機械室、管理室、前室、便所、トラックヤード及び給気機械室により構成する。 □の平面図を図-(2)-9に示す。	記載の適正化を図るため（表記の見直し）(3)-14)
	穴あきプレストレストコンクリート(PC)板	延べ床面積は約1,170m ² うち、管理区域面積は約940m ²	耐震性については、建築基準法により定まる地震力に対して安全な構造とする。耐火性については、建築基準法の簡易耐火構造として設計し、 <u>建家</u> を構成する材料は、鉄筋、鉄骨、コンクリート、不燃ボード、鋼製建具等の不燃材料を主体とする。管理区域の床は、合成樹脂塗布仕上げとする。□は、シリンドラ貯蔵室、洗缶室、モニタ室、排気機械室、管理室、更衣室、便所、トラックヤード、補機室及び給気機械室により構成する。 □の平面図を図-(2)-13に示す。		穴あきプレストレストコンクリート(PC)板	延べ床面積は約1,170m ² 、そのうち、管理区域面積は約940m ²	耐震性については、建築基準法により定まる地震力に対して安全な構造とする。耐火性については、建築基準法の簡易耐火構造として設計し、 <u>建屋</u> を構成する材料は、鉄筋、鉄骨、コンクリート、不燃ボード、鋼製建具等の不燃材料を主体とする。管理区域の床は、合成樹脂塗布仕上げとする。□は、シリンドラ貯蔵室、洗缶室、モニタ室、排気機械室、管理室、更衣室、便所、トラックヤード、補機室及び給気機械室により構成する。 □の平面図を図-(2)-10に示す。	記載の適正化を図るため（表記の見直し）(3)-14)
貯蔵室	鉄筋コンクリート	約30m ²	耐震性については、建築基準法により定まる地震力に対して安全な構造とする。耐火性については、建築基準法の簡易耐火構造として設計し、 <u>建家</u> を構成する材料は鉄筋、鉄骨、コンクリート、不燃ボード、鋼製建具等の不燃材料を主体とする。管理区域の床は、合成樹脂塗布仕上げとする。 貯蔵室の平面図を図-(2)-19に示す。	貯蔵室	鉄筋コンクリート	約30m ²	耐震性については、建築基準法により定まる地震力に対して安全な構造とする。耐火性については、建築基準法の簡易耐火構造として設計し、 <u>建屋</u> を構成する材料は鉄筋、鉄骨、コンクリート、不燃ボード、鋼製建具等の不燃材料を主体とする。管理区域の床は、合成樹脂塗布仕上げとする。 貯蔵室の位置を図-(2)-11に示す。	記載の適正化を図るため（表記の見直し）(3)-14) 記載の適正化を図るため（図番号の見直し）(3)-14)

変更前					変更後					変更の理由
8-3 貯蔵施設の設備					8-3 貯蔵施設の設備					
貯蔵設備の名称	個数	最大収納量 (貯蔵能力)	内容物の物理・化 学的性状	仕 様 (貯蔵箱等の設置位置、構造及び材料等)	貯蔵設備の名称	個数	最大収納量 (貯蔵能力)	内容物の物理・化 学的性状	仕 様 (貯蔵箱等の設置位置、構造及び材料等)	
	1	最大貯蔵能力 337.5 tU 30Bシリンドラ及び8Aシリンドラ最大貯蔵本数 219本 (DOP-2用シリンドラ4本を含む。) ドラム缶 最大 28本	固体 (UF ₆)	_____は、原料シリンドラ(天然ウラン、回収ウラン又は劣化ウラン)、製品シリンドラ(濃縮ウラン)、廃品シリンドラ(劣化ウラン)のほか、固体吸着剤収納ドラム缶(OP-2で使用した使用済NaFのうちNaF中に含まれるウランの濃縮度が0.95%を超えるもの)及びウラン濃縮原型プラント(DOP-2)のカスケード設備から劣化ウラン及び濃縮ウランを回収したシリンドラを貯蔵する。このため、シリンドラ貯蔵室には、所定の間隔を設けて、シリンドラを貯蔵する架台及び固体吸着剤収納ドラム缶を貯蔵するバードケージを設ける。 _____のUF ₆ シリンドラ配置図を図-(2)-12に示す。 (収納容器規格等) ANSI規格 30Bシリンドラ相当品 1.54 tU ANSI規格 8Aシリンドラ相当品 0.078 tU JIS Z 1600(ドラム缶) 0.0074 tU		1	最大貯蔵能力 337.5 tU 30Bシリンドラ及び 8Aシリンドラ最大 貯蔵本数 219本 (DOP-2用シリ ンドラ4本を含む。) ドラム缶 最大 28本	固体 (UF ₆)	_____は、原料シリンドラ(天然ウラン、回収ウラン又は劣化ウラン)、製品シリンドラ(濃縮ウラン)、廃品シリンドラ(劣化ウラン)のほか、固体吸着剤収納ドラム缶(OP-2で使用した使用済NaFのうちNaF中に含まれるウランの濃縮度が0.95%を超えるもの)及びウラン濃縮原型プラント(DOP-2)のカスケード設備から劣化ウラン及び濃縮ウランを回収したシリンドラを貯蔵する。このため、シリンドラ貯蔵室には、所定の間隔を設けて、シリンドラを貯蔵する架台及び固体吸着剤収納ドラム缶を貯蔵するバードケージを設ける。 _____のUF ₆ シリンドラ配置図を図-(2)-9に示す。 (収納容器規格等) ANSI規格 30Bシリンドラ相当品 1.54 tU ANSI規格 8Aシリンドラ相当品 0.078 tU JIS Z 1600(ドラム缶) 0.0074 tU	記載の適正化を図るた め(図番号の見直し) (3)-14)
	1	最大貯蔵能力 677.6 tU 30Bシリンドラ最大貯蔵本数 440本	固体 (UF ₆)	_____は、原料シリンドラ(天然ウラン又は劣化ウラン)及び廃品シリンドラ(劣化ウラン)を貯蔵する。このため、シリンドラ貯蔵室には、所定の間隔を設けて、UF ₆ を充てんしたシリンドラを貯蔵するための架台を設ける。 _____のUF ₆ シリンドラ配置図を図-(2)-13に示す。 (収納容器規格等) ANSI規格 30Bシリンドラ相当品 1.54 tU		1	最大貯蔵能力 677.6 tU 30Bシリンドラ最大 貯蔵本数 440本	固体 (UF ₆)	_____は、原料シリンドラ(天然ウラン又は劣化ウラン)及び廃品シリンドラ(劣化ウラン)を貯蔵する。このため、シリンドラ貯蔵室には、所定の間隔を設けて、UF ₆ を充てんしたシリンドラを貯蔵するための架台を設ける。 _____のUF ₆ シリンドラ配置図を図-(2)-10に示す。 (収納容器規格等) ANSI規格 30Bシリンドラ相当品 1.54 tU	記載の適正化を図るた め(図番号の見直し) (3)-14)
貯蔵室	1	(略)	(略)	(略)	貯蔵室	1	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	

変更箇所を_____又は~~□~~で示す。

変更前			変更後	変更の理由																								
8-3 貯蔵施設の設備（続き） <table border="1"> <thead> <tr> <th>その他の設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運搬及び秤量設備</td> <td>1</td> <td> <p><u>UF₆シリンドラの建家への搬入及び建家からの搬出は、クレーン及びテルハで1本づつ、トラックヤードを経由して行う。</u></p> <p>シリンドラ貯蔵室内の運搬は、クレーン及び運搬台車で行う。</p> <p>UF₆の受け入れ、払い出し及び計量管理用として秤量機を設置する。</p> <p>秤量機への運搬は運搬台車及びクレーンを使用する。</p> <p>また、重ウラン酸アンモニウム及び調合済みガラス原料の試料容器の運搬は金属製容器に収納して行う。</p> </td> </tr> </tbody> </table>			その他の設備の名称	個数	仕 様	運搬及び秤量設備	1	<p><u>UF₆シリンドラの建家への搬入及び建家からの搬出は、クレーン及びテルハで1本づつ、トラックヤードを経由して行う。</u></p> <p>シリンドラ貯蔵室内の運搬は、クレーン及び運搬台車で行う。</p> <p>UF₆の受け入れ、払い出し及び計量管理用として秤量機を設置する。</p> <p>秤量機への運搬は運搬台車及びクレーンを使用する。</p> <p>また、重ウラン酸アンモニウム及び調合済みガラス原料の試料容器の運搬は金属製容器に収納して行う。</p>	8-3 貯蔵施設の設備（続き） <table border="1"> <thead> <tr> <th>その他の設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運搬及び秤量設備</td> <td>1</td> <td> <p>シリンドラ貯蔵室内の運搬は、クレーン及び運搬台車で行う。</p> <p>計量管理用として秤量機を設置する。</p> <p>秤量機への運搬は運搬台車及びクレーンを使用する。</p> <p>また、重ウラン酸アンモニウム及び調合済みガラス原料の試料容器の運搬は金属製容器に収納して行う。</p> <p>運搬及び秤量設備を図-(2)-10に示す。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	その他の設備の名称	個数	仕 様	運搬及び秤量設備	1	<p>シリンドラ貯蔵室内の運搬は、クレーン及び運搬台車で行う。</p> <p>計量管理用として秤量機を設置する。</p> <p>秤量機への運搬は運搬台車及びクレーンを使用する。</p> <p>また、重ウラン酸アンモニウム及び調合済みガラス原料の試料容器の運搬は金属製容器に収納して行う。</p> <p>運搬及び秤量設備を図-(2)-10に示す。</p>	ウラン濃縮試験を終了するため削除 (3)-1)-①												
その他の設備の名称	個数	仕 様																										
運搬及び秤量設備	1	<p><u>UF₆シリンドラの建家への搬入及び建家からの搬出は、クレーン及びテルハで1本づつ、トラックヤードを経由して行う。</u></p> <p>シリンドラ貯蔵室内の運搬は、クレーン及び運搬台車で行う。</p> <p>UF₆の受け入れ、払い出し及び計量管理用として秤量機を設置する。</p> <p>秤量機への運搬は運搬台車及びクレーンを使用する。</p> <p>また、重ウラン酸アンモニウム及び調合済みガラス原料の試料容器の運搬は金属製容器に収納して行う。</p>																										
その他の設備の名称	個数	仕 様																										
運搬及び秤量設備	1	<p>シリンドラ貯蔵室内の運搬は、クレーン及び運搬台車で行う。</p> <p>計量管理用として秤量機を設置する。</p> <p>秤量機への運搬は運搬台車及びクレーンを使用する。</p> <p>また、重ウラン酸アンモニウム及び調合済みガラス原料の試料容器の運搬は金属製容器に収納して行う。</p> <p>運搬及び秤量設備を図-(2)-10に示す。</p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>主要機器名</th> <th>主な仕様</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>テルハ クレーン 埋込型秤量機 U F₆シリンドラ運搬台車</td> <td>最大吊上荷重 4.0 t : 天井走行型 最大吊上荷重 2.9 t 秤量 3,000kg 積載能力 3 t</td> <td>1式 1式 <u>1式</u> 1台以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>クレーン 埋込型秤量機 U F₆シリンドラ運搬台車</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			設 備	主要機器名	主な仕様	数 量		テルハ クレーン 埋込型秤量機 U F ₆ シリンドラ運搬台車	最大吊上荷重 4.0 t : 天井走行型 最大吊上荷重 2.9 t 秤量 3,000kg 積載能力 3 t	1式 1式 <u>1式</u> 1台以上		クレーン 埋込型秤量機 U F ₆ シリンドラ運搬台車	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>主要機器名</th> <th>主な仕様</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>テルハ クレーン (削除) U F₆シリンドラ運搬台車</td> <td>最大吊上荷重 4.0 t : 天井走行型 最大吊上荷重 2.9 t (削除) 積載能力 3 t</td> <td>1式 1式 <u>(削除)</u> 1台以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>クレーン 埋込型秤量機 U F₆シリンドラ運搬台車</td> <td>(変更なし)</td> <td>(変更なし)</td> </tr> </tbody> </table>	設 備	主要機器名	主な仕様	数 量		テルハ クレーン (削除) U F ₆ シリンドラ運搬台車	最大吊上荷重 4.0 t : 天井走行型 最大吊上荷重 2.9 t (削除) 積載能力 3 t	1式 1式 <u>(削除)</u> 1台以上		クレーン 埋込型秤量機 U F ₆ シリンドラ運搬台車	(変更なし)	(変更なし)	記載の適正化を図るため(図番号の追加) (3)-14)
設 備	主要機器名	主な仕様	数 量																									
	テルハ クレーン 埋込型秤量機 U F ₆ シリンドラ運搬台車	最大吊上荷重 4.0 t : 天井走行型 最大吊上荷重 2.9 t 秤量 3,000kg 積載能力 3 t	1式 1式 <u>1式</u> 1台以上																									
	クレーン 埋込型秤量機 U F ₆ シリンドラ運搬台車	(略)	(略)																									
設 備	主要機器名	主な仕様	数 量																									
	テルハ クレーン (削除) U F ₆ シリンドラ運搬台車	最大吊上荷重 4.0 t : 天井走行型 最大吊上荷重 2.9 t (削除) 積載能力 3 t	1式 1式 <u>(削除)</u> 1台以上																									
	クレーン 埋込型秤量機 U F ₆ シリンドラ運搬台車	(変更なし)	(変更なし)																									
				使用を終了した埋込型秤量機を貯蔵施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備・機器に変更 (3)-9)																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>その他の設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洗缶設備</td> <td>1</td> <td> <p>洗缶室には、30Bシリンドラを傾斜し、回転させながら洗缶するための洗缶架台、これに洗浄液を供給及び回収するためのタンク類、30Bシリンドラに残留するU F₆を処理するためのトラップ類、洗缶後の検査用として加圧用ポンプ等の耐圧気密試験装置を設ける。</p> <p>次表に洗缶設備主要設備の仕様を示す。</p> </td> </tr> </tbody> </table>			その他の設備の名称	個数	仕 様	洗缶設備	1	<p>洗缶室には、30Bシリンドラを傾斜し、回転させながら洗缶するための洗缶架台、これに洗浄液を供給及び回収するためのタンク類、30Bシリンドラに残留するU F₆を処理するためのトラップ類、洗缶後の検査用として加圧用ポンプ等の耐圧気密試験装置を設ける。</p> <p>次表に洗缶設備主要設備の仕様を示す。</p>	(削除)	使用を終了した洗缶設備を貯蔵施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備・機器に変更 (3)-9)																		
その他の設備の名称	個数	仕 様																										
洗缶設備	1	<p>洗缶室には、30Bシリンドラを傾斜し、回転させながら洗缶するための洗缶架台、これに洗浄液を供給及び回収するためのタンク類、30Bシリンドラに残留するU F₆を処理するためのトラップ類、洗缶後の検査用として加圧用ポンプ等の耐圧気密試験装置を設ける。</p> <p>次表に洗缶設備主要設備の仕様を示す。</p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>主要機器名</th> <th>主な仕様</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洗缶架台 第1段ケミカルトラップ</td> <td>鋼製、30Bシリンドラ回転及び傾斜機構付 SUS-304 製、内径約 200mm×長さ約 900mm 吸着剤 γ-Al₂O₃、捕集効率 99%以上</td> <td>1式 1式 <u>1式</u></td> </tr> <tr> <td>第2段ケミカルトラップ</td> <td>SUS-304 製、内径約 200mm×長さ約 900mm 吸着剤 γ-Al₂O₃、捕集効率 99%以上</td> <td><u>1式</u></td> </tr> <tr> <td>凝縮器</td> <td>SUS-304 製、内径約 100mm×長さ約 800mm</td> <td><u>1式</u></td> </tr> <tr> <td>テルハ</td> <td>最大吊上荷重 2.9 t</td> <td><u>1式</u></td> </tr> <tr> <td>耐圧気密試験装置</td> <td>最大使用圧力 3.0 MPa</td> <td><u>1式</u></td> </tr> </tbody> </table>			主要機器名	主な仕様	数 量	洗缶架台 第1段ケミカルトラップ	鋼製、30Bシリンドラ回転及び傾斜機構付 SUS-304 製、内径約 200mm×長さ約 900mm 吸着剤 γ-Al ₂ O ₃ 、捕集効率 99%以上	1式 1式 <u>1式</u>	第2段ケミカルトラップ	SUS-304 製、内径約 200mm×長さ約 900mm 吸着剤 γ-Al ₂ O ₃ 、捕集効率 99%以上	<u>1式</u>	凝縮器	SUS-304 製、内径約 100mm×長さ約 800mm	<u>1式</u>	テルハ	最大吊上荷重 2.9 t	<u>1式</u>	耐圧気密試験装置	最大使用圧力 3.0 MPa	<u>1式</u>	(削除)							
主要機器名	主な仕様	数 量																										
洗缶架台 第1段ケミカルトラップ	鋼製、30Bシリンドラ回転及び傾斜機構付 SUS-304 製、内径約 200mm×長さ約 900mm 吸着剤 γ-Al ₂ O ₃ 、捕集効率 99%以上	1式 1式 <u>1式</u>																										
第2段ケミカルトラップ	SUS-304 製、内径約 200mm×長さ約 900mm 吸着剤 γ-Al ₂ O ₃ 、捕集効率 99%以上	<u>1式</u>																										
凝縮器	SUS-304 製、内径約 100mm×長さ約 800mm	<u>1式</u>																										
テルハ	最大吊上荷重 2.9 t	<u>1式</u>																										
耐圧気密試験装置	最大使用圧力 3.0 MPa	<u>1式</u>																										

変更箇所を_____又は<→>で示す。

変更前			変更後			変更の理由	
8-3 貯蔵施設の設備(続き)			8-3 貯蔵施設の設備(続き)				
種類	設備	備考	種類	設備	備考		
消火栓	(略)	(略)	消火栓	(変更なし)	(変更なし)		
消火器	(略)	(略)	消火器	(変更なし)	(変更なし)		
火災警報	(略)	(略)	火災警報	(変更なし)	(変更なし)		
他の設備の名称 個数 仕様			他の設備の名称 個数 仕様				
放射線管理設備	1	(略)	放射線管理設備	1	(変更なし)		
設備	機器名		設備	機器名		数量	
	(略)			(変更なし)		(変更なし)	
	(略)			(変更なし)		(変更なし)	
	(略)			(変更なし)		(変更なし)	
	(略)			(変更なし)		(変更なし)	
	(略)			(変更なし)		(変更なし)	
	(略)			(変更なし)		(変更なし)	
他の設備の名称 個数 仕様			他の設備の名称 個数 仕様				
非常用設備	1	(略)	非常用設備	1	(変更なし)		
	1	(略)		1	(変更なし)		

変更箇所を_____又は<<→>>で示す。

変更前	変更後	変更の理由								
(新規)	<p>8-4 貯蔵施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備・機器</p> <p>貯蔵施設の設備の目的を終了し、維持管理中の設備・機器として保管後、解体・撤去する設備・機器を以下に示す。</p> <p>図-(2)-9 及び図-(2)-10 に「貯蔵施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備・機器の保管場所」を示す。</p> <p>解体によって発生するドラム缶は維持管理中の場所又はドラム缶等に収納したエリアに保管する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>個数</th><th>設置・保管場所</th><th>維持管理状態</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 埋込型秤量機 洗缶架台 第1段ケミカルトラップ 第2段ケミカルトラップ 凝縮器 テルハ 耐圧気密試験装置</td><td>1 式</td><td>[]</td><td>電源ケーブルを取り外して保管 洗浄水の供給を遮断し、配管、機器の弁を閉として保管</td></tr> </tbody> </table>	名 称	個数	設置・保管場所	維持管理状態	① 埋込型秤量機 洗缶架台 第1段ケミカルトラップ 第2段ケミカルトラップ 凝縮器 テルハ 耐圧気密試験装置	1 式	[]	電源ケーブルを取り外して保管 洗浄水の供給を遮断し、配管、機器の弁を閉として保管	<p>貯蔵施設に「貯蔵施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備・機器の項を新規追加」 (3)-8)</p> <p>使用を終了した埋込型秤量機及び洗缶設備を追加 (3)-9)</p>
名 称	個数	設置・保管場所	維持管理状態							
① 埋込型秤量機 洗缶架台 第1段ケミカルトラップ 第2段ケミカルトラップ 凝縮器 テルハ 耐圧気密試験装置	1 式	[]	電源ケーブルを取り外して保管 洗浄水の供給を遮断し、配管、機器の弁を閉として保管							

変更前	変更後	変更の理由				
<p>9. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄施設の位置、構造及び設備 (新規)</p> <p>9-1 気体廃棄施設 本施設の管理区域内の各部屋の排気は、气体廃棄施設を経て排出される。汚染し、若しくは汚染のおそれのある空気は、气体廃棄物として高性能エアフィルタでろ過し、排気用ダストモニタで放射性物質の濃度を監視しながら排気筒から大気中に放出し、周辺監視区域境界外における空気中の放射性物質の濃度が、線量告示に定める濃度限度を超えないように管理する。</p> <p>9-1-1 气体廃棄施設の位置</p> <table border="1"> <tr> <td>气体廃棄施設の位置</td> <td> <p>(1)敷地の位置 (略)</p> <p>(2)建家の位置 (略)</p> <p>(3)气体廃棄施設の位置 气体廃棄施設は、本施設 OP-1 主棟の OP-1 排気機械室、本施設 OP-2 主棟の OP-2 排気機械室、[] の排気機械室、[] の排気機械室及び廃水処理棟の排気機械室である。 气体廃棄施設の位置を図-(2)-1、図-(2)-3、図-(2)-12、図-(2)-13 及び図-(2)-14 に示す。</p> </td> </tr> </table>	气体廃棄施設の位置	<p>(1)敷地の位置 (略)</p> <p>(2)建家の位置 (略)</p> <p>(3)气体廃棄施設の位置 气体廃棄施設は、本施設 OP-1 主棟の OP-1 排気機械室、本施設 OP-2 主棟の OP-2 排気機械室、[] の排気機械室、[] の排気機械室及び廃水処理棟の排気機械室である。 气体廃棄施設の位置を図-(2)-1、図-(2)-3、図-(2)-12、図-(2)-13 及び図-(2)-14 に示す。</p>	<p>9. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄施設の位置、構造及び設備 廃棄施設の位置、構造及び設備を以下に示す。なお、安全上重要な施設はない。 廃棄施設における実効線量は、線量告示で定める「管理区域に係る線量等」、「周辺監視区域外の線量限度」及び「放射線業務従事者の線量限度」を超えないように管理する。また、廃棄施設の管理区域には、人がみだりに立ち入らないように標識を設ける。</p> <p>9-1 气体廃棄施設 本施設の管理区域内の各部屋の排気は、气体廃棄施設を経て排出される。汚染し、若しくは汚染のおそれのある空気は、气体廃棄物として高性能エアフィルタでろ過し、排気モニタで放射性物質の濃度を監視しながら排気筒から大気中に放出し、周辺監視区域境界外における空気中の放射性物質の濃度が、線量告示に定める濃度限度を超えないように管理する。</p> <p>9-1-1 气体廃棄施設の位置</p> <table border="1"> <tr> <td>气体廃棄施設の位置</td> <td> <p>(1)敷地の位置 (変更なし)</p> <p>(2)建屋の位置 (変更なし)</p> <p>(3)气体廃棄施設の位置 气体廃棄施設は、本施設 OP-1 主棟の OP-1 排気機械室、本施設 OP-2 主棟の OP-2 排気機械室、[] の排気機械室、[] の排気機械室及び廃水処理棟の排気機械室である。 气体廃棄施設の位置を図-(2)-1、図-(2)-3、図-(2)-9、図-(2)-10 及び図-(2)-17 に示す。 气体廃棄設備の系統図を図-(2)-12、図-(2)-13、図-(2)-14、図-(2)-15 及び図-(2)-16 に示す。</p> </td> </tr> </table>	气体廃棄施設の位置	<p>(1)敷地の位置 (変更なし)</p> <p>(2)建屋の位置 (変更なし)</p> <p>(3)气体廃棄施設の位置 气体廃棄施設は、本施設 OP-1 主棟の OP-1 排気機械室、本施設 OP-2 主棟の OP-2 排気機械室、[] の排気機械室、[] の排気機械室及び廃水処理棟の排気機械室である。 气体廃棄施設の位置を図-(2)-1、図-(2)-3、図-(2)-9、図-(2)-10 及び図-(2)-17 に示す。 气体廃棄設備の系統図を図-(2)-12、図-(2)-13、図-(2)-14、図-(2)-15 及び図-(2)-16 に示す。</p>	<p>安全上重要な施設がない旨を追加 (3)-3)</p> <p>廃棄施設における実効線量の管理及び管理区域の標識設置を追加 (3)-4)</p> <p>記載の適正化を図るため（表記の見直し） (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため（表記の見直し） (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため（図番号の見直し） (3)-14) 給排気系統図を新規追加 (3)-10)、(3)-11)</p>
气体廃棄施設の位置	<p>(1)敷地の位置 (略)</p> <p>(2)建家の位置 (略)</p> <p>(3)气体廃棄施設の位置 气体廃棄施設は、本施設 OP-1 主棟の OP-1 排気機械室、本施設 OP-2 主棟の OP-2 排気機械室、[] の排気機械室、[] の排気機械室及び廃水処理棟の排気機械室である。 气体廃棄施設の位置を図-(2)-1、図-(2)-3、図-(2)-12、図-(2)-13 及び図-(2)-14 に示す。</p>					
气体廃棄施設の位置	<p>(1)敷地の位置 (変更なし)</p> <p>(2)建屋の位置 (変更なし)</p> <p>(3)气体廃棄施設の位置 气体廃棄施設は、本施設 OP-1 主棟の OP-1 排気機械室、本施設 OP-2 主棟の OP-2 排気機械室、[] の排気機械室、[] の排気機械室及び廃水処理棟の排気機械室である。 气体廃棄施設の位置を図-(2)-1、図-(2)-3、図-(2)-9、図-(2)-10 及び図-(2)-17 に示す。 气体廃棄設備の系統図を図-(2)-12、図-(2)-13、図-(2)-14、図-(2)-15 及び図-(2)-16 に示す。</p>					

変更前		変更後	変更の理由																											
<p>9-1-2 気体廃棄施設の構造</p> <p>(略)</p> <p>9-1-3 気体廃棄施設の設備</p> <p>①OP-1主棟</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>設備名称</th> <th>仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">廃 棄 設 備</td> <td>排風機</td> <td> 遠心機処理室系統 No.1 排風量約 26,500m³/h 1台(予備 排風量約 26,500m³/h 1台) 遠心機・部品保管室系統 <u>排風量約 26,000m³/h 1台*1</u> No.2 排風量約 31,200m³/h 1台(予備 排風量約 31,200m³/h 1台) 分析室系統 No.3 排風量約 13,500m³/h 1台(予備 排風量約 13,500m³/h 1台) OP-1 UF₆操作室系統 No.4 排風量約 34,200m³/h 1台(予備 排風量約 34,200m³/h 1台) 排風量約 12,000m³/h 1台(予備 排風量約 12,000m³/h 1台) *2 </td> </tr> <tr> <td>排気フィルタ</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>排気モニタ</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td> <u>遠心機処理室系統、遠心機・部品保管室系統、分析室系統及びOP-1 UF₆操作室系統は、エアワッシャで排ガス処理を行う。</u> 遠心機処理室系統のうち分解ハウス、化学分離ハウス及び廃液処理装置の排ガス処理は、集塵装置及びケミカルトラップにより行う。 OP-1 UF₆操作室の作業用ボックスの排気をOP-1 UF₆操作室系統のうち局所排気処理装置に接続する。 </td> </tr> </tbody> </table>		設備名称	仕 様	廃 棄 設 備	排風機	遠心機処理室系統 No.1 排風量約 26,500m ³ /h 1台(予備 排風量約 26,500m ³ /h 1台) 遠心機・部品保管室系統 <u>排風量約 26,000m³/h 1台*1</u> No.2 排風量約 31,200m ³ /h 1台(予備 排風量約 31,200m ³ /h 1台) 分析室系統 No.3 排風量約 13,500m ³ /h 1台(予備 排風量約 13,500m ³ /h 1台) OP-1 UF ₆ 操作室系統 No.4 排風量約 34,200m ³ /h 1台(予備 排風量約 34,200m ³ /h 1台) 排風量約 12,000m ³ /h 1台(予備 排風量約 12,000m ³ /h 1台) *2	排気フィルタ	(略)	排気筒	(略)	排気モニタ	(略)	その他	<u>遠心機処理室系統、遠心機・部品保管室系統、分析室系統及びOP-1 UF₆操作室系統は、エアワッシャで排ガス処理を行う。</u> 遠心機処理室系統のうち分解ハウス、化学分離ハウス及び廃液処理装置の排ガス処理は、集塵装置及びケミカルトラップにより行う。 OP-1 UF ₆ 操作室の作業用ボックスの排気をOP-1 UF ₆ 操作室系統のうち局所排気処理装置に接続する。	<p>9-1-2 気体廃棄施設の構造</p> <p>(変更なし)</p> <p>9-1-3 気体廃棄施設の設備</p> <p>①OP-1主棟</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>設備名称</th> <th>仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">廃 棄 設 備</td> <td>排風機</td> <td> 遠心機処理室系統 No.1 排風量約 26,500 m³/h 1台(予備 排風量約 26,500 m³/h 1台) 遠心機・部品保管室系統 No.2 排風量約 31,200 m³/h 1台(予備 排風量約 31,200 m³/h 1台) 分析室系統 No.3 排風量約 13,500 m³/h 1台(予備 排風量約 13,500 m³/h 1台) OP-1 UF₆操作室系統 No.4 排風量約 34,200 m³/h 1台(予備 排風量約 34,200 m³/h 1台) 排風量約 12,000 m³/h 1台(予備 排風量約 12,000 m³/h 1台) *1 </td> </tr> <tr> <td>排気フィルタ</td> <td>(変更なし)</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td>(変更なし)</td> </tr> <tr> <td>排気モニタ</td> <td>(変更なし)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td> 遠心機処理室系統のうち分解ハウス、化学分離ハウス及び廃液処理装置の排ガス処理は、集塵装置及びケミカルトラップにより行う。 OP-1UF₆操作室の作業用ボックスの排気をOP-1 UF₆操作室系統のうち局所排気処理装置に接続する。 </td> </tr> </tbody> </table>		設備名称	仕 様	廃 棄 設 備	排風機	遠心機処理室系統 No.1 排風量約 26,500 m ³ /h 1台(予備 排風量約 26,500 m ³ /h 1台) 遠心機・部品保管室系統 No.2 排風量約 31,200 m ³ /h 1台(予備 排風量約 31,200 m ³ /h 1台) 分析室系統 No.3 排風量約 13,500 m ³ /h 1台(予備 排風量約 13,500 m ³ /h 1台) OP-1 UF ₆ 操作室系統 No.4 排風量約 34,200 m ³ /h 1台(予備 排風量約 34,200 m ³ /h 1台) 排風量約 12,000 m ³ /h 1台(予備 排風量約 12,000 m ³ /h 1台) *1	排気フィルタ	(変更なし)	排気筒	(変更なし)	排気モニタ	(変更なし)	その他	遠心機処理室系統のうち分解ハウス、化学分離ハウス及び廃液処理装置の排ガス処理は、集塵装置及びケミカルトラップにより行う。 OP-1UF ₆ 操作室の作業用ボックスの排気をOP-1 UF ₆ 操作室系統のうち局所排気処理装置に接続する。	<p>汚染の拡大防止のために、气体廃棄設備の循環用送風機を廃棄施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備・機器に変更 (3)-10)</p> <p>記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)</p> <p>使用を終了したことに伴う見直し (3)-11)</p> <p>汚染の拡大防止のために、气体廃棄設備の循環用送風機を廃棄施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備・機器に変更 (3)-10)</p>
	設備名称	仕 様																												
廃 棄 設 備	排風機	遠心機処理室系統 No.1 排風量約 26,500m ³ /h 1台(予備 排風量約 26,500m ³ /h 1台) 遠心機・部品保管室系統 <u>排風量約 26,000m³/h 1台*1</u> No.2 排風量約 31,200m ³ /h 1台(予備 排風量約 31,200m ³ /h 1台) 分析室系統 No.3 排風量約 13,500m ³ /h 1台(予備 排風量約 13,500m ³ /h 1台) OP-1 UF ₆ 操作室系統 No.4 排風量約 34,200m ³ /h 1台(予備 排風量約 34,200m ³ /h 1台) 排風量約 12,000m ³ /h 1台(予備 排風量約 12,000m ³ /h 1台) *2																												
	排気フィルタ	(略)																												
	排気筒	(略)																												
	排気モニタ	(略)																												
	その他	<u>遠心機処理室系統、遠心機・部品保管室系統、分析室系統及びOP-1 UF₆操作室系統は、エアワッシャで排ガス処理を行う。</u> 遠心機処理室系統のうち分解ハウス、化学分離ハウス及び廃液処理装置の排ガス処理は、集塵装置及びケミカルトラップにより行う。 OP-1 UF ₆ 操作室の作業用ボックスの排気をOP-1 UF ₆ 操作室系統のうち局所排気処理装置に接続する。																												
	設備名称	仕 様																												
廃 棄 設 備	排風機	遠心機処理室系統 No.1 排風量約 26,500 m ³ /h 1台(予備 排風量約 26,500 m ³ /h 1台) 遠心機・部品保管室系統 No.2 排風量約 31,200 m ³ /h 1台(予備 排風量約 31,200 m ³ /h 1台) 分析室系統 No.3 排風量約 13,500 m ³ /h 1台(予備 排風量約 13,500 m ³ /h 1台) OP-1 UF ₆ 操作室系統 No.4 排風量約 34,200 m ³ /h 1台(予備 排風量約 34,200 m ³ /h 1台) 排風量約 12,000 m ³ /h 1台(予備 排風量約 12,000 m ³ /h 1台) *1																												
	排気フィルタ	(変更なし)																												
	排気筒	(変更なし)																												
	排気モニタ	(変更なし)																												
	その他	遠心機処理室系統のうち分解ハウス、化学分離ハウス及び廃液処理装置の排ガス処理は、集塵装置及びケミカルトラップにより行う。 OP-1UF ₆ 操作室の作業用ボックスの排気をOP-1 UF ₆ 操作室系統のうち局所排気処理装置に接続する。																												

*1 循環用送風機

*2 局所排気処理装置排風機

*1 局所排気処理装置の排風機

変更箇所を_____又は<→>で示す。

変更前			変更後	変更の理由
9-1-3 気体廃棄施設の設備 ②OP-2主棟			9-1-3 気体廃棄施設の設備（続き） ②OP-2主棟	
廃棄設備	設備名称	仕様	設備名称	仕様
排風機	OP-2 遠心機室系統 No.1 排風量約 16,800m ³ /h 1台(予備 排風量約 16,800m ³ /h 1台) <u>排風量約 36,000m³/h 1台(予備 排風量約 36,000m³/h 1台)</u> *1	OP-2遠心機室系統 No.1 排風量約 16,800 m ³ /h 1台(予備 排風量約 16,800 m ³ /h 1台)	OP-2遠心機室系統 No.1 排風量約 16,800 m ³ /h 1台(予備 排風量約 16,800 m ³ /h 1台)	汚染の拡大防止のために、气体廃棄設備の循環用送風機を廃棄施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備・機器に変更(3)-10)
	OP-2UF ₆ 操作室系統 No.2 排風量約 10,800m ³ /h 1台(予備 排風量約 10,800m ³ /h 1台) <u>排風量約 23,300m³/h 1台(予備 排風量約 23,300m³/h 1台)</u> *1	OP-2UF ₆ 操作室系統 No.2 排風量約 10,800 m ³ /h 1台(予備 排風量約 10,800 m ³ /h 1台)	OP-2UF ₆ 操作室系統 No.2 排風量約 10,800 m ³ /h 1台(予備 排風量約 10,800 m ³ /h 1台)	記載の適正化を図るため(表記の見直し)(3)-14)
	ブレンディング室系統 No.3 排風量約 14,000m ³ /h 1台(予備 排風量約 14,000m ³ /h 1台) 排風量約 20,100m ³ /h 1台(予備 排風量約 20,100m ³ /h 1台) *1	ブレンディング室系統 No.3 排風量約 14,000 m ³ /h 1台(予備 排風量約 14,000 m ³ /h 1台) *1 排風量約 20,100 m ³ /h 1台(予備 排風量約 20,100 m ³ /h 1台)	ブレンディング室系統 No.3 排風量約 14,000 m ³ /h 1台(予備 排風量約 14,000 m ³ /h 1台) *1 排風量約 20,100 m ³ /h 1台(予備 排風量約 20,100 m ³ /h 1台)	記載の適正化を図るため(表記の見直し)(3)-14)
	放管室系統 No.4 排風量約 20,000m ³ /h 1台(予備 排風量約 20,000m ³ /h 1台)	放管室系統 No.4 排風量約 20,000 m ³ /h 1台(予備 排風量約 20,000 m ³ /h 1台)	放管室系統 No.4 排風量約 20,000 m ³ /h 1台(予備 排風量約 20,000 m ³ /h 1台)	記載の適正化を図るため(表記の見直し)(3)-14)
	排気フィルタ	(略)	排気フィルタ	(変更なし)
排気筒	(略)	排気筒	(変更なし)	記載の適正化を図るため(表記の見直し)(3)-14)
排気モニタ	(略)	排気モニタ	(変更なし)	記載の適正化を図るため(表記の見直し)(3)-14)
その他	OP-2 遠心機室系統、OP-2UF ₆ 操作室系統及び放管室系統は、エアワッシャで排ガス処理を行う。 ブレンディング室系統は、サイクロン、ケミカルトラップ（捕集効率 50%）、水スクラバ（捕集効率 90%）、アルカリスクラバ（捕集効率 90%）及びエアワッシャで排ガス処理を行う。	その他	ブレンディング室系統は、サイクロン、ケミカルトラップ（捕集効率 50 %）、水スクラバ（捕集効率 90 %）及びアルカリスクラバ（捕集効率 90 %）で排ガス処理を行う。	使用を終了したことに伴う見直し(3)-11)
* 1 循環用送風機			* 1 局所排気処理装置の排風機	汚染の拡大防止のために、气体廃棄設備の循環用送風機を廃棄施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備・機器に変更(3)-10)

変更箇所を_____又は<→>で示す。

変更前			変更後			変更の理由																														
9-1-3 気体廃棄施設の設備			9-1-3 気体廃棄施設の設備（続き）																																	
(3) []			(3) []																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>設備名称</th><th>仕 様</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">廃 棄 設 備</td><td>排風機</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>排気フィルタ</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>排気筒</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>排気モニタ</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>その他</td><td colspan="2"><u>エアワッシャで排ガス処理を行う。</u></td></tr> </tbody> </table>				設備名称	仕 様	廃 棄 設 備	排風機	(略)	排気フィルタ	(略)	排気筒	(略)	排気モニタ	(略)	その他	<u>エアワッシャで排ガス処理を行う。</u>		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>設備名称</th><th>仕 様</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">廃 棄 設 備</td><td>排風機</td><td>(変更なし)</td></tr> <tr> <td>排気フィルタ</td><td>(変更なし)</td></tr> <tr> <td>排気筒</td><td>(変更なし)</td></tr> <tr> <td>排気モニタ</td><td>(変更なし)</td></tr> <tr> <td>その他</td><td colspan="2" rowspan="3"><u>(削除)</u></td></tr> </tbody> </table>				設備名称	仕 様	廃 棄 設 備	排風機	(変更なし)	排気フィルタ	(変更なし)	排気筒	(変更なし)	排気モニタ	(変更なし)	その他	<u>(削除)</u>		使用を終了したことに伴う見直し (3)-11)
	設備名称	仕 様																																		
廃 棄 設 備	排風機	(略)																																		
	排気フィルタ	(略)																																		
	排気筒	(略)																																		
	排気モニタ	(略)																																		
その他	<u>エアワッシャで排ガス処理を行う。</u>																																			
	設備名称	仕 様																																		
廃 棄 設 備	排風機	(変更なし)																																		
	排気フィルタ	(変更なし)																																		
	排気筒	(変更なし)																																		
	排気モニタ	(変更なし)																																		
その他	<u>(削除)</u>																																			
(4) []			(4) []																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>設備名称</th><th>仕 様</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">廃 棄 設 備</td><td>排風機</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>排気フィルタ</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>排気筒</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>排気モニタ</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>その他</td><td colspan="2"><u>エアワッシャで排ガス処理を行う。</u></td></tr> </tbody> </table>				設備名称	仕 様	廃 棄 設 備	排風機	(略)	排気フィルタ	(略)	排気筒	(略)	排気モニタ	(略)	その他	<u>エアワッシャで排ガス処理を行う。</u>		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>設備名称</th><th>仕 様</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">廃 棄 設 備</td><td>排風機</td><td>(変更なし)</td></tr> <tr> <td>排気フィルタ</td><td>(変更なし)</td></tr> <tr> <td>排気筒</td><td>(変更なし)</td></tr> <tr> <td>排気モニタ</td><td>(変更なし)</td></tr> <tr> <td>その他</td><td colspan="2" rowspan="3"><u>(削除)</u></td></tr> </tbody> </table>				設備名称	仕 様	廃 棄 設 備	排風機	(変更なし)	排気フィルタ	(変更なし)	排気筒	(変更なし)	排気モニタ	(変更なし)	その他	<u>(削除)</u>		使用を終了したことに伴う見直し (3)-11)
	設備名称	仕 様																																		
廃 棄 設 備	排風機	(略)																																		
	排気フィルタ	(略)																																		
	排気筒	(略)																																		
	排気モニタ	(略)																																		
その他	<u>エアワッシャで排ガス処理を行う。</u>																																			
	設備名称	仕 様																																		
廃 棄 設 備	排風機	(変更なし)																																		
	排気フィルタ	(変更なし)																																		
	排気筒	(変更なし)																																		
	排気モニタ	(変更なし)																																		
その他	<u>(削除)</u>																																			
⑤廃水処理棟			⑤廃水処理棟																																	
(略)			(変更なし)																																	

変更前	変更後	変更の理由						
<p>9-2 液体廃棄施設</p> <p>(略)</p> <p>9-2-1 液体廃棄施設の位置</p> <table border="1"> <tr> <td>液体廃棄施設の位置</td><td> <p>(1)敷地の位置 「7-1 使用施設の位置」と同じ</p> <p>(2)建家の位置 本施設は、「7-1 使用施設の位置」と同じ []は、「8-1 貯蔵施設の位置」と同じ 廃水処理棟は、「9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ</p> <p>(3)液体廃棄施設の位置 液体廃棄施設は、本施設 OP-1 主棟の OP-1UF₆ 操作室、部品検査室、遠心機処理室、OP-1 排気機械室、シャワー室、本施設 OP-2 主棟の OP-2UF₆ 操作室、ブレンディング室、OP-2 遠心機室、OP-2 排気機械室、シャワー室、[]のシリンドラ貯蔵室、[]の洗缶室及び廃水処理棟の廃水処理室である。 液体廃棄施設の位置を図-(2)-1、図-(2)-3、図-(2)-12、図-(2)-13、図-(2)-14 及び図-(2)-15 に示す。 管理廃水配管図及び廃水処理フローシートを図-(2)-16 及び図-(2)-18 に示す。 本施設から発生する硝酸廃液処理の試験施設は、製錬転換施設であり、その位置は、製錬転換施設(別冊 4)の記載による。 本施設から発生する液体廃棄物(廃油)の廃棄施設は、第 1 廃油貯蔵庫及び第 2 廃油貯蔵庫であり、その位置は、廃棄物処理施設(別冊 3)の記載による。</p> </td><td>記載の適正化を図るため (表記の見直し) (3)-14)</td></tr> </table>	液体廃棄施設の位置	<p>(1)敷地の位置 「7-1 使用施設の位置」と同じ</p> <p>(2)建家の位置 本施設は、「7-1 使用施設の位置」と同じ []は、「8-1 貯蔵施設の位置」と同じ 廃水処理棟は、「9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ</p> <p>(3)液体廃棄施設の位置 液体廃棄施設は、本施設 OP-1 主棟の OP-1UF₆ 操作室、部品検査室、遠心機処理室、OP-1 排気機械室、シャワー室、本施設 OP-2 主棟の OP-2UF₆ 操作室、ブレンディング室、OP-2 遠心機室、OP-2 排気機械室、シャワー室、[]のシリンドラ貯蔵室、[]の洗缶室及び廃水処理棟の廃水処理室である。 液体廃棄施設の位置を図-(2)-1、図-(2)-3、図-(2)-12、図-(2)-13、図-(2)-14 及び図-(2)-15 に示す。 管理廃水配管図及び廃水処理フローシートを図-(2)-16 及び図-(2)-18 に示す。 本施設から発生する硝酸廃液処理の試験施設は、製錬転換施設であり、その位置は、製錬転換施設(別冊 4)の記載による。 本施設から発生する液体廃棄物(廃油)の廃棄施設は、第 1 廃油貯蔵庫及び第 2 廃油貯蔵庫であり、その位置は、廃棄物処理施設(別冊 3)の記載による。</p>	記載の適正化を図るため (表記の見直し) (3)-14)	<p>9-2 液体廃棄施設</p> <p>(変更なし)</p> <p>9-2-1 液体廃棄施設の位置</p> <table border="1"> <tr> <td>液体廃棄施設の位置</td><td> <p>(1)敷地の位置 「7-1 使用施設の位置」と同じ</p> <p>(2)建屋の位置 本施設は、「7-1 使用施設の位置」と同じ []は、「8-1 貯蔵施設の位置」と同じ 廃水処理棟は、「9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ</p> <p>(3)液体廃棄施設の位置 液体廃棄施設は、本施設 OP-1 主棟の OP-1UF₆ 操作室、部品検査室、遠心機処理室、OP-1 排気機械室、シャワー室、本施設 OP-2 主棟の OP-2UF₆ 操作室、ブレンディング室、OP-2 遠心機室、OP-2 排気機械室、シャワー室、[]のシリンドラ貯蔵室、[]の洗缶室及び廃水処理棟の廃水処理室である。 液体廃棄施設の位置を図-(2)-1、図-(2)-3、図-(2)-9、図-(2)-10、図-(2)-17 及び図-(2)-18 に示す。 管理廃水配管図を図-(2)-19、遠心機処理設備に設置する廃液処理装置のフローシートを図-(2)-20、廃水処理棟の排水処理フローシートを図-(2)-21 に示す。 本施設から発生する硝酸廃液処理の試験施設は、製錬転換施設であり、その位置は、製錬転換施設(別冊 4)の記載による。 本施設から発生する液体廃棄物(廃油)の廃棄施設は、第 1 廃油貯蔵庫及び第 2 廃油貯蔵庫であり、その位置は、廃棄物処理施設(別冊 3)の記載による。</p> </td><td>記載の適正化を図るため (図番号の見直し) (3)-14) 記載の適正化を図るため (表記及び図番号の見直し) (3)-14)</td></tr> </table>	液体廃棄施設の位置	<p>(1)敷地の位置 「7-1 使用施設の位置」と同じ</p> <p>(2)建屋の位置 本施設は、「7-1 使用施設の位置」と同じ []は、「8-1 貯蔵施設の位置」と同じ 廃水処理棟は、「9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ</p> <p>(3)液体廃棄施設の位置 液体廃棄施設は、本施設 OP-1 主棟の OP-1UF₆ 操作室、部品検査室、遠心機処理室、OP-1 排気機械室、シャワー室、本施設 OP-2 主棟の OP-2UF₆ 操作室、ブレンディング室、OP-2 遠心機室、OP-2 排気機械室、シャワー室、[]のシリンドラ貯蔵室、[]の洗缶室及び廃水処理棟の廃水処理室である。 液体廃棄施設の位置を図-(2)-1、図-(2)-3、図-(2)-9、図-(2)-10、図-(2)-17 及び図-(2)-18 に示す。 管理廃水配管図を図-(2)-19、遠心機処理設備に設置する廃液処理装置のフローシートを図-(2)-20、廃水処理棟の排水処理フローシートを図-(2)-21 に示す。 本施設から発生する硝酸廃液処理の試験施設は、製錬転換施設であり、その位置は、製錬転換施設(別冊 4)の記載による。 本施設から発生する液体廃棄物(廃油)の廃棄施設は、第 1 廃油貯蔵庫及び第 2 廃油貯蔵庫であり、その位置は、廃棄物処理施設(別冊 3)の記載による。</p>	記載の適正化を図るため (図番号の見直し) (3)-14) 記載の適正化を図るため (表記及び図番号の見直し) (3)-14)	
液体廃棄施設の位置	<p>(1)敷地の位置 「7-1 使用施設の位置」と同じ</p> <p>(2)建家の位置 本施設は、「7-1 使用施設の位置」と同じ []は、「8-1 貯蔵施設の位置」と同じ 廃水処理棟は、「9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ</p> <p>(3)液体廃棄施設の位置 液体廃棄施設は、本施設 OP-1 主棟の OP-1UF₆ 操作室、部品検査室、遠心機処理室、OP-1 排気機械室、シャワー室、本施設 OP-2 主棟の OP-2UF₆ 操作室、ブレンディング室、OP-2 遠心機室、OP-2 排気機械室、シャワー室、[]のシリンドラ貯蔵室、[]の洗缶室及び廃水処理棟の廃水処理室である。 液体廃棄施設の位置を図-(2)-1、図-(2)-3、図-(2)-12、図-(2)-13、図-(2)-14 及び図-(2)-15 に示す。 管理廃水配管図及び廃水処理フローシートを図-(2)-16 及び図-(2)-18 に示す。 本施設から発生する硝酸廃液処理の試験施設は、製錬転換施設であり、その位置は、製錬転換施設(別冊 4)の記載による。 本施設から発生する液体廃棄物(廃油)の廃棄施設は、第 1 廃油貯蔵庫及び第 2 廃油貯蔵庫であり、その位置は、廃棄物処理施設(別冊 3)の記載による。</p>	記載の適正化を図るため (表記の見直し) (3)-14)						
液体廃棄施設の位置	<p>(1)敷地の位置 「7-1 使用施設の位置」と同じ</p> <p>(2)建屋の位置 本施設は、「7-1 使用施設の位置」と同じ []は、「8-1 貯蔵施設の位置」と同じ 廃水処理棟は、「9-1-1 気体廃棄施設の位置」と同じ</p> <p>(3)液体廃棄施設の位置 液体廃棄施設は、本施設 OP-1 主棟の OP-1UF₆ 操作室、部品検査室、遠心機処理室、OP-1 排気機械室、シャワー室、本施設 OP-2 主棟の OP-2UF₆ 操作室、ブレンディング室、OP-2 遠心機室、OP-2 排気機械室、シャワー室、[]のシリンドラ貯蔵室、[]の洗缶室及び廃水処理棟の廃水処理室である。 液体廃棄施設の位置を図-(2)-1、図-(2)-3、図-(2)-9、図-(2)-10、図-(2)-17 及び図-(2)-18 に示す。 管理廃水配管図を図-(2)-19、遠心機処理設備に設置する廃液処理装置のフローシートを図-(2)-20、廃水処理棟の排水処理フローシートを図-(2)-21 に示す。 本施設から発生する硝酸廃液処理の試験施設は、製錬転換施設であり、その位置は、製錬転換施設(別冊 4)の記載による。 本施設から発生する液体廃棄物(廃油)の廃棄施設は、第 1 廃油貯蔵庫及び第 2 廃油貯蔵庫であり、その位置は、廃棄物処理施設(別冊 3)の記載による。</p>	記載の適正化を図るため (図番号の見直し) (3)-14) 記載の適正化を図るため (表記及び図番号の見直し) (3)-14)						

変更前				変更後				変更の理由
9-2-2 液体廃棄施設の構造				9-2-2 液体廃棄施設の構造				
液体廃棄施設の名称	構造	床面積	設計仕様	液体廃棄施設の名称	構造	床面積	設計仕様	
OP-1主棟	(略)	(略)	(略)	OP-1主棟	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	記載の適正化を図るため(図番号の見直し) (3)-14)
OP-2主棟	(略)	(略)	(略)	OP-2主棟	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	
[]	(略)	(略)	(略)	[]	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	
[]	(略)	(略)	(略)	[]	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	
廃水処理棟	(略)	(略)	<p>耐震性については、建築基準法により定まる地震力に対して安全な構造とする。耐火性については、建築基準法の簡易耐火構造として設計し、建屋を構成する材料は、鉄筋、鉄骨、コンクリート、不燃ボード、鋼製建具等の不燃材料を主体とする。</p> <p>管理区域の床は、合成樹脂塗布仕上げとする。建屋は、鉄筋コンクリート造で一部2階建とし、1階は、廃水処理室、排気機械室、更衣室等、2階は、運転監視室及び給気機械室により構成する。廃水処理棟1階及び2階の平面図及び管理区域図を図-(2)-15 及び図-(2)-16 に示す。</p>	廃水処理棟	(変更なし)	(変更なし)	<p>耐震性については、建築基準法により定まる地震力に対して安全な構造とする。耐火性については、建築基準法の簡易耐火構造として設計し、建屋を構成する材料は、鉄筋、鉄骨、コンクリート、不燃ボード、鋼製建具等の不燃材料を主体とする。</p> <p>管理区域の床は、合成樹脂塗布仕上げとする。建屋は、鉄筋コンクリート造で一部2階建とし、1階は、廃水処理室、排気機械室、更衣室等、2階は、運転監視室及び給気機械室により構成する。廃水処理棟1階及び2階の平面図及び管理区域図を図-(2)-17 及び図-(2)-18 に示す。</p>	

変更前	変更後	変更の理由																																
<p>9-2-3 液体廃棄施設の設備</p> <p>①OP-1主棟 (略)</p> <p>②OP-2主棟</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>設備名称</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">濃縮工学施設</td> <td>放管廃水ピット</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>OP-2UF₆操作室廃水ピット</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ブレンディング室廃水ピット</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ウラン溶液反応槽</td> <td>容量約1.1m³、数量1式</td> </tr> <tr> <td>恒温水トレンチピット</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>排気機械室ピット</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ [] (略)</p> <p>④ [] (略)</p> <p>⑤廃水処理棟 (略)</p> <p>9-3 固体廃棄施設 (略)</p>		設備名称	仕様	濃縮工学施設	放管廃水ピット	(略)	OP-2UF ₆ 操作室廃水ピット	(略)	ブレンディング室廃水ピット	(略)	ウラン溶液反応槽	容量約1.1m ³ 、数量1式	恒温水トレンチピット	(略)	排気機械室ピット	(略)	<p>9-2-3 液体廃棄施設の設備</p> <p>①OP-1主棟 (変更なし)</p> <p>②OP-2主棟</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>設備名称</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">濃縮工学施設</td> <td>放管廃水ピット</td> <td>(変更なし)</td> </tr> <tr> <td>OP-2UF₆操作室廃水ピット</td> <td>(変更なし)</td> </tr> <tr> <td>ブレンディング室廃水ピット</td> <td>(変更なし)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>恒温水トレンチピット</td> <td>(変更なし)</td> </tr> <tr> <td>排気機械室ピット</td> <td>(変更なし)</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ [] (変更なし)</p> <p>④ [] (変更なし)</p> <p>⑤廃水処理棟 (変更なし)</p> <p>9-3 固体廃棄施設 (変更なし)</p>		設備名称	仕様	濃縮工学施設	放管廃水ピット	(変更なし)	OP-2UF ₆ 操作室廃水ピット	(変更なし)	ブレンディング室廃水ピット	(変更なし)	(削除)	(削除)	恒温水トレンチピット	(変更なし)	排気機械室ピット	(変更なし)	記載の適正化を図るため(平成25年11月15日付で撤去の許可を得ているため削除) (3)-14)
	設備名称	仕様																																
濃縮工学施設	放管廃水ピット	(略)																																
	OP-2UF ₆ 操作室廃水ピット	(略)																																
	ブレンディング室廃水ピット	(略)																																
	ウラン溶液反応槽	容量約1.1m ³ 、数量1式																																
	恒温水トレンチピット	(略)																																
	排気機械室ピット	(略)																																
	設備名称	仕様																																
濃縮工学施設	放管廃水ピット	(変更なし)																																
	OP-2UF ₆ 操作室廃水ピット	(変更なし)																																
	ブレンディング室廃水ピット	(変更なし)																																
	(削除)	(削除)																																
	恒温水トレンチピット	(変更なし)																																
	排気機械室ピット	(変更なし)																																

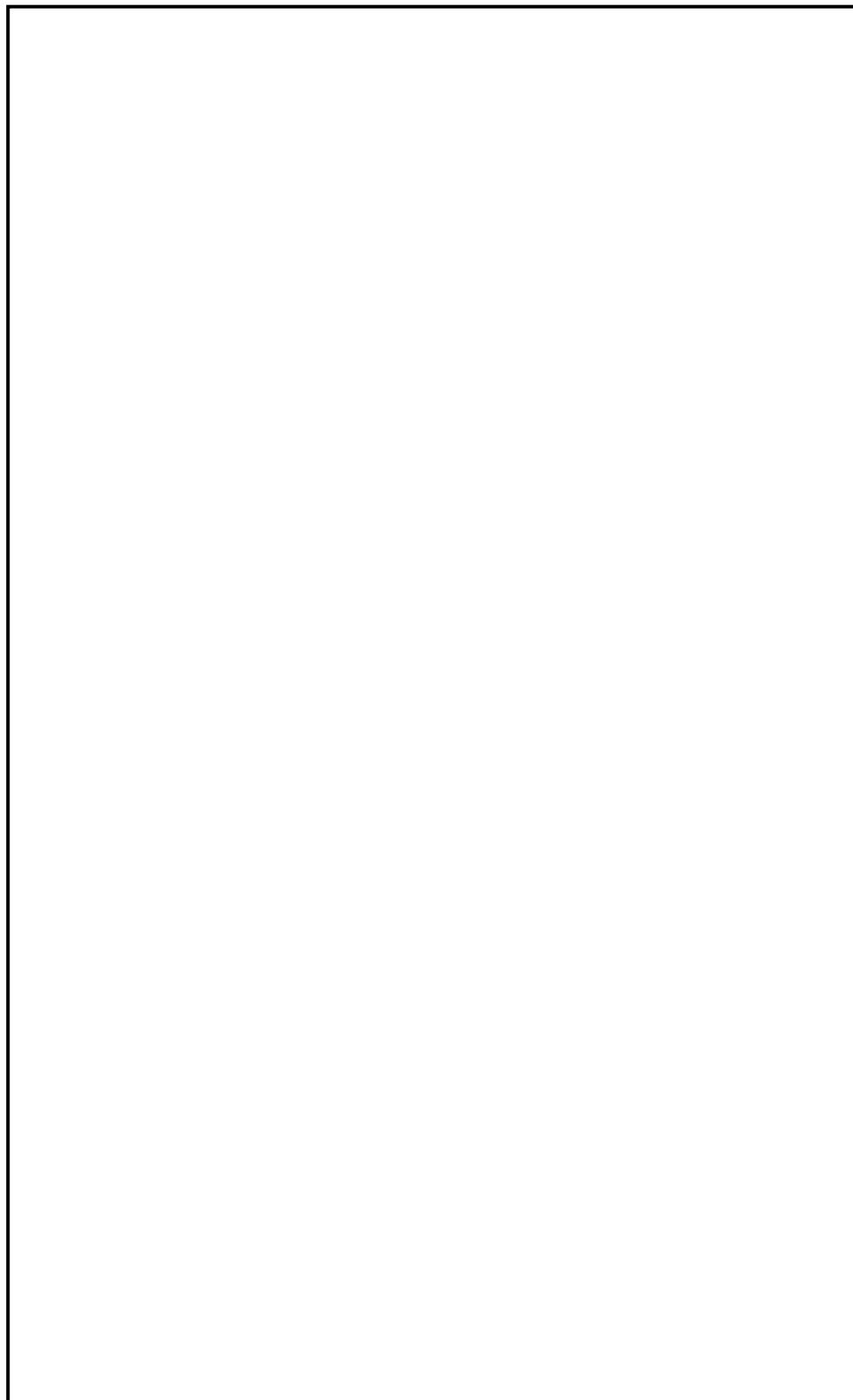
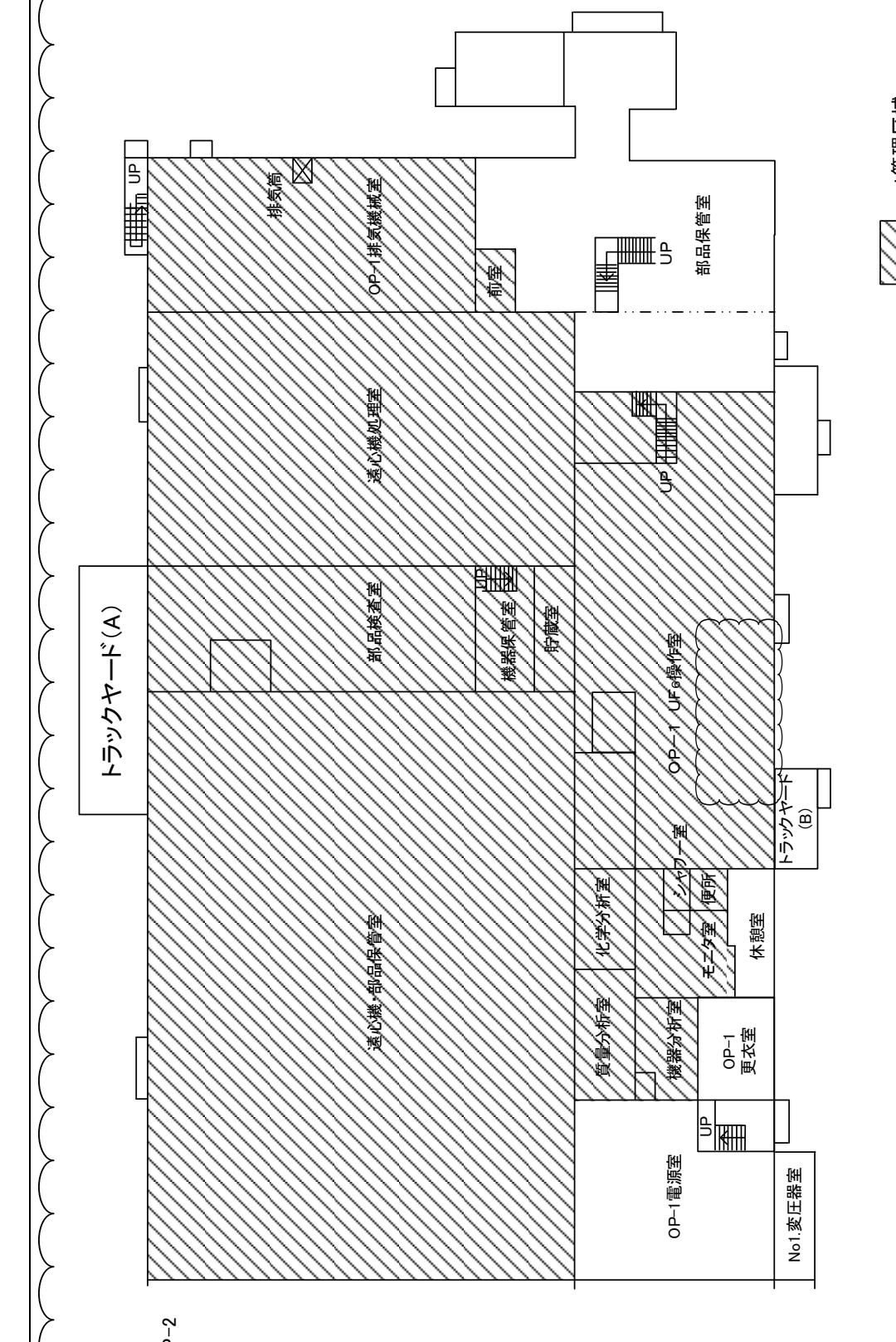
変更前	変更後	変更の理由																																												
(新規)	<p>9-4 廃棄施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備・機器 使用の目的を終了し、維持管理中の設備・機器として保管後、解体・撤去する設備・機器を以下に示す。 図-(2)-6-2、図-(2)-9、図-(2)-10に「廃棄施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備・機器の保管場所」を示す。</p> <p>(1) 気体廃棄設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>個数</th> <th>設置・保管場所</th> <th>維持管理状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 遠心機処理室系統 エアワッシャ</td> <td>1式</td> <td>OP-1 排気機械室</td> <td>接続されている水配管の弁を閉とする。</td> </tr> <tr> <td>② 遠心機・部品保管室系統 エアワッシャ 循環用送風機</td> <td>1式 1台</td> <td>OP-1 排気機械室 OP-1 給気機械室</td> <td>接続されている水配管の弁を閉とする。 供給用電源のケーブルを取り外し、循環用の排気ダクトのダンパを閉として保管</td> </tr> <tr> <td>③ 分析室系統 エアワッシャ</td> <td>1式</td> <td>OP-1 排気機械室</td> <td>接続されている水配管の弁を閉とする。</td> </tr> <tr> <td>④ OP-1UF₆操作室系統 エアワッシャ</td> <td>1式</td> <td>OP-1 排気機械室</td> <td>接続されている水配管の弁を閉とする。</td> </tr> <tr> <td>⑤ OP-2 遠心機室系統 エアワッシャ 循環用送風機</td> <td>1式 2台</td> <td>OP-2 排気機械室 OP-2 給気機械室</td> <td>接続されている水配管の弁を閉とする。 供給用電源のケーブルを取り外し、循環用の排気ダクトのダンパを閉として保管</td> </tr> <tr> <td>⑥ OP-2UF₆操作室系統 エアワッシャ 循環用送風機</td> <td>1式 2台</td> <td>OP-2 排気機械室 OP-2 給気機械室</td> <td>接続されている水配管の弁を閉とする。 供給用電源のケーブルを取り外し、循環用の排気ダクトのダンパを閉として保管</td> </tr> <tr> <td>⑦ プレンディング室系統 エアワッシャ</td> <td>2式</td> <td>OP-2 排気機械室</td> <td>接続されている水配管の弁を閉とする。</td> </tr> <tr> <td>⑧ OP-2 放管室系統 エアワッシャ</td> <td>1式</td> <td>OP-2 排気機械室</td> <td>接続されている水配管の弁を閉とする。</td> </tr> <tr> <td>⑨ [] エアワッシャ</td> <td>1式</td> <td>[] 排気機械室</td> <td>接続されている水配管の弁を閉とする。</td> </tr> <tr> <td>⑩ [] エアワッシャ</td> <td>1式</td> <td>[] 排気機械室</td> <td>接続されている水配管の弁を閉とする。</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	個数	設置・保管場所	維持管理状態	① 遠心機処理室系統 エアワッシャ	1式	OP-1 排気機械室	接続されている水配管の弁を閉とする。	② 遠心機・部品保管室系統 エアワッシャ 循環用送風機	1式 1台	OP-1 排気機械室 OP-1 給気機械室	接続されている水配管の弁を閉とする。 供給用電源のケーブルを取り外し、循環用の排気ダクトのダンパを閉として保管	③ 分析室系統 エアワッシャ	1式	OP-1 排気機械室	接続されている水配管の弁を閉とする。	④ OP-1UF ₆ 操作室系統 エアワッシャ	1式	OP-1 排気機械室	接続されている水配管の弁を閉とする。	⑤ OP-2 遠心機室系統 エアワッシャ 循環用送風機	1式 2台	OP-2 排気機械室 OP-2 給気機械室	接続されている水配管の弁を閉とする。 供給用電源のケーブルを取り外し、循環用の排気ダクトのダンパを閉として保管	⑥ OP-2UF ₆ 操作室系統 エアワッシャ 循環用送風機	1式 2台	OP-2 排気機械室 OP-2 給気機械室	接続されている水配管の弁を閉とする。 供給用電源のケーブルを取り外し、循環用の排気ダクトのダンパを閉として保管	⑦ プレンディング室系統 エアワッシャ	2式	OP-2 排気機械室	接続されている水配管の弁を閉とする。	⑧ OP-2 放管室系統 エアワッシャ	1式	OP-2 排気機械室	接続されている水配管の弁を閉とする。	⑨ [] エアワッシャ	1式	[] 排気機械室	接続されている水配管の弁を閉とする。	⑩ [] エアワッシャ	1式	[] 排気機械室	接続されている水配管の弁を閉とする。	<p>廃棄施設に「廃棄施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備・機器」の項を新規追加 (3)-8)</p> <p>使用を終了した循環用送風機、エアワッシャを廃棄施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備・機器に変更 (3)-10)、(3)-11)</p>
名 称	個数	設置・保管場所	維持管理状態																																											
① 遠心機処理室系統 エアワッシャ	1式	OP-1 排気機械室	接続されている水配管の弁を閉とする。																																											
② 遠心機・部品保管室系統 エアワッシャ 循環用送風機	1式 1台	OP-1 排気機械室 OP-1 給気機械室	接続されている水配管の弁を閉とする。 供給用電源のケーブルを取り外し、循環用の排気ダクトのダンパを閉として保管																																											
③ 分析室系統 エアワッシャ	1式	OP-1 排気機械室	接続されている水配管の弁を閉とする。																																											
④ OP-1UF ₆ 操作室系統 エアワッシャ	1式	OP-1 排気機械室	接続されている水配管の弁を閉とする。																																											
⑤ OP-2 遠心機室系統 エアワッシャ 循環用送風機	1式 2台	OP-2 排気機械室 OP-2 給気機械室	接続されている水配管の弁を閉とする。 供給用電源のケーブルを取り外し、循環用の排気ダクトのダンパを閉として保管																																											
⑥ OP-2UF ₆ 操作室系統 エアワッシャ 循環用送風機	1式 2台	OP-2 排気機械室 OP-2 給気機械室	接続されている水配管の弁を閉とする。 供給用電源のケーブルを取り外し、循環用の排気ダクトのダンパを閉として保管																																											
⑦ プレンディング室系統 エアワッシャ	2式	OP-2 排気機械室	接続されている水配管の弁を閉とする。																																											
⑧ OP-2 放管室系統 エアワッシャ	1式	OP-2 排気機械室	接続されている水配管の弁を閉とする。																																											
⑨ [] エアワッシャ	1式	[] 排気機械室	接続されている水配管の弁を閉とする。																																											
⑩ [] エアワッシャ	1式	[] 排気機械室	接続されている水配管の弁を閉とする。																																											

変更箇所を_____又は<<→>>で示す。

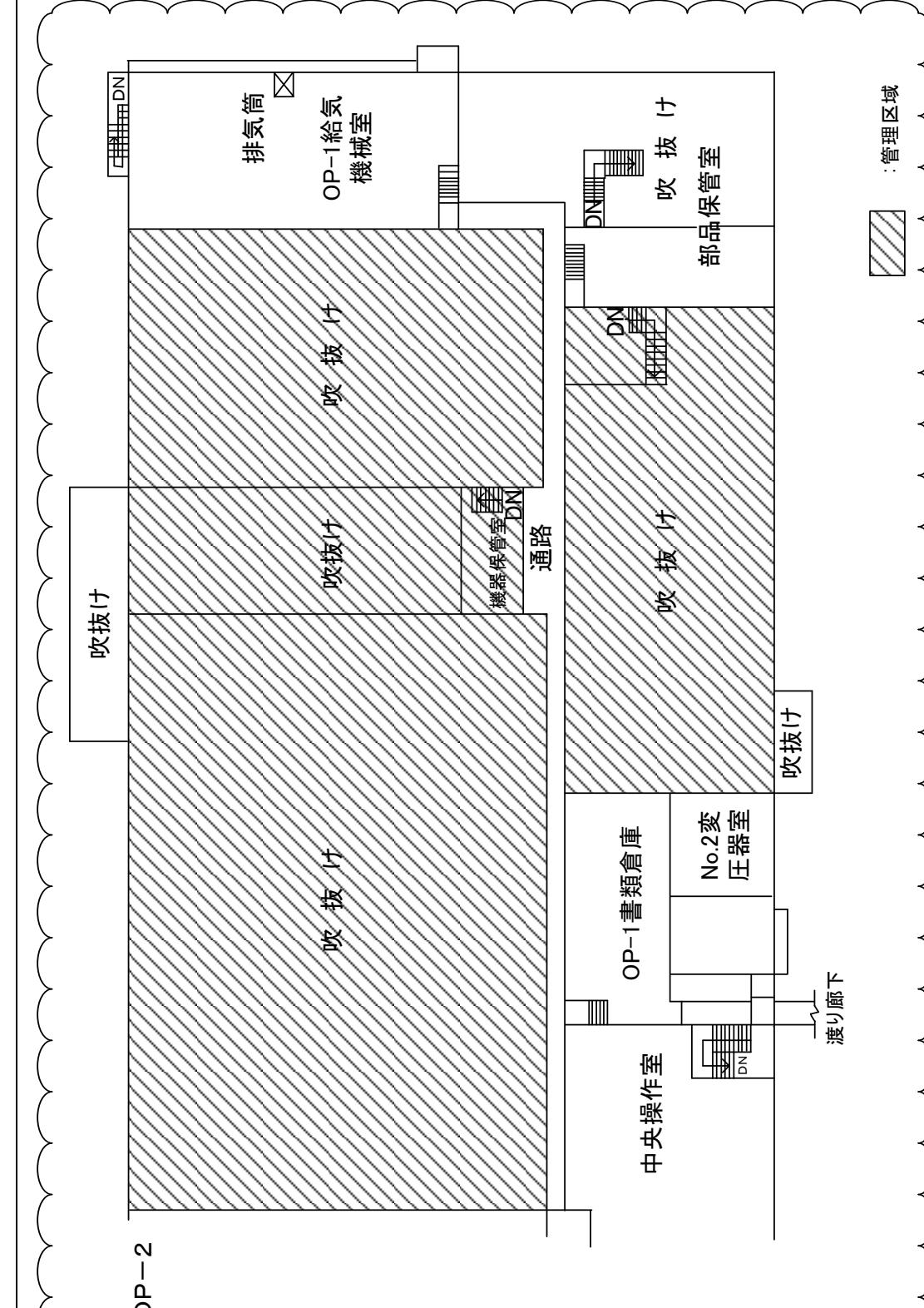
変更前	変更後	変更の理由
<p>(新規)</p>	<p>10. 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設（以下「使用施設等」という。）の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p><u>人形峠環境技術センター共通編のとおり</u></p>	<p>記載の適正化を図る (法令改正に伴う保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の追加) (3)-14)</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>参考図リスト (濃縮工学施設)</p> <p>図-(2)-1 OP-1 主棟 1 階平面図及び管理区域図 図-(2)-2 OP-1 主棟 2 階平面図及び管理区域図 図-(2)-3 OP-2 主棟 1 階平面図及び管理区域図 図-(2)-4 OP-2 主棟 2 階平面図及び管理区域図 <u>図-(2)-5 ウラン濃縮工程主要フロー図</u> 図-(2)-6 遠心機処理設備工程主要フロー図 図-(2)-7 主棟 1 階主要機器配置図 図-(2)-8 主棟 2 階主要機器配置図 <u>図-(2)-9 OP-2 UF₆処理設備フローシート</u> <u>図-(2)-10 OP-2 UF₆処理設備機器配置図</u> 図-(2)-11 電気系統図 図-(2)-12 []平面図、管理区域図及びUF₆シリンド配置図 図-(2)-13 []平面図、管理区域図及びUF₆シリンド配置図 図-(2)-19 貯蔵施設の位置 (OP-1 主棟の 1 階) <u>図-(2)-20 廃棄物の仕掛品置場の位置 (OP-1 主棟及び OP-2 主棟)</u> 図-(2)-14 廃水処理棟 1 階平面図及び管理区域図 (略) 図-(2)-15 廃水処理棟 2 階平面図及び管理区域図 (略) 図-(2)-16 管理廃水配管図 図-(2)-17 廃液処理装置フローシート 図-(2)-18 廃水処理フローシート</p>	<p>参考図リスト (濃縮工学施設)</p> <p>図-(2)-1 OP-1 主棟 1 階平面図及び管理区域図 図-(2)-2 OP-1 主棟 2 階平面図及び管理区域図 図-(2)-3 OP-2 主棟 1 階平面図及び管理区域図 図-(2)-4 OP-2 主棟 2 階平面図及び管理区域図 <u>(削除)</u> 図-(2)-5 遠心機処理設備工程主要フロー図 <u>図-(2)-6-1 主棟 1 階主要機器配置図</u> <u>図-(2)-6-2 主棟 1 階主要機器配置図(維持管理中の設備・機器)</u> <u>図-(2)-6-3 主棟 1 階主要機器配置図(ドラム缶等に収納した機器及び廃棄物の仕掛品)</u> 図-(2)-7 主棟 2 階主要機器配置図 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> 図-(2)-8 電気系統図 図-(2)-9 []平面図、管理区域図及びUF₆シリンド配置図 図-(2)-10 []平面図、管理区域図及びUF₆シリンド配置図 図-(2)-11 貯蔵施設の位置 (OP-1 主棟の 1 階) <u>図-(2)-12 OP-1 主棟の給排気系統図</u> <u>図-(2)-13 OP-2 主棟の給排気系統図</u> 図-(2)-14 []の給排気系統図 図-(2)-15 []の給排気系統図 図-(2)-16 廃水処理棟の給排気系統図 <u>(削除)</u> 図-(2)-17 廃水処理棟 1 階平面図及び管理区域図 (変更なし) 図-(2)-18 廃水処理棟 2 階平面図及び管理区域図 (変更なし) 図-(2)-19 管理廃水配管図 図-(2)-20 廃液処理装置フローシート <u>(遠心機処理設備)</u> 図-(2)-21 廃水処理フローシート (変更なし)</p>	<p>ウラン濃縮試験を終了に伴う削除 (3)-1)-(4) 記載の適正化を図るため(図番号の見直し) (3)-14) 維持管理中の設備・機器、ドラム缶等に収納した機器及び廃棄物の仕掛品の配置図を追加 (3)-7)、(3)-8) ウラン濃縮試験を終了に伴う削除 (3)-1)-(4)</p> <p>記載の適正化を図るため(給排気系統図を新規追加) (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため(図-(2)-6-3に記載場所を変更) (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)</p>

変更箇所を_____又は~~_____~~で示す。

変更前	変更後	変更の理由
		<p>記載の適正化を図るため（核物質防護情報に係る図面の見直し） (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため（撤去済の機器を削除） (3)-14)</p>

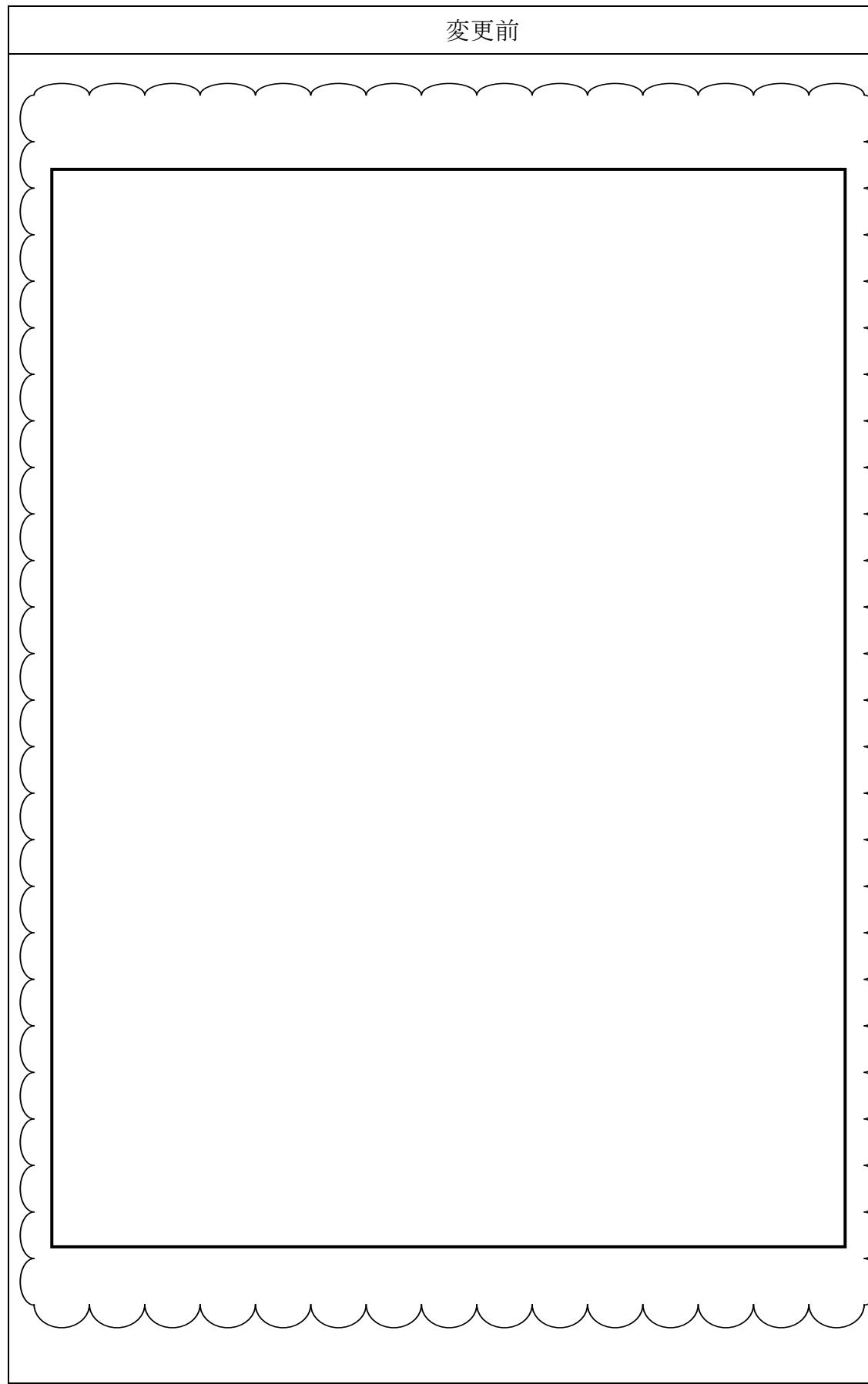
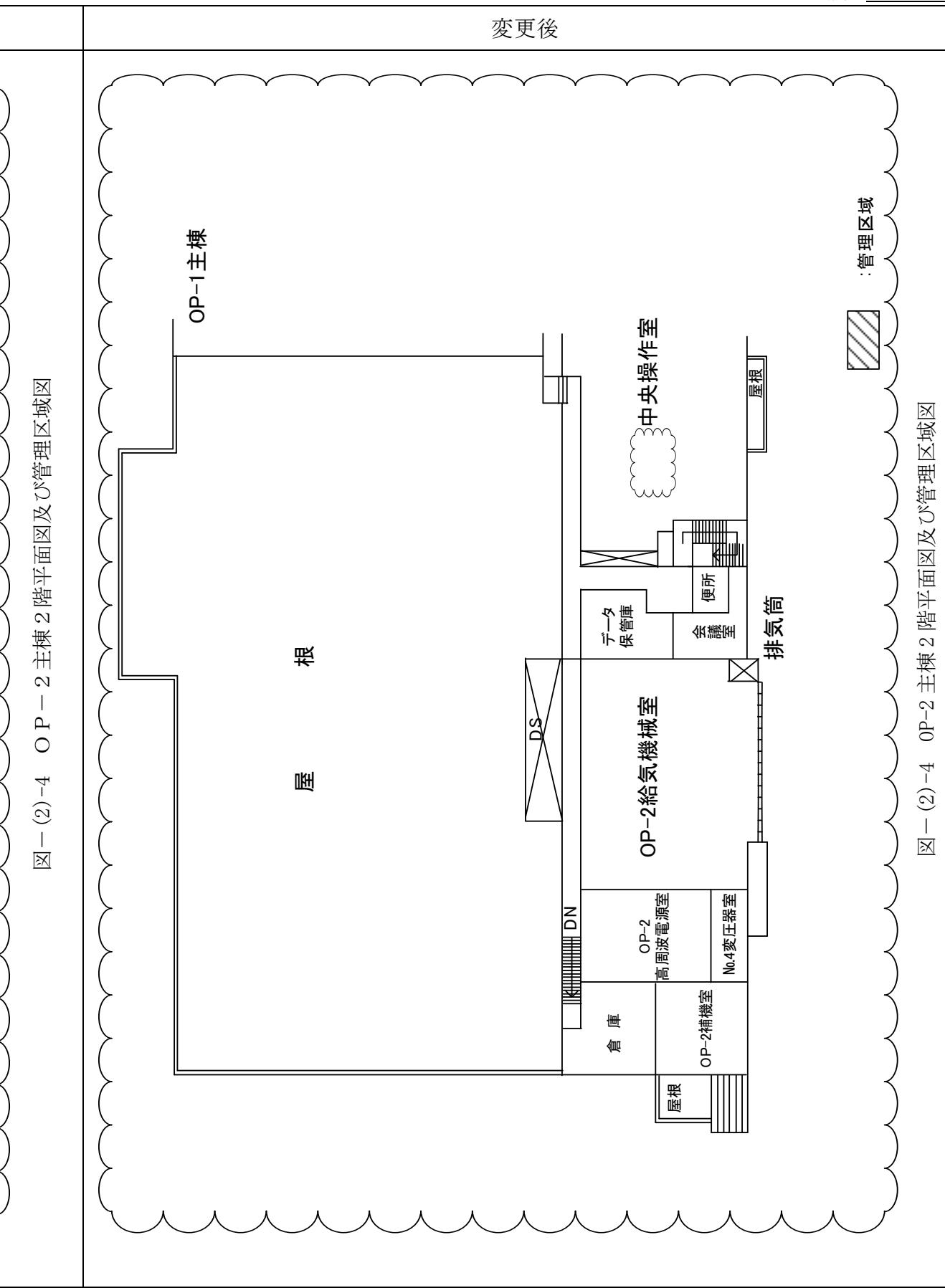
変更箇所を_____又は~~□~~で示す。

変更前	変更後	変更の理由
	 <p>図-(2)-2 OP-1 主棟 2 階平面図及び管理区域図</p> <p>変更箇所を_____又は□<input checked="" type="checkbox"/>で示す。</p> <p>図-(2)-2 OP-1 主棟 2 階平面図及び管理区域図</p> <p>記載の適正化を図るため（核物質防護情報に係る図面の見直し）(3)-14)</p>	

変更箇所を_____又は~~_____~~で示す。

変更前	変更後	変更の理由
<p>図-(2)-3 OP-2 主棟 1階平面図及び管理区域図</p>	<p>図-(2)-3 OP-2 主棟 1階平面図及び管理区域図</p>	<p>記載の適正化を図るため（核物質防護情報に係る図面の見直し） (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため（撤去済の機器を削除） (3)-14)</p>

変更箇所を_____又は~~□~~で示す。

変更前	変更後	変更の理由
	 <p>図-(2)-4 OP-2 主棟 2 階平面図及び管理区域図</p> <p>OP-1主棟</p> <p>屋</p> <p>根</p> <p>:管理区域</p> <p>排気筒</p> <p>DS</p> <p>DN</p> <p>OP-2給気機械室</p> <p>OP-2高周波電源室</p> <p>OP-2補機室</p> <p>No.4変圧器室</p> <p>倉庫</p> <p>データ保管庫</p> <p>会議室</p> <p>便所</p> <p>屋根</p>	<p>記載の適正化を図るため（核物質防護情報に係る図面の見直し） (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため（表記の見直し） (3)-14)</p> <p>図-(2)-4 OP-2 主棟 2 階平面図及び管理区域図</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p style="text-align: center;">図一(2)-5 ヴラン濃縮工程主要フロー図</p> <p>* ヴラン濃縮試験は製品UF6と廃品UF6として使用する 混合し、再度原料UF6として使用する</p>	<p>(削除)</p>	<p>ウラン濃縮試験を終了するため削除 (3)-1)-(4)</p>

変更前	変更後	変更の理由
		<p>放射能濃度測定のフローを追加 (3)-2)-(3)</p> <p>(クリアラランス測定)</p> <p>記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため(図番号の見直し) (3)-14)</p>

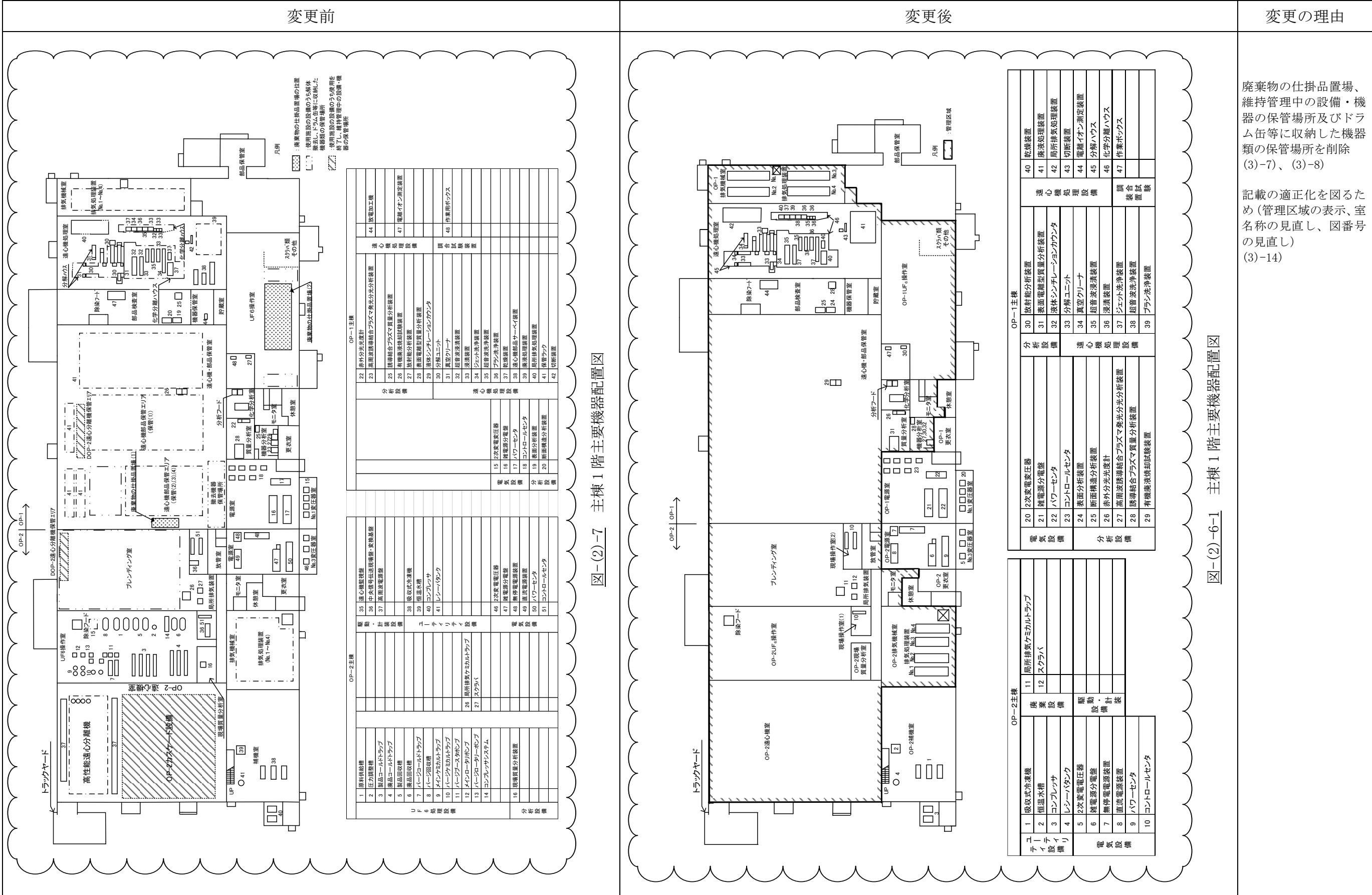
- 注)
1. 保管(1)は、表面密度測定後の部品(既に表面密度が測定された部品保管室に保管していたものを含む)を保管用ラックに入れ遠心機・部品保管室に保管
 2. 保管(2)は、表面密度測定を行わない部品として専用ドラム缶に入れ遠心機・部品保管室に保管
 3. 保管(3)、(4)は、遠心分離機処理部品以外の部品として専用ドラム缶に入れ遠心機・部品保管室に保管

図一(2)-6 遠心機処理設備工程主要フロー図

- 注)
1. 保管(1)は、表面密度測定後の部品並びに放射能濃度測定後の部品を放射性物質等による再汚染を防止する措置を施し、遠心機・部品保管室又は部品検査室に保管
 2. 保管(2)は、表面密度測定を行わない部品として専用ドラム缶に入れ遠心機・部品保管室に保管
 3. 保管(3)、(4)は、遠心分離機処理部品以外の部品として専用ドラム缶に入れ遠心機・部品保管室に保管

図一(2)-5 遠心機処理設備工程主要フロー図

変更箇所を _____ 又は で示す。



変更箇所を _____ 又は < > で示す。

変更前	変更後	変更の理由
(新規)	<p>変更後</p> <p>主棟 1 階主要機器配置図(維持管理中の設備・機器)を新規追加 (3)-8)</p> <p>記載の適正化を図るため(凡例の名称を変更) (3)-14)</p> <p>凡例: ■: 使用設計ひ痕跡等の設備のうち、使用されていない箇所中の設備。 □: 機器の保管場所 □: 管理区域</p> <p>図-(2)-6-2 主棟 1 階主要機器配置図(維持管理中の設備・機器)</p>	

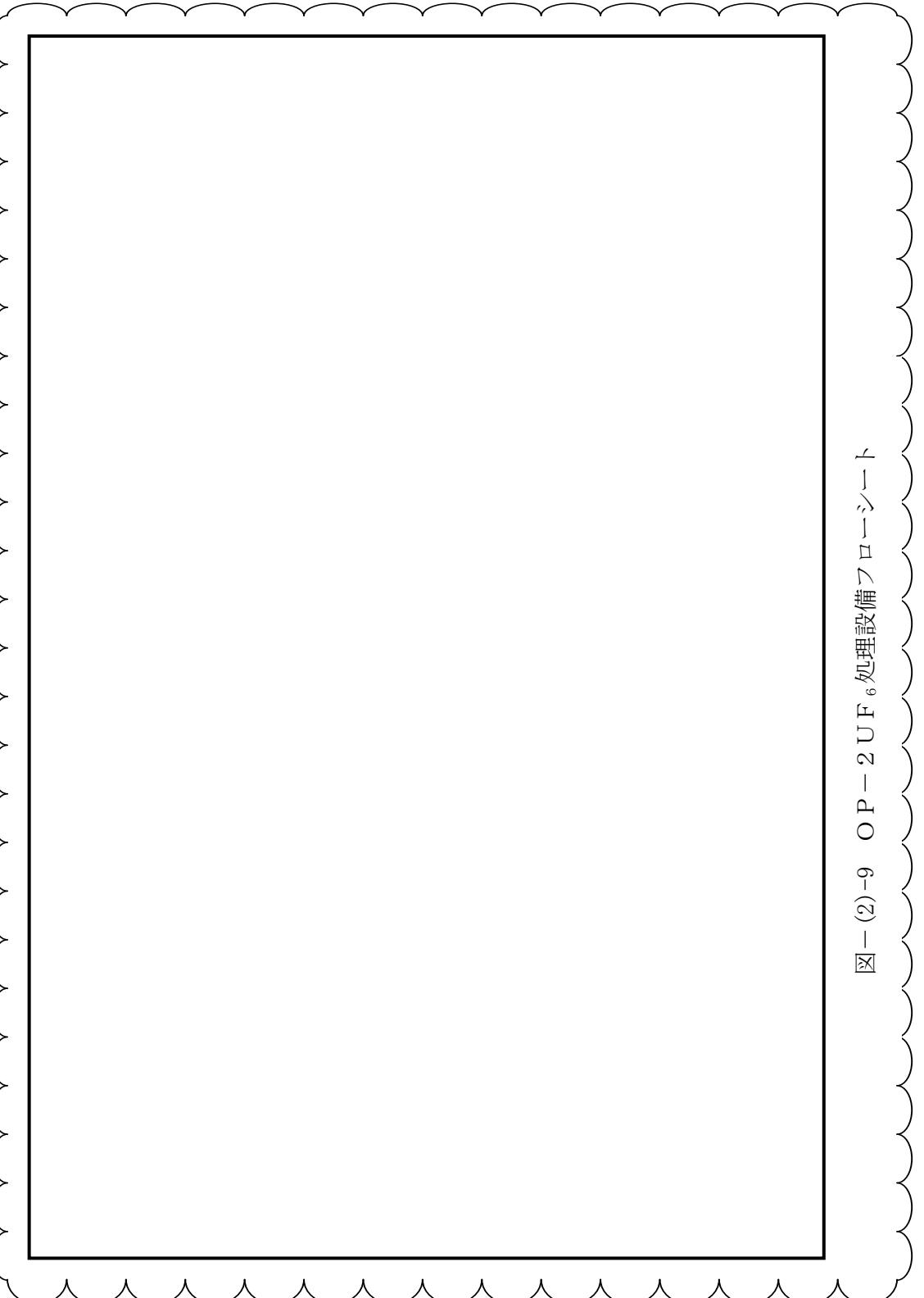
図-(2)-6-2 主棟1階主要機器配置図(維持管理中の設備・機器)

図-(2)-6-3 主棟1階主要機器配置図(ドラム缶等に収納した機器及び廃棄物の仕掛け)

変更箇所を_____又は~~_____~~で示す。

変更前	変更後	変更の理由
		<p>維持管理中の設備・機器の保管場所を追加 (3)-8)</p> <p>記載の適正化を図るため(図番号等の見直し、凡例の名称の変更) (3)-14)</p>
図-(2)-8 主棟 2階主要機器配置図	図-(2)-7 主棟 2階主要機器配置図	

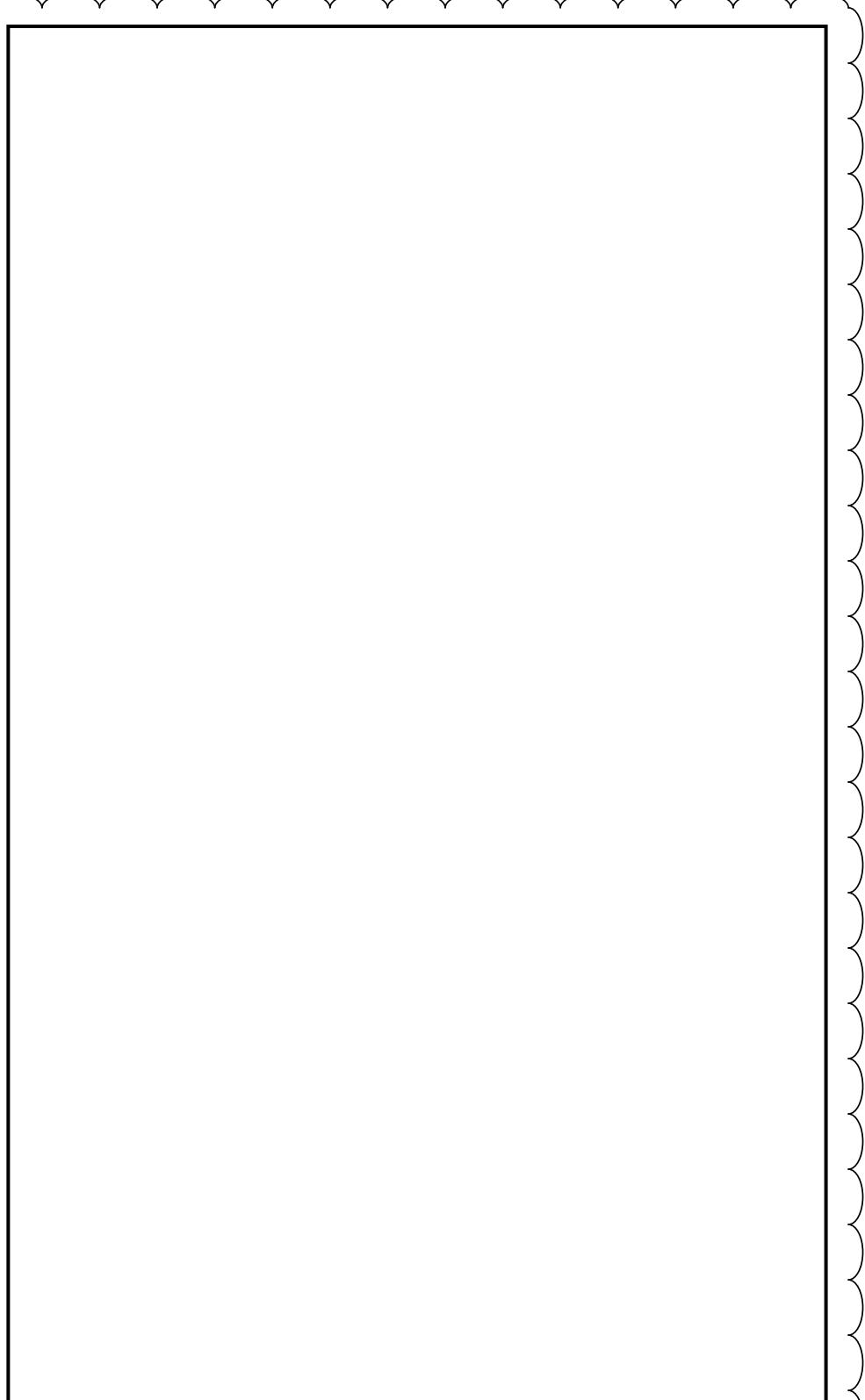
変更箇所を_____又は○で示す。

変更前	変更後	変更の理由
 <p>図-(2)-9 OP-2 UF₆処理設備フローシート</p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>ウラン濃縮試験を終了するため削除 (3)-1)-(4)</p>

変更箇所を_____又は~~□~~で示す。

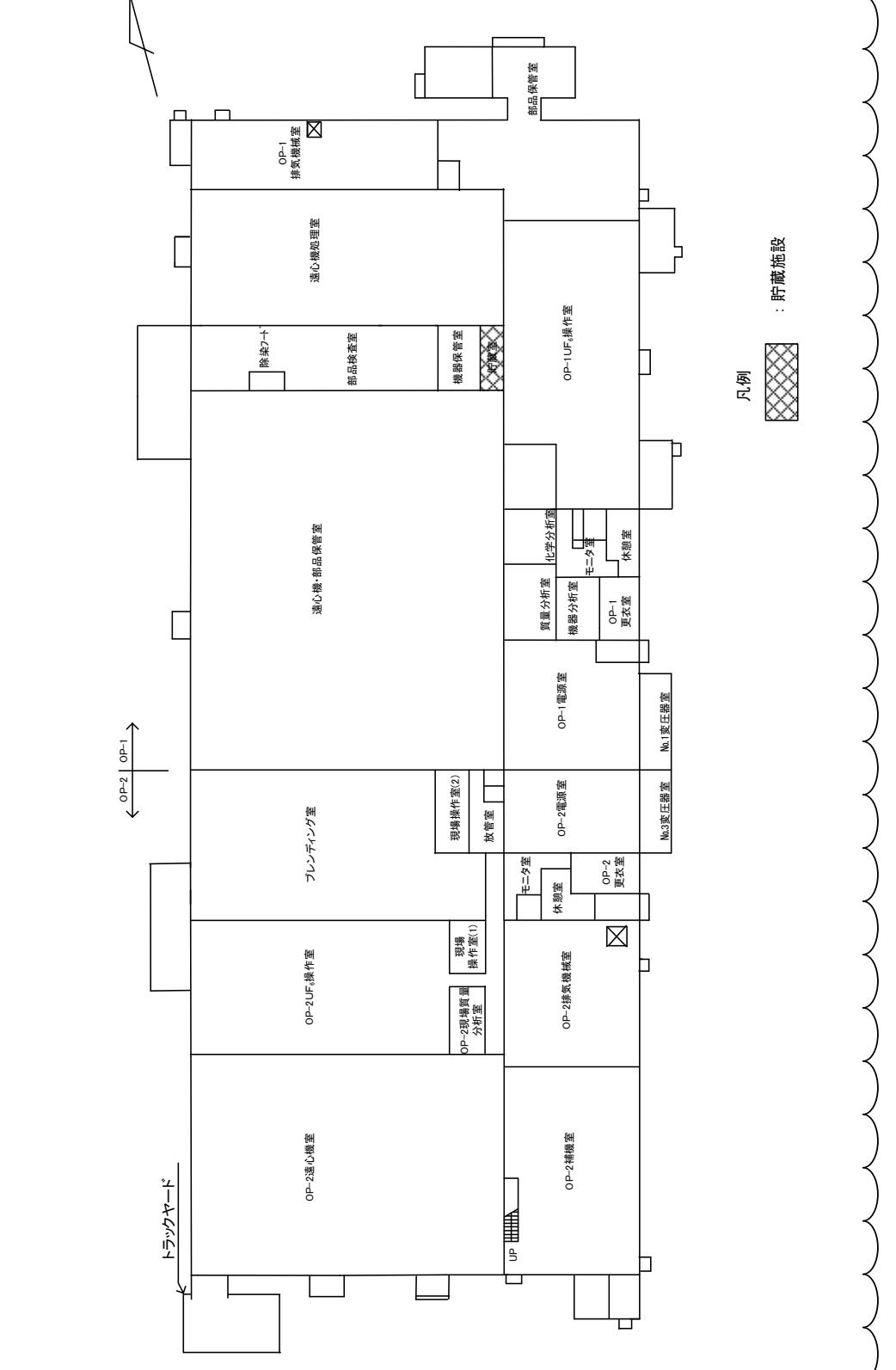
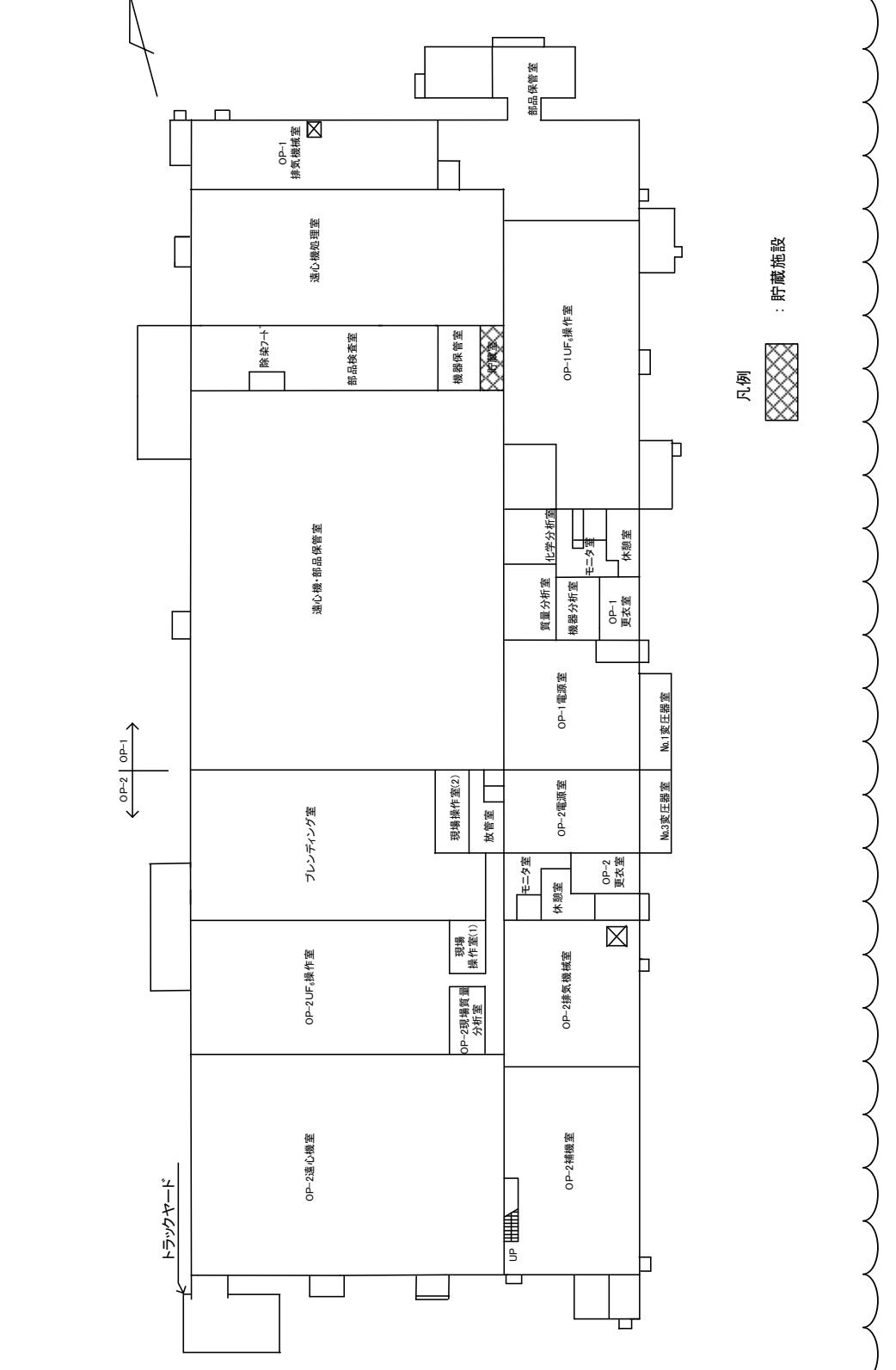
変更前	変更後	変更の理由																																
<p style="text-align: center;"><u>記号説明</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>機器名稱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>原 料 供 給 槽</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>圧 力 調 整 槽</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>製 品 コー ルド トラッ プ</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>廃 品 コー ルド トラッ プ</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>製 品 回 収 槽</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>品 回 収 槽</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>バージコー ルド トラッ プ</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>バ 一 ジ 回 収 槽</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>メインケミカルトラッ プ</td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>バージケミカルトラッ プ</td> </tr> <tr> <td>⑪</td> <td>バージブスタポンプ</td> </tr> <tr> <td>⑫</td> <td>メインロータリポンプ</td> </tr> <tr> <td>⑬</td> <td>バージロータリポンプ</td> </tr> <tr> <td>⑭</td> <td>コンプレッサシステム</td> </tr> <tr> <td>⑮</td> <td>捕 集 性 能 試 験 装 置</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">図-(2)-10 OP-2UF₆処理設備機器配置図</p>	No.	機器名稱	①	原 料 供 給 槽	②	圧 力 調 整 槽	③	製 品 コー ルド トラッ プ	④	廃 品 コー ルド トラッ プ	⑤	製 品 回 収 槽	⑥	品 回 収 槽	⑦	バージコー ルド トラッ プ	⑧	バ 一 ジ 回 収 槽	⑨	メインケミカルトラッ プ	⑩	バージケミカルトラッ プ	⑪	バージブスタポンプ	⑫	メインロータリポンプ	⑬	バージロータリポンプ	⑭	コンプレッサシステム	⑮	捕 集 性 能 試 験 装 置	(削除)	ウラン濃縮試験を終了するため削除 (3)-1)-(4)
No.	機器名稱																																	
①	原 料 供 給 槽																																	
②	圧 力 調 整 槽																																	
③	製 品 コー ルド トラッ プ																																	
④	廃 品 コー ルド トラッ プ																																	
⑤	製 品 回 収 槽																																	
⑥	品 回 収 槽																																	
⑦	バージコー ルド トラッ プ																																	
⑧	バ 一 ジ 回 収 槽																																	
⑨	メインケミカルトラッ プ																																	
⑩	バージケミカルトラッ プ																																	
⑪	バージブスタポンプ																																	
⑫	メインロータリポンプ																																	
⑬	バージロータリポンプ																																	
⑭	コンプレッサシステム																																	
⑮	捕 集 性 能 試 験 装 置																																	

変更箇所を_____又は~~□~~で示す。

変更前	変更後	変更の理由
 <p>図-(2)-12 平面図 管理区域図及びUF₆シリシダ配置図</p>	 <p>図-(2)-9 平面図 管理区域図及びUF₆シリシダ配置図</p>	<p>維持管理中の設備・機器の保管場所を追加 (3)-9、(3)-11)</p> <p>記載の適正化を図るため(表記及び図番号の見直し、凡例の名称の変更) (3)-14)</p>

変更箇所を_____又は~~_____~~で示す。

変更前	変更後	変更の理由
<p>図-2)-13 平面図 管理区域図及びUF₆シリンドラ配置図</p>	<p>図-2)-10 平面図 管理区域図及びUF₆シリンドラ配置図</p>	<p>変更箇所を_____又は_____で示す。</p> <p>維持管理中の設備・機器の保管場所を追加 (3)-9)、(3)-11)</p> <p>記載の適正化を図るため(表記及び図番号の見直し、凡例の名称の変更) (3)-14)</p>

変更前	変更後	変更の理由
	 <p>図-(2)-19 貯蔵施設の位置 (OP-1 主棟の 1 階)</p>	<p>記載の適正化を図るため（核物質防護情報に係る図面の見直し、室名称の見直し、図番号の見直し） (3)-14)</p>
	 <p>図-(2)-11 貯蔵施設の位置 (OP-1 主棟の 1 階)</p>	<p>凡例 ：貯蔵施設</p>

変更箇所を_____又は~~_____~~で示す。

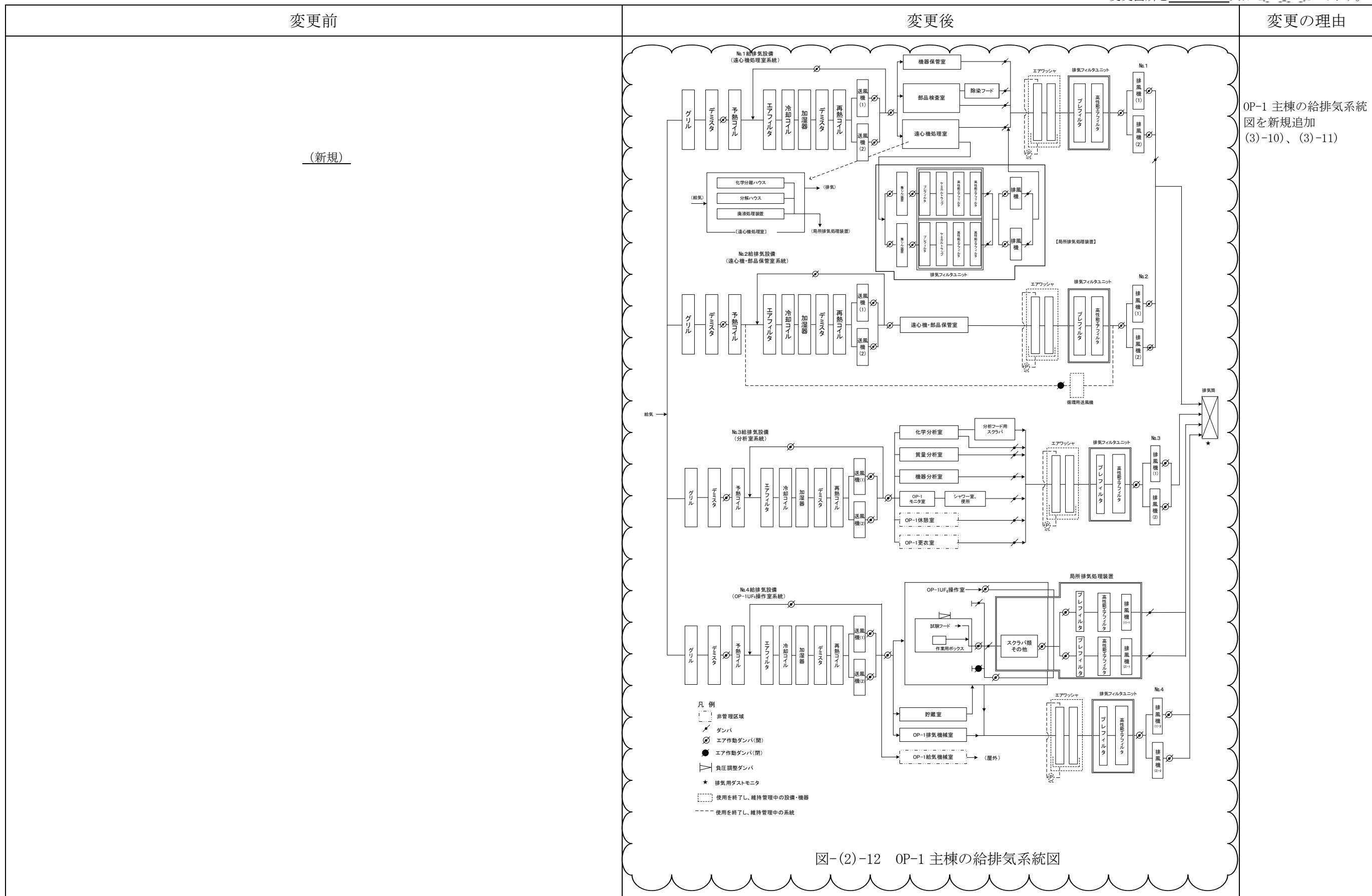
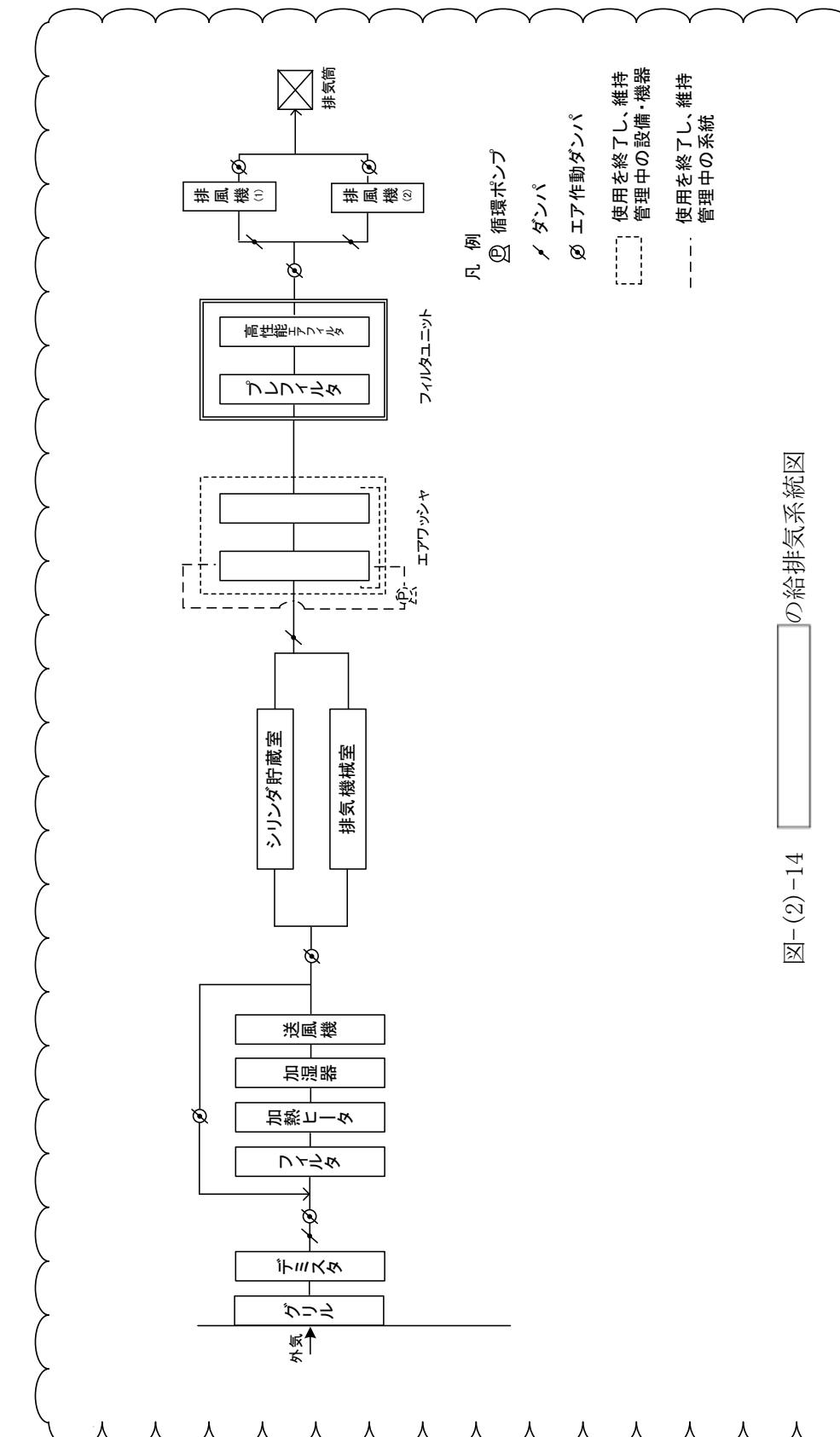


図-(2)-12 OP-1 主棟の給排気系統図

変更箇所を _____ 又は < > で示す。

変更前	変更後	変更の理由
(新規)	<p>図-(2)-13 OP-2 主棟の給排気系統図</p>	OP-2 主棟の給排気系統図を新規追加 (3)-10)、(3)-11)

変更箇所を_____又は~~_____~~で示す。

変更前	変更後	変更の理由
(新規)	 <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 循環ポンプ × ダンパー ◎ エア作動ダンパー <p>■ 使用を終了し、維持 ■ 管理中の設備・機器</p> <p>— 使用を終了し、維持 - - - 管理中の系統</p> <p>図-(2)-14 [REDACTED]の給排気系統図</p>	<p>[REDACTED]の給排気系統図を新規追加(3)-11)</p>

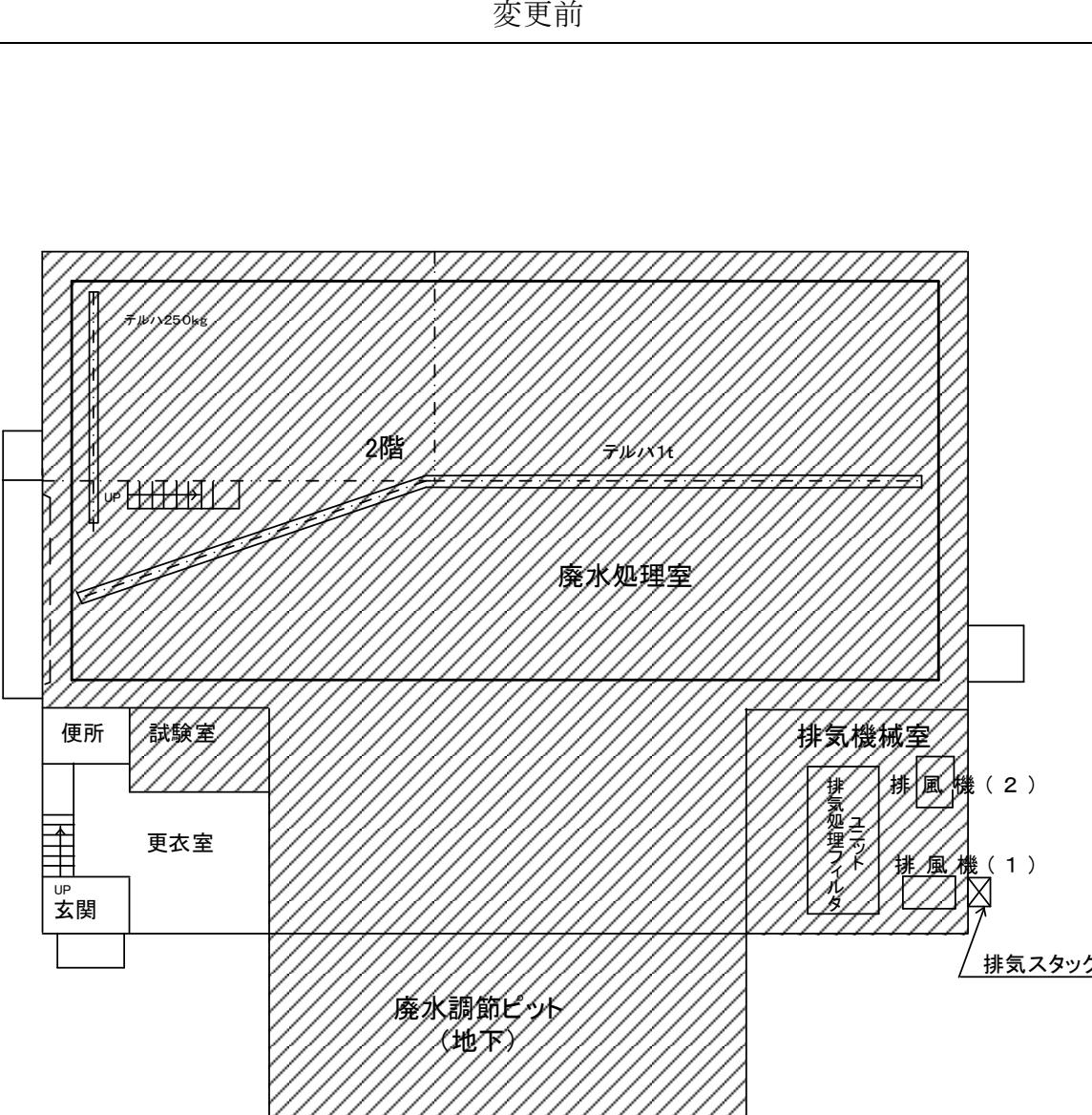
変更箇所を_____又は~~_____~~で示す。

変更前	変更後	変更の理由
(新規)	<p>Diagram illustrating the ventilation system layout:</p> <ul style="list-style-type: none"> Rooms: 洗缶室 (Wash缶室), シリンダ貯蔵室 (Cylinder Storage室), 排気機械室 (Exhaust Machinery室), モニタ室 (Monitor室), 更衣室 (Non-management Area). Central Units: 送風機 (Fan), 加熱ヒータ (Heating Heater), フィルタ (Filter), ティラスタ (Tilastu). Exhaust System: 排風機(1) (Exhaust Fan 1), 排風機(2) (Exhaust Fan 2), 高性能ヒートエクスチル (High Performance Heat Exchanger), フィルタユニット (Filter Unit), 排気筒 (Exhaust Stack). Control: 凡例 (Example) shows symbols for 循環ポンプ (Circulation Pump), タンバ (Tamb), and エア作動ダンパー (Air-actuated Damper). A note indicates the use of these components has ended. <p>図-(2)-15 [] の給排気系統図</p>	<p>[] の給排気系統図を新規追加 (3)-11)</p>

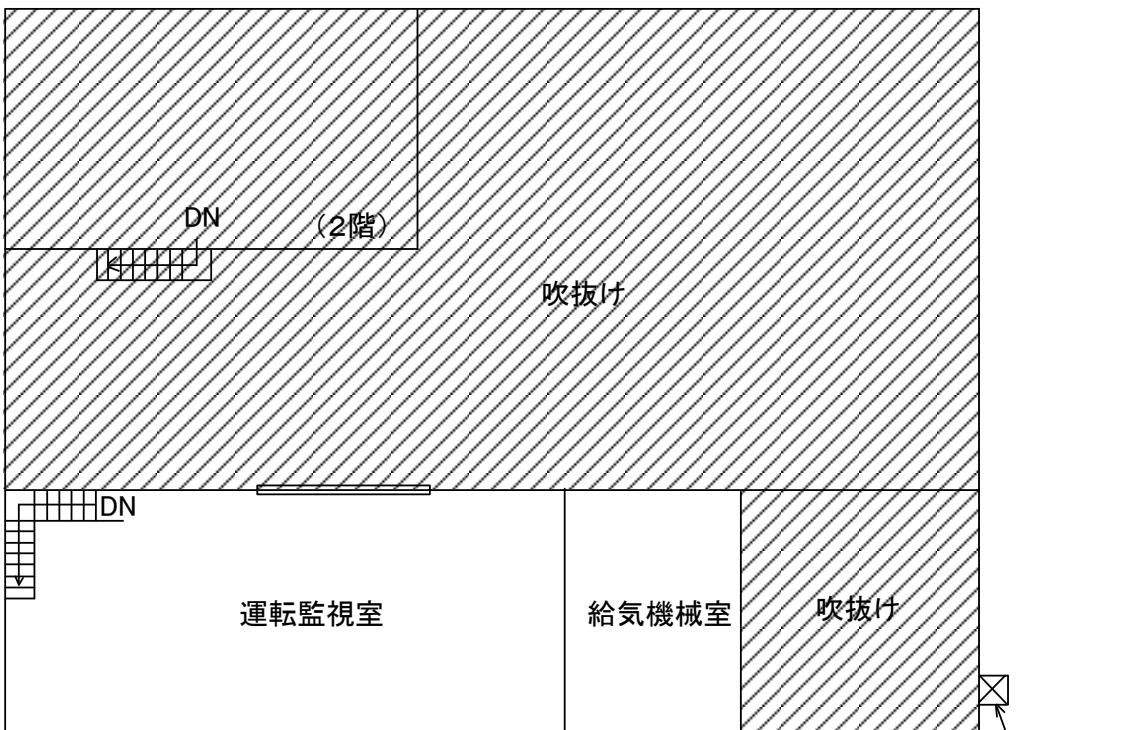
変更箇所を_____又は<→>で示す。

変更前	変更後	変更の理由
(新規)	<p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ダンバ ○ エア作動ダンバ □ 非管理区域 <p>図-(2)-16 廉水処理棟の給排気系統図</p>	廃水処理棟の給排気系統図を新規追加 (3)-11)

変更箇所を_____又は<→>で示す。

変更前	変更後	変更の理由
 <p>図-(2)-14 廃水処理棟 1 階平面図及び管理区域図</p>	<p>(変更なし)</p>	<p>記載の適正化を図るため(図番号の見直し) (3)-14)</p>

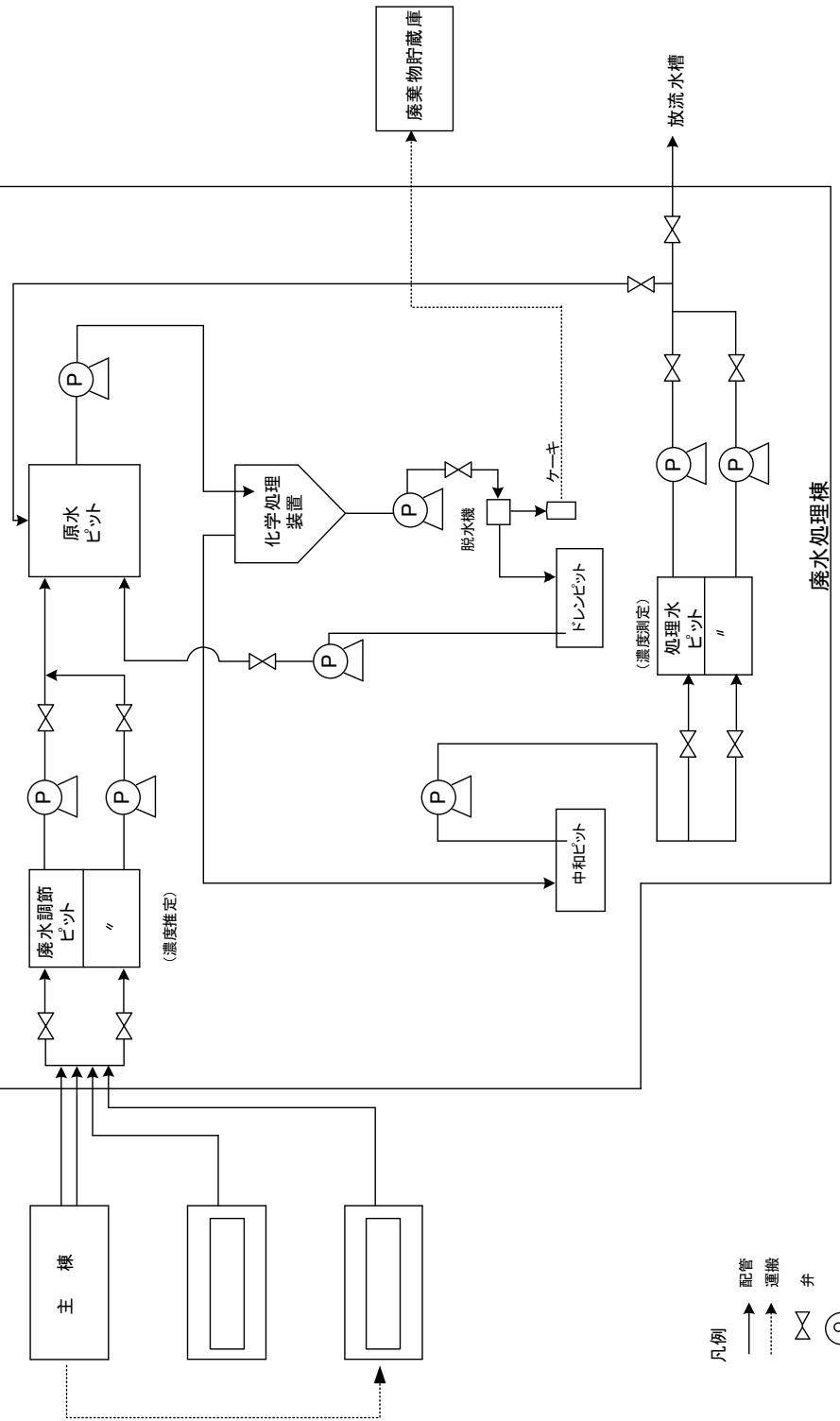
変更箇所を_____又は<→>で示す。

変更前	変更後	変更の理由
 <p>図-(2)-15 廃水処理棟 2 階平面図及び管理区域図</p>	<p>(変更なし)</p>	<p>記載の適正化を図るため(図番号の見直し) (3)-14)</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>図-(2)-16 管理廃水配管図</p>	<p>図-(2)-19 管理廃水配管図</p>	<p>記載の適正化を図るため(ピット名の追加、ピットの系統名を追加、解体・撤去した建屋を削除、表記の見直し、図番号の見直し) (3)-14)</p>

変更箇所を_____又は~~_____~~で示す。

変更前	変更後	変更の理由
<p>図-(2)-17 廃液処理装置フローシート（遠心機処理設備）</p>	<p>図-(2)-20 廃液処理装置フローシート（遠心機処理設備）</p>	<p>変更箇所を_____又は_____で示す。</p> <p>変更箇所を_____又は_____で示す。</p> <p>廃液処理試験を終了したため削除 (3)-2)-(5)</p> <p>記載の適正化を図るため(図番号の見直し) (3)-14)</p>

変更前	変更後	変更の理由
 <p>図-(2)-18 廃水処理フローシート</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 配管 運搬 井 ポンプ <p>(濃度推定)</p> <p>(濃度測定)</p> <p>主棟</p> <p>廃水調節ビット</p> <p>原水ビット</p> <p>化学処理装置</p> <p>脱水機</p> <p>ドレンビット</p> <p>中和ビット</p> <p>處理水ビット</p> <p>放流水槽</p> <p>廃棄物貯蔵庫</p>	<p>(変更なし)</p>	<p>記載の適正化を図るため(図番号の見直し) (3)-14)</p>

変更箇所を_____又は<_____>で示す。

変更前	補正後	変更理由
<p>添付書類－1</p> <p>変更後における核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第53条第2号に規定する使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書（事故に関するものを除く。）</p>	<p>添付書類－1</p> <p>変更後における核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第53条第2号に規定する使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書（事故に関するものを除く。）</p>	

変更箇所を_____又は<_____>で示す。

変更前	変更後	変更の理由
	<p><u>本施設における安全上重要な施設の有無について</u></p> <p><u>本施設の安全上重要な施設の有無については、原子力規制委員会より平成25年12月18日付け原規研発第1311276号にて指示を受け、平成26年12月17日付け26原機（安）101（平成27年1月19日付け26原機（安）106をもって修正）及び平成28年3月31日付け27原機（安）061をもって提出した報告書において、安全機能が喪失したとしても周辺監視区域周辺の公衆に5 mSvを超える被ばくを及ぼすおそれはないことから、安全上重要な施設は特定されないことを報告している。</u></p>	安全上重要な施設の特定に係る報告を明記 (3)-3)

変更前	変更後	変更の理由
<p>1. 閉じ込めの機能</p> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならぬ い。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本施設においてウランを取り扱う区域及び取り扱った機器がある区域はすべて管理区域とし、管理区域の床は、合成樹脂塗布仕上げとする。 気体状の放射性物質は、排気筒に放射性物質濃度を監視する排気筒モニタを設置し、監視しながら排出する。給排気設備の運転時、管理区域は大気及び非管理区域に対して負圧とする。 	<p>1. 閉じ込めの機能</p> <p>第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならぬ い。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本施設においてウランを取り扱う区域及び取り扱った機器がある区域はすべて管理区域とし、管理区域の床は、合成樹脂塗布仕上げとする。 気体状の放射性物質は、排気筒に放射性物質濃度を監視する排気モニタを設置し、監視しながら排出する。 給排気設備の運転時、管理区域は<u>ワンス・スルーで排気することで大気及び非管理区域に対して負圧を維持することにより閉じ込め機能を維持する。</u> <u>遠心機処理室において遠心分離機を部品単位に分解する分解ハウス及び分解した部品から放射性物質を分離する化学分離ハウスは、局所排気処理装置による排気により、遠心機処理室（管理区域）より負圧にする。</u> <u>遠心機処理室又はブレンディング室に設置する汚染拡大防止措置を行ったエリア（以下「グリーンハウス」という。）は、DOP-2 遠心分離機の分解及びDOP-2 要素機の取出しを行うため、仮設局所排気処理装置を経由した建屋排気設備での排気等により、遠心機処理室（管理区域）又はブレンディング室（管理区域）より負圧を維持する。</u> <u>フードは、建屋排気設備に接続して排気することにより室内より負圧にし、開口部の風速を維持する。</u> <u>遠心機・部品保管室において、分離処理試験に供試体として使用する遠心分離機（OP-1A、OP-1B、OP-2）は、接続配管を圧潰して閉止し、保管ラックに保管する。</u> <u>DOP-2 遠心分離機は、開口部に閉止フランジを取り付けで保管する。DOP-2 要素機は、DOP-2 要素機用保管容器に収納して保管する。</u> <u>遠心分離機処理部品のうち、部品表面の放射性物質の密度が「核燃料物質の使用等に関する規則」の「管理区域への立入制限等」に定められた表面密度を確認したものは、放射性物質等による再汚染を防止する措置を施して保管する。</u> <u>遠心分離機処理部品のうち、一部の複雑形状のものは、専用ドラム缶に収納して保管する。</u> <u>使用を終了し、維持管理中の設備・機器は鋼製ドラム缶等に保管する。</u> 	<p>記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)</p> <p>閉じ込め機能の内容を拡充、排気系統の変更 (3)-2)-①、(3)-10)</p> <p>閉じ込め機能の内容を拡充 (3)-2)-①</p>

変更前	変更後	変更の理由
<ul style="list-style-type: none"> 貯蔵室で<u>保管</u>する貯蔵容器は、気密な構造の専用の樹脂製の試料容器、気密な構造の専用の金属製の試料容器、気密な構造の鋼製ドラム缶及び金属製の貯蔵ボックスとする。 重ウラン酸アンモニウム(天然ウラン)及び重ウラン酸アンモニウムを調合したガラス原料を<u>気密な構造の専用の樹脂製の試料容器に封入し、貯蔵する。</u> <u>このため、貯蔵室に重ウラン酸アンモニウムを封入した気密な構造の専用の樹脂製の試料容器を貯蔵する金属製の貯蔵ボックスを設けるほか、重ウラン酸アンモニウムを調合したガラス原料を封入した気密な構造の専用の樹脂製の試料容器を貯蔵する気密な構造の鋼製ドラム缶を設ける。</u> 有機廃液焼却試験装置から回収した酸化ウランを<u>気密な構造の専用の樹脂製の試料容器に封入し、気密な構造の鋼製ドラム缶に貯蔵する。</u> 分析用試料を<u>気密な構造の専用の金属製の試料容器に封入し、気密な構造の鋼製ドラム缶に貯蔵する。</u> 廃棄物の仕掛品置場(1)及び廃棄物の仕掛品置場(2)に保管するカートンボックス、鋼製ドラム缶及び使用済フィルタは、以下の汚染の拡大防止を行う。 <ul style="list-style-type: none"> カートンボックスに収納しないものは、<u>気密な構造の鋼製ドラム缶に収納する。</u> カートンボックスに封入する前に内包するポリエチレン袋で梱包し、<u>金属製容器又は金属製保管庫に収納する。</u> 使用済フィルタは、<u>プラスチックシートで梱包し、金属製保管庫に収納する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 貯蔵室で<u>核燃料物質を貯蔵</u>する貯蔵容器は、気密な構造の専用の樹脂製の試料容器、気密な構造の専用の金属製の試料容器、<u>気密な構造の鋼製ドラム缶及び金属製の貯蔵ボックス</u>とする。 重ウラン酸アンモニウム(天然ウラン)は、<u>気密な構造の専用の樹脂製の試料容器に封入し、貯蔵室の金属製の貯蔵ボックスで貯蔵する。</u> 重ウラン酸アンモニウムを調合したガラス原料は、<u>気密な構造の専用の樹脂製の試料容器に封入し、気密な構造の鋼製ドラム缶で貯蔵室に貯蔵する。</u> 有機廃液焼却試験装置から回収した酸化ウランを<u>気密な構造の専用の樹脂製の試料容器に封入し、気密な構造の鋼製ドラム缶に貯蔵する。</u> 分析用試料を<u>気密な構造の専用の金属製の試料容器に封入し、気密な構造の鋼製ドラム缶に貯蔵する。</u> 廃棄物の仕掛品置場(1)及び廃棄物の仕掛品置場(2)に保管するカートンボックス、鋼製ドラム缶及び使用済フィルタは、以下の汚染の拡大防止を行う。 <ul style="list-style-type: none"> カートンボックスに収納しないものは、<u>気密な構造の鋼製ドラム缶に収納する。</u> カートンボックスに封入する前に内包するポリエチレン袋で梱包し、<u>金属製容器又は金属製保管庫に収納する。</u> 使用済フィルタは、<u>プラスチックシートで梱包し、金属製保管庫に収納する。</u> 	記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)

変更前	変更後	変更の理由
<p><u>1.1 UF₆の圧力が大気圧以下の工程</u></p> <p>(1) <u>UF₆の供給及びウラン濃縮工程</u></p> <p><u>原料 UF₆ (天然ウラン、回収ウラン又は劣化ウラン) を入れた容器 [米国 ANSI 規格 30B シリンダ相 当品 (以下「30B シリンダ」という。)] を、OP-2UF₆操作室の原料供給槽に接続して、UF₆を大気圧 以下 (約 400hPa) で気化し、OP-2 遠心機室内の最大□台の遠心分離機を組み合わせたカスケード設 備へ供給する。原料 UF₆の気体は、カスケード中で製品 UF₆ (濃縮ウラン) と廃品 UF₆ (劣化ウラン) に分離され、それぞれのコールドトラップへ導き、コールドトラップを約-80°Cの低温ラインで冷 却することにより、UF₆を固化し捕集する。</u></p> <p>(2) <u>UF₆の回収工程</u></p> <p><u>コールドトラップに捕集した製品 UF₆及び廃品 UF₆は、約 50°Cの高温ラインにより加熱し、気化 (約 670hPa) した後、製品回収槽及び廃品回収槽に取り付けた 30B シリンダへ移送する。回収槽内では、約 10°Cの冷水による空気の間接冷却で 30B シリンダを冷却し、製品シリンダ及び廃品シリンダ内に UF₆を 固化し回収する。製品シリンダ及び廃品シリンダは、製品回収槽及び廃品回収槽から取り外し、ウラン 貯蔵庫へ搬出し保管する。また、コールドトラップシステムと並列にコンプレッサシステムを設置し、 カスケード設備から出てくる廃品 UF₆を昇圧し、廃品回収槽に取り付けた 30B シリンダへ直接移送し、 固化し回収する。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>ウラン濃縮試験を終了 したため削除 (3)-1)-①</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>2. 遮蔽</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならぬ。</p> <p>・使用施設等における放射線業務従事者の被ばく評価は、放射線業務従事者の作業時間、核燃料物質の最大存在量及び核燃料物質までの距離により評価を行う。</p> <p>管理区域境界に係る線量は、核燃料物質の最大存在量、施設の壁厚及び管理区域までの距離により評価を行い、使用施設等と同一評価点の場合は合算して評価を行う。</p> <p>周辺監視区域境界の線量は、核燃料物質の最大存在量、周辺監視区域までの距離等により評価を行う。</p> <p>核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第8号）（以下「線量告示」という。）に定める「放射線業務従事者の線量限度」、「管理区域における外部放射線に係る線量」及び「周辺監視区域外の線量限度」を超えていないことを確認する。</p> <p>・貯蔵施設において、 及び貯蔵室の巡回、搬出入作業及び秤量作業を行う。</p> <p>放射線業務従事者の被ばく評価（内部・外部）、管理区域境界の被ばく評価（外部）及び周辺監視区域境界の一般公衆の被ばく評価（内部・外部）の詳細を以下に示す。</p>	<p>2. 遮蔽</p> <p>第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。</p> <p>使用施設等における放射線業務従事者の被ばく評価は、放射線業務従事者の作業時間、核燃料物質の最大存在量及び核燃料物質までの距離により評価を行う。</p> <p>管理区域境界に係る線量は、核燃料物質の最大存在量、施設の壁厚及び管理区域までの距離により評価を行い、使用施設等と同一評価点の場合は合算して評価を行う。</p> <p>周辺監視区域境界の線量は、核燃料物質の最大存在量、周辺監視区域までの距離等により評価を行う。</p> <p><u>使用施設等は、</u>核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第8号）（以下「線量告示」という。）に定める「放射線業務従事者の線量限度」、「管理区域における外部放射線に係る線量」及び「周辺監視区域外の線量限度」を超えていないことを確認する。</p> <p>放射線業務従事者の被ばく評価（内部・外部）、管理区域境界の被ばく評価（外部）及び周辺監視区域境界の一般公衆の被ばく評価（内部・外部）の詳細を以下に示す。</p>	記載の適正化を図るために（表記の見直し）(3)-14)
<p>2.1 放射線業務従事者の内部被ばくの評価</p> <p>(1) 使用施設における内部被ばくの評価</p> <p>放射線業務従事者の内部被ばくについては、核燃料物質の装置外への漏えいの管理及び作業環境の負圧管理により防護する。</p> <p>本施設においてウランを取り扱う区域及び取り扱った機器がある区域はすべて管理区域とし、給排気設備の運転時、管理区域は大気及び非管理区域に対して負圧とする。給排気設備を停止する場合は、半面マスク等を着用し入域するため、内部被ばくのおそれはない。</p>	<p>2.1 放射線業務従事者の内部被ばくの評価</p> <p>(1) 使用施設における内部被ばくの評価</p> <p>放射線業務従事者については、以下の対策を行うため内部被ばくのおそれはない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本施設においてウランを取り扱う区域及び取り扱った機器がある区域はすべて管理区域とし、給排気設備の運転時、管理区域はワンス・スルーで排気することで大気及び非管理区域に対して負圧を維持する。給排気設備を停止する場合は、半面マスク等を着用し入域する。 遠心分離機の分離処理試験工程では遠心機処理室より負圧に保たれたハウス内で、グローブポート操作、遠隔操作、全面マスク等の保護具の装着などの汚染の拡大防止を行う。 	記載の適正化を図るために（表記の見直し）(3)-14) 排気系統の変更(3)-10) 記載の適正化を図るために（表記の見直し）(3)-14) 記載の適正化を図るために(2.2 項から記載場所の変更等)(3)-14)

変更前	変更後	変更の理由
<p>また、廃棄物の仕掛品置場に保管するカートンボックス、鋼製ドラム缶及び使用済フィルタは、以下の汚染の拡大防止を行うため、内部被ばくのおそれはない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カートンボックスに収納しないものは、気密な構造の鋼製ドラム缶に収納する。 ・カートンボックスに封入する前に内包するポリエチレン袋で梱包し、金属製容器又は金属製保管庫に収納する。 ・使用済フィルタは、プラスチックシートで梱包し、金属製保管庫に収納する。 <p>(2) 貯蔵施設における放射線業務従事者の内部被ばくの評価</p> <p>貯蔵施設のうち[]の核燃料物質は、30B シリンダ及び 8A シリンダに封入され、貯蔵室の核燃料物質は、気密な構造の専用の樹脂製の試料容器及び気密な構造の専用の金属製の試料容器に入れ、金属製の貯蔵ボックス及び気密な構造の専用の鋼製ドラム缶に封入されているので、核燃料物質による放射線業務従事者への内部被ばくのおそれはない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設から移動した固体状の放射性廃棄物 ドラム缶及び液体状の放射性廃棄物（廃油）ドラム缶（以下「廃棄物等ドラム缶」という。）並びに本施設に保管している核燃料物質によって汚染された物の収納ドラム缶、解体・撤去した物の収納ドラム缶、固体吸着剤収納ドラム缶等（以下「汚染物等収納ドラム缶」という。）の開梱作業、内容物のサンプル調査、詰替え等は、除染フード、排気カート等を使用して周辺の汚染を防ぎ、放射線業務従事者は、内部被ばく防護に適した全面マスク等の保護具を装着して作業を行う。 ・補修作業、解体等は、可能な限り機器を除染してから行い、補修作業、解体等は、フード類、排気カートを使用して周辺の汚染を防ぎ、放射線業務従事者は、補修作業等における内部被ばく防護に適した全面マスク等の保護具を装着して行う。 ・廃棄物の仕掛品置場に保管するカートンボックス、鋼製ドラム缶及び使用済フィルタは、以下の汚染の拡大防止を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・カートンボックスに収納しないものは、気密な構造の鋼製ドラム缶に収納する。 ・カートンボックスに封入する前に内包するポリエチレン袋で梱包し、金属製容器又は金属製保管庫に収納する。 ・使用済フィルタは、プラスチックシートで梱包し、金属製保管庫に収納する。 <p>(2) 貯蔵施設における放射線業務従事者の内部被ばくの評価</p> <p>貯蔵施設のうち[]の核燃料物質は、30B シリンダ及び 8A シリンダに封入し、貯蔵室の核燃料物質は、気密な構造の専用の樹脂製の試料容器及び気密な構造の専用の金属製の試料容器に入れ、金属製の貯蔵ボックス及び気密な構造の専用の鋼製ドラム缶に封入しているので、核燃料物質による放射線業務従事者への内部被ばくのおそれはない。</p> 	<p>記載の適正化を図るため(2.2 項から記載場所の変更等) (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため (表記の見直し) (3)-14)</p>

変更箇所を_____又は~~_____~~で示す。

変更前	変更後	変更の理由
<p><u>2.2 内部被ばくの管理</u></p> <p><u>管理区域のうち六フッ化ウラン（以下「UF₆」という。）を保有する装置内の圧力が常時大気圧以下で、UF₆が装置外へ漏れ出る可能性がない区域は、区域内温度調節の効率化のため、区域内空気を高性能エアフィルタ通過後に循環する。万一、漏れを検出した場合は、ワンス・スルーに自動切替えとなる。</u></p> <p><u>(1) UF₆の圧力が大気圧以下の工程</u></p> <p><u>① UF₆の供給及びウラン濃縮工程</u></p> <p><u>原料 UF₆（天然ウラン、回収ウラン又は劣化ウラン）を入れた容器〔米国 ANSI 規格 30B シリンダ相当品（以下「30B シリンダ」という。）〕を、OP-2UF₆操作室内的原料供給槽に接続して、UF₆を大気圧以下（約 400hPa）で気化し、OP-2 遠心機室内の最大□台の遠心分離機を組み合わせたカスケード設備へ供給する。原料 UF₆の気体は、カスケード中で製品 UF₆（濃縮ウラン）と廃品 UF₆（劣化ウラン）に分離され、それぞれのコールドトラップへ導き、コールドトラップを約-80°Cの低温ブラインで冷却することにより、UF₆を固化し捕集する。</u></p> <p><u>② UF₆の回収工程</u></p> <p><u>コールドトラップに捕集した製品 UF₆及び廃品 UF₆は、約 50°Cの高温ブラインにより加熱し、気化（約 670hPa）した後、製品回収槽及び廃品回収槽に取り付けた 30B シリンダへ移送する。回収槽内では、約 10°Cの冷水による空気の間接冷却で 30B シリンダを冷却し、製品シリンド及び廃品シリンド内に UF₆を固化し回収する。製品シリンド及び廃品シリンドは、製品回収槽及び廃品回収槽から取り外し、ウラン貯蔵庫へ搬出し保管する。また、コールドトラップシステムと並列にコンプレッサシステムを設置し、カスケード設備から出てくる廃品 UF₆を昇圧し、廃品回収槽に取り付けた 30B シリンダへ直接移送し、固化し回収する。</u></p> <p><u>この操作中、UF₆の圧力は常時大気圧以下であり、UF₆は厳密な気密試験を行った金属製容器、各装置及び配管内で大気と接触しない状態で取り扱われる。したがって、平常作業状態では UF₆の漏えいによる放射線業務従事者の内部被ばくの可能性はない。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	ウラン濃縮試験を終了したため削除 (3)-1)-①

変更前	変更後	変更の理由
<p>(2) 遠心分離機の分離処理試験工程</p> <p>① 遠心分離機の分解</p> <p>遠心分離機は、各分解ユニットを用いて部品単位に分解する。これらの操作は、遠心機処理室より負圧に保たれた分解ハウス内で行い、グローブポート操作、遠隔操作等にて行うため、放射線業務従事者の内部被ばくの可能性はない。</p> <p>DOP-2 要素機は分解ハウス内にて化学分離処理設備に格納可能な寸法に切断し、分解する。これらの作業で放射線業務従事者は、管理区域内専用の全面マスク等を装着して行うため、放射線業務従事者の内部被ばくの可能性はない。</p> <p>② 遠心分離機部品の化学分離処理</p> <p>遠心分離機部品のうち、放射性物質の分離が可能な部品を超音波浸漬装置等の化学分離処理設備にて部品表面の放射性物質を分離する。これらの操作は、遠心機処理室より負圧に保たれた化学分離ハウス内で、遠隔操作等にて行うため、放射線業務従事者の内部被ばくの可能性はない。</p>	<p>(削除)</p>	記載の適正化を図るため(2.1 項に記載場所を変更)(3)-14)
<p>(3) 廃棄物等の調査</p> <p>廃棄物処理施設に保管している固体状の放射性廃棄物ドラム缶及び液体状の放射性廃棄物(廃油)ドラム缶(以下「廃棄物等ドラム缶」という。)並びに本施設に保管している核燃料物質によって汚染された物の収納ドラム缶、解体撤去した物の収納ドラム缶、固体吸着剤収納ドラム缶等(以下「汚染物等収納ドラム缶」という。)の開梱作業、内容物のサンプル調査、詰替え等を行う場合、放射線業務従事者は、除染フード、排気カート等を使用して周辺の汚染を防ぎ、全面マスク等の保護具を装着して作業を行う。</p>		記載の適正化を図るため(2.1 項に記載場所を変更)(3)-14)
<p>(4) 機器補修時</p> <p>ウラン濃縮設備の補修のため遠心分離機等の機器類を取り外す場合、操作上、機器あるいは配管の着脱が必要な場合、UF₆のサンプル採取の場合、遠心分離機の分解点検を行う場合等は、取り外す部分を事前に真空引きし、窒素ガスバージ操作によりUF₆を取り除き、排気カートによって取り外し部の周囲を吸引する。また、放射線業務従事者は、管理区域内専用の半面マスク(粉じん用)を装着してから取り外し作業を行う。</p>		記載の適正化を図るため(2.1 項に記載場所を変更)(3)-14)

変更前	変更後	変更の理由
<p>補修作業等は、可能な限り機器を除染してから行う。除染作業は、フード類、排気カートを使用して周辺の汚染を防ぎ、放射線業務従事者は、半面マスク（粉じん用）を装着して行う。</p> <p>遠心機処理設備の分解ハウス内及び化学分離ハウス内機器の補修作業を行う場合、放射線業務従事者は、全面マスク等を装着して行う。</p> <p>これらの防護措置によって、放射線業務従事者の放射性物質の吸入摂取は考えられない。</p> <p>したがって、機器の補修時における放射線業務従事者の内部被ばくの可能性はない。</p> <p>また、管理区域内の空気中の放射性物質の濃度、空間の線量率等の測定を定期的に行い、管理する。</p>	(削除)	記載の適正化を図るため(2.1項に記載場所を変更等) (3)-14)
<p>(5) 機器の解体作業</p> <p>機器の解体作業を行う場合、機器の解体部分を事前に真空排気し、その後窒素ガスバージ操作によりごくわずかに残存する UF₆を取り除く。解体作業を実施する際には、解体エリアをフード類等により隔離するとともに、排気カート等を使用して周辺の汚染対策を施し、放射線業務従事者は、全面マスク等の保護具を装着して作業を行う。</p>		記載の適正化を図るため(2.1項に記載場所を変更等) (3)-14)
<p>(6) 管理区域内の空気の循環</p> <p>本施設における管理区域内各室の換気系統は、以下の区域に大別される。</p> <p>① 分析室系統、OP-1 UF₆操作室系統及び遠心機処理室系統（遠心機処理室系統の分解ハウス、化学分離ハウス等を除く。）</p> <p>室内にある装置内のウランは少量であるが、作業時間中常に放射線業務従事者が在室するため、ワシス・スルーで換気する。</p> <p>② OP-2UF₆操作室系統及びブレンディング室系統（精製フード等を除く）</p> <p>室内にある装置内の UF₆蒸気圧が常に大気圧以下であり、点検等の作業での在室時間が短いため、給気量の一部を高性能エアフィルタ通過後に当該室内に循環する。</p> <p>給気量の循環率は、ブレンディング室（フードを除く）が 65%、OP-2UF₆操作室は 75% で行う。</p>		記載の適正化を図るため(基本的な内容を閉じ込め機能に記載場所を変更等) (3)-14)

変更前	変更後	変更の理由
<p><u>③ ブレンディング室系統（精製フード等）</u></p> <p><u>室内にある装置内の UF₆蒸気圧が大気圧を超えることがあるが、放射線業務従事者が在室し、作業する時間が短い区域で、②の区域内にあり、②から空気を取り入れて排気する。</u></p>	(削除)	記載の適正化を図るため(基本的な内容を閉じ込め機能に記載場所を変更等) (3)-14)
<p><u>④ 遠心機処理室系統（分解ハウス、化学分離ハウス等）</u></p> <p><u>室内で放射性物質により汚染された遠心分離機を取り扱うが、機器の点検を除き、通常、放射線業務従事者が在室しない区域で、①の区域内にあり、①から空気を取り入れて排気する。</u></p>		記載の適正化を図るため(基本的な内容を閉じ込め機能に記載場所を変更等) (3)-14)
<p><u>⑤ 遠心機・部品保管室系統</u></p> <p><u>室内にある装置内の UF₆蒸気圧が常に大気圧以下であり、点検等の作業での在室時間が短いため、給気量の一部を高性能エアフィルタ通過後に当該室内に循環する。</u></p> <p><u>循環率は、給気量の 50% で行う。</u></p>		排気系統の変更により削除 (3)-10)
<p><u>⑥ OP-2 遠心機室系統</u></p> <p><u>室内にある装置内の UF₆蒸気圧が常に大気圧以下であり、点検等の作業での在室時間が短いため、給気量の一部を高性能エアフィルタ通過後に当該室内に循環する。</u></p> <p><u>循環率は、給気量の 75% で行う。</u></p>		排気系統の変更により削除 (3)-10)

変更前	変更後	変更の理由
<p>2.3 放射線業務従事者の外部被ばくの評価</p> <p>(1) 使用施設における放射線業務従事者の外部被ばくの評価</p> <p><u>本施設で使用する核燃料物質による外部被ばくについては、ウランを比較的多量に扱う OP-2UF₆操作室、部品検査室、遠心機処理室、ウラン貯蔵庫等以外は問題ないと考える。したがって、OP-2UF₆操作室で放射線業務従事者が行うシリンドラの搬入・搬出、シリンドラ槽でのシリンドラの取付け・取外し作業、核燃料物質により汚染した金属の取扱い作業、遠心機処理室で放射線作業従事者が行う OP-1A 遠心分離機、OP-1B 遠心分離機及び OP-2 遠心分離機並びに DOP-2 要素機の分解・化学分離処理作業、OP-1UF₆操作室、OP-2UF₆操作室、ブレンディング室、部品検査室等で放射線業務従事者が行う廃棄物等ドラム缶及び汚染物等収納ドラム缶のウラン量及び濃縮度の測定、開梱作業、内容物のサンプル調査、詰替え等（以下「内容物調査等」という。）及び機器の解体作業並びにウラン貯蔵庫で放射線業務従事者が行うシリンドラの搬入・搬出、定期的巡回及び洗缶作業について外部被ばくを評価し、各作業の合計値が線量告示以下であることを確認する。</u></p> <p>なお、廃棄物の仕掛品置場に係る放射線業務従事者の線量率は、上記の外部被ばく評価の結果に影響を与えるものではない。</p> <p><u>UF₆を充てんした 30B シリンドラの表面の線量率とシリンドラから離れた位置における空間の線量率の計算値を表-2-1 に示す。</u></p> <p><u>ここで使用した計算コードは、崩壊計算コード ORIGEN-2/82(modify 86)、一次元輸送計算コード ANISN 及び点減衰核積分法コード QAD である。なお、ビルドアップ期間は天然ウラン及び天然ウランを濃縮度 5 % に濃縮したものについては 1 年とし、回収ウランを濃縮度 4% に濃縮したものについては 2 年とした。</u></p>	<p>2.3 放射線業務従事者の外部被ばくの評価</p> <p>(1) 使用施設における放射線業務従事者の外部被ばくの評価</p> <p><u>使用施設における核燃料物質による外部被ばくは、以下の作業を評価する。</u></p> <p><u>① 遠心機処理室での分解・化学分離処理作業</u></p> <p><u>② 廃棄物等ドラム缶及び汚染物等収納ドラム缶のウラン量及び濃縮度の測定、開梱作業、内容物のサンプル調査、詰替え等（以下「内容物調査等」という。）</u></p> <p><u>③ 機器の解体・撤去作業</u></p> <p>なお、廃棄物の仕掛品置場に係る放射線業務従事者の線量率は、上記の外部被ばく評価の結果に影響を与えるものではない。</p> <p><u>使用施設における放射線業務従事者の外部被ばくの評価の詳細を以下に示す。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>ウラン濃縮試験を終了したため削除 (3)-1)-① 記載の適正化を図るために（使用施設における放射線業務従事者の外部被ばくの評価の見直し） (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るために（表記の見直し） (3)-14) 記載の適正化を図るために（記載場所を(2)貯蔵施設における放射線業務従事者の外部被ばくの評価に変更） (3)-14)</p>

変更前	変更後	変更の理由																										
<p>また、遠心機処理設備の分離処理試験に係る外部被ばく評価については、DOP-2 要素機がウラン濃縮原型 プラントで使用された回収ウラン系の濃縮度 5 %製品ウランが 10 年経過したもの、OP-1A 遠心分離機、OP- 1B 遠心分離機及び OP-2 遠心分離機が 25 年経過した天然系 4% 製品ウランと 10 年経過した回収ウラン系 4% 製品ウランを 4 : 1 の割合で混合したものを使用して行う。</p> <p>表-2-1 シリンダの空間の線量率（単位：$\mu\text{Sv}/\text{h}$）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">シリンド</th> <th colspan="2">空間の線量率</th> <th colspan="3">計算値 *</th> </tr> <tr> <th>表面</th> <th>0.5m</th> <th>1.0m</th> <th>(1)</th> <th>(1)</th> <th>(1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30B シリンダ (1 本)</td> <td>天然ウラン 濃縮ウラン</td> <td>二 天然ウランを濃縮度 5 %に 濃縮したもの</td> <td>14.3 14.6</td> <td>5.3 5.4</td> <td>3.3 3.5</td> <td>(1) (1) (1)</td> </tr> <tr> <td>ウラン 貯蔵庫 配列中</td> <td>天然ウラン (30B シリンダ) 濃縮ウラン (30B シリンダ)</td> <td>2段積配列の中心 回収ウランを濃縮度 4 %に 濃縮したもの(6 本の中心)</td> <td>25.1 (2) 331</td> <td></td> <td></td> <td>(2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) ANISN コードによる (2) QAD コードによる</p> <p>放射線業務従事者が、UF_6 を充てんした 30B シリンダの搬入・搬出及び秤量等を行う場合、1.0 m以内に接近して行う作業及び 1.0 m以上離れて行う作業がある。しかし、1.0 m以内に接近して行う作業は、平均すると 0.5 m以上離れており、0.5 m以内に接近するのは、極めて短時間である。</p> <p>したがって、被ばく評価に当たっては、1.0 m以内に接近して行う作業では、0.5 mとし、1.0 m以上離れて行う作業は 1.0 mとする。</p> <p>外部被ばく評価に用いるシリンダの空間の線量率を表-2-2 に示す。なお、劣化ウランについては天然ウランと同等とみなせることから天然ウランを用いる。</p> <p>また、天然ウランを濃縮度 5% 以下に濃縮した 30B シリンダ 1 段配列の被ばく評価は、安全を考慮して天然ウラン 2 段積配列の計算値を用いる。</p> <p>濃縮工学施設における核燃料物質の年間使用量及び取り扱う 30B シリンダの種類は表-2-3 に示すとおりとする。なお、30B シリンダのウラン充てん量は最大で 1,540kgU とする。</p>	シリンド	空間の線量率		計算値 *			表面	0.5m	1.0m	(1)	(1)	(1)	30B シリンダ (1 本)	天然ウラン 濃縮ウラン	二 天然ウランを濃縮度 5 %に 濃縮したもの	14.3 14.6	5.3 5.4	3.3 3.5	(1) (1) (1)	ウラン 貯蔵庫 配列中	天然ウラン (30B シリンダ) 濃縮ウラン (30B シリンダ)	2段積配列の中心 回収ウランを濃縮度 4 %に 濃縮したもの(6 本の中心)	25.1 (2) 331			(2)	(削除)	記載の適正化を図るため(記載場所を(2)貯蔵施設における放射線業務従事者の外部被ばくの評価に変更)(3)-14)
シリンド		空間の線量率		計算値 *																								
	表面	0.5m	1.0m	(1)	(1)	(1)																						
30B シリンダ (1 本)	天然ウラン 濃縮ウラン	二 天然ウランを濃縮度 5 %に 濃縮したもの	14.3 14.6	5.3 5.4	3.3 3.5	(1) (1) (1)																						
ウラン 貯蔵庫 配列中	天然ウラン (30B シリンダ) 濃縮ウラン (30B シリンダ)	2段積配列の中心 回収ウランを濃縮度 4 %に 濃縮したもの(6 本の中心)	25.1 (2) 331			(2)																						

変更箇所を_____又は~~_____~~で示す。

変更前				変更後	変更の理由																									
<u>表-2-2 外部被ばくの評価に用いるシリンドラの空間の線量率（単位：$\mu\text{Sv}/\text{h}$）</u>				(削除)	記載の適正化を図るため(表-2-1と重複するため削除) (3)-14)																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">搬出入、計量をするときの空間の線量率</th> <th rowspan="2">配列中で作業するときの空間の線量率</th> </tr> <tr> <th>0.5m</th> <th>1.0m</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"><u>天然ウラン</u></td><td><u>6</u></td><td><u>4</u></td><td><u>26</u></td></tr> <tr> <td rowspan="2"><u>30Bシリンドラ</u></td><td><u>濃縮ウラン</u></td><td><u>6</u></td><td><u>4</u></td><td><u>26</u></td></tr> <tr> <td><u>回収ウランを濃縮度4%以下に濃縮したもの</u></td><td><u>—</u></td><td><u>—</u></td><td><u>331</u></td></tr> <tr> <td colspan="2"><u>劣化ウラン</u></td><td><u>6</u></td><td><u>4</u></td><td><u>26</u></td></tr> </tbody> </table>				種類		搬出入、計量をするときの空間の線量率		配列中で作業するときの空間の線量率	0.5m	1.0m	<u>天然ウラン</u>		<u>6</u>	<u>4</u>	<u>26</u>	<u>30Bシリンドラ</u>	<u>濃縮ウラン</u>	<u>6</u>	<u>4</u>	<u>26</u>	<u>回収ウランを濃縮度4%以下に濃縮したもの</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>331</u>	<u>劣化ウラン</u>		<u>6</u>	<u>4</u>	<u>26</u>	
種類		搬出入、計量をするときの空間の線量率				配列中で作業するときの空間の線量率																								
		0.5m	1.0m																											
<u>天然ウラン</u>		<u>6</u>	<u>4</u>	<u>26</u>																										
<u>30Bシリンドラ</u>	<u>濃縮ウラン</u>	<u>6</u>	<u>4</u>	<u>26</u>																										
	<u>回収ウランを濃縮度4%以下に濃縮したもの</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>331</u>																										
<u>劣化ウラン</u>		<u>6</u>	<u>4</u>	<u>26</u>																										
<u>表-2-3 核燃料物質の年間使用量</u>					記載の適正化を図るため(被ばく評価に利用しないため削除) (3)-14)																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>数量(kgU)</th> <th>取り扱う30Bシリンドラの種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>天然ウラン</u></td><td><u>65,000</u></td><td rowspan="3"><u>30Bシリンドラ</u> <u>(1,540 kgU)</u></td></tr> <tr> <td><u>濃縮ウラン</u></td><td><u>13,900</u></td></tr> <tr> <td><u>劣化ウラン</u></td><td><u>51,100</u></td></tr> </tbody> </table>				種類	数量(kgU)	取り扱う30Bシリンドラの種類	<u>天然ウラン</u>	<u>65,000</u>	<u>30Bシリンドラ</u> <u>(1,540 kgU)</u>	<u>濃縮ウラン</u>	<u>13,900</u>	<u>劣化ウラン</u>	<u>51,100</u>																	
種類	数量(kgU)	取り扱う30Bシリンドラの種類																												
<u>天然ウラン</u>	<u>65,000</u>	<u>30Bシリンドラ</u> <u>(1,540 kgU)</u>																												
<u>濃縮ウラン</u>	<u>13,900</u>																													
<u>劣化ウラン</u>	<u>51,100</u>																													

変更前	変更後	変更の理由
<p><u>① OP-2UF₆操作室の作業</u></p> <p><u>OP-2UF₆操作室における放射線業務従事者の外部被ばくの評価の対象となる作業は、次のとおりである。</u></p> <p><u>①-1 30Bシリンドラの搬入・搬出及びシリンドラ槽での30Bシリンドラの取付け・取外し作業</u></p> <p><u>トラックで運搬してくる30Bシリンドラは、トラックヤードの天井クレーンを使用して運搬台車上に降ろした後、原料供給槽まで運搬し槽内の接続配管に接続する。</u></p> <p><u>一方、カスケード設備で分離した濃縮ウラン、劣化ウランを充てんした製品シリンドラ及び廃品シリンドラは、それぞれの製品槽及び廃品槽の接続配管から取り外し、上記と逆の手順で搬出する。</u></p> <p><u>①-2 機器の巡視</u></p> <p><u>OP-2UF₆操作室の機器の異常は、中央操作室で監視する。</u></p> <p><u>①-3 放射線管理作業</u></p> <p><u>安全管理課員が、管理区域内の空気、30Bシリンドラ、建物の床・壁、機器、30Bシリンドラ搬出時における30Bシリンドラ表面の汚染の有無の測定等を行う。</u></p> <p><u>これらの作業のうち、①-2 機器の巡視、及び①-3 放射線管理作業は、①-1 30Bシリンドラの搬入・搬出及びシリンドラ槽での30Bシリンドラの取付け・取外し作業に比べて作業量が少ないので、OP-2UF₆操作室については、作業①-1を対象に外部被ばくの評価を行う。</u></p> <p><u>30Bシリンドラの搬入及び搬出に要する時間は、実績からそれぞれ1本当たり20分(1.0m以内に接近して行う作業時間5分、1.0m以上離れて行う作業時間15分)、シリンドラ槽での30Bシリンドラの取付け及び取外し作業に要する時間を、それぞれ30分とする。</u></p> <p><u>② 遠心機処理室の作業</u></p> <p><u>遠心機処理室における分離処理試験に関して放射線業務従事者の外部被ばく評価の対象となる主な作業は、次のとおりである。</u></p> <p><u>②-1 遠心分離機の分解作業</u></p> <p><u>分解ハウス内に遠心分離機を搬入し、分解ユニットを用いて分解する。この際、遠心分離機内部に残留する放射性物質は、真空クリーナで吸引回収する。</u></p> <p><u>②-2 機器の巡視</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>ウラン濃縮の終了に伴う変更 (3)-1)-(1)</p>
	<p><u>① 遠心機処理室での分解・化学分離処理作業における放射線業務従事者の被ばく評価</u></p> <p><u>1) 遠心機処理室の作業</u></p> <p><u>遠心機処理室における分離処理試験に関して放射線業務従事者の外部被ばく評価の対象となる主な作業は、次のとおりである。</u></p> <p><u>a) 遠心分離機の分解作業</u></p> <p><u>分解ハウス内に遠心分離機を搬入し、分解ユニットを用いて分解する。この際、遠心分離機内部に残留する放射性物質は、真空クリーナで吸引回収する。</u></p> <p><u>b) 機器の巡視</u></p>	<p>記載の適正化を図るため（表記及び番号の見直し） (3)-14)</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>遠心機処理設備の運転に際して、1日1回巡視する。</p> <p><u>②-3 放射線管理作業</u></p> <p>安全管理課員が、OP-2UF₆操作室と同様、室内の空気、床、機器等の汚染の測定等を行う。</p> <p><u>これらの作業のうち、②-2 機器の巡視及び②-3 放射線管理作業は、②-1 遠心分離機の分解作業に比べて作業量が少ないので、遠心機処理室においては作業②-1を対象に外部被ばくを評価する。</u></p> <p>遠心分離機の分解作業に要する時間は、分解ユニットあたり平均1時間として評価する。評価方法は、遠心機処理設備で取り扱う全ての遠心分離機について、分解ユニットに近接する真空クリーナ内に年間最大試験台数に相当するウラン量の推定放射性物質量が回収されている状態で、同じ放射線業務従事者が分解作業を行うものとし、真空クリーナからの距離0.5mで行う遠心分離機部品に分解・引抜き治具を取付ける作業（作業時間10分）と1.0m以上離れて行うその他の分解作業（作業時間50分）について評価する。</p> <p>DOP-2要素機は推定放射性物質量が4.8kgUであり距離0.5mで2.4μSv/h、距離1.0mで0.88μSv/hである。</p> <p>OP-1A遠心分離機、OP-1B遠心分離機及びOP-2遠心分離機では推定放射性物質量が8kgUであり距離0.5mで0.87μSv/h、距離1.0mで0.32μSv/hである。</p>	<p>遠心機処理設備の運転に際して、1日1回巡視する。</p> <p>c) 放射線管理作業</p> <p>安全管理課員が、OP-2UF₆操作室と同様、室内の空気、床、機器等の汚染の測定等を行う。</p> <p><u>2) 放射線業務従事者の被ばく評価の対象とする作業の選定</u></p> <p><u>1)の作業のうち、b)機器の巡視及びc)放射線管理作業は、a)遠心分離機の分解作業に比べて作業量が少ないので、遠心機処理室においてはa)遠心分離機の分解作業を対象に外部被ばくを評価する。</u></p> <p><u>3) 放射線業務従事者の被ばく評価条件</u></p> <p>遠心分離機の分解作業に要する時間は、分解ユニットあたり平均1時間として評価する。評価方法は、遠心機処理設備で取り扱う全ての遠心分離機について、分解ユニットに近接する真空クリーナ内に年間最大試験台数に相当するウラン量の推定放射性物質量が回収されている状態で、同じ放射線業務従事者が分解作業を行うものとし、真空クリーナからの距離0.5mで行う遠心分離機部品に分解・引抜き治具を取付ける作業（作業時間10分）と1.0m以上離れて行うその他の分解作業（作業時間50分）について評価する。</p> <p>DOP-2要素機の推定放射性物質量(4.8kgU)における線量率は、距離0.5mで2.4μSv/h、距離1.0mで0.88μSv/hである。</p> <p>OP-1A遠心分離機、OP-1B遠心分離機及びOP-2遠心分離機の推定放射性物質量(8kgU)における線量率は、距離0.5mで0.87μSv/h、距離1.0mで0.32μSv/hである。</p> <p><u>4) 放射線業務従事者の被ばく評価の結果</u></p> <p>a) DOP-2要素機の分解作業</p> <p>0.5m作業 : 2.4μSv/h × 0.167 h/回 × 10回/年 = 4.0 μSv/年</p> <p>1.0m作業 : 0.88μSv/h × 0.833 h/回 × 10回/年 = 7.33 μSv/年</p> <p>b) OP-1A遠心分離機、OP-1B遠心分離機及びOP-2遠心分離機の分解作業</p> <p>0.5m作業 : 0.87μSv/h × 0.167 h/回 × 1,000回/年 = 145.0 μSv/年</p> <p>1.0m作業 : 0.32μSv/h × 0.833 h/回 × 1,000回/年 = 266.67 μSv/年</p>	<p>記載の適正化を図るため（表記及び番号の見直し） (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため（表記及び番号の見直し） (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため（表記の見直し） (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため（表記の見直し） (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため（表記の見直し） (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため（表記の見直し） (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため（放射線業務従事者の被ばく評価の結果を追加） (3)-14)</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>③ 廃棄物等ドラム缶及び汚染物等収納ドラム缶の内容物調査等</p> <p>③-1 内容物調査等 放射線業務従事者が行う廃棄物等ドラム缶及び汚染物等収納ドラム缶の内容物調査等は、ウラン量及び濃縮度の測定、開梱作業、内容物のサンプル調査、詰替え等を行う。</p> <p>③-2 放射線管理作業 安全管理課員が、管理区域内の空気、建物の床・壁、廃棄物等ドラム缶及び汚染物等収納ドラム缶の汚染の測定等を行う。</p> <p>これらの作業のうち、③-2 放射線管理作業は、③-1 内容物調査等に比べて作業量が少ないので、<u>作業③-1を対象に外部被ばくの評価を行う。</u></p> <p>廃棄物等ドラム缶及び汚染物等収納ドラム缶の内容物調査等において、放射線業務従事者の外部被ばくによる線量評価については、廃棄物等ドラム缶の表面線量率の最大 $10 \mu \text{Sv}/\text{h}$ (廃棄物処理施設で取り扱う廃棄物の表面線量率) で評価する。</p> <p>内容物調査等に要する時間は、実績から平均 2 時間として評価する。</p>	<p>② 廃棄物等ドラム缶及び汚染物等収納ドラム缶の内容物調査等における放射線業務従事者の被ばく評価</p> <p>1) 廃棄物等ドラム缶及び汚染物等収納ドラム缶の内容物調査等の作業</p> <p>a) 内容物調査等 廃棄物等ドラム缶及び汚染物等収納ドラム缶の内容物調査等では、放射線業務従事者は、ウラン量及び濃縮度の測定、開梱作業、内容物のサンプル調査、詰替え等を行う。</p> <p>b) 放射線管理作業 安全管理課員が、管理区域内の空気、建物の床・壁、廃棄物等ドラム缶及び汚染物等収納ドラム缶の汚染の測定等を行う。</p> <p>2) 放射線業務従事者の被ばく評価の対象とする作業の選定 1)の作業のうち、b) 放射線管理作業は、a) 内容物調査等に比べて作業量が少ないので、a) 内容物調査等を対象に外部被ばくを評価する。</p> <p>3) 放射線業務従事者の被ばく評価条件 廃棄物等ドラム缶及び汚染物等収納ドラム缶の内容物調査等において、放射線業務従事者の外部被ばくによる線量評価については、廃棄物処理施設で取り扱う廃棄物等ドラム缶の最大表面線量率である $10 \mu \text{Sv}/\text{h}$ とする。</p> <p>内容物調査等に要する時間は、実績から平均 2 時間、年間の就業日数を 250 日とする。</p> <p>4) 放射線業務従事者の被ばく評価の結果 $10 \mu \text{Sv}/\text{h} \times 2 \text{ h}/\text{日} \times 250 \text{ 日}/\text{年} = 5,000.0 \mu \text{Sv}/\text{年}$</p>	<p>記載の適正化を図るため（表記の見直し）(3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため（番号及び表記の見直し）(3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため（番号の見直し）(3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため（表記及び番号の見直し）(3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため（表記及び番号の見直し）(3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため（放射線従事者の被ばく評価結果を追加）(3)-14)</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p><u>④ 機器の解体作業</u></p> <p>機器の解体作業は、主に機器の運搬、切断、収納作業及び汚染測定である。</p> <p>解体物の運搬は、施設内に設置しているクレーン、運搬台車等の運搬機器を用い、切断作業は、防塵カッター、プラズマ溶断器等を用いて切断する。</p> <p>また、収納作業は、細かく切断した機器を容器に収納することから、放射線業務従事者が、機器に密着することはないが、直接解体物を取り扱うことになる。汚染測定は、解体作業場所の空気、床・壁、機器等の汚染の有無の測定を行う。</p> <p>機器の解体作業において、放射線業務従事者の外部被ばくによる線量評価については、解体機器の表面を実測した表面線量率の最大 $0.9 \mu\text{Sv}/\text{時間}$ を用いて評価する。</p> <p>解体作業に要する時間は、実績から 6 時間／日、年間の就業日数 250 日として評価する。</p> <p>$0.9 \mu\text{Sv}/\text{時間} \times 6 \text{ 時間}/\text{日} \times 250 \text{ 日}/\text{年} = 1350 \mu\text{Sv}/\text{年}$</p>	<p><u>③ 機器の解体・撤去作業における放射線業務従事者の被ばく評価</u></p> <p><u>1) 機器の解体・撤去作業</u></p> <p>機器の解体・撤去作業は、主に機器の運搬、切断、収納作業及び汚染測定である。</p> <p>解体物の運搬は、施設内に設置しているクレーン、運搬台車等の運搬機器を用い、切断作業は、防塵カッター、プラズマ溶断器等を用いて切断する。</p> <p>また、収納作業は、細かく切断した機器を容器に収納することから、放射線業務従事者が、機器に密着することはないが、直接解体物を取り扱うことになる。汚染測定は、解体作業場所の空気、床・壁、機器等の汚染の有無の測定を行う。</p> <p><u>2) 放射線業務従事者の被ばく評価条件</u></p> <p>機器の解体・撤去作業において、放射線業務従事者の外部被ばくによる線量評価については、解体機器の表面を実測した表面線量率の最大 $0.9 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を用いる。</p> <p>解体・撤去作業に要する時間は、実績から 6 時間/日、年間の就業日数を 250 日とする。</p> <p><u>3) 放射線業務従事者の被ばく評価の結果</u></p> <p>$0.9 \mu\text{Sv}/\text{h} \times 6 \text{ h}/\text{日} \times 250 \text{ 日}/\text{年} = 1,350 \mu\text{Sv}/\text{年}$</p>	記載の適正化を図るため（表記及び番号の見直し） (3)-14)
<p>(2) 貯蔵施設における放射線業務従事者の外部被ばくの評価</p> <p><u>① ウラン貯蔵庫の作業</u></p> <p>ウラン貯蔵庫は、[] (30B シリンダ貯蔵能力 219 本) 及び[] (30B シリンダ貯蔵能力 440 本) から成る。[]は、原料シリンドラ（天然ウラン又は回収ウラン）、廃品シリンドラ（劣化ウラン）、製品シリンドラ（濃縮ウラン）を 1 段積法で貯蔵し、[]は、原料シリンドラ（天然ウラン）、廃品シリンドラを 2 段積法で貯蔵する。</p> <p>放射線業務従事者がウラン貯蔵庫において外部被ばく評価の対象となる主な作業は、次のとおりである。</p> <p><u>①-1 30B シリンダの搬入・搬出作業</u></p> <p><u>30B シリンダの搬入・搬出作業は、原料シリンドラの受入れ、OP-2UF₆処理設備及びブレンディング設備への原料シリンドラの払出し、これらで処理された製品 UF₆、廃品 UF₆ 等の受入れである。取り扱うシリンドラは、30B シリンダである。トラックで運搬されてくる 30B シリンダは、トラックヤードのテルハ又は天</u></p>	<p>(2) 貯蔵施設における放射線業務従事者の外部被ばくの評価</p> <p><u>① []における放射線業務従事者の外部被ばくの評価</u></p> <p>ウラン貯蔵庫は、[] (30B シリンダ貯蔵能力 219 本) 及び[] (30B シリンダ貯蔵能力 440 本) から成る。[]は、原料シリンドラ（天然ウラン又は回収ウラン）、廃品シリンドラ（劣化ウラン）、製品シリンドラ（濃縮ウラン）を 1 段積法で貯蔵し、[]は、原料シリンドラ（天然ウラン）、廃品シリンドラを 2 段積法で貯蔵する。</p> <p>放射線業務従事者がウラン貯蔵庫において外部被ばく評価の対象となる主な作業は、次のとおりである。</p> <p><u>(削除)</u></p>	記載の適正化を図るため（表記の見直し） (3)-14)
		ウラン濃縮の終了に伴い削除 (3)-1)-①

変更前	変更後	変更の理由
<p><u>井走行クレーンを使用して運搬台車上に降ろし、ウラン貯蔵庫内に搬入する。</u></p> <p><u>次に、天井走行クレーンで秤量機まで運搬して秤量した後、再び天井走行クレーンによって所定の貯蔵位置まで運搬する。30Bシリンドラを搬出する場合は、上記と逆の手順により行う。</u></p> <p><u>①-2 定期的巡回</u></p> <p>定期的にウラン貯蔵庫内を<u>巡回</u>し、30Bシリンドラの異常の有無、UF₆の漏れの有無、査察用封印の異常の有無等を目視により点検する。</p> <p><u>①-3 洗缶作業</u></p> <p>真空排気処理後の30Bシリンドラ(UF₆ 1kg以下)の洗浄、乾燥、耐圧気密試験等の作業を行う。また、主棟内の機器、配管等の補修、交換、撤去に伴う除染水及び分析廃水の一部の処理を行う。</p> <p><u>①-4 放射線管理作業</u></p> <p>安全管理課員が、管理区域内の空気、30Bシリンドラ、建物の床・壁、機器、30Bシリンドラ搬出時における30Bシリンドラ表面の汚染の有無の測定等を行う。</p> <p><u>これらの作業のうち、①-4 放射線管理作業は、①-1 30Bシリンドラの搬入・搬出作業、①-2 定期的巡回、①-3 洗缶作業と比較して作業頻度及び作業量は少ないので、ウラン貯蔵庫については、作業①-1、①-2 及び①-3 を対象に外部被ばくの評価を行う。</u></p> <p><u>原料シリンドラは、外部からの受入れと OP-2UF₆処理設備、ブレンディング設備への払出しについて評価し、製品及び廃品シリンドラは、OP-2UF₆処理設備、ブレンディング設備からの受入れのみとして評価する。</u></p> <p><u>30Bシリンドラ(1,540 kgU)の搬入又は搬出及び秤量の作業に要する時間は、実績から1本当たり25分(1.0 m以内に接近して行う作業時間5分、1.0 m以上離れて行う作業時間15分、配列中で作業する時間5分)として評価する。</u></p> <p><u>ウラン貯蔵庫の定期的巡回は、1週間に1回、年間26回とし1回当たりの所要時間は実績から1時間とし、放射線業務従事者は2名が隔週ごとに交替して行う。</u></p> <p><u>放射線業務従事者が巡回時に外部被ばく評価の対象となるのは、30Bシリンドラがすでに配列されているところで作業する場合である。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>a) <u>巡回作業</u></p> <p>定期的にウラン貯蔵庫内を<u>巡回</u>し、30Bシリンドラの異常の有無、UF₆の漏れの有無、査察用封印の異常の有無等を目視により点検する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>b) <u>放射線管理作業</u></p> <p>安全管理課員が、管理区域内の空気、30Bシリンドラ、建物の床・壁、機器、30Bシリンドラ搬出時における30Bシリンドラ表面の汚染の有無の測定等を行う。</p> <p><u>2) 放射線業務従事者の被ばく評価の対象とする作業の選定</u></p> <p><u>1)の作業のうち、b) 放射線管理作業は、a) 巡視作業と比較して作業頻度及び作業量は少ないので、ウラン貯蔵庫については、a) 巡視作業を対象に外部被ばくの評価を行う。</u></p> <p><u>3) 放射線業務従事者の被ばく評価条件の設定</u></p> <p>a) <u>巡回作業</u></p> <p><u>[] の巡回は、1日に1回、年間250回とする。</u></p> <p><u>[] の巡回時間は、実績から20分とする。</u></p> <p><u>[] の巡回に係る放射線業務従事者の被ばく評価は、天然ウランを濃縮度5%に濃縮したシリンドラと、回収ウランを濃縮度4%に濃縮したシリンドラを図-2-1に示すように配列した条件とする。</u></p>	<p>ウラン濃縮の終了に伴い削除 (3)-1)-(1)</p> <p>記載の適正化を図るため（表記及び番号の見直し） (3)-14)</p> <p>洗缶作業の終了に伴い削除 (3)-9)</p> <p>記載の適正化を図るため（番号の見直し） (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため（表記及び番号の見直し） (3)-14)</p> <p>ウラン濃縮の終了に伴い削除 (3)-1)-(1)</p> <p>ウラン濃縮の終了に伴う被ばく評価の見直し (IAEAが行う検認等の被ばく評価を追加) (3)-1)-(1)</p> <p>記載の適正化を図るため(2.3項から記載場所を変更及びシリンドラ取扱いの終了に伴う見直し (3)-14)</p>

変更前	変更後	変更の理由
	<p>[] の巡視時間は、実績から 40 分とする。</p> <p>[] の巡視に係る放射線業務従事者の被ばく評価は、天然ウランを図-2-1 に示すように配列した条件とする。</p> <p>また、実績から放射線業務従事者は 4 名が交替して行うため、被ばく評価条件における年間の巡視日数は 63 日 (250 日/4 人) とする。</p> <p>ウラン貯蔵庫の巡視における線量率は、以下の条件で求めた表-2-1 の数値を用いる。</p> <p>計算コードは、崩壊計算コード ORIGEN-2/82(modify 86) 及び点減衰核積分法コード QAD である。なお、ビルドアップ期間は天然ウラン及び天然ウランを濃縮度 5%に濃縮したものについては 20 年とし、回収ウランを濃縮度 4%に濃縮したものについては 30 年とする。</p>	記載の適正化を図るために(2.3 項から記載場所を変更及びシリンド取扱いの終了に伴う見直し) (3)-14)
<p>空シリンドの年間取扱回数は週 2 本行ったと仮定して、年間 104 回である。また、洗缶作業に要する時間は、実績から 1 本当たり 1 時間である。1 年の空シリンドに接近し操作している時のシリンドからの距離は 0.5m 以上であるので、評価に使用する空間の線量は、安全裕度を加味して $6 \mu\text{Sv/h}$ (天然ウランを充てんした 30B シリンダから 0.5m の距離の空間の線量を採用する。) とする。</p>	<p>(削除)</p> <p>4) 放射線業務従事者の被ばく評価の結果</p> <p>a) 巡視作業</p> <p>[] の巡視は、以下の計算により $1,674.1 \mu\text{Sv/年}$ となる。</p> $79.8 \mu\text{Sv/h} \times 0.333\text{h/日} \times 63 \text{日/年} = 1,674.1 \mu\text{Sv/年}$ <p>[] の巡視は、以下の計算により $815.2 \mu\text{Sv/年}$ となる。</p> $19.4 \mu\text{Sv/h} \times 0.667\text{h/日} \times 63 \text{日/年} = 815.2 \mu\text{Sv/年}$	洗缶作業の終了に伴う見直し (3)-9)
		記載の適正化を図るために(放射線従事者の被ばく評価結果を追加) (3)-14)

変更前	変更後	変更の理由
<p>② 貯蔵室における作業</p> <p>放射線業務従事者が貯蔵室において外部被ばく評価の対象となる主な作業である貯蔵室の巡視及び搬出入作業について、放射線業務従事者の外部被ばくを評価する。</p> <p>a) 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 貯蔵室に分析用試料の天然ウラン、劣化ウラン及び濃縮ウランを濃縮度 5%以下の天然系濃縮ウラン (UF_6) として最大 84 kg U を収納した鋼製ドラム缶最大 7 本を貯蔵し、有機廃液焼却試験で回収した酸化ウラン(天然ウラン、劣化ウラン及び濃縮ウラン)を濃縮度 5%以下の天然系濃縮ウラン (U_3O_8) として最大 5 kg U を収納した鋼製ドラム缶最大 1 本を貯蔵し、重ウラン酸アンモニウムを精製した天然ウラン $[(NH_4)_2U_2O_7]$ として最大 1.2 kg U を収納した専用の試料容器最大 1 本を貯蔵する。 固体 UF_6 の密度は、5.16 g/cm³ (10°C) とし、固体 U_3O_8 の密度は、8.38 g/cm³ とし、固体 $(NH_4)_2U_2O_7$ の密度は、1.0 g/cm³ とする。 貯蔵室の巡視時の評価は、放射線業務従事者と評価対象物との距離を 0.5 m とし、1 日あたりの作業時間は実績から最大 10 分、1 日に 1 回、週 5 日、年間 50 週とする。 貯蔵室の搬出入作業(払出し、受入れ)時の放射線業務従事者と評価対象物との距離を 0.5 m とし、1 回あたりの作業時間は実績から最大 0.5 時間、1 日に 2 回、週 5 日、年間 50 週とする。 貯蔵室から対象の核燃料物質を化学分析室、機器分析室、質量分析室及び OP-1UF₆操作室の試験フードに払出して秤量し、作業終了後、秤量して貯蔵室に受入れる。 	<p>② 貯蔵室における作業における放射線業務従事者の外部被ばくの評価</p> <p>1) 貯蔵室における作業</p> <p>放射線業務従事者が貯蔵室において外部被ばく評価の対象となる主な作業は、貯蔵室の巡視及び搬出入作業である。</p> <p>貯蔵室には、以下の核燃料物質をドラム缶等の容器で貯蔵する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 分析用試料に用いる UF_6 (天然ウラン、劣化ウラン及び濃縮ウラン (天然ウラン系濃縮度 5%以下)) を最大 84 kg を収納した鋼製ドラム缶を最大 7 本 有機廃液焼却試験で回収した酸化ウラン (U_3O_8) (天然ウラン、劣化ウラン及び濃縮ウラン (天然ウラン系濃縮度 5%以下) を最大 5 kg U を収納した鋼製ドラム缶最大 1 本 重ウラン酸アンモニウムを精製した天然ウラン $[(NH_4)_2U_2O_7]$ として最大 1.2 kg U を収納した専用の試料容器最大 1 本 <p>2) 放射線業務従事者の被ばく評価条件の設定</p> <p>a) ウラン組成及びウラン量</p> <ul style="list-style-type: none"> 最大 84 kg の六フッ化ウラン (UF_6) を収納した鋼製ドラム缶 (7 本) は濃縮ウランとする。 最大 5 kg U の酸化ウラン (U_3O_8) を収納した鋼製ドラム缶 (1 本) は濃縮ウランとする。 最大 1.2 kg U の重ウラン酸アンモニウム $[(NH_4)_2U_2O_7]$ を精製し収納した専用の試料容器 (1 本) は天然ウランとする。 <ul style="list-style-type: none"> 固体 UF_6 の密度は、5.16 g/cm³ (10°C) とし、固体 U_3O_8 の密度は、8.38 g/cm³ とし、固体 $(NH_4)_2U_2O_7$ の密度は、1.0 g/cm³ とする。 <p>b) 相互間距離及び年間作業時間</p> <ul style="list-style-type: none"> 貯蔵室の巡視時の評価は、放射線業務従事者と評価対象物との距離を 0.5 m とし、1 日あたりの作業時間は実績から最大 10 分、1 日に 1 回、週 5 日、年間 50 週とする。 貯蔵室の搬出入作業(払出し、受入れ)時の放射線業務従事者と評価対象物との距離を 0.5 m とし、1 回あたりの作業時間は実績から最大 0.5 時間、1 日に 2 回、週 5 日、年間 50 週とする。 貯蔵室から対象の核燃料物質を化学分析室、機器分析室、質量分析室及び OP-1UF₆操作室の試験フードに払出して秤量し、作業終了後、秤量して貯蔵室に受入れる。 	<p>記載の適正化を図るため (表記の見直し) (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため (表 2-2 に基づく放射線業務従事者の被ばく評価の詳細化及び記載の適正化) (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため (表 2-2 に基づく放射線業務従事者の被ばく評価の詳細化及び記載の適正化) (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため (表記の見直し) (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため (表記の見直し) (3)-14)</p>

変更前	変更後	変更の理由
<ul style="list-style-type: none"> ・秤量作業時の放射線業務従事者と評価対象物との距離を 0.5m とし、1 回あたりの作業時間は実績から最大 0.5 時間、年間 20 回とする。 ・各濃縮度の区分に応じたウランに対し ORIGEN2.2 により 18 群のエネルギースペクトルを算出し、線源強度とする。 ・直接線の線量計算は、点減衰積分コード QAD-CGGP2R を用いる。 ・放射線業務従事者の線量評価計算モデルを図-2-1 に、評価点位置図を図-2-4 に示す。 ・実効線量への換算に当っては、換算係数を用いる。[文献(1)参照] <p>b) 評価結果</p> <p>貯蔵室における線量評価結果は、$6.8 \times 10^{-1} \mu\text{Sv}/\text{h}$ となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯蔵室の巡視時の放射線業務従事者の被ばく線量は、 $6.8 \times 10^{-1} \mu\text{Sv}/\text{h} \times 10/60 \text{ h}/\text{日} \times 5 \text{ 日}/\text{週} \times 50 \text{ 週}/\text{年} = 28.33 \mu\text{Sv}/\text{年} \approx 2.8 \times 10^{-2} \text{ mSv}/\text{年}$ ・貯蔵室の搬出入作業時の放射線業務従事者の被ばく線量は、 $6.8 \times 10^{-1} \mu\text{Sv}/\text{h} \times 0.5 \text{ h}/\text{回} \times 2 \text{ 回}/\text{日} \times 5 \text{ 日}/\text{週} \times 50 \text{ 週}/\text{年} = 170 \mu\text{Sv}/\text{年} \approx 1.7 \times 10^{-1} \text{ mSv}/\text{年}$ ・貯蔵室の秤量作業時の放射線業務従事者の被ばくの線量は、 $6.8 \times 10^{-1} \mu\text{Sv}/\text{h} \times 0.5 \text{ h}/\text{回} \times 20 \text{ 回}/\text{年} = 6.8 \mu\text{Sv}/\text{年} \approx 6.8 \times 10^{-3} \text{ mSv}/\text{年}$ ・a) 項に示す作業条件に基づき放射線業務従事者の 1 年間の実効線量を評価すると、巡視時と搬出入作業時と秤量作業時の放射線業務従事者の被ばく線量を合算して、$2.0 \times 10^{-1} \text{ mSv}/\text{年}$ となる。 $\underline{2.8 \times 10^{-2} \text{ mSv}/\text{年}} + \underline{1.7 \times 10^{-1} \text{ mSv}/\text{年}} + \underline{6.8 \times 10^{-3} \text{ mSv}/\text{年}}$ $= \underline{2.048 \times 10^{-1} \text{ mSv}/\text{年}} \approx \underline{2.0 \times 10^{-1} \text{ mSv}/\text{年}}$ ・a) 項に示す作業条件に基づき放射線業務従事者の 1 週間の実効線量を評価すると、巡視時の放射線業務従事者の被ばくの線量と搬出入作業時の放射線業務従事者の被ばくの線量と秤量作業時の放射線業務従事者の被ばくの線量を合算して、$1.1 \times 10^{-2} \text{ mSv}/\text{週}$ となり、電離放射線障害防止規則による施設等における線量の限度 (1 mSv/週) を下回る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・秤量作業時の放射線業務従事者と評価対象物との距離を 0.5m とし、1 回あたりの作業時間は実績から最大 0.5 時間、年間 20 回とする。 c) 核燃料物質を収納した鋼製ドラム缶及び専用の試料容器の実効線量の考え方 ・各濃縮度の区分に応じたウランに対し ORIGEN2.2 により 18 群のエネルギースペクトルを算出し、線源強度とする。 ・直接線の線量計算は、点減衰積分コード QAD-CGGP2R を用いる。 ・放射線業務従事者の線量評価計算モデルを図-2-2 に、評価点位置図を図-2-5 に示す。 ・実効線量への換算に当っては、換算係数を用いる。[文献(1)参照] <p>上記の考え方により算出した鋼製ドラム缶及び専用の試料容器の実効線量率は、$6.8 \times 10^{-1} \mu\text{Sv}/\text{h}$ となる。</p> <p>3) 放射線業務従事者の被ばく評価の結果</p> <p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯蔵室の巡視時の放射線業務従事者の被ばく線量： ・貯蔵室の搬出入作業時の放射線業務従事者の被ばく線量： ・貯蔵室の秤量作業時の放射線業務従事者の被ばくの線量： ・a) 項に示す作業条件に基づき放射線業務従事者の 1 年間の実効線量は、巡視時と搬出入作業時と秤量作業時の放射線業務従事者の被ばく線量を合算して、$2.1 \times 10^{-1} \text{ mSv}/\text{年}$ となる。 $\underline{2.833 \times 10^{-2} \text{ mSv}/\text{年}} + \underline{1.7 \times 10^{-1} \text{ mSv}/\text{年}} + \underline{6.8 \times 10^{-3} \text{ mSv}/\text{年}}$ $= \underline{2.051 \times 10^{-1} \text{ mSv}/\text{年}} \approx \underline{2.1 \times 10^{-1} \text{ mSv}/\text{年}}$ <p>(削除)</p>	<p>記載の適正化を図るため (表記の見直し) (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため (表記の見直し) (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため (表記の見直し) (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため (表記の見直し) (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため (電離放射線障害防止規則に関する評価の削除) (3)-14)</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>(6.8×10⁻¹ μ Sv/h×10/60 h/日×5 日/週) + (6.8×10⁻¹ μ Sv/h×0.5 h/回×2 回/日×5 日/週) + (6.8×10⁻¹ μ Sv/h×0.5 h/回×20 回/週) = 10.77 μ Sv/週 ≈ 1.1×10⁻² mSv/週</p> <p>(3) 外部放射線に係る実効線量の評価のまとめ</p> <p>放射線業務従事者の OP-1UF₆操作室、OP-2UF₆操作室、ブレンディング室、部品検査室、遠心機処理室、ウラン貯蔵庫等の作業に伴う1年間の外部放射線に係る実効線量は、表-2-4に示すとおりとなる。</p> <p>なお、通常 OP-1UF₆操作室、OP-2UF₆操作室、ブレンディング室、部品検査室、遠心機処理室等における作業、ウラン貯蔵庫における作業又は貯蔵室における作業は、それぞれ独立であり、上記作業を同一の放射線業務従事者が重複して行うことはない。</p> <p>したがって、OP-1UF₆操作室、OP-2UF₆操作室、ブレンディング室、部品検査室、遠心機処理室等の作業に伴う1年間の外部放射線に係る実効線量は、8.32 mSv/年となり、ウラン貯蔵庫の作業に伴う1年間の外部放射線に係る実効線量は、4.45 mSv/年となり、貯蔵室の作業に伴う1年間の外部放射線に係る実効線量は、0.20 mSv/年となり、線量告示による放射線業務従事者の線量限度（50 mSv/年及び100 mSv/5年）を下回る。</p> <p>また、核燃料物質を使用する場所は、OP-2UF₆操作室及びウラン貯蔵庫のほか、OP-2 遠心機室、分析室等があるが、使用量が極めて少ないので、外部放射線に係る実効線量は極めて小さい。</p> <p>機器の除染、補修作業を行う場合は、直接機器を取り扱うが、この時の残存核燃料物質量は数 mg であり、外部放射線に係る実効線量は問題ない。</p>	<p>(3) 外部放射線に係る実効線量の評価のまとめ</p> <p>(1) 使用施設における作業、ウラン貯蔵庫における作業、貯蔵室における放射線業務従事者の1年間の外部放射線に係る実効線量を表-2-4に示す。</p> <p>なお、通常、(1) 使用施設における作業、ウラン貯蔵庫における作業、貯蔵室における作業は、それぞれ独立であり、上記作業を同一の放射線業務従事者が重複して行うことはない。</p> <p>したがって、(1) 使用施設における作業に伴う1年間の外部放射線に係る実効線量は、6.78 mSv/年（約33.9 mSv/5年）であり、ウラン貯蔵庫の作業に伴う1年間の外部放射線に係る実効線量は、2.49 mSv/年（約12.5 mSv/5年）であり、貯蔵室の作業に伴う1年間の外部放射線に係る実効線量は、0.21 mSv/年（約1.0 mSv/5年）であり、線量告示による放射線業務従事者の線量限度（50 mSv/年及び100 mSv/5年）を下回る。</p> <p>また、核燃料物質を使用する場所は他に分析室等があるが、使用量が極めて少ないため外部放射線に係る実効線量は極めて小さい。</p> <p>機器の除染、補修作業を行う場合は、直接機器を取り扱うが、この時の残存核燃料物質量は数 mg であり、外部放射線に係る実効線量は極めて小さい。</p>	<p>記載の適正化を図るため（表記の見直し） (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため（表記の見直し） (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため（表記の見直し） (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため（表記の見直し） (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため（表記の見直し） (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため（表記の見直し） (3)-14)</p>

変更箇所を_____又は~~_____~~で示す。

変更前						変更後						変更の理由
設備	作業内容	年間取扱回数	取扱条件		外部放射線に係る実効線量(μSv/年)	合計(mSv/年)						
			距離(m)	時間(h)					外部放射線に係る実効線量(μSv/年)	合計(mSv/年)		
OP-2UF ₆ 操作室	シリンド搬入 搬出 取付け 取り外し	92回 (原料 46回 廃品 36回 製品 10回)	0.5 <u>7/12</u>	414	8.32	8.32	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	6.78	記載の適正化を図るため(表番号の見直し) (3)-14)
遠心機処理室	遠心分離機分解作業	1,010回	0.5 <u>1/6</u>	550								ウラン濃縮試験を終了に伴う線量評価の見直し (3)-1)-①
OP-1UF ₆ 操作室 OP-2UF ₆ 操作室 ブレンディング室 部品検査室等	廃棄物等ドラム缶及び汚染物等収納ドラム缶の内容物調査等	250回	0.0 <u>2</u>	5,000			遠心機処理室	遠心分離機分解作業	1,010回	0.5 <u>0.167</u>	149.0	記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)
OP-1UF ₆ 操作室 ブレンディング室 部品検査室等	機器の解体作業	250回	0.0 <u>6</u>	1,350						1.0 <u>0.833</u>	274.0	記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)
ウラン貯蔵庫	シリンド搬入 搬出 取付け 取り外し	138回 (原料 92回 廃品 36回 製品 10回)	配列中 <u>1/12</u>	506	4.45	4.45	ウラン貯蔵庫	機器の解体・撤去作業	250回	0.0 <u>2.0</u>	5,000.0	記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)
	定期的巡視	26回	配列中 <u>2/3</u>	3,320						0.0 <u>6.0</u>	1,350.0	記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)
	洗缶作業	104回	0.5 <u>1</u>	624						ウラン濃縮試験を終了に伴う線量評価の見直し (3)-1)-①		
貯蔵室	巡視	250	0.5	28			巡視	250回	0.167 2,489.3	2,489.3	2.49	記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)
	搬出入作業	500		170								記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-9)
	秤量作業	20		7								洗缶作業の終了に伴う放射線業務従事者の線量評価の見直し (3)-9)
	秤量作業	20	0.5	6.8			貯蔵室	250回 500回 20回	0.167 0.5 0.5	28.3 170.0 6.8	0.21	記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)

変更前	変更後	変更の理由
<p>2.4 放射線管理</p> <p>(1) <u>解体撤去しドラム缶に収納した機器類及び使用を終了した設備・機器の保管管理</u></p> <p>解体撤去しドラム缶等に収納した機器類及び使用を終了した設備・機器について、ドラム缶等の収納容器及び設備・機器の健全性を巡視等で確認するとともに、<u>保管場所の汚染の有無をエアスニッファ、スマヤ法等によるモニタリングで定期的に確認する。</u></p>	<p>2.4 放射線管理</p> <p>(1) <u>管理区域の管理</u></p> <p><u>管理区域の空気中の放射性物質の濃度、床等の汚染の有無をエアスニッファ、スマヤ法等によるモニタリングで定期的に確認し、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下「線量限度等を定める告示」という。）に定められた線量限度を超えないように管理する。</u></p> <p><u>解体・撤去しドラム缶等に収納した機器類及び使用を終了した設備・機器について、ドラム缶等の収納容器及び設備・機器の健全性を巡視等で確認する。</u></p>	記載の適正化を図るため（表記の見直し） (3)-14)
<p>(2) 放射線業務従事者の被ばく管理</p> <p>外部被ばく線量は、熱蛍光線量計を放射線業務従事者に着用させ、3か月に1回（女子は1か月に1回）の頻度で交換し測定する。また、このほか必要に応じてポケット線量計等によって外部被ばくによる線量を測定する。内部被ばく線量は、空気中の放射性物質濃度の定期的な測定に基づき、3か月に1回（女子は1か月に1回）の頻度で算出する。更に必要に応じて、尿中のウラン濃度の測定を年1回以上行う。</p>	<p>(2) 放射線業務従事者の被ばく管理</p> <p>外部被ばく線量は、熱蛍光線量計を放射線業務従事者に着用させ、3か月に1回（女子は1か月に1回）の頻度で交換し測定する。また、このほか必要に応じてポケット線量計等によって外部被ばくによる線量を測定する。内部被ばく線量は、空気中の放射性物質濃度の定期的な測定に基づき、3か月に1回（女子は1か月に1回）の頻度で算出する。更に必要に応じて、尿中のウラン濃度の測定を年1回以上行う。</p>	
<p>2.5 管理区域境界の線量の評価</p> <p>(1) 使用施設（OP-1UF₆操作室）における管理区域境界の線量の評価</p> <p>1) 解体撤去した機器類を収納したドラム缶等の保管</p> <p>a) 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・線源から最近接距離となる管理区域境界位置を設定し、管理区域境界壁の外側位置における線量率を評価する。複数の線源がある場合には、原則として各線源から管理区域境界までの距離、壁厚、保管量等を考慮した評価対象の管理区域境界を設定して評価する。 ・OP-1UF₆操作室では、解体撤去した機器類を収納したドラム缶等を最大60本保管する。 ・線源とする解体撤去した機器類を収納したドラム缶等内のウラン量は、最大表面線量率0.2 μSv/h（実測値）に相当する濃縮度5%以下の回収系濃縮ウラン量として最大160 gU/本とする。 ・線源から管理区域境界までの距離を3.0 mとする。 ・遮蔽計算上考慮する構造物としての壁等による放射線の低減効果を考慮しない。 	<p>2.5 管理区域境界の線量の評価</p> <p>(1) 使用施設（OP-1UF₆操作室）における管理区域境界の線量の評価</p> <p>1) <u>解体・撤去した機器類を収納したドラム缶等の保管</u></p> <p>a) <u>評価条件</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・線源から最近接距離となる管理区域境界位置を設定し、管理区域境界壁の外側位置における線量率を評価する。複数の線源がある場合には、原則として各線源から管理区域境界までの距離、壁厚、保管量等を考慮した評価対象の管理区域境界を設定して評価する。 ・OP-1UF₆操作室では、<u>解体・撤去した機器類を収納したドラム缶等を最大60本保管する。</u> ・線源とする解体・撤去した機器類を収納したドラム缶等内のウラン量は、最大表面線量率0.2 μSv/h（実測値）に相当する濃縮度5%以下の回収系濃縮ウラン量として最大160 gU/本とする。 ・線源から管理区域境界までの距離を3.0mとする。 ・遮蔽計算上考慮する構造物としての壁等による放射線の低減効果を考慮しない。 	記載の適正化を図るため（表記の見直し） (3)-14)

変更前	変更後	変更の理由
<ul style="list-style-type: none"> 各核種濃縮度の区分に応じたウランに対し、ORIGEN2.2により18群のエネルギースペクトルを算出し、線源強度とする。 直接線の線量計算は、点減衰積分コード QAD-CGGP2R を用いる。 管理区域境界の線量評価計算モデルを図-2-2に、評価点位置図を図-2-4に示す。 実効線量への換算に当っては、換算係数を用いる。〔文献(1)参照〕 <p>b) 評価結果</p> <p>線源と管理区域境界が最短となる位置(ここでは東側)における線量率は、$7.36 \times 10^{-2} \mu \text{Sv/h}$ であり、3ヶ月の時間数を500時間〔文献(2)参照〕としたときの積算線量は、$3.68 \times 10^{-2} \text{ mSv}/3 \text{ ヶ月}$ となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各核種の線源強度は、濃縮度の区分に応じたウランに対し、ORIGEN2.2により18群のエネルギースペクトルを算出し、線源強度とする。 直接線の線量計算は、点減衰積分コード QAD-CGGP2R を用いる。 管理区域境界の線量評価計算モデルを図-2-3に、評価点位置図を図-2-5(評価点A)に示す。 実効線量への換算に当っては、換算係数を用いる。〔文献(1)参照〕 <p>b) 評価結果</p> <p>線源と管理区域境界が最短となる位置(図-2-5評価点A)における線量率は、$7.36 \times 10^{-2} \mu \text{Sv/h}$ であり、3ヶ月の時間数を500時間〔文献(2)参照〕としたときの積算線量は、$3.68 \times 10^{-2} \text{ mSv}/3 \text{ ヶ月}$ となる。</p>	記載の適正化を図るため(表記の見直し)(3)-14)
2) 廃棄物の仕掛品置場(2)での廃棄物の仕掛け品の保管	2) 廃棄物の仕掛け品置場(2)での廃棄物の仕掛け品の保管	
<p>a) 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 線源から最近接距離となる管理区域境界位置を設定し、管理区域境界壁の外面位置における線量率を評価する。複数の線源がある場合には、原則として各線源の管理区域境界までの距離、壁厚、保管量等を考慮した管理区域境界を設定して評価する。 評価において線源とする廃棄物の仕掛け品の種類及びウラン量は表-2-5に示す量とする。 鋼製ドラム缶内のウラン、使用済フィルタのウランは、濃縮度5%の回収ウラン系濃縮ウランとする。 線源から管理区域境界までの距離は図-2-3に示す距離とし、遮蔽計算上考慮する構造物として壁による放射線の低減効果は、保守的な評価するために考慮しない。 <p>b) 計算方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価対象核種の線源強度は、核種生成崩壊計算コード ORIGEN2.2 で算出し、点減衰積分コード QAD-CGGP2R によりガンマ線線量率を計算する。 鋼製ドラム缶の計算モデルの線源形状は、鋼製ドラム缶 270 本と等価容積の直方体とする。 使用済フィルタの計算モデルの線源形状は、金属製保管庫②(幅 220cm、奥行 140cm、高さ 200cm) に使用済プレフィルタ最大 300 個又は使用済 HEPA フィルタ最大 60 個、金属製保管庫③(幅 230cm、奥行 150cm、高さ 110cm) に使用済プレフィルタ最大 150 個又は使用済 HEPA フィルタ最大 30 個を収納するため、金属製保管庫②、金属製保管庫③と等価容積の直方体とする。 管理区域境界の線量評価計算モデルを図-2-3に、評価点位置を図-2-4に示す。 実効線量への換算に当っては、換算係数を用いる。〔文献(1)参照〕 	<p>a) 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 線源から最近接距離となる管理区域境界位置を設定し、管理区域境界壁の外面位置における線量率を評価する。複数の線源がある場合には、原則として各線源の管理区域境界までの距離、壁厚、保管量等を考慮した管理区域境界を設定して評価する。 評価において線源とする廃棄物の仕掛け品の種類及びウラン量は表-2-3に示す量とする。 鋼製ドラム缶内のウラン、使用済フィルタのウランは、濃縮度5%の回収ウラン系濃縮ウランとする。 線源から管理区域境界までの距離は図-2-4に示す距離とし、遮蔽計算上考慮する構造物として壁による放射線の低減効果は、保守的な評価するために考慮しない。 <p>b) 計算方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価対象核種の線源強度は、核種生成崩壊計算コード ORIGEN2.2 で算出し、点減衰積分コード QAD-CGGP2R によりガンマ線線量率を計算する。 鋼製ドラム缶の計算モデルの線源形状は、鋼製ドラム缶 270 本と等価容積の直方体とする。 使用済フィルタの計算モデルの線源形状は、金属製保管庫②(幅 220cm、奥行 140cm、高さ 200cm) に使用済プレフィルタ最大 300 個又は使用済 HEPA フィルタ最大 60 個、金属製保管庫③(幅 230cm、奥行 150cm、高さ 110cm) に使用済プレフィルタ最大 150 個又は使用済 HEPA フィルタ最大 30 個を収納するため、金属製保管庫②、金属製保管庫③と等価容積の直方体とする。 管理区域境界の線量評価計算モデルを図-2-3に、評価点位置を図-2-5(評価点A)に示す。 実効線量への換算に当っては、換算係数を用いる。〔文献(1)参照〕 	記載の適正化を図るため(表・図番号の見直し)(3)-14)

変更前	変更後	変更の理由												
<p>c) 計算結果</p> <p>線源と管理区域境界が最近接距離となる位置(ここでは東側)における線量率は、鋼製ドラム缶で $0.86 \times 10^{-1} \mu \text{Sv/h}$、金属製保管庫②で $2.36 \times 10^{-1} \mu \text{Sv/h}$、金属製保管庫③で $1.48 \times 10^{-1} \mu \text{Sv/h}$ であり、3ヶ月の時間数を500時間〔文献(2)参照〕としたときの積算線量は、鋼製ドラム缶で $0.43 \times 10^{-1} \text{mSv}$、金属製保管庫②で $1.18 \times 10^{-1} \text{mSv}$、金属製保管庫③で $0.74 \times 10^{-1} \text{mSv}$ となり、合計は $2.35 \times 10^{-1} \text{mSv}$ となる。</p> <p>表-2-5 廃棄物の仕掛品の対象物及び核燃料物質量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th><th>廃棄物の仕掛品の保管本数</th><th>核燃料物質量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物の仕掛品置場 (2) (OP-1UF₆操作室)</td><td>鋼製ドラム缶：270本 金属製保管庫②：1基 金属製保管庫③：1基</td><td>43.2kgU 5.0kgU 2.5kgU</td></tr> </tbody> </table>	保管場所	廃棄物の仕掛品の保管本数	核燃料物質量	廃棄物の仕掛品置場 (2) (OP-1UF ₆ 操作室)	鋼製ドラム缶：270本 金属製保管庫②：1基 金属製保管庫③：1基	43.2kgU 5.0kgU 2.5kgU	<p>c) 計算結果</p> <p>線源と管理区域境界が最近接距離となる位置(図-2-5 評価点 A)における線量率は、鋼製ドラム缶で $0.86 \times 10^{-1} \mu \text{Sv/h}$、金属製保管庫②で $2.36 \times 10^{-1} \mu \text{Sv/h}$、金属製保管庫③で $1.48 \times 10^{-1} \mu \text{Sv/h}$ であり、3ヶ月の時間数を500時間〔文献(2)参照〕としたときの積算線量は、鋼製ドラム缶で $0.43 \times 10^{-1} \text{mSv}$、金属製保管庫②で $1.18 \times 10^{-1} \text{mSv}$、金属製保管庫③で $0.74 \times 10^{-1} \text{mSv}$ となり、合計は $2.35 \times 10^{-1} \text{mSv}$ となる。</p> <p>表-2-3 廃棄物の仕掛品の対象物及び核燃料物質量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th><th>廃棄物の仕掛品の保管本数</th><th>核燃料物質量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物の仕掛品置場 (2) (OP-1UF₆操作室)</td><td>鋼製ドラム缶：270本 金属製保管庫②：1基 金属製保管庫③：1基</td><td>43.2kgU 5.0kgU 2.5kgU</td></tr> </tbody> </table>	保管場所	廃棄物の仕掛品の保管本数	核燃料物質量	廃棄物の仕掛品置場 (2) (OP-1UF ₆ 操作室)	鋼製ドラム缶：270本 金属製保管庫②：1基 金属製保管庫③：1基	43.2kgU 5.0kgU 2.5kgU	記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)
保管場所	廃棄物の仕掛品の保管本数	核燃料物質量												
廃棄物の仕掛品置場 (2) (OP-1UF ₆ 操作室)	鋼製ドラム缶：270本 金属製保管庫②：1基 金属製保管庫③：1基	43.2kgU 5.0kgU 2.5kgU												
保管場所	廃棄物の仕掛品の保管本数	核燃料物質量												
廃棄物の仕掛品置場 (2) (OP-1UF ₆ 操作室)	鋼製ドラム缶：270本 金属製保管庫②：1基 金属製保管庫③：1基	43.2kgU 5.0kgU 2.5kgU												
<p>3) 使用施設 (OP-1UF₆操作室) における管理区域境界の線量の評価結果</p> <p>OP-1UF₆操作室では、解体撤去した機器類を収納したドラム缶等の保管と廃棄物の仕掛品置場(2)が存在する。</p> <p>解体撤去した機器類を収納したドラム缶等の保管における管理区域境界の3ヶ月における積算線量は、$0.37 \times 10^{-1} \text{ mSv}$ であり、廃棄物の仕掛品置場(2)における管理区域境界の3ヶ月における積算線量は、$2.35 \times 10^{-1} \text{ mSv}$ である。</p> <p>したがって、使用施設 (OP-1UF₆操作室) における管理区域境界の線量は $2.72 \times 10^{-1} \text{ mSv}$ であり、線量告示の管理区域における外部放射線に係る線量 $1.3 \text{ mSv}/3$ヶ月を超えるおそれはない。</p> <p>(2) 使用施設 (遠心機・部品保管室) における管理区域境界の線量の評価</p> <p>1) 廃棄物の仕掛品置場(1)での廃棄物の仕掛品の保管</p> <p>a) 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 線源から最近接距離となる管理区域境界位置を設定し、管理区域境界壁の外面位置における線量率を評価する。複数の線源がある場合には、原則として各線源の管理区域境界までの距離、壁厚、保管量等を考慮した管理区域境界を設定して評価する。 評価において線源とする廃棄物の仕掛品の種類及びウラン量は表-2-6に示す量とする。 鋼製ドラム缶内のウラン、使用済フィルタのウランは、濃縮度5%の回収ウラン系濃縮ウランとする。 	<p>3) 使用施設 (OP-1UF₆操作室) における管理区域境界の線量の評価結果</p> <p>OP-1UF₆操作室では、解体・撤去した機器類を収納したドラム缶等の保管と廃棄物の仕掛品置場(2)が存在する。</p> <p>解体・撤去した機器類を収納したドラム缶等の保管における管理区域境界の3ヶ月における積算線量は、$0.37 \times 10^{-1} \text{ mSv}$ であり、廃棄物の仕掛品置場(2)における管理区域境界の3ヶ月における積算線量は、$2.35 \times 10^{-1} \text{ mSv}$ である。</p> <p>したがって、使用施設 (OP-1UF₆操作室) における管理区域境界の線量は $2.72 \times 10^{-1} \text{ mSv}/3$ヶ月であり、線量告示の管理区域における外部放射線に係る線量 $1.3 \text{ mSv}/3$ヶ月を超えるおそれはない。</p> <p>(2) 使用施設 (遠心機・部品保管室) における管理区域境界の線量の評価</p> <p>1) 廃棄物の仕掛品置場(1)での廃棄物の仕掛品の保管</p> <p>a) 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 線源から最近接距離となる管理区域境界位置を設定し、管理区域境界壁の外面位置における線量率を評価する。複数の線源がある場合には、原則として各線源の管理区域境界までの距離、壁厚、保管量等を考慮した管理区域境界を設定して評価する。 評価において線源とする廃棄物の仕掛品の種類及びウラン量は表-2-4に示す量とする。 鋼製ドラム缶内のウラン、使用済フィルタのウランは、濃縮度5%の回収ウラン系濃縮ウランとする。 	記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)												
		記載の適正化を図るため(表番号の見直し) (3)-14)												
		記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)												
		記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)												

変更前	変更後	変更の理由												
<ul style="list-style-type: none"> 線源から管理区域境界までの距離は図-2-3に示す距離とし、遮蔽計算上考慮する構造物として壁による放射線の低減効果は、保守的な評価するために考慮しない。 <p>b) 計算方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価対象核種の線源強度は、核種生成崩壊計算コード ORIGEN2.2 で算出し、点減衰積分コード QAD-CGGP2R によりガンマ線線量率を計算する。 カートンボックスの計算モデルの線源形状は、カートンボックス 525 個と等価容積の球体とする。 管理区域境界の線量評価計算モデルを図-2-3に、評価点位置を図-2-4に示す。 実効線量への換算に当っては、換算係数を用いる。〔文献(1)参照〕 <p>c) 計算結果</p> <p>線源と管理区域境界が最近接距離となる位置(ここでは西側)における線量率は、$5.08 \times 10^{-3} \mu \text{Sv/h}$ であり、3ヶ月の時間数を 500 時間〔文献(2)参照〕としたときの積算線量は、$2.54 \times 10^{-3} \text{ mSv}/3 \text{ ヶ月}$ となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 線源から管理区域境界までの距離は図-2-4に示す距離とし、遮蔽計算上考慮する構造物として壁による放射線の低減効果は、保守的な評価するために考慮しない。 <p>b) 計算方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価対象核種の線源強度は、核種生成崩壊計算コード ORIGEN2.2 で算出し、点減衰積分コード QAD-CGGP2R によりガンマ線線量率を計算する。 カートンボックスの計算モデルの線源形状は、カートンボックス 525 個と等価容積の球体とする。 管理区域境界の線量評価計算モデルを図-2-4に、評価点位置を図-2-5(評価点 B)に示す。 実効線量への換算に当っては、換算係数を用いる。〔文献(1)参照〕 <p>c) 計算結果</p> <p>線源と管理区域境界が最近接距離となる位置(図-2-5 評価点 B)における線量率は、$5.08 \times 10^{-3} \mu \text{Sv/h}$ であり、3ヶ月の時間数を 500 時間〔文献(2)参照〕としたときの積算線量は、$2.54 \times 10^{-3} \text{ mSv}/3 \text{ ヶ月}$ となる。</p>	記載の適正化を図るため(表番号の見直し) (3)-14)												
<p>表-2-6 廃棄物の仕掛品の対象物及び核燃料物質量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>廃棄物の仕掛品の保管本数</th> <th>核燃料物質量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物の仕掛品置場(1) (遠心機・部品保管室)</td> <td>カートンボックス：525 個</td> <td>11.6kgU</td> </tr> </tbody> </table>	保管場所	廃棄物の仕掛品の保管本数	核燃料物質量	廃棄物の仕掛品置場(1) (遠心機・部品保管室)	カートンボックス：525 個	11.6kgU	<p>表-2-4 廃棄物の仕掛品の対象物及び核燃料物質量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>廃棄物の仕掛品の保管本数</th> <th>核燃料物質量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物の仕掛品置場(1) (遠心機・部品保管室)</td> <td>カートンボックス：525 個</td> <td>11.6kgU</td> </tr> </tbody> </table>	保管場所	廃棄物の仕掛品の保管本数	核燃料物質量	廃棄物の仕掛品置場(1) (遠心機・部品保管室)	カートンボックス：525 個	11.6kgU	記載の適正化を図るため(表番号の見直し) (3)-14)
保管場所	廃棄物の仕掛品の保管本数	核燃料物質量												
廃棄物の仕掛品置場(1) (遠心機・部品保管室)	カートンボックス：525 個	11.6kgU												
保管場所	廃棄物の仕掛品の保管本数	核燃料物質量												
廃棄物の仕掛品置場(1) (遠心機・部品保管室)	カートンボックス：525 個	11.6kgU												
<p>2) 遠心機の保管</p> <p>a) 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 線源から最近接距離となる管理区域境界位置を設定し、管理区域境界壁の外面位置における線量率を評価する。複数の線源がある場合には、原則として各線源の管理区域境界までの距離、壁厚、保管量等を考慮した管理区域境界を設定して評価する。 評価において線源とする遠心機のウランは、濃縮度 5% の回収ウラン系濃縮ウランとし、表-2-7 に示すウラン量とする。 線源から管理区域境界までの距離は図-2-5 に示す距離とし、遮蔽計算上考慮する構造物として壁による放射線の低減効果は、保守的な評価るために考慮しない。 	<p>2) 遠心分離機の保管</p> <p>a) 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 線源から最近接距離となる管理区域境界位置を設定し、管理区域境界壁の外面位置における線量率を評価する。複数の線源がある場合には、原則として各線源の管理区域境界までの距離、壁厚、保管量等を考慮した管理区域境界を設定して評価する。 評価において線源とする遠心分離機のウランは、濃縮度 5% の回収ウラン系濃縮ウランとし、表-2-5 に示すウラン量とする。 線源から管理区域境界までの距離は図-2-6 に示す距離とし、遮蔽計算上考慮する構造物として壁による放射線の低減効果は、保守的な評価するために考慮しない。 	記載の適正化を図るため (3)-14)												
		記載の適正化を図るため(表番号等の見直し) (3)-14)												

変更前	変更後	変更の理由																																																																		
<p>b) 計算方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価対象核種の線源強度は、核種生成崩壊計算コード ORIGEN2.2 で算出し、点減衰積分コード QAD-CGGP2R によりガンマ線線量率を計算する。 遠心機の計算モデルの線源形状は、表-2-7 と等価容積の直方体とする。 管理区域境界の線量評価計算モデルを図-2-5 に、評価点位置を図-2-4 に示す。 実効線量への換算に当っては、換算係数を用いる。〔文献(1)参照〕 	<p>b) 計算方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価対象核種の線源強度は、核種生成崩壊計算コード ORIGEN2.2 で算出し、点減衰積分コード QAD-CGGP2R によりガンマ線線量率を計算する。 遠心分離機の計算モデルの線源形状は、表-2-5 と等価容積の直方体とする。 管理区域境界の線量評価計算モデルを図-2-6 に、評価点位置を図-2-5 (評価点 B) に示す。 実効線量への換算に当っては、換算係数を用いる。〔文献(1)参照〕 	記載の適正化を図るため(表記及び図表番号の見直し) (3)-14)																																																																		
<p>表-2-7 遠心機保管場所の対象物及び核燃料物質量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th><th>対象物等</th><th>核燃料物質量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遠心機保管場所 (1)</td><td>保管物：撤去遠心機 評価寸法：奥行：1657cm、幅：3740cm、高さ：380cm</td><td>93.5kgU</td></tr> <tr> <td>遠心機保管場所 (2)</td><td>保管物：撤去遠心機 評価寸法：奥行：165cm、幅：240cm、高さ：340cm</td><td>27.4kgU</td></tr> <tr> <td>遠心機保管場所 (3)</td><td>保管物：撤去遠心機 評価寸法：奥行：235cm、幅：1407cm、高さ：302cm</td><td>9.2kgU</td></tr> <tr> <td>遠心機保管場所 (4)</td><td>保管物：撤去遠心機 評価寸法：奥行：502cm、幅：1407cm、高さ：293cm</td><td>18.8kgU</td></tr> </tbody> </table> <p>c) 計算結果</p> <p>線源と管理区域境界が最近接距離となる位置(ここでは西側)における線量率は、表-2-8 に示すとおり。 なお、積算線量は3ヶ月の時間数を500時間〔文献(2)参照〕として求める。</p> <p>表-2-8 遠心機保管場所の評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th><th>線量率</th><th>3ヶ月の積算線量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遠心機保管場所 (1)</td><td>$0.17 \times 10^{-2} \mu \text{Sv/h}$</td><td>$0.85 \times 10^{-3} \text{ mSv}$</td></tr> <tr> <td>遠心機保管場所 (2)</td><td>$1.88 \times 10^{-2} \mu \text{Sv/h}$</td><td>$9.40 \times 10^{-3} \text{ mSv}$</td></tr> <tr> <td>遠心機保管場所 (3)</td><td>$0.99 \times 10^{-2} \mu \text{Sv/h}$</td><td>$4.95 \times 10^{-3} \text{ mSv}$</td></tr> <tr> <td>遠心機保管場所 (4)</td><td>$1.01 \times 10^{-2} \mu \text{Sv/h}$</td><td>$5.05 \times 10^{-3} \text{ mSv}$</td></tr> <tr> <td>合計</td><td></td><td>$2.03 \times 10^{-2} \text{ mSv}$</td></tr> </tbody> </table>	保管場所	対象物等	核燃料物質量	遠心機保管場所 (1)	保管物：撤去遠心機 評価寸法：奥行：1657cm、幅：3740cm、高さ：380cm	93.5kgU	遠心機保管場所 (2)	保管物：撤去遠心機 評価寸法：奥行：165cm、幅：240cm、高さ：340cm	27.4kgU	遠心機保管場所 (3)	保管物：撤去遠心機 評価寸法：奥行：235cm、幅：1407cm、高さ：302cm	9.2kgU	遠心機保管場所 (4)	保管物：撤去遠心機 評価寸法：奥行：502cm、幅：1407cm、高さ：293cm	18.8kgU	場所	線量率	3ヶ月の積算線量	遠心機保管場所 (1)	$0.17 \times 10^{-2} \mu \text{Sv/h}$	$0.85 \times 10^{-3} \text{ mSv}$	遠心機保管場所 (2)	$1.88 \times 10^{-2} \mu \text{Sv/h}$	$9.40 \times 10^{-3} \text{ mSv}$	遠心機保管場所 (3)	$0.99 \times 10^{-2} \mu \text{Sv/h}$	$4.95 \times 10^{-3} \text{ mSv}$	遠心機保管場所 (4)	$1.01 \times 10^{-2} \mu \text{Sv/h}$	$5.05 \times 10^{-3} \text{ mSv}$	合計		$2.03 \times 10^{-2} \text{ mSv}$	<p>表-2-5 遠心機保管場所の対象物及び核燃料物質量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th><th>対象物等</th><th>核燃料物質量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遠心機保管場所 (1)</td><td>保管物：撤去遠心分離機 評価寸法：奥行：1,657cm、幅：3,740cm、高さ：380cm</td><td>93.5kgU</td></tr> <tr> <td>遠心機保管場所 (2)</td><td>保管物：撤去遠心分離機 評価寸法：奥行：165cm、幅：240cm、高さ：340cm</td><td>27.4kgU</td></tr> <tr> <td>遠心機保管場所 (3)</td><td>保管物：撤去遠心分離機 評価寸法：奥行：235cm、幅：1,407cm、高さ：302cm</td><td>9.2kgU</td></tr> <tr> <td>遠心機保管場所 (4)</td><td>保管物：撤去遠心分離機 評価寸法：奥行：502cm、幅：1,407cm、高さ：293cm</td><td>18.8kgU</td></tr> </tbody> </table> <p>c) 計算結果</p> <p>線源と管理区域境界が最近接距離となる位置(図-2-5 評価点 B)における線量率は、表-2-6 に示すとおり。 なお、積算線量は3ヶ月の時間数を500時間〔文献(2)参照〕として求める。</p> <p>表-2-6 遠心機保管場所の評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th><th>線量率</th><th>3ヶ月の積算線量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遠心機保管場所 (1)</td><td>$0.17 \times 10^{-2} \mu \text{Sv/h}$</td><td>$0.85 \times 10^{-3} \text{ mSv}$</td></tr> <tr> <td>遠心機保管場所 (2)</td><td>$1.88 \times 10^{-2} \mu \text{Sv/h}$</td><td>$9.40 \times 10^{-3} \text{ mSv}$</td></tr> <tr> <td>遠心機保管場所 (3)</td><td>$0.99 \times 10^{-2} \mu \text{Sv/h}$</td><td>$4.95 \times 10^{-3} \text{ mSv}$</td></tr> <tr> <td>遠心機保管場所 (4)</td><td>$1.01 \times 10^{-2} \mu \text{Sv/h}$</td><td>$5.05 \times 10^{-3} \text{ mSv}$</td></tr> <tr> <td>合計</td><td></td><td>$2.03 \times 10^{-2} \text{ mSv}$</td></tr> </tbody> </table>	保管場所	対象物等	核燃料物質量	遠心機保管場所 (1)	保管物：撤去遠心分離機 評価寸法：奥行：1,657cm、幅：3,740cm、高さ：380cm	93.5kgU	遠心機保管場所 (2)	保管物：撤去遠心分離機 評価寸法：奥行：165cm、幅：240cm、高さ：340cm	27.4kgU	遠心機保管場所 (3)	保管物：撤去遠心分離機 評価寸法：奥行：235cm、幅：1,407cm、高さ：302cm	9.2kgU	遠心機保管場所 (4)	保管物：撤去遠心分離機 評価寸法：奥行：502cm、幅：1,407cm、高さ：293cm	18.8kgU	場所	線量率	3ヶ月の積算線量	遠心機保管場所 (1)	$0.17 \times 10^{-2} \mu \text{Sv/h}$	$0.85 \times 10^{-3} \text{ mSv}$	遠心機保管場所 (2)	$1.88 \times 10^{-2} \mu \text{Sv/h}$	$9.40 \times 10^{-3} \text{ mSv}$	遠心機保管場所 (3)	$0.99 \times 10^{-2} \mu \text{Sv/h}$	$4.95 \times 10^{-3} \text{ mSv}$	遠心機保管場所 (4)	$1.01 \times 10^{-2} \mu \text{Sv/h}$	$5.05 \times 10^{-3} \text{ mSv}$	合計		$2.03 \times 10^{-2} \text{ mSv}$	記載の適正化を図るため(表記及び表番号の見直し) (3)-14)
保管場所	対象物等	核燃料物質量																																																																		
遠心機保管場所 (1)	保管物：撤去遠心機 評価寸法：奥行：1657cm、幅：3740cm、高さ：380cm	93.5kgU																																																																		
遠心機保管場所 (2)	保管物：撤去遠心機 評価寸法：奥行：165cm、幅：240cm、高さ：340cm	27.4kgU																																																																		
遠心機保管場所 (3)	保管物：撤去遠心機 評価寸法：奥行：235cm、幅：1407cm、高さ：302cm	9.2kgU																																																																		
遠心機保管場所 (4)	保管物：撤去遠心機 評価寸法：奥行：502cm、幅：1407cm、高さ：293cm	18.8kgU																																																																		
場所	線量率	3ヶ月の積算線量																																																																		
遠心機保管場所 (1)	$0.17 \times 10^{-2} \mu \text{Sv/h}$	$0.85 \times 10^{-3} \text{ mSv}$																																																																		
遠心機保管場所 (2)	$1.88 \times 10^{-2} \mu \text{Sv/h}$	$9.40 \times 10^{-3} \text{ mSv}$																																																																		
遠心機保管場所 (3)	$0.99 \times 10^{-2} \mu \text{Sv/h}$	$4.95 \times 10^{-3} \text{ mSv}$																																																																		
遠心機保管場所 (4)	$1.01 \times 10^{-2} \mu \text{Sv/h}$	$5.05 \times 10^{-3} \text{ mSv}$																																																																		
合計		$2.03 \times 10^{-2} \text{ mSv}$																																																																		
保管場所	対象物等	核燃料物質量																																																																		
遠心機保管場所 (1)	保管物：撤去遠心分離機 評価寸法：奥行：1,657cm、幅：3,740cm、高さ：380cm	93.5kgU																																																																		
遠心機保管場所 (2)	保管物：撤去遠心分離機 評価寸法：奥行：165cm、幅：240cm、高さ：340cm	27.4kgU																																																																		
遠心機保管場所 (3)	保管物：撤去遠心分離機 評価寸法：奥行：235cm、幅：1,407cm、高さ：302cm	9.2kgU																																																																		
遠心機保管場所 (4)	保管物：撤去遠心分離機 評価寸法：奥行：502cm、幅：1,407cm、高さ：293cm	18.8kgU																																																																		
場所	線量率	3ヶ月の積算線量																																																																		
遠心機保管場所 (1)	$0.17 \times 10^{-2} \mu \text{Sv/h}$	$0.85 \times 10^{-3} \text{ mSv}$																																																																		
遠心機保管場所 (2)	$1.88 \times 10^{-2} \mu \text{Sv/h}$	$9.40 \times 10^{-3} \text{ mSv}$																																																																		
遠心機保管場所 (3)	$0.99 \times 10^{-2} \mu \text{Sv/h}$	$4.95 \times 10^{-3} \text{ mSv}$																																																																		
遠心機保管場所 (4)	$1.01 \times 10^{-2} \mu \text{Sv/h}$	$5.05 \times 10^{-3} \text{ mSv}$																																																																		
合計		$2.03 \times 10^{-2} \text{ mSv}$																																																																		

変更前	変更後	変更の理由
<p>3) 解体撤去した機器類を収納したドラム缶等の保管</p> <p>a) 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・線源から最近接距離となる管理区域境界位置を設定し、管理区域境界壁の外面位置における線量率を評価する。複数の線源がある場合には、原則として各線源の管理区域境界までの距離、壁厚、保管量等を考慮した管理区域境界を設定して評価する。 ・評価において線源とする解体撤去した機器類を収納したドラム缶のウランは、濃縮度 5%の回収ウラン系濃縮ウランとし、ウラン量は、82.4 kg U とする。 ・線源から管理区域境界までの距離は図-2-6 に示す距離とし、遮蔽計算上考慮する構造物として壁による放射線の低減効果は、保守的な評価するために考慮しない。 <p>b) 計算方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価対象核種の線源強度は、核種生成崩壊計算コード ORIGEN2.2 で算出し、点減衰積分コード QAD-CGGP2R によりガンマ線線量率を計算する。 ・解体撤去した機器類を収納したドラム缶の計算モデルの線源形状は、解体撤去した機器類を収納したドラム缶保管場所と等価容積の直方体(幅 1630cm、奥行 800cm、高さ 79cm)とする。 ・管理区域境界の線量評価計算モデルを図-2-6 に、評価点位置を図-2-4 に示す。 ・実効線量への換算に当っては、換算係数を用いる。[文献(1)参照] <p>c) 計算結果</p> <p>線源と管理区域境界が最近接距離となる位置(ここでは西側)における線量率は、$1.09 \times 10^{-2} \mu \text{Sv/h}$ であり、3ヶ月の時間数を 500 時間 [文献(2)参照]としたときの積算線量は、$5.45 \times 10^{-3} \text{ mSv}/3 \text{ ヶ月}$ となる。</p>	<p>3) <u>解体・撤去</u>した機器類を収納したドラム缶等の保管</p> <p>a) 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・線源から最近接距離となる管理区域境界位置を設定し、管理区域境界壁の外面位置における線量率を評価する。複数の線源がある場合には、原則として各線源の管理区域境界までの距離、壁厚、保管量等を考慮した管理区域境界を設定して評価する。 ・評価において線源とする解体・撤去した機器類を収納したドラム缶のウランは、濃縮度 5%の回収ウラン系濃縮ウランとし、ウラン量は、82.4 kg U とする。 ・線源から管理区域境界までの距離は図-2-7 に示す距離とし、遮蔽計算上考慮する構造物として壁による放射線の低減効果は、保守的な評価するために考慮しない。 <p>b) 計算方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価対象核種の線源強度は、核種生成崩壊計算コード ORIGEN2.2 で算出し、点減衰積分コード QAD-CGGP2R によりガンマ線線量率を計算する。 ・解体・撤去した機器類を収納したドラム缶の計算モデルの線源形状は、解体・撤去した機器類を収納したドラム缶保管場所と等価容積の直方体(幅 1,630cm、奥行 800cm、高さ 79cm)とする。 ・管理区域境界の線量評価計算モデルを図-2-7 に、評価点位置を図-2-5 (評価点 B) に示す。 ・実効線量への換算に当っては、換算係数を用いる。[文献(1)参照] <p>c) 計算結果</p> <p>線源と管理区域境界が最近接距離となる位置(図-2-5 評価点 B) における線量率は、$1.09 \times 10^{-2} \mu \text{Sv/h}$ であり、3ヶ月の時間数を 500 時間 [文献(2)参照]としたときの積算線量は、$5.45 \times 10^{-3} \text{ mSv}/3 \text{ ヶ月}$ となる。</p>	<p>記載の適正化を図るため(表記及び図番号の見直し) (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため(表記及び図番号の見直し) (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため(表記及び図番号の見直し) (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)</p>

変更前	変更後	変更の理由
(新規)	<p><u>(3) 使用施設（ブレンディング室）における管理区域境界の線量の評価</u></p> <p><u>1) 解体・撤去した機器類を収納したドラム缶等の保管</u></p> <p>a) <u>評価条件</u></p> <p><u>① 線源から最近接距離となる管理区域境界位置を設定し、管理区域境界壁の外面位置における線量率を評価する。複数の線源がある場合には、原則として各線源の管理区域境界までの距離、壁厚、保管量等を考慮した管理区域境界を設定して評価する。</u></p> <p><u>② 解体・撤去した機器類を収納したドラム缶を最大 1,600 本保管する。</u></p> <p><u>③ 線源となる解体・撤去した機器類を収納したドラム缶のウランは、最大表面線量率 $0.2 \mu \text{Sv/h}$（実測値）に相当する濃縮度 5%の回収ウラン系濃縮ウラン量とし、最大 160gU/本とする。</u></p> <p><u>④ 線源から管理区域境界までの距離を 120cm とする。</u></p> <p><u>⑤ 遮蔽計算上考慮する構造物として壁による放射線の低減効果は、保守的な評価とするために考慮しない。</u></p> <p>b) <u>評価方法</u></p> <p><u>① 評価対象核種の線源強度は、核種生成崩壊計算コード ORIGEN2.2 で算出し、点減衰積分コード QAD-CGGP2R によりガンマ線線量率を計算する。</u></p> <p><u>② 解体・撤去した機器類を収納したドラム缶の計算モデルの線源形状は、解体・撤去した機器類を収納したドラム缶保管場所と等価容積の直方体(幅 804cm、奥行 1,680cm、高さ 237cm)とする。</u></p> <p><u>③ 管理区域境界の線量評価計算モデルを図-2-8 に、評価点位置を図-2-5（評価点 C）に示す。</u></p> <p><u>④ 実効線量への換算に当っては、換算係数を用いる。[文献(1)参照]</u></p> <p>c) <u>評価結果</u></p> <p><u>線源と管理区域境界が最近接距離となる位置(図-2-5 評価点 C)における線量率は、$6.76 \times 10^{-1} \mu \text{Sv/h}$ であり、3ヶ月の時間数を 500 時間 [文献(2)参照]としたときの積算線量は、$3.38 \times 10^{-1} \text{mSv}/3 \text{ヶ月}$ となる。</u></p> <p><u>2) 遠心分離機の保管</u></p> <p>a) <u>評価条件</u></p> <p><u>① 線源から最近接距離となる管理区域境界位置を設定し、管理区域境界壁の外面位置における線量率を評価する。複数の線源がある場合には、原則として各線源の管理区域境界までの距離、壁厚、保管量等を考慮した管理区域境界を設定して評価する。</u></p>	<p>ブレンディング室における管理区域境界の線量の評価を追加 (3)-13)、(3)-1)-①</p> <p>遠心分離機の保管に伴う被ばく評価の見直し (3)-1)-①、(3)-13)</p>

変更前	変更後	変更の理由
	<p>② 線源となる遠心分離機のウランは、濃縮度 5%の回収ウラン系濃縮ウランとして、ウラン量は 27.4 kg U とする。</p> <p>③ 線源から管理区域境界までの距離は 100cm とする。</p> <p>④ 遮蔽計算上考慮する構造物として壁による放射線の低減効果は、保守的な評価とするために考慮しない。</p> <p>b) 評価方法</p> <p>① 評価対象核種の線源強度は、核種生成崩壊計算コード ORIGEN2.2 で算出し、点減衰積分コード QAD-CGGP2R によりガンマ線線量率を計算する。</p> <p>② 遠心分離機の計算モデルの線源形状は、保管場所と等価容積の直方体(幅 240cm、奥行 165cm、高さ 340cm)とする。</p> <p>③ 管理区域境界の線量評価計算モデルを図-2-8 に、評価点位置を図-2-5 (評価点 C) に示す。</p> <p>④ 実効線量への換算に当っては、換算係数を用いる。[文献(1)参照]</p> <p>c) 評価結果</p> <p>線源と管理区域境界が最近接距離となる位置(図-2-5 評価点 C)における線量率は、$9.91 \times 10^{-2} \mu \text{Sv/h}$ であり、3ヶ月の時間数を 500 時間 [文献(2)参照] としたときの積算線量は、$4.96 \times 10^{-2} \text{mSv}/3 \text{ヶ月}$ となる。</p> <p>3) 使用施設（ブレンディング室）における管理区域境界の線量の評価結果</p> <p>使用施設（ブレンディング室）における管理区域境界の線量は、上記 1) 及び 2) を合算して、$3.88 \times 10^{-1} \text{mSv}/3 \text{ヶ月}$ となり、線量告示の管理区域における外部放射線に係る線量 $1.3 \text{mSv}/3 \text{ヶ月}$ を超えるおそれはない。</p> <p>$3.38 \times 10^{-1} \text{mSv}/3 \text{ヶ月} + 4.96 \times 10^{-2} \text{mSv}/3 \text{ヶ月} = 0.3876 \text{mSv}/3 \text{ヶ月} \approx 3.88 \times 10^{-1} \text{mSv}/3 \text{ヶ月}$</p>	遠心分離機の保管に伴う被ばく評価の見直し (3)-1)-(1)、(3)-13)

変更前	変更後	変更の理由
(新規)	<p><u>(4) 使用施設 (OP-2UF₆操作室) における管理区域境界の線量の評価</u></p> <p><u>① 解体・撤去した機器類を収納したドラム缶等の保管</u></p> <p><u>a) 評価条件</u></p> <p>1) 線源から最近接距離となる管理区域境界位置を設定し、管理区域境界壁の外面位置における線量率を評価する。複数の線源がある場合には、原則として各線源の管理区域境界までの距離、壁厚、保管量等を考慮した管理区域境界を設定して評価する。</p> <p>2) OP-2UF₆操作室では、解体・撤去した機器類を収納したドラム缶を最大 1,300 本保管する。</p> <p>3) 線源となる解体・撤去した機器類を収納したドラム缶のウランは、最大表面線量率 $0.2 \mu \text{Sv/h}$ (実測値) に相当する濃縮度 5%の回収ウラン系濃縮ウラン量とし、最大 160gU/本とする。</p> <p>4) 線源から管理区域境界までの距離は 120cm とする。</p> <p>5) 遮蔽計算上考慮する構造物として壁による放射線の低減効果は、保守的な評価とするために考慮しない。</p> <p><u>b) 評価方法</u></p> <p>1) 評価対象核種の線源強度は、核種生成崩壊計算コード ORIGEN2.2 で算出し、点減衰積分コード QAD-CGGP2R によりガンマ線線量率を計算する。</p> <p>2) 解体・撤去した機器類を収納したドラム缶の計算モデルの線源形状は、解体・撤去した機器類を収納したドラム缶保管場所と等価容積の直方体(幅 660cm、奥行 1,920cm、高さ 158cm)とする。</p> <p>3) 管理区域境界の線量評価計算モデルを図-2-9 に、評価点位置を図-2-5 (評価点 D) に示す。</p> <p>4) 実効線量への換算に当っては、換算係数を用いる。[文献(1)参照]</p> <p><u>c) 評価結果</u></p> <p>線源と管理区域境界が最近接距離となる位置(図-2-5 評価点 D)における線量率は、$6.34 \times 10^{-1} \mu \text{Sv/h}$ であり、3ヶ月の時間数を 500 時間 [文献(2)参照]としたときの積算線量は、$3.17 \times 10^{-1} \text{mSv}/3 \text{ヶ月}$ となり、線量告示の管理区域における外部放射線に係る線量 $1.3 \text{mSv}/3 \text{ヶ月}$ を超えるおそれはない。</p>	新たに保管場所に設定することに伴う被ばく評価(OP-2UF ₆ 操作室における管理区域境界の線量の評価を追加) (3)-13)

変更前	変更後	変更の理由
<p>(2) 貯蔵施設における管理区域境界の評価</p> <p>① 貯蔵施設（貯蔵室）における管理区域境界の線量の評価</p> <p>貯蔵室で核燃料物質を収納した鋼製ドラム缶及び専用の試料容器を線源とし、線源と壁間距離、遮蔽体との関係で最も線量率の高くなる OP-1 主棟の東側、OP-1UF₆操作室側の管理区域境界（外壁）位置において評価を行う。</p> <p>a) 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 貯蔵室に分析用試料の天然ウラン、劣化ウラン及び濃縮ウランを濃縮度 5%以下の天然系濃縮ウラン(UF₆)として最大 84 kg U を収納した鋼製ドラム缶最大 7 本を貯蔵し、有機廃液焼却試験で回収した酸化ウラン(天然ウラン、劣化ウラン及び濃縮ウラン)を濃縮度 5%以下の天然系濃縮ウラン(U₃O₈)として最大 5 kg U を収納した鋼製ドラム缶最大 1 本を貯蔵し、重ウラン酸アンモニウムを精製した天然ウラン[(NH₄)₂U₂O₇]として最大 1.2 kg U を収納した専用の試料容器最大 1 本を貯蔵する。 固体 UF₆の密度は、5.16 g/cm³ (10°C) とし、固体 U₃O₈の密度は、8.38 g/cm³ とし、固体(NH₄)₂U₂O₇の密度は、1.0 g/cm³ とする。 線源と壁間距離を 20 m とする。 遮蔽計算上考慮する構造物として壁[]等による放射線の低減効果を考慮する。 各核種濃縮度の区分に応じたウランに対し、ORIGEN2.2により 18 群のエネルギースペクトルを算出し、線源強度とする。 直接線の線量計算は、点減衰積分コード QAD-CGGP2R を用いる。 管理区域境界の線量評価計算モデルを図-2-7 に、評価点位置図を図-2-8 に示す。 実効線量への換算に当っては、換算係数を用いる。[文献(1)参照] 	<p>(5) 貯蔵施設（貯蔵室）における管理区域境界の評価</p> <p>貯蔵室で核燃料物質を収納した鋼製ドラム缶及び専用の試料容器を線源とし、線源と壁間距離、遮蔽体との関係で最も線量率の高くなる OP-1 主棟の東側、OP-1UF₆操作室側の管理区域境界（外壁）位置において評価を行う。</p> <p>① 貯蔵室における管理区域境界の線量の評価</p> <p>a) 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 貯蔵室に分析用試料の天然ウラン、劣化ウラン及び濃縮ウランを濃縮度 5%以下の天然系濃縮ウラン(UF₆)として最大 84 kg U を収納した鋼製ドラム缶最大 7 本を貯蔵し、有機廃液焼却試験で回収した酸化ウラン(天然ウラン、劣化ウラン及び濃縮ウラン)を濃縮度 5%以下の天然系濃縮ウラン(U₃O₈)として最大 5 kg U を収納した鋼製ドラム缶最大 1 本を貯蔵し、重ウラン酸アンモニウムを精製した天然ウラン[(NH₄)₂U₂O₇]として最大 1.2 kg U を収納した専用の試料容器最大 1 本を貯蔵する。 固体 UF₆の密度は、5.16g/cm³ (10°C) とし、固体 U₃O₈の密度は、8.38g/cm³ とし、固体(NH₄)₂U₂O₇の密度は、1.0g/cm³ とする。 線源と壁間距離を 20m とする。 遮蔽計算上考慮する構造物として壁[]等による放射線の低減効果を考慮する。 <p>b) 計算方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 各核種濃縮度の区分に応じたウランに対し、ORIGEN2.2により 18 群のエネルギースペクトルを算出し、線源強度とする。 直接線の線量計算は、点減衰積分コード QAD-CGGP2R を用いる。 管理区域境界の線量評価計算モデルを図-2-10 に、評価点位置図を図-2-11（評価点 A）に示す。 実効線量への換算に当っては、換算係数を用いる。[文献(1)参照] 	<p>記載の適正化を図るため(表記の見直し)(3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため(表記の見直し)(3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため(表記の見直し)(3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため(表記及び図番号の見直し)(3)-14)</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>b) 評価結果</p> <p>線源と壁間距離、遮蔽体との関係で最も線量率が高くなる 1 地点(ここでは東側)を選択し、管理区域境界(外壁)位置における線量率評価を行った。線量率評価結果は $2.9 \times 10^{-4} \mu \text{Sv/h}$ であり、3 ヶ月の時間数を 500 時間としたとき、その 3 ヶ月における積算線量は $1.5 \times 10^{-4} \text{ mSv}$ となる。</p> $2.9 \times 10^{-4} \mu \text{Sv/h} \times 500 \text{ h} / 3 \text{ ヶ月} = 0.145 \mu \text{Sv} / 3 \text{ ヶ月} \approx 1.5 \times 10^{-4} \text{ mSv} / 3 \text{ ヶ月}$	<p>c) 評価結果</p> <p>線源と壁間距離、遮蔽体との関係で最も線量率が高くなる 1 地点(図-2-11 評価点 A)を選択し、管理区域境界(外壁)位置における線量率評価を行った。線量率評価結果は $2.9 \times 10^{-4} \mu \text{Sv/h}$ であり、3 ヶ月の時間数を 500 時間としたとき、その 3 ヶ月における積算線量は $1.5 \times 10^{-4} \text{ mSv}$ となる。</p> $2.9 \times 10^{-4} \mu \text{Sv/h} \times 500 \text{ h} / 3 \text{ ヶ月} = 0.145 \mu \text{Sv} / 3 \text{ ヶ月} \approx 1.5 \times 10^{-4} \text{ mSv} / 3 \text{ ヶ月}$	記載の適正化を図るため(表記及び番号の見直し) (3)-14)

変更前	変更後	変更の理由
<p>(3) 管理区域境界の線量の評価結果</p> <p>① <u>図-2-4に示す東側の管理区域境界の線量の評価結果</u></p> <p><u>図-2-4に示す東側 (OP-1 UF₆操作室と非管理区域を仕切る壁)</u> の管理区域境界の線量評価は、使用施設及び貯蔵施設（貯蔵室）が同一の位置となる。</p> <p>したがって、この位置での管理区域境界の線量の評価結果は、使用施設と貯蔵施設の線量を合算した 2.8×10^{-1} mSv/3ヶ月となり、線量告示の管理区域における外部放射線に係る線量 1.3 mSv/3ヶ月を超えるおそれはない。</p> <p>• OP-1 主棟の東側の使用施設等の OP-1 UF₆操作室と貯蔵施設の貯蔵室との同一の評価点における合算値 2.72×10^{-1} mSv/3ヶ月 + 1.5×10^{-4} mSv/3ヶ月 = 2.8×10^{-1} mSv/3ヶ月</p> <p>② <u>図-2-4に示す西側の管理区域境界の線量の評価結果</u></p> <p><u>図-2-4に示す西側 (遠心機・部品保管室と非管理区域を仕切る壁)</u> の管理区域境界の線量評価は、遠心機・部品保管室内に保管する廃棄物の仕掛け品、遠心機、解体物ドラム缶からの線量を合算した 2.9×10^{-2} mSv/3ヶ月となり、線量告示の管理区域における外部放射線に係る線量 1.3 mSv/3ヶ月を超えるおそれはない。</p> <p>2.54×10^{-3} mSv/3ヶ月 + 2.03×10^{-2} mSv/3ヶ月 + 5.45×10^{-3} mSv/3ヶ月 = 2.9×10^{-2} mSv/3ヶ月</p>	<p>(6) 管理区域境界の線量の評価結果</p> <p>① <u>主棟東側の管理区域境界の線量の評価結果</u></p> <p><u>図-2-5 及び図-2-11に示す主棟東側の評価点 A</u> の管理区域境界の線量評価は、使用施設及び貯蔵施設（貯蔵室）が同一の位置となる。</p> <p>したがって、この位置での管理区域境界の線量の評価結果は、使用施設と貯蔵施設の線量を合算した 2.8×10^{-1} mSv/3ヶ月となり、線量告示の管理区域における外部放射線に係る線量 1.3 mSv/3ヶ月を超えるおそれはない。</p> <p>• OP-1 主棟の東側の使用施設等の OP-1 UF₆操作室と貯蔵施設の貯蔵室との同一の評価点における合算値 2.72×10^{-1} mSv/3ヶ月 + 1.5×10^{-4} mSv/3ヶ月 = 2.8×10^{-1} mSv/3ヶ月</p> <p>② <u>主棟西側の管理区域境界の線量の評価結果</u></p> <p>a) <u>図-2-5に示す主棟西側の評価点 B</u> の管理区域境界の線量評価は、遠心機・部品保管室内に保管する廃棄物の仕掛け品、遠心分離機、解体物ドラム缶からの線量を合算した 2.9×10^{-2} mSv/3ヶ月となり、線量告示の管理区域における外部放射線に係る線量 1.3 mSv/3ヶ月を超えるおそれはない。</p> <p>• <u>主棟西側の評価点 Bにおける合算値</u> 2.54×10^{-3} mSv/3ヶ月 + 2.03×10^{-2} mSv/3ヶ月 + 5.45×10^{-3} mSv/3ヶ月 = 2.9×10^{-2} mSv/3ヶ月</p> <p>b) <u>図-2-5に示す主棟西側の評価点 C</u> の管理区域境界の線量評価は、ブレンディング室内に保管する解体・撤去した機器類を収納したドラム缶等からの線量が 3.88×10^{-1} mSv/3ヶ月となり、線量告示の管理区域における外部放射線に係る線量 1.3 mSv/3ヶ月を超えるおそれはない。</p> <p>c) <u>図-2-5に示す主棟西側の評価点 D</u> の管理区域境界の線量評価は、OP-2UF₆操作室内に保管する解体・撤去した機器類を収納したドラム缶等からの線量が 3.17×10^{-1} mSv/3ヶ月となり、線量告示の管理区域における外部放射線に係る線量 1.3 mSv/3ヶ月を超えるおそれはない。</p>	<p>記載の適正化を図るため(表記、項番号及び図番号の見直し) (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)</p> <p>ブレンディング室及び OP-2UF₆操作室における管理区域境界の線量の評価を追加 (3)-13)</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>2.6 周辺監視区域境界の線量評価</p> <p>(1) 周辺監視区域境界の一般公衆の内部被ばくの評価</p> <p>① 使用施設における周辺監視区域境界の一般公衆の内部被ばくの評価</p> <p>OP-1 主棟内の定常運転時においては、遠心機処理室の分解ハウス、化学分離ハウス等の排気は、遠心機処理室系統の局所排気処理装置に入る。</p> <p>また、遠心機処理室分解ハウス内での遠心分離機の分解作業に伴って発生する放射性物質は、各分解ユニットに附属する真空クリーナにて回収し、その排気は、遠心機処理室系統の局所排気処理装置に入る。</p> <p>そのほか、分解ハウス、化学分離ハウス等の排気中の HF 捕集を目的としたケミカルトラップも遠心機処理室系統の局所排気処理装置内に設ける。</p> <p>遠心機処理室系統の排気処理装置及び局所排気処理装置には、高性能エアフィルタが設置されており、分解ハウス内の真空クリーナの排気を含め、排気中の固体状の放射性物質をろ過して放射性物質濃度の低減を行う。</p> <p>遠心機処理設備で取り扱う核燃料物質には、OP-1A 遠心分離機、OP-1B 遠心分離機及び OP-2 遠心分離機年間最大 1,000 台と DOP-2 要素機年間最大 10 台の内部に残留する放射性物質がある。</p> <p>このうち、OP-1A 遠心分離機、OP-1B 遠心分離機及び OP-2 遠心分離機については遠心機処理設備の運転実績より 28gU/台（分解設備 8gU/台、化学分離処理設備 20gU/台）と推定できる。核種組成についてはウラン濃縮パイロットプラントとしての運転実績から、天然ウラン系 4wt% 製品と回収ウラン系 4wt% 製品の核種構成を 1:4 とした放射性物質にて評価を行う。</p> <p>また、DOP-2 要素機内部に残留する放射性物質量はウラン濃縮原型プラントにおける核物質の計量管理データを基に 480gU/台と推定でき、DOP-2 要素機内部に残留する放射性物質量はウラン濃縮原型プラントで使用した回収ウラン系の濃縮度 5% 製品ウランにて評価を行う。なお、いずれの放射性物質についても天然ウラン系で約 25 年、回収ウラン系で約 10 年間壊変した想定含有量を ORIGEN-2/82(modify 86)により評価し、これを使用する。</p> <p>本施設において取り扱う放射性物質について、線量告示に定める周辺監視区域外の空気中の濃度限度との比の総和に対して 1/100 以上となる核種をもとに、遠心分離機の分離処理試験に関する放射性物質の想定含有量を表-2-9 及び表-2-10 に示す。</p>	<p>2.6 周辺監視区域境界の線量評価</p> <p>(1) 周辺監視区域境界の一般公衆の内部被ばくの評価</p> <p>① 使用施設における周辺監視区域境界の一般公衆の内部被ばくの評価</p> <p>OP-1 主棟内の定常運転時においては、遠心機処理室の分解ハウス、化学分離ハウス等の排気は、遠心機処理室系統の局所排気処理装置に入る。</p> <p>また、遠心機処理室分解ハウス内での遠心分離機の分解作業に伴って発生する放射性物質は、各分解ユニットに附属する真空クリーナにて回収し、その排気は、遠心機処理室系統の局所排気処理装置に入る。</p> <p>そのほか、分解ハウス、化学分離ハウス等の排気中の HF 捕集を目的としたケミカルトラップも遠心機処理室系統の局所排気処理装置内に設ける。</p> <p>遠心機処理室系統の排気処理装置及び局所排気処理装置には、高性能エアフィルタが設置されており、分解ハウス内の真空クリーナの排気を含め、排気中の固体状の放射性物質をろ過して放射性物質濃度の低減を行う。</p> <p>遠心機処理設備で取り扱う核燃料物質には、OP-1A 遠心分離機、OP-1B 遠心分離機及び OP-2 遠心分離機年間最大 1,000 台と DOP-2 要素機年間最大 10 台の内部に残留する放射性物質がある。</p> <p>このうち、OP-1A 遠心分離機、OP-1B 遠心分離機及び OP-2 遠心分離機については遠心機処理設備の運転実績より 28gU/台（分解設備 8gU/台、化学分離処理設備 20gU/台）と推定できる。核種組成についてはウラン濃縮パイロットプラントとしての運転実績から、天然ウラン系 4wt% 製品と回収ウラン系 4wt% 製品の核種構成を 1:4 とした放射性物質にて評価を行う。</p> <p>また、DOP-2 要素機内部に残留する放射性物質量はウラン濃縮原型プラントにおける核物質の計量管理データを基に 480gU/台と推定でき、DOP-2 要素機内部に残留する放射性物質量はウラン濃縮原型プラントで使用した回収ウラン系の濃縮度 5% 製品ウランにて評価を行う。なお、いずれの放射性物質についても天然ウラン系で約 25 年、回収ウラン系で約 10 年間壊変した想定含有量を ORIGEN-2/82(modify 86)により評価し、これを使用する。</p> <p>本施設において取り扱う放射性物質について、線量告示に定める周辺監視区域外の空気中の濃度限度との比の総和に対して 1/100 以上となる核種をもとに、遠心分離機の分離処理試験に関する放射性物質の想定含有量を表-2-7 及び表-2-8 に示す。</p>	<p>記載の適正化を図るため(表番号の見直し) (3)-14)</p>

変更箇所を_____又は~~_____~~で示す。

変更前			変更後			変更の理由																												
<u>表-2-9 OP-1A 遠心分離機、OP-1B 遠心分離機及び OP-2 遠心分離機内部に残留する放射性物質の想定含有量</u>			<u>表-2-7 OP-1A 遠心分離機、OP-1B 遠心分離機及び OP-2 遠心分離機内部に残留する放射性物質の想定含有量</u>			記載の適正化を図るため(表番号の見直し) (3)-14)																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>核種</th><th>想定含有量 (Bq/gU)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>^{234}U</td><td>9.4×10^4</td></tr> <tr> <td>^{235}U</td><td>3.2×10^3</td></tr> <tr> <td>^{236}U</td><td>4.0×10^3</td></tr> <tr> <td>^{238}U</td><td>1.2×10^4</td></tr> <tr> <td><u>ウラン娘核種</u></td><td>^{228}Th</td></tr> <tr> <td></td><td>8.0×10^2</td></tr> </tbody> </table>			核種	想定含有量 (Bq/gU)	^{234}U	9.4×10^4	^{235}U	3.2×10^3	^{236}U	4.0×10^3	^{238}U	1.2×10^4	<u>ウラン娘核種</u>	^{228}Th		8.0×10^2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>核種</th><th>想定含有量 (Bq/gU)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>^{234}U</td><td>9.4×10^4</td></tr> <tr> <td>^{235}U</td><td>3.2×10^3</td></tr> <tr> <td>^{236}U</td><td>4.0×10^3</td></tr> <tr> <td>^{238}U</td><td>1.2×10^4</td></tr> <tr> <td><u>ウラン子孫核種</u></td><td>^{228}Th</td></tr> <tr> <td></td><td>8.0×10^2</td></tr> </tbody> </table>			核種	想定含有量 (Bq/gU)	^{234}U	9.4×10^4	^{235}U	3.2×10^3	^{236}U	4.0×10^3	^{238}U	1.2×10^4	<u>ウラン子孫核種</u>	^{228}Th		8.0×10^2	記載の適正化を図るため(表番号の見直し) (3)-14)
核種	想定含有量 (Bq/gU)																																	
^{234}U	9.4×10^4																																	
^{235}U	3.2×10^3																																	
^{236}U	4.0×10^3																																	
^{238}U	1.2×10^4																																	
<u>ウラン娘核種</u>	^{228}Th																																	
	8.0×10^2																																	
核種	想定含有量 (Bq/gU)																																	
^{234}U	9.4×10^4																																	
^{235}U	3.2×10^3																																	
^{236}U	4.0×10^3																																	
^{238}U	1.2×10^4																																	
<u>ウラン子孫核種</u>	^{228}Th																																	
	8.0×10^2																																	
<u>表-2-10 DOP-2 要素機内部に残留する放射性物質の想定含有量</u>			<u>表-2-8 DOP-2 要素機内部に残留する放射性物質の想定含有量</u>			記載の適正化を図るため(表番号の見直し) (3)-14)																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>核種</th><th>想定含有量 (Bq/gU)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>^{232}U</td><td>7.9×10^3</td></tr> <tr> <td>^{234}U</td><td>3.8×10^5</td></tr> <tr> <td>^{236}U</td><td>4.4×10^4</td></tr> <tr> <td>^{238}U</td><td>1.2×10^4</td></tr> <tr> <td><u>ウラン娘核種</u></td><td>^{228}Th</td></tr> <tr> <td></td><td>7.9×10^3</td></tr> </tbody> </table>			核種	想定含有量 (Bq/gU)	^{232}U	7.9×10^3	^{234}U	3.8×10^5	^{236}U	4.4×10^4	^{238}U	1.2×10^4	<u>ウラン娘核種</u>	^{228}Th		7.9×10^3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>核種</th><th>想定含有量 (Bq/gU)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>^{232}U</td><td>7.9×10^3</td></tr> <tr> <td>^{234}U</td><td>3.8×10^5</td></tr> <tr> <td>^{236}U</td><td>4.4×10^4</td></tr> <tr> <td>^{238}U</td><td>1.2×10^4</td></tr> <tr> <td><u>ウラン子孫核種</u></td><td>^{228}Th</td></tr> <tr> <td></td><td>7.9×10^3</td></tr> </tbody> </table>			核種	想定含有量 (Bq/gU)	^{232}U	7.9×10^3	^{234}U	3.8×10^5	^{236}U	4.4×10^4	^{238}U	1.2×10^4	<u>ウラン子孫核種</u>	^{228}Th		7.9×10^3	ウラン濃縮試験を終了したため削除 (3)-1)-(①)
核種	想定含有量 (Bq/gU)																																	
^{232}U	7.9×10^3																																	
^{234}U	3.8×10^5																																	
^{236}U	4.4×10^4																																	
^{238}U	1.2×10^4																																	
<u>ウラン娘核種</u>	^{228}Th																																	
	7.9×10^3																																	
核種	想定含有量 (Bq/gU)																																	
^{232}U	7.9×10^3																																	
^{234}U	3.8×10^5																																	
^{236}U	4.4×10^4																																	
^{238}U	1.2×10^4																																	
<u>ウラン子孫核種</u>	^{228}Th																																	
	7.9×10^3																																	
<p>OP-2 主棟内の定常運転において、カスケードから抜き出された気体は、製品コールドトラップ及び製品コールドトラップによって UF_6 の大部分が固化し、捕集され、さらに、ケミカルトラップによって残りの UF_6 が捕集されプロセス排気ラインを経て、ブレンディング室系統(No. 3 給排気系統) の局所排気処理装置に入る。</p> <p>排気処理装置には、高性能エアフィルタを設置し、UF_6 の加水分解によって生じた UO_2F_2 をろ過してウラン濃度の低減を行う。</p>			(削除)			ウラン濃縮試験を終了したため削除 (3)-1)-(①)																												

変更前	変更後	変更の理由
<p><u>UF₆処理系のプロセス概略フローシートを図-2-9に、ブレンディング室系統局所排気処理装置フローシートを図-2-8に示す。</u></p> <p>1) OP-1 主棟の排気を伴う運転操作及びその頻度 [排気を伴う運転操作] 遠心機・部品保管室に保管した遠心分離機を遠心機処理室の分解ハウスへ搬入する。 遠心分離機は、分解ハウス内の各分解ユニットを経て部品単位に分解する。この分解操作の際、遠心分離機内部に残留する放射性物質は、真空クリーナにて回収する。 分解ハウス内で分解した遠心分離機部品は、化学分離ハウス内の化学分離処理設備の各処理装置に入れて、部品表面の放射性物質を分離処理する。</p> <p>[運転操作の頻度及び最大流量] OP-1 主棟の排気筒出口からの放射性物質放出量は、遠心機処理設備における分解設備での定常操作時が最大となる。 従って、遠心機処理設備において、遠心分離機内に残留する放射性物質が、すべて分解ハウス内の排気及び真空クリーナを経由して、局所排気処理装置にて捕集されるものとして評価する。 また、分離処理試験において1年間に使用する遠心分離機台数はOP-1A 遠心分離機、OP-1B 遠心分離機及びOP-2 遠心分離機は最大1,000台であり、短期間の最大試験台数が25台/週であることから、1時間平均の放射性物質の発生量は1.2gU/時として評価する。</p> $\frac{8\text{gU/台} \times 25 \text{台/週}}{24 \text{時/日} \times 7 \text{日/週}} = 1.2\text{gU/時}$ <p>同様に、DOP-2 要素機は年間最大10台であり、短期間の最大試験台数が1台/週であることから、1時間平均の放射性物質の発生量は2.9gU/時として評価する。</p> $\frac{480\text{gU/台} \times 1 \text{台/週}}{24 \text{時/日} \times 7 \text{日/週}} = 2.9\text{gU/時}$	<p>1) OP-1 主棟の排気を伴う運転操作及びその頻度 [排気を伴う運転操作] 遠心機・部品保管室に保管した遠心分離機を遠心機処理室の分解ハウスへ搬入する。 遠心分離機は、分解ハウス内の各分解ユニットを経て部品単位に分解する。この分解操作の際、遠心分離機内部に残留する放射性物質は、真空クリーナにて回収する。 分解ハウス内で分解した遠心分離機部品は、化学分離ハウス内の化学分離処理設備の各処理装置に入れて、部品表面の放射性物質を分離処理する。</p> <p>[運転操作の頻度及び最大流量] OP-1 主棟の排気筒出口からの放射性物質放出量は、遠心機処理設備における分解設備での定常操作時が最大となる。 従って、遠心機処理設備において、遠心分離機内に残留する放射性物質が、すべて分解ハウス内の排気及び真空クリーナを経由して、局所排気処理装置にて捕集されるものとして評価する。 また、分離処理試験において1年間に使用する遠心分離機台数はOP-1A 遠心分離機、OP-1B 遠心分離機及びOP-2 遠心分離機は最大1,000台であり、短期間の最大試験台数が25台/週であることから、1時間平均の放射性物質の発生量は1.2gU/時として評価する。</p> $\frac{8\text{gU/台} \times 25 \text{台/週}}{24 \text{時/日} \times 7 \text{日/週}} = 1.2\text{gU/時}$ <p>同様に、DOP-2 要素機は年間最大10台であり、短期間の最大試験台数が1台/週であることから、1時間平均の放射性物質の発生量は2.9gU/時として評価する。</p> $\frac{480\text{gU/台} \times 1 \text{台/週}}{24 \text{時/日} \times 7 \text{日/週}} = 2.9\text{gU/時}$	<p>ウラン濃縮試験を終了したため削除 (3)-1)-(①)</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>2) OP-2 主棟の排気を伴う<u>運転操作</u>及びその頻度 <u>[排気を伴う運転操作]</u></p> <p>① 定常操作 <u>原料シリンドを OP-2UF₆操作室の原料供給槽に入れて加熱し、UF₆を発生させ、圧力を調整した後、カスケード設備へ供給する。カスケード設備から出た製品 UF₆及び廃品 UF₆をそれぞれのコールドトラップへ導き、冷却し、固化して捕集する。微量の未捕集 UF₆は、ケミカルトラップへ導き、化学的方法により捕集する。</u></p> <p>② 原料回収操作 <u>発生終了した原料シリンドに残存する UF₆を回収する。</u> <u>原料回収操作は、パージコールドトラップで冷却し、固化し捕集する。</u></p> <p>③ カスケード排気操作 <u>カスケード内部に保有する UF₆の排気は、カスケード計画停止操作時については、カスケード排気系により行い、停電時については、カスケードパージ系により行う。</u> <u>[排気の頻度及び最大流量]</u> <u>排気筒出口からの放射性物質放出量が最大となるのは、定常操作及び原料回収操作を同時に行った場合</u> <u>で、この時の流量は、148 gU/min である。</u> <u>なお、カスケード排気操作時については、カスケード設備への UF₆供給を停止するため定常操作と同時</u> <u>に行うことはない。</u> <u>各操作における排気の頻度及び最大流量は表-2-11 のとおりである。</u></p>	<p>2) OP-2 主棟の排気を伴う操作及びその頻度 <u>(削除)</u></p>	ウラン濃縮の終了に伴う被ばく評価の見直し(排気を伴う操作の見直し) (3)-1)-①

表-2-11 各操作における排気の頻度及び最大流量

操作	作	排気の頻度	最大流量
(1)定常操作 (OP-2UF ₆ 操作室)		連続	124gU/min
(2)原料回収操作 (OP-2UF ₆ 操作室)		約 46 回/年	24gU/min
(3)カスケード排気操作	計画停止	約 4 回/年	45gU/min
	停電停止	約 2 回/年	45gU/min

変更前	変更後	変更の理由
(新規)	<p>〔排気を伴う操作〕</p> <p>a) 機器の解体・撤去作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OP-2 主棟の OP-2UF₆ 操作室内の機器の解体・撤去作業における OP-2UF₆ 操作室内の機器内に付着している放射性物質は、運転実績により天然ウラン 3 kg U が存在するものとする。 ・OP-2UF₆ 操作室内の除染フード及びグリーンハウスを OP-2UF₆ 操作室系統及びブレンディング室系統の局所排気処理装置で排気する。 ・解体作業は、1 日あたり 6 時間、1 週間の就業日数が 5 日、年間 50 週とする。 ・作業時の飛散率は、1.0×10^{-4} [文献(1)参照] とする。 ・OP-2 主棟の機器の解体作業における 1 時間平均の放射性物質の発生量は、2.0×10^{-4} gU/時として評価する。 <p>$\frac{3\text{kgU} \times 10^3 \times 1.0 \times 10^{-4}}{6\text{h/日} \times 5 \text{日/週} \times 50 \text{週}} = 2.0 \times 10^{-4} \text{gU/時}$</p>	解体・撤去作業に伴う一般公衆の被ばく評価の見直し(排気を伴う操作の見直し) (3)-12)

変更前	変更後	変更の理由
<p>3) 排気筒出口及び周辺監視区域境界における放射性物質の放出量及び濃度</p> <p>OP-1 主棟における遠心機処理室系統の局所排気処理装置の放射性物質に対する捕集効率は、2段（直列）の高性能エアフィルタにて行うことから 99.999%とする。</p> <p>OP-2 主棟における各排気系統の <u>UF₆</u>に対する捕集効率は、<u>コールドトラップ 99.9%</u>、<u>ケミカルトラップ 99.9%</u>、<u>高性能エアフィルタ 99.9%</u>とする。また、相対濃度の計算は、以下の計算による。</p> <p>① 大気拡散式</p> <p>空気中の放射性物質の濃度の計算に用いた式は、正規型大気拡散式で、下式のように表される。</p> $\chi(x, y, z) = \frac{Q}{2\pi\sigma_y\sigma_z U \cdot 3600} \cdot \exp\left(-\frac{y^2}{2\sigma_y^2}\right) \times \left[\exp\left\{-\frac{(Z - H_e)^2}{2\sigma_z^2}\right\} + \exp\left\{-\frac{(Z + H_e)^2}{2\sigma_z^2}\right\} \right]$ <p>風下軸上の地表空気中濃度は、$y = z = 0$として、</p> $\chi(x, 0, 0) = \frac{Q}{2\pi\sigma_y\sigma_z U \cdot 3600} \cdot \exp\left(-\frac{H_e^2}{2\sigma_z^2}\right)$ <p>相対濃度は、</p> $\chi/Q = \frac{1}{\pi\sigma_y\sigma_z U \cdot 3600} \cdot \exp\left(-\frac{H_e^2}{2\sigma_z^2}\right)$ <p>となる。また、<u>建家の</u>投影面積を考慮した場合の相対濃度は、</p> $\chi/Q = \frac{1}{\pi \sum y \sum z U \cdot 3600} \cdot \exp\left(-\frac{H_e^2}{2(\sum z)^2}\right)$ <p>となる。</p> <p>ただし、</p> <p>$\chi(x, y, z)$: 点 (x, y, z)における空気中濃度の時間積分 ($Bq \cdot h/m^3$)</p> <p>$\chi(x, 0, 0)$: 風下軸上の地表空気中濃度の時間積分 ($Bq \cdot h/m^3$)</p> <p>χ/Q : 相対濃度 (h/m^3)</p> <p>Q : 放出量 (Bq)</p>	<p>3) 排気筒出口及び周辺監視区域境界における放射性物質の放出量及び濃度</p> <p>OP-1 主棟における遠心機処理室系統の局所排気処理装置の放射性物質に対する捕集効率は、2段（直列）の高性能エアフィルタにて行うことから 99.999 %とする。</p> <p>OP-2 主棟における各排気系統の <u>放射性物質</u>に対する捕集効率は、高性能エアフィルタ 99.9 %とする。また、相対濃度の計算は、以下の計算による。</p> <p>a) 大気拡散式</p> <p>空気中の放射性物質の濃度の計算に用いた式は、正規型大気拡散式で、下式のように表される。</p> $\chi(x, y, z) = \frac{Q}{2\pi\sigma_y\sigma_z U \cdot 3600} \cdot \exp\left(-\frac{y^2}{2\sigma_y^2}\right) \times \left[\exp\left\{-\frac{(Z - H_e)^2}{2\sigma_z^2}\right\} + \exp\left\{-\frac{(Z + H_e)^2}{2\sigma_z^2}\right\} \right]$ <p>風下軸上の地表空気中濃度は、$y = z = 0$として、</p> $\chi(x, 0, 0) = \frac{Q}{2\pi\sigma_y\sigma_z U \cdot 3600} \cdot \exp\left(-\frac{H_e^2}{2\sigma_z^2}\right)$ <p>相対濃度は、</p> $\chi/Q = \frac{1}{\pi\sigma_y\sigma_z U \cdot 3600} \cdot \exp\left(-\frac{H_e^2}{2\sigma_z^2}\right)$ <p>となる。また、<u>建屋の</u>投影面積を考慮した場合の相対濃度は、</p> $\chi/Q = \frac{1}{\pi \sum y \sum z U \cdot 3600} \cdot \exp\left(-\frac{H_e^2}{2(\sum z)^2}\right)$ <p>となる。</p> <p>ただし、</p> <p>$\chi(x, y, z)$: 点 (x, y, z)における空気中濃度の時間積分 ($Bq \cdot h/m^3$)</p> <p>$\chi(x, 0, 0)$: 風下軸上の地表空気中濃度の時間積分 ($Bq \cdot h/m^3$)</p> <p>χ/Q : 相対濃度 (h/m^3)</p> <p>Q : 放出量 (Bq)</p>	<p>記載の適正化及びウラン濃縮の終了に伴う放射線業務従事者の被ばく評価の見直し (3)-1)-(1)</p> <p>記載の適正化を図るため（番号の見直し） (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため（表記の見直し） (3)-14)</p>

変更前	変更後	変更の理由																												
<p>U : 放出源高さを代表する風速(m/s)</p> <p>H_e : 放出源の高さ (m)</p> <p>σ_y : 濃度分布の y 方向の広がりパラメータ (m)</p> <p>σ_z : 濃度分布の z 方向の広がりパラメータ (m)</p> <p>Σ_y : <u>建家</u>投影面積を考慮した濃度分布の y 方向の広がりパラメータ (m)</p> <p>Σ_z : <u>建家</u>投影面積を考慮した濃度分布の z 方向の広がりパラメータ (m)</p>	<p>U : 放出源高さを代表する風速(m/s)</p> <p>H_e : 放出源の高さ (m)</p> <p>σ_y : 濃度分布の y 方向の広がりパラメータ (m)</p> <p>σ_z : 濃度分布の z 方向の広がりパラメータ (m)</p> <p>Σ_y : <u>建屋</u>投影面積を考慮した濃度分布の y 方向の広がりパラメータ (m)</p> <p>Σ_z : <u>建屋</u>投影面積を考慮した濃度分布の z 方向の広がりパラメータ (m)</p>	記載の適正化を図るため (表記の見直し) (3)-14)																												
<p>② 濃度分布の広がりパラメータ σ_y、σ_z、Σ_y 及びΣ_z は、次により求める。</p> $\sigma_y = 0.67775 \theta_{0.1} \cdot (5 - \log x) \cdot x$ $\sigma_z = \sigma_1 \cdot x^{[a_1 + a_2 \cdot \log x + a_3 \cdot (\log x)^2]}$ $\Sigma_y = (\sigma_y^2 + C A / \pi)^{1/2}$ $\Sigma_z = (\sigma_z^2 + C A / \pi)^{1/2}$ <p>ただし、x は風下距離 (km) である。</p> <p>実用上 1,000m を超える σ_z については、1,000m として扱うものとする。</p> <p>また、</p> <p>C : <u>建家</u>形状係数 ($0.5 < C < 2$)</p> <p>A : <u>建家</u>投影面積 (m^2)</p> <p>係数 $\theta_{0.1}$、σ_1、a_1、a_2 及び a_3 の値を表-2-12 及び表-2-13 に示す。</p> <p>表-2-12 $\theta_{0.1}$</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大気安定度</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> <th>F</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>$\theta_{0.1}$</td> <td>50</td> <td>40</td> <td>30</td> <td>20</td> <td>15</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	大気安定度	A	B	C	D	E	F	$\theta_{0.1}$	50	40	30	20	15	10	<p>b) 濃度分布の広がりパラメータ σ_y、σ_z、Σ_y 及びΣ_z は、次により求める。</p> $\sigma_y = 0.67775 \theta_{0.1} \cdot (5 - \log x) \cdot x$ $\sigma_z = \sigma_1 \cdot x^{[a_1 + a_2 \cdot \log x + a_3 \cdot (\log x)^2]}$ $\Sigma_y = (\sigma_y^2 + C A / \pi)^{1/2}$ $\Sigma_z = (\sigma_z^2 + C A / \pi)^{1/2}$ <p>ただし、x は風下距離 (km) である。</p> <p>実用上 1,000m を超える σ_z については、1,000m として扱うものとする。</p> <p>また、</p> <p>C : <u>建屋</u>形状係数 ($0.5 < C < 2$)</p> <p>A : <u>建屋</u>投影面積 (m^2)</p> <p>係数 $\theta_{0.1}$、σ_1、a_1、a_2 及び a_3 の値を表-2-9 及び表-2-10 に示す。</p> <p>表-2-9 $\theta_{0.1}$</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大気安定度</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> <th>F</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>$\theta_{0.1}$</td> <td>50</td> <td>40</td> <td>30</td> <td>20</td> <td>15</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	大気安定度	A	B	C	D	E	F	$\theta_{0.1}$	50	40	30	20	15	10	記載の適正化を図るため (番号の見直し) (3)-14)
大気安定度	A	B	C	D	E	F																								
$\theta_{0.1}$	50	40	30	20	15	10																								
大気安定度	A	B	C	D	E	F																								
$\theta_{0.1}$	50	40	30	20	15	10																								

変更前					変更後					変更の理由																																																																							
(i) $x > 0.2\text{km}$					(i) $x > 0.2\text{km}$					記載の適正化を図るため(表番号の見直し) (3)-14)																																																																							
<p style="text-align: center;">表-2-13 σ_1、a_1、a_2及びa_3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大気安定度</th><th>σ_1</th><th>a_1</th><th>a_2</th><th>a_3</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>A</td><td>768.1</td><td>3.9077</td><td>3.898</td><td>1.7330</td></tr> <tr><td>B</td><td>122.0</td><td>1.4132</td><td>0.49523</td><td>0.12772</td></tr> <tr><td>C</td><td>58.1</td><td>0.8916</td><td>-0.001649</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>D</td><td>31.7</td><td>0.7626</td><td>-0.095108</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>E</td><td>22.2</td><td>0.7117</td><td>-0.12697</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>F</td><td>13.8</td><td>0.6582</td><td>-0.1227</td><td>0.0</td></tr> </tbody> </table>											大気安定度	σ_1	a_1	a_2	a_3	A	768.1	3.9077	3.898	1.7330	B	122.0	1.4132	0.49523	0.12772	C	58.1	0.8916	-0.001649	0.0	D	31.7	0.7626	-0.095108	0.0	E	22.2	0.7117	-0.12697	0.0	F	13.8	0.6582	-0.1227	0.0																																				
大気安定度	σ_1	a_1	a_2	a_3																																																																													
A	768.1	3.9077	3.898	1.7330																																																																													
B	122.0	1.4132	0.49523	0.12772																																																																													
C	58.1	0.8916	-0.001649	0.0																																																																													
D	31.7	0.7626	-0.095108	0.0																																																																													
E	22.2	0.7117	-0.12697	0.0																																																																													
F	13.8	0.6582	-0.1227	0.0																																																																													
(ii) $x < 0.2\text{km}$					(ii) $x < 0.2\text{km}$					記載の適正化を図るため(番号の見直し) (3)-14)																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>大気安定度</th><th>σ_1</th><th>a_1</th><th>a_2</th><th>a_3</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>A</td><td>165</td><td>1.07</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>B</td><td>83.7</td><td>0.894</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>C</td><td>58.0</td><td>0.891</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>D</td><td>33.0</td><td>0.854</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>E</td><td>24.4</td><td>0.854</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>F</td><td>15.5</td><td>0.822</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr> </tbody> </table>					大気安定度	σ_1	a_1	a_2	a_3	A	165	1.07	0.0	0.0	B	83.7	0.894	0.0	0.0	C	58.0	0.891	0.0	0.0	D	33.0	0.854	0.0	0.0	E	24.4	0.854	0.0	0.0	F	15.5	0.822	0.0	0.0	<table border="1"> <thead> <tr> <th>大気安定度</th><th>σ_1</th><th>a_1</th><th>a_2</th><th>a_3</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>A</td><td>165</td><td>1.07</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>B</td><td>83.7</td><td>0.894</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>C</td><td>58.0</td><td>0.891</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>D</td><td>33.0</td><td>0.854</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>E</td><td>24.4</td><td>0.854</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>F</td><td>15.5</td><td>0.822</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr> </tbody> </table>							大気安定度	σ_1	a_1	a_2	a_3	A	165	1.07	0.0	0.0	B	83.7	0.894	0.0	0.0	C	58.0	0.891	0.0	0.0	D	33.0	0.854	0.0	0.0	E	24.4	0.854	0.0	0.0	F	15.5	0.822	0.0	0.0
大気安定度	σ_1	a_1	a_2	a_3																																																																													
A	165	1.07	0.0	0.0																																																																													
B	83.7	0.894	0.0	0.0																																																																													
C	58.0	0.891	0.0	0.0																																																																													
D	33.0	0.854	0.0	0.0																																																																													
E	24.4	0.854	0.0	0.0																																																																													
F	15.5	0.822	0.0	0.0																																																																													
大気安定度	σ_1	a_1	a_2	a_3																																																																													
A	165	1.07	0.0	0.0																																																																													
B	83.7	0.894	0.0	0.0																																																																													
C	58.0	0.891	0.0	0.0																																																																													
D	33.0	0.854	0.0	0.0																																																																													
E	24.4	0.854	0.0	0.0																																																																													
F	15.5	0.822	0.0	0.0																																																																													
<u>③ 相対濃度の計算結果</u>					<u>c) 相対濃度の計算結果</u>					記載の適正化を図るため(番号の見直し) (3)-14)																																																																							
気象条件及び放出条件は、次のとおりとする。					気象条件及び放出条件は、次のとおりとする。					記載の適正化を図るため(表番号の見直し) (3)-14)																																																																							
大気安定度：F型					大気安定度：F型					記載の適正化を図るため(表番号の見直し) (3)-14)																																																																							
風速：1 m/s					風速：1 m/s					記載の適正化を図るため(表番号の見直し) (3)-14)																																																																							
放出高さ：0 m					放出高さ：0 m					記載の適正化を図るため(表番号の見直し) (3)-14)																																																																							
この場合、相対濃度は、排気筒出口に最も近い周辺監視区域境界 ($x = 0.12\text{km}$) で最大となる。					この場合、相対濃度は、排気筒出口に最も近い周辺監視区域境界 ($x = 0.12\text{ km}$) で最大となる。					記載の適正化を図るため(表番号の見直し) (3)-14)																																																																							
この時、相対濃度は、次の値となる。					この時、相対濃度は、次の値となる。					記載の適正化を図るため(表番号の見直し) (3)-14)																																																																							
$\chi/Q = 7.9 \times 10^{-7} \text{ h/m}^3$					$\chi/Q = 7.9 \times 10^{-7} \text{ h/m}^3$					記載の適正化を図るため(表番号の見直し) (3)-14)																																																																							
排気に含まれて放出される放射性物質の放出量及び濃度を表-2-14～17に示す。					排気に含まれて放出される放射性物質の放出量及び濃度を表-2-11～14に示す。					記載の適正化を図るため(表番号の見直し) (3)-14)																																																																							

変更箇所を_____又は~~_____~~で示す。

変更前							変更後							変更の理由			
<u>表-2-14 OP-1 主棟の定常操作時の排気筒出口における放射性物質の放出量、排気筒出口及び周辺監視区域境界における1時間平均濃度並びに周辺監視区域外の空気中の濃度限度(OP-1A 遠心機分離機、OP-1B 遠心分離機及びOP-2 遠心分離機の試験時)</u>										<u>表-2-11 OP-1 主棟の定常操作時の排気筒出口における放射性物質の放出量、排気筒出口及び周辺監視区域境界の濃度並びに周辺監視区域外の空気中の濃度限度に対する比率(OP-1A 遠心分離機、OP-1B 遠心分離機及びOP-2 遠心分離機の試験時)</u>							
核種	放射性物質の含有量 ^{*1} (Bq/gU)	(1.2gU/時×移行率) 建家総排気量 ^{*2} (gU/cm ³)	排気筒出口濃度(Bq/cm ³)	放出量 ^{*3} (Bq/年)	周辺監視区域濃度Bi(Bq/cm ³)	周辺監視区域外の空気中の濃度限度Ai(Bq/cm ³)	濃度限度に対する比率(Bi/Ai)	核種	放射性物質の含有量 ^{*1} (Bq/gU)	(1.2gU/h×移行率) 建屋総排気量 ^{*2} (gU/cm ³)	排気筒出口濃度(Bq/cm ³)	放出量 ^{*3} (Bq/年)	周辺監視区域境界の濃度Bi(Bq/cm ³)	周辺監視区域外の空気中の濃度限度Ai(Bq/cm ³)	濃度限度に対する比率(Bi/Ai)		
U同位体	²³⁴ U	9.4×10^4	1.1×10^{-16}	1.0×10^{-11}	7.5×10^3	8.3×10^{-13}	1×10^{-8}	8.3×10^{-5}	U同位体	²³⁴ U	9.4×10^4	1.1×10^{-16}	1.1×10^{-11}	7.5×10^3	8.8×10^{-13}	1×10^{-8}	8.8×10^{-5}
	²³⁵ U	3.2×10^3		3.5×10^{-13}	2.6×10^2	2.9×10^{-14}	2×10^{-8}	1.5×10^{-6}		²³⁵ U	3.2×10^3		3.6×10^{-13}	2.6×10^2	3.0×10^{-14}	2×10^{-8}	1.5×10^{-6}
	²³⁶ U	4.0×10^3		4.4×10^{-13}	3.2×10^2	3.7×10^{-14}	1×10^{-8}	3.7×10^{-6}		²³⁶ U	4.0×10^3		4.5×10^{-13}	3.2×10^2	3.8×10^{-14}	1×10^{-8}	3.8×10^{-6}
	²³⁸ U	1.2×10^4		1.3×10^{-12}	9.6×10^2	1.1×10^{-13}	2×10^{-8}	5.5×10^{-6}		²³⁸ U	1.2×10^4		1.4×10^{-12}	9.6×10^2	1.1×10^{-13}	2×10^{-8}	5.6×10^{-6}
	U娘核種	²²⁸ Th	8.0×10^2	8.8×10^{-14}	6.4×10^1	7.3×10^{-15}	4×10^{-9}	1.8×10^{-6}		²²⁸ Th	8.0×10^2		9.0×10^{-14}	6.4×10^1	7.5×10^{-15}	4×10^{-9}	1.9×10^{-6}
合計				9.1×10^3	—	—	9.6×10^{-5}	合計				9.1×10^3	—	—	1.0×10^{-4}		
注記 *1 OP-1A 遠心機分離機、OP-1B 遠心分離機及びOP-2 遠心分離機に係る放射性物質 *2 建家総排気量 117,400m ³ /h のうち OP-1UF ₆ 操作室局所排気装置排風量 12,000m ³ /h を除く 105,400m ³ /h *3 0.08gU (年間 1000 台×8gU/台×移行率) の放射性物質量							注記 *1 OP-1A 遠心分離機、OP-1B 遠心分離機及びOP-2 遠心分離機に係る放射性物質 *2 建屋総排気量 117,400m ³ /h のうち OP-1UF ₆ 操作室局所排気装置排風量 12,000m ³ /h を除く 105,400m ³ /h *3 0.08gU (年間 1,000 台×8gU/台×移行率) の放射性物質量							記載の適正化を図るために(表記及び表番号の見直し) (3)-14)			
<u>表-2-15 OP-1 主棟の定常操作時の排気筒出口における放射性物質の放出量、排気筒出口及び周辺監視区域境界における1時間平均濃度並びに周辺監視区域外の空気中の濃度限度(DOP-2 要素機の試験時)</u>										<u>表-2-12 OP-1 主棟の定常操作時の排気筒出口における放射性物質の放出量、排気筒出口及び周辺監視区域境界の濃度並びに周辺監視区域外の空気中の濃度限度に対する比率(DOP-2 要素機の試験時)</u>					記載の適正化を図るために(表記及び表番号の見直し) (3)-14)		
核種	放射性物質の含有量 ^{*1} (Bq/gU)	(2.9gU/時×移行率) 建家排気量 ^{*2} (gU/cm ³)	排気筒出口濃度(Bq/cm ³)	放出量 ^{*3} (Bq/年)	周辺監視区域濃度Bi(Bq/cm ³)	周辺監視区域外の空気中の濃度限度Ai(Bq/cm ³)	濃度限度に対する比率(Bi/Ai)	核種	放射性物質の含有量 ^{*1} (Bq/gU)	(2.9gU/h×移行率) 建屋排気量 ^{*2} (gU/cm ³)	排気筒出口濃度(Bq/cm ³)	放出量 ^{*3} (Bq/年)	周辺監視区域境界の濃度Bi(Bq/cm ³)	周辺監視区域外の空気中の濃度限度Ai(Bq/cm ³)	濃度限度に対する比率(Bi/Ai)		
U同位体	²³² U	7.9×10^3	2.8×10^{-16}	2.2×10^{-12}	3.8×10^2	1.8×10^{-13}	4×10^{-9}	4.5×10^{-5}	U同位体	²³² U	7.9×10^3	2.7×10^{-16}	2.1×10^{-12}	3.8×10^2	1.8×10^{-13}	4×10^{-9}	4.5×10^{-5}
	²³⁴ U	3.8×10^5		1.1×10^{-10}	1.8×10^4	9.2×10^{-12}	1×10^{-8}	9.2×10^{-4}		²³⁴ U	3.8×10^5		1.0×10^{-10}	1.8×10^4	8.6×10^{-12}	1×10^{-8}	8.6×10^{-4}
	²³⁶ U	4.4×10^4		1.2×10^{-11}	2.1×10^3	1.0×10^{-12}	1×10^{-8}	1.0×10^{-4}		²³⁶ U	4.4×10^4		1.2×10^{-11}	2.1×10^3	9.9×10^{-13}	1×10^{-8}	9.9×10^{-5}
	²³⁸ U	1.2×10^4		3.4×10^{-12}	5.8×10^2	2.8×10^{-13}	2×10^{-8}	1.4×10^{-5}		²³⁸ U	1.2×10^4		3.3×10^{-12}	5.8×10^2	2.7×10^{-13}	2×10^{-8}	1.4×10^{-5}
	U娘核種	²²⁸ Th	7.9×10^3	2.2×10^{-12}	3.8×10^2	1.8×10^{-13}	4×10^{-9}	4.5×10^{-5}		²²⁸ Th	7.9×10^3		2.1×10^{-12}	3.8×10^2	1.8×10^{-13}	4×10^{-9}	4.5×10^{-5}
合計				2.1×10^4	—	—	1.1×10^{-3}	合計				2.2×10^4	—	—	1.1×10^{-3}		
注記 *1 DOP-2 要素機に係る放射性物質 *2 建家総排気量 117,400m ³ /h のうち OP-1UF ₆ 操作室局所排気装置排風量 12,000m ³ /h を除く 105,400m ³ /h *3 0.048gU (年間 10 台×480gU/台×移行率) の放射性物質量							注記 *1 DOP-2 要素機に係る放射性物質 *2 建屋総排気量 117,400m ³ /h のうち OP-1UF ₆ 操作室局所排気装置排風量 12,000m ³ /h を除く 105,400m ³ /h *3 0.048gU (年間 10 台×480gU/台×移行率) の放射性物質量							記載の適正化を図るために(表記及び端数処理による値の見直し) (3)-14)			

変更箇所を_____又は~~_____~~で示す。

変更前							変更後							変更の理由				
表-2-16 OP-2 主棟の定常操作時の排気筒出口における放射性物質の放出量、排気筒出口及び周辺監視区域境界における1時間平均濃度並びに周辺監視区域外の空気中の濃度限度							表-2-13 OP-2 主棟での解体・撤去における排気筒出口における放射性物質の放出量、排気筒出口及び周辺監視区域境界の濃度並びに周辺監視区域外の空気中の濃度限度に対する比率											
核種	放射性物質の含有量(Bq/gU)	(148gU/min × 移行率) 建家総排気量 ^{*1} (gU/cm ³)	排気筒出口濃度 (Bq/cm ³)	放出量 (Bq/年)	周辺監視区域濃度 Bi(Bq/cm ³)	周辺監視区域外の空気中の濃度限度 Ai(Bq/cm ³)	濃度限度に対する比率 (Bi/Ai)	核種	放射性物質の含有量(Bq/gU)	(2.0 × 10 ⁻⁴ gU/h × 移行率) 建屋総排気量 ^{*1} (gU/cm ³)	排気筒出口濃度 (Bq/cm ³)	放出量 (Bq/年)	周辺監視区域境界の濃度 Bi(Bq/cm ³)	周辺監視区域外の空気中の濃度限度 Ai(Bq/cm ³)	濃度限度に対する比率 (Bi/Ai)			
U同位体	²³⁴ U	1.3 × 10 ⁴	1.4 × 10 ⁻¹⁶	1.8 × 10 ⁻¹²	9.7 × 10 ²	8.7 × 10 ⁻¹⁴	1 × 10 ⁻⁸	8.7 × 10 ⁻⁶	U同位体	²³⁴ U	1.3 × 10 ⁴	3.2 × 10 ⁻¹⁸	4.2 × 10 ⁻¹⁴	2.3 × 10 ¹	2.1 × 10 ⁻¹⁵	1 × 10 ⁻⁸	2.1 × 10 ⁻⁷	記載の適正化を図るため(表記及び表番号の見直し)(3)-14)
	²³⁵ U	5.6 × 10 ²		7.8 × 10 ⁻¹⁴	4.2 × 10 ¹	3.8 × 10 ⁻¹⁵	2 × 10 ⁻⁸	1.9 × 10 ⁻⁷		²³⁵ U	5.6 × 10 ²		1.8 × 10 ⁻¹⁵	9.8 × 10 ⁻¹	8.8 × 10 ⁻¹⁷	2 × 10 ⁻⁸	4.4 × 10 ⁻⁹	ウラン濃縮の終了及び解体・撤去に伴う周辺監視区域外の空気中の濃度評価の見直し(3)-1)-①、(3)-12)
	²³⁸ U	1.2 × 10 ⁴		1.7 × 10 ⁻¹²	9.2 × 10 ²	8.3 × 10 ⁻¹⁴	2 × 10 ⁻⁸	4.2 × 10 ⁻⁶		²³⁸ U	1.2 × 10 ⁴		3.9 × 10 ⁻¹⁴	2.1 × 10 ¹	1.9 × 10 ⁻¹⁵	2 × 10 ⁻⁸	9.5 × 10 ⁻⁸	記載の適正化を図るため(表記及び表番号の見直し)(3)-14)
合計				1.9 × 10 ³	1.7 × 10 ⁻¹³	—	1.3 × 10 ⁻⁵	合計				4.5 × 10 ¹	4.0 × 10 ⁻¹⁵	—	3.0 × 10 ⁻⁷	記載の適正化を図るため(表記及び表番号の見直し)(3)-14)		
注記 *1 建家総排気量 61,600m ³ /h															記載の適正化を図るため(表記及び表番号の見直し)(3)-14)			
表-2-17 濃縮工学施設主棟の定常操作時における周辺監視区域外の空気中の濃度							表-2-14 濃縮工学施設主棟の定常操作等における周辺監視区域外の空気中の濃度											
核種	OP-1 主棟排気筒に係る周辺監視区域濃度 ^{*1} (Bq/cm ³)	OP-2 主棟排気筒に係る周辺監視区域濃度 (Bq/cm ³)	合算値 Bi(Bq/cm ³)	周辺監視区域外の空気中の濃度限度 Ai(Bq/cm ³)	濃度限度に対する比率 (Bi/Ai)	核種	OP-1 主棟からの排気に係る周辺監視区域境界の濃度 ^{*1} (Bq/cm ³)	OP-2 主棟からの排気に係る周辺監視区域境界の濃度 (Bq/cm ³)	合算値 Bi(Bq/cm ³)	周辺監視区域外の空気中の濃度限度 Ai(Bq/cm ³)	濃度限度に対する比率 (Bi/Ai)							
U同位体	²³² U	1.8 × 10 ⁻¹³	—	1.8 × 10 ⁻¹³	4 × 10 ⁻⁹	4.5 × 10 ⁻⁵	U同位体	²³² U	1.8 × 10 ⁻¹³	—	1.8 × 10 ⁻¹³	4 × 10 ⁻⁹	4.5 × 10 ⁻⁵	ウラン濃縮の終了に伴う周辺監視区域外の空気中の濃度評価の見直し(3)-1)-①				
	²³⁴ U	9.2 × 10 ⁻¹²	8.7 × 10 ⁻¹⁴	9.3 × 10 ⁻¹²	1 × 10 ⁻⁸	9.3 × 10 ⁻⁴		²³⁴ U	9.5 × 10 ⁻¹²	2.1 × 10 ⁻¹⁵	9.5 × 10 ⁻¹²	1 × 10 ⁻⁸	9.5 × 10 ⁻⁴	記載の適正化を図るため(表記及び表番号の見直し)(3)-14)				
	²³⁵ U	—	3.8 × 10 ⁻¹⁵	3.8 × 10 ⁻¹⁵	2 × 10 ⁻⁸	1.9 × 10 ⁻⁷		²³⁵ U	—	8.8 × 10 ⁻¹⁷	8.8 × 10 ⁻¹⁷	2 × 10 ⁻⁸	4.4 × 10 ⁻⁹	記載の適正化を図るため(表記及び表番号の見直し)(3)-14)				
	²³⁶ U	1.0 × 10 ⁻¹²	—	1.0 × 10 ⁻¹²	1 × 10 ⁻⁸	1.0 × 10 ⁻⁴		²³⁶ U	1.0 × 10 ⁻¹²	—	1.0 × 10 ⁻¹²	1 × 10 ⁻⁸	1.0 × 10 ⁻⁴	記載の適正化を図るため(表記及び表番号の見直し)(3)-14)				
	²³⁸ U	2.8 × 10 ⁻¹³	8.3 × 10 ⁻¹⁴	3.6 × 10 ⁻¹³	2 × 10 ⁻⁸	1.8 × 10 ⁻⁵		²³⁸ U	3.8 × 10 ⁻¹³	1.9 × 10 ⁻¹⁵	3.9 × 10 ⁻¹³	2 × 10 ⁻⁸	1.9 × 10 ⁻⁵	記載の適正化を図るため(表記及び表番号の見直し)(3)-14)				
U娘核種	²²⁸ Th	1.8 × 10 ⁻¹³	—	1.8 × 10 ⁻¹³	4 × 10 ⁻⁹	4.5 × 10 ⁻⁵	²²⁸ Th	1.9 × 10 ⁻¹³	—	1.9 × 10 ⁻¹³	4 × 10 ⁻⁹	4.6 × 10 ⁻⁵	記載の適正化を図るため(表記及び表番号の見直し)(3)-14)					
合計				1.1 × 10 ⁻¹¹	—	1.1 × 10 ⁻³	合計				1.2 × 10 ⁻¹¹	—	1.2 × 10 ⁻³	記載の適正化を図るため(表記及び表番号の見直し)(3)-14)				
*1 DOP-2 遠心分離機を用いた試験時の濃度評価値																		

変更前	変更後	変更の理由
<p>周辺監視区域境界における排気中の放射性物質の濃度と、線量告示に定める周辺監視区域外の空気中の濃度限度との比の合計は、<u>1.1×10^{-3}</u>となり 1 より小さい。</p> <p>4) 定常運転時における排気中の核燃料物質による一般公衆の実効線量</p> <p>① 使用施設における周辺監視区域境界の一般公衆の内部被ばくの評価</p> <p>定常運転において、施設外へ放出される核燃料物質による一般公衆への実効線量として、空気中の核燃料物質の吸入摂取による実効線量についての評価を行う。</p> <p>なお、ここでの放出量及び相対濃度は前項 3) の値である。</p> <p>一般公衆の空気中の核燃料物質の吸入摂取による実効線量は、次式で計算される。</p> <p>計算結果を表-2-18 に示す。</p> $H_E = \sum (I_i \times E_i)$ $I_i = q \times M_a \times (\chi / Q)$ <p>ただし、</p> <p>H_E : 実効線量 (mSv/年) I_i : 核種 i の吸入摂取量 (Bq/年) E_i : 実効線量係数 (mSv/Bq) q : 核燃料物質放出量 (Bq/年) M_a : 呼吸量 = 9.6×10^{-1} (m^3/h) χ / Q : 相対濃度 (h/m³)</p>	<p>周辺監視区域境界における排気中の放射性物質の濃度と、線量告示に定める周辺監視区域外の空気中の濃度限度との比の合計は、<u>1.2×10^{-3}</u>となり 1 より小さい。</p> <p>4) 定常運転時における排気中の核燃料物質による一般公衆の実効線量</p> <p>a) 使用施設における周辺監視区域境界の一般公衆の内部被ばくの評価</p> <p>定常運転において、施設外へ放出される核燃料物質による一般公衆への実効線量として、空気中の核燃料物質の吸入摂取による実効線量についての評価を行う。</p> <p>なお、ここでの放出量及び相対濃度は前項 3) の値である。</p> <p>一般公衆の空気中の核燃料物質の吸入摂取による実効線量は、次式で計算される。</p> <p>計算結果を表-2-15 に示す。</p> $H_E = \sum (I_i \times E_i)$ $I_i = q \times M_a \times (\chi / Q)$ <p>ただし、</p> <p>H_E : 実効線量 (mSv/年) I_i : 核種 i の吸入摂取量 (Bq/年) E_i : 実効線量係数 (mSv/Bq) q : 核燃料物質放出量 (Bq/年) M_a : 呼吸量 = 9.6×10^{-1} (m^3/h) χ / Q : 相対濃度 (h/m³)</p>	<p>ウラン濃縮の終了に伴う周辺監視区域外の空気中の濃度評価の見直し (3)-1)-①</p> <p>記載の適正化を図るため(番号の見直し) (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため(表番号の見直し) (3)-14)</p>

変更箇所を_____又は~~_____~~で示す。

変更前					変更後					変更の理由																																																																																																								
表-2-18 一般公衆の空気中の放射性物質の吸入摂取による実効線量 (OP-1 主棟) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核種</th> <th colspan="2">放出量 (Bq/年)</th> <th rowspan="2">吸入摂取 (Bq/年)</th> <th rowspan="2">線量係数 (mSv/Bq)</th> <th rowspan="2">実効線量 (mSv/年)</th> </tr> <tr> <th>OP-1A、OP-1B 及び OP-2 遠心分離機試験時</th> <th>DOP-2 要素機試験時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>²³²U</td> <td>—</td> <td>3.8×10^2</td> <td>2.9×10^{-4}</td> <td>2.6×10^{-2}</td> <td>7.5×10^{-6}</td> </tr> <tr> <td>²³⁴U</td> <td>7.5×10^3</td> <td>1.8×10^4</td> <td>1.9×10^{-2}</td> <td>6.8×10^{-3}</td> <td>1.3×10^{-4}</td> </tr> <tr> <td>²³⁵U</td> <td>2.6×10^2</td> <td>—</td> <td>2.0×10^{-4}</td> <td>6.1×10^{-3}</td> <td>1.2×10^{-6}</td> </tr> <tr> <td>²³⁶U</td> <td>3.2×10^2</td> <td>2.1×10^3</td> <td>1.8×10^{-3}</td> <td>6.3×10^{-3}</td> <td>1.1×10^{-5}</td> </tr> <tr> <td>²³⁸U</td> <td>9.6×10^2</td> <td>5.8×10^2</td> <td>1.2×10^{-3}</td> <td>5.7×10^{-3}</td> <td>6.8×10^{-6}</td> </tr> <tr> <td>U 娘核種</td> <td>²²⁸Th</td> <td>6.4×10^1</td> <td>3.8×10^2</td> <td>3.4×10^{-4}</td> <td>2.5×10^{-2}</td> <td>8.5×10^{-6}</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>9.1×10^3</td> <td>2.1×10^4</td> <td>2.3×10^{-2}</td> <td>—</td> <td>1.7×10^{-4}</td> </tr> </tbody> </table>					核種	放出量 (Bq/年)		吸入摂取 (Bq/年)	線量係数 (mSv/Bq)	実効線量 (mSv/年)	OP-1A、OP-1B 及び OP-2 遠心分離機試験時	DOP-2 要素機試験時	²³² U	—	3.8×10^2	2.9×10^{-4}	2.6×10^{-2}	7.5×10^{-6}	²³⁴ U	7.5×10^3	1.8×10^4	1.9×10^{-2}	6.8×10^{-3}	1.3×10^{-4}	²³⁵ U	2.6×10^2	—	2.0×10^{-4}	6.1×10^{-3}	1.2×10^{-6}	²³⁶ U	3.2×10^2	2.1×10^3	1.8×10^{-3}	6.3×10^{-3}	1.1×10^{-5}	²³⁸ U	9.6×10^2	5.8×10^2	1.2×10^{-3}	5.7×10^{-3}	6.8×10^{-6}	U 娘核種	²²⁸ Th	6.4×10^1	3.8×10^2	3.4×10^{-4}	2.5×10^{-2}	8.5×10^{-6}	合計		9.1×10^3	2.1×10^4	2.3×10^{-2}	—	1.7×10^{-4}	表-2-15 一般公衆の空気中の放射性物質の吸入摂取による実効線量 (OP-1 主棟) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核種</th> <th colspan="2">放出量 (Bq/年)</th> <th rowspan="2">吸入摂取 (Bq/年)</th> <th rowspan="2">線量係数 (mSv/Bq)</th> <th rowspan="2">実効線量 (mSv/年)</th> </tr> <tr> <th>OP-1A、OP-1B 及び OP-2 遠心分離機試験時</th> <th>DOP-2 要素機試験時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>²³²U</td> <td>—</td> <td>3.8×10^2</td> <td>2.9×10^{-4}</td> <td>2.6×10^{-2}</td> <td>7.5×10^{-6}</td> </tr> <tr> <td>²³⁴U</td> <td>7.5×10^3</td> <td>1.8×10^4</td> <td>1.9×10^{-2}</td> <td>6.8×10^{-3}</td> <td>1.3×10^{-4}</td> </tr> <tr> <td>²³⁵U</td> <td>2.6×10^2</td> <td>—</td> <td>2.0×10^{-4}</td> <td>6.1×10^{-3}</td> <td>1.2×10^{-6}</td> </tr> <tr> <td>²³⁶U</td> <td>3.2×10^2</td> <td>2.1×10^3</td> <td>1.8×10^{-3}</td> <td>6.3×10^{-3}</td> <td>1.1×10^{-5}</td> </tr> <tr> <td>²³⁸U</td> <td>9.6×10^2</td> <td>5.8×10^2</td> <td>1.2×10^{-3}</td> <td>5.7×10^{-3}</td> <td>6.8×10^{-6}</td> </tr> <tr> <td>U 子孫核種</td> <td>²²⁸Th</td> <td>6.4×10^1</td> <td>3.8×10^2</td> <td>3.4×10^{-4}</td> <td>2.5×10^{-2}</td> <td>8.5×10^{-6}</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>9.1×10^3</td> <td>2.2×10^4</td> <td>2.4×10^{-2}</td> <td>—</td> <td>1.8×10^{-4}</td> </tr> </tbody> </table>					核種	放出量 (Bq/年)		吸入摂取 (Bq/年)	線量係数 (mSv/Bq)	実効線量 (mSv/年)	OP-1A、OP-1B 及び OP-2 遠心分離機試験時	DOP-2 要素機試験時	²³² U	—	3.8×10^2	2.9×10^{-4}	2.6×10^{-2}	7.5×10^{-6}	²³⁴ U	7.5×10^3	1.8×10^4	1.9×10^{-2}	6.8×10^{-3}	1.3×10^{-4}	²³⁵ U	2.6×10^2	—	2.0×10^{-4}	6.1×10^{-3}	1.2×10^{-6}	²³⁶ U	3.2×10^2	2.1×10^3	1.8×10^{-3}	6.3×10^{-3}	1.1×10^{-5}	²³⁸ U	9.6×10^2	5.8×10^2	1.2×10^{-3}	5.7×10^{-3}	6.8×10^{-6}	U 子孫核種	²²⁸ Th	6.4×10^1	3.8×10^2	3.4×10^{-4}	2.5×10^{-2}	8.5×10^{-6}	合計		9.1×10^3	2.2×10^4	2.4×10^{-2}	—	1.8×10^{-4}	記載の適正化を図るため(表番号の見直し) (3)-14)
核種	放出量 (Bq/年)		吸入摂取 (Bq/年)	線量係数 (mSv/Bq)		実効線量 (mSv/年)																																																																																																												
	OP-1A、OP-1B 及び OP-2 遠心分離機試験時	DOP-2 要素機試験時																																																																																																																
²³² U	—	3.8×10^2	2.9×10^{-4}	2.6×10^{-2}	7.5×10^{-6}																																																																																																													
²³⁴ U	7.5×10^3	1.8×10^4	1.9×10^{-2}	6.8×10^{-3}	1.3×10^{-4}																																																																																																													
²³⁵ U	2.6×10^2	—	2.0×10^{-4}	6.1×10^{-3}	1.2×10^{-6}																																																																																																													
²³⁶ U	3.2×10^2	2.1×10^3	1.8×10^{-3}	6.3×10^{-3}	1.1×10^{-5}																																																																																																													
²³⁸ U	9.6×10^2	5.8×10^2	1.2×10^{-3}	5.7×10^{-3}	6.8×10^{-6}																																																																																																													
U 娘核種	²²⁸ Th	6.4×10^1	3.8×10^2	3.4×10^{-4}	2.5×10^{-2}	8.5×10^{-6}																																																																																																												
合計		9.1×10^3	2.1×10^4	2.3×10^{-2}	—	1.7×10^{-4}																																																																																																												
核種	放出量 (Bq/年)		吸入摂取 (Bq/年)	線量係数 (mSv/Bq)	実効線量 (mSv/年)																																																																																																													
	OP-1A、OP-1B 及び OP-2 遠心分離機試験時	DOP-2 要素機試験時																																																																																																																
²³² U	—	3.8×10^2	2.9×10^{-4}	2.6×10^{-2}	7.5×10^{-6}																																																																																																													
²³⁴ U	7.5×10^3	1.8×10^4	1.9×10^{-2}	6.8×10^{-3}	1.3×10^{-4}																																																																																																													
²³⁵ U	2.6×10^2	—	2.0×10^{-4}	6.1×10^{-3}	1.2×10^{-6}																																																																																																													
²³⁶ U	3.2×10^2	2.1×10^3	1.8×10^{-3}	6.3×10^{-3}	1.1×10^{-5}																																																																																																													
²³⁸ U	9.6×10^2	5.8×10^2	1.2×10^{-3}	5.7×10^{-3}	6.8×10^{-6}																																																																																																													
U 子孫核種	²²⁸ Th	6.4×10^1	3.8×10^2	3.4×10^{-4}	2.5×10^{-2}	8.5×10^{-6}																																																																																																												
合計		9.1×10^3	2.2×10^4	2.4×10^{-2}	—	1.8×10^{-4}																																																																																																												
(OP-2 主棟) <table border="1"> <thead> <tr> <th>核種</th> <th>放出量 (Bq/年)</th> <th>吸入摂取 (Bq/年)</th> <th>線量係数 (mSv/Bq)</th> <th>実効線量 (mSv/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>²³⁴U</td> <td>9.7×10^2</td> <td>7.4×10^{-4}</td> <td>6.8×10^{-3}</td> <td>5.0×10^{-6}</td> </tr> <tr> <td>²³⁵U</td> <td>4.2×10^1</td> <td>3.2×10^{-5}</td> <td>6.1×10^{-3}</td> <td>2.0×10^{-7}</td> </tr> <tr> <td>²³⁸U</td> <td>9.2×10^2</td> <td>7.0×10^{-4}</td> <td>5.7×10^{-3}</td> <td>4.0×10^{-6}</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1.9×10^3</td> <td>1.5×10^{-3}</td> <td>—</td> <td>9.2×10^{-6}</td> </tr> </tbody> </table>					核種	放出量 (Bq/年)	吸入摂取 (Bq/年)	線量係数 (mSv/Bq)	実効線量 (mSv/年)	²³⁴ U	9.7×10^2	7.4×10^{-4}	6.8×10^{-3}	5.0×10^{-6}	²³⁵ U	4.2×10^1	3.2×10^{-5}	6.1×10^{-3}	2.0×10^{-7}	²³⁸ U	9.2×10^2	7.0×10^{-4}	5.7×10^{-3}	4.0×10^{-6}	合計	1.9×10^3	1.5×10^{-3}	—	9.2×10^{-6}	(OP-2 主棟) <table border="1"> <thead> <tr> <th>核種</th> <th>放出量 (Bq/年)</th> <th>吸入摂取</th> <th>線量係数</th> <th>実効線量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>²³⁴U</td> <td>2.3×10^1</td> <td>1.7×10^{-5}</td> <td>6.8×10^{-3}</td> <td>1.2×10^{-7}</td> </tr> <tr> <td>²³⁵U</td> <td>9.8×10^{-1}</td> <td>7.4×10^{-7}</td> <td>6.1×10^{-3}</td> <td>4.5×10^{-9}</td> </tr> <tr> <td>²³⁸U</td> <td>2.1×10^1</td> <td>1.6×10^{-5}</td> <td>5.7×10^{-3}</td> <td>9.1×10^{-8}</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4.5×10^{-1}</td> <td>3.4×10^{-5}</td> <td>—</td> <td>2.1×10^{-7}</td> </tr> </tbody> </table>					核種	放出量 (Bq/年)	吸入摂取	線量係数	実効線量	²³⁴ U	2.3×10^1	1.7×10^{-5}	6.8×10^{-3}	1.2×10^{-7}	²³⁵ U	9.8×10^{-1}	7.4×10^{-7}	6.1×10^{-3}	4.5×10^{-9}	²³⁸ U	2.1×10^1	1.6×10^{-5}	5.7×10^{-3}	9.1×10^{-8}	合計	4.5×10^{-1}	3.4×10^{-5}	—	2.1×10^{-7}	記載の適正化を図るため(表記及び端数処理による値の見直し) (3)-14)																																																						
核種	放出量 (Bq/年)	吸入摂取 (Bq/年)	線量係数 (mSv/Bq)	実効線量 (mSv/年)																																																																																																														
²³⁴ U	9.7×10^2	7.4×10^{-4}	6.8×10^{-3}	5.0×10^{-6}																																																																																																														
²³⁵ U	4.2×10^1	3.2×10^{-5}	6.1×10^{-3}	2.0×10^{-7}																																																																																																														
²³⁸ U	9.2×10^2	7.0×10^{-4}	5.7×10^{-3}	4.0×10^{-6}																																																																																																														
合計	1.9×10^3	1.5×10^{-3}	—	9.2×10^{-6}																																																																																																														
核種	放出量 (Bq/年)	吸入摂取	線量係数	実効線量																																																																																																														
²³⁴ U	2.3×10^1	1.7×10^{-5}	6.8×10^{-3}	1.2×10^{-7}																																																																																																														
²³⁵ U	9.8×10^{-1}	7.4×10^{-7}	6.1×10^{-3}	4.5×10^{-9}																																																																																																														
²³⁸ U	2.1×10^1	1.6×10^{-5}	5.7×10^{-3}	9.1×10^{-8}																																																																																																														
合計	4.5×10^{-1}	3.4×10^{-5}	—	2.1×10^{-7}																																																																																																														
(濃縮工学施設主棟合算値) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核種</th> <th colspan="3">実効線量 (mSv/年)</th> </tr> <tr> <th>OP-1 主棟</th> <th>OP-2 主棟</th> <th>濃縮工学施設主棟合算値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>²³²U</td> <td>7.5×10^{-6}</td> <td>—</td> <td>7.5×10^{-6}</td> </tr> <tr> <td>²³⁴U</td> <td>1.3×10^{-4}</td> <td>5.0×10^{-6}</td> <td>1.4×10^{-4}</td> </tr> <tr> <td>²³⁵U</td> <td>1.2×10^{-6}</td> <td>2.0×10^{-7}</td> <td>1.4×10^{-6}</td> </tr> <tr> <td>²³⁶U</td> <td>1.1×10^{-5}</td> <td>—</td> <td>1.1×10^{-5}</td> </tr> <tr> <td>²³⁸U</td> <td>6.8×10^{-6}</td> <td>4.0×10^{-6}</td> <td>1.1×10^{-5}</td> </tr> <tr> <td>U 娘核種</td> <td>²²⁸Th</td> <td>8.5×10^{-6}</td> <td>—</td> <td>8.5×10^{-6}</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>1.7×10^{-4}</td> <td>9.2×10^{-6}</td> <td>1.8×10^{-4}</td> </tr> </tbody> </table>					核種	実効線量 (mSv/年)			OP-1 主棟	OP-2 主棟	濃縮工学施設主棟合算値	²³² U	7.5×10^{-6}	—	7.5×10^{-6}	²³⁴ U	1.3×10^{-4}	5.0×10^{-6}	1.4×10^{-4}	²³⁵ U	1.2×10^{-6}	2.0×10^{-7}	1.4×10^{-6}	²³⁶ U	1.1×10^{-5}	—	1.1×10^{-5}	²³⁸ U	6.8×10^{-6}	4.0×10^{-6}	1.1×10^{-5}	U 娘核種	²²⁸ Th	8.5×10^{-6}	—	8.5×10^{-6}	合計		1.7×10^{-4}	9.2×10^{-6}	1.8×10^{-4}	(濃縮工学施設主棟合算値) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核種</th> <th colspan="3">実効線量 (mSv/年)</th> </tr> <tr> <th>OP-1 主棟</th> <th>OP-2 主棟</th> <th>濃縮工学施設主棟合算値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>²³²U</td> <td>7.5×10^{-6}</td> <td>—</td> <td>7.5×10^{-6}</td> </tr> <tr> <td>²³⁴U</td> <td>1.3×10^{-4}</td> <td>1.2×10^{-7}</td> <td>1.3×10^{-4}</td> </tr> <tr> <td>²³⁵U</td> <td>1.2×10^{-6}</td> <td>4.5×10^{-9}</td> <td>1.2×10^{-6}</td> </tr> <tr> <td>²³⁶U</td> <td>1.1×10^{-5}</td> <td>—</td> <td>1.1×10^{-5}</td> </tr> <tr> <td>²³⁸U</td> <td>6.8×10^{-6}</td> <td>9.1×10^{-8}</td> <td>6.9×10^{-6}</td> </tr> <tr> <td>U 子孫核種</td> <td>²²⁸Th</td> <td>8.5×10^{-6}</td> <td>—</td> <td>8.5×10^{-6}</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>1.8×10^{-4}</td> <td>2.1×10^{-7}</td> <td>1.8×10^{-4}</td> </tr> </tbody> </table>					核種	実効線量 (mSv/年)			OP-1 主棟	OP-2 主棟	濃縮工学施設主棟合算値	²³² U	7.5×10^{-6}	—	7.5×10^{-6}	²³⁴ U	1.3×10^{-4}	1.2×10^{-7}	1.3×10^{-4}	²³⁵ U	1.2×10^{-6}	4.5×10^{-9}	1.2×10^{-6}	²³⁶ U	1.1×10^{-5}	—	1.1×10^{-5}	²³⁸ U	6.8×10^{-6}	9.1×10^{-8}	6.9×10^{-6}	U 子孫核種	²²⁸ Th	8.5×10^{-6}	—	8.5×10^{-6}	合計		1.8×10^{-4}	2.1×10^{-7}	1.8×10^{-4}	ウラン濃縮の終了に伴う周辺監視区域外の空気中の濃度評価の見直し (3)-1)-①																														
核種	実効線量 (mSv/年)																																																																																																																	
	OP-1 主棟	OP-2 主棟	濃縮工学施設主棟合算値																																																																																																															
²³² U	7.5×10^{-6}	—	7.5×10^{-6}																																																																																																															
²³⁴ U	1.3×10^{-4}	5.0×10^{-6}	1.4×10^{-4}																																																																																																															
²³⁵ U	1.2×10^{-6}	2.0×10^{-7}	1.4×10^{-6}																																																																																																															
²³⁶ U	1.1×10^{-5}	—	1.1×10^{-5}																																																																																																															
²³⁸ U	6.8×10^{-6}	4.0×10^{-6}	1.1×10^{-5}																																																																																																															
U 娘核種	²²⁸ Th	8.5×10^{-6}	—	8.5×10^{-6}																																																																																																														
合計		1.7×10^{-4}	9.2×10^{-6}	1.8×10^{-4}																																																																																																														
核種	実効線量 (mSv/年)																																																																																																																	
	OP-1 主棟	OP-2 主棟	濃縮工学施設主棟合算値																																																																																																															
²³² U	7.5×10^{-6}	—	7.5×10^{-6}																																																																																																															
²³⁴ U	1.3×10^{-4}	1.2×10^{-7}	1.3×10^{-4}																																																																																																															
²³⁵ U	1.2×10^{-6}	4.5×10^{-9}	1.2×10^{-6}																																																																																																															
²³⁶ U	1.1×10^{-5}	—	1.1×10^{-5}																																																																																																															
²³⁸ U	6.8×10^{-6}	9.1×10^{-8}	6.9×10^{-6}																																																																																																															
U 子孫核種	²²⁸ Th	8.5×10^{-6}	—	8.5×10^{-6}																																																																																																														
合計		1.8×10^{-4}	2.1×10^{-7}	1.8×10^{-4}																																																																																																														
										ウラン濃縮の終了に伴う周辺監視区域外の空気中の濃度評価の見直し (3)-1)-①																																																																																																								
										記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)																																																																																																								

変更前	変更後	変更の理由
<p>定常運転時において放出される放射性物質による一般公衆の実効線量は、約 $0.18 \mu \text{Sv}/\text{年}$ であり十分小さい。</p> <p>② 貯蔵施設における周辺監視区域境界の一般公衆の内部被ばくの評価 貯蔵施設のうち [] の核燃料物質は、30B シリンダ及び 8A シリンダに封入され、貯蔵室の核燃料物質は、気密な構造の専用の樹脂製の試料容器及び金属製の試料容器に入れ、金属製の貯蔵ボックス及び気密な構造の鋼製ドラム缶に封入されているので、核燃料物質による周辺監視区域境界の一般公衆の内部被ばくのおそれはない。</p> <p>③ 廃棄物の仕掛品置場(1)及び廃棄物の仕掛品置場(2)における周辺監視区域境界の一般公衆の内部被ばくの評価 廃棄物の仕掛品置場に保管するkartonボックス、鋼製ドラム缶及び使用済フィルタは、以下の汚染の拡大防止を行うため、核燃料物質による周辺監視区域境界の一般公衆の内部被ばくのおそれはない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ kartonボックスに収納しないものは、気密な構造の鋼製ドラム缶に収納する。 ・ kartonボックスに封入する前に内包するポリエチレン袋で梱包し、金属製容器又は金属製保管庫に収納する。 ・ 使用済フィルタは、プラスチックシートで梱包し、金属製保管庫に収納する。 <p>(2) 周辺監視区域境界の一般公衆の外部被ばくの評価 本施設に係る周辺監視区域境界の直接 γ 線及びスカイシャイン γ 線による外部被ばく評価は、天然ウランが [] に最大貯蔵量で存在するものとして行った。周辺監視区域境界の線量は計算コード (ORIGEN-2.2、QAD-CGGP2、G33-GP2) を用い、評価点と線源間に存在する主要な構造物及び線源自身の遮へい効果を考慮して算出した。なお、廃棄物の仕掛品置場(1)、廃棄物の仕掛品置場(2)及び貯蔵室からの周辺監視区域境界の一般公衆の外部被ばくへの影響については、ウラン量が少ないとから、[] の被ばくの評価に包含される。 周辺監視区域境界における年間の直接 γ 線及びスカイシャイン γ 線による線量は、施設から最も近い周辺監視区域境界において、$3.1 \mu \text{Sv}/\text{年}$ であり、十分小さい値である。</p>	<p>定常運転時において放出される放射性物質による一般公衆の実効線量は、約 $0.18 \mu \text{Sv}/\text{年}$ ($=1.8 \times 10^{-4} \text{mSv}/\text{年}$) であり十分小さい。</p> <p>b) 貯蔵施設における周辺監視区域境界の一般公衆の内部被ばくの評価 貯蔵施設のうち [] の核燃料物質は、30B シリンダ及び 8A シリンダに封入され、貯蔵室の核燃料物質は、気密な構造の専用の樹脂製の試料容器及び金属製の試料容器に入れ、金属製の貯蔵ボックス及び気密な構造の鋼製ドラム缶に封入されているので、核燃料物質による周辺監視区域境界の一般公衆の内部被ばくのおそれはない。</p> <p>c) 廃棄物の仕掛品置場(1)及び廃棄物の仕掛け品置場(2)における周辺監視区域境界の一般公衆の内部被ばくの評価 廃棄物の仕掛け品置場に保管するkartonボックス、鋼製ドラム缶及び使用済フィルタは、以下の汚染の拡大防止を行うため、核燃料物質による周辺監視区域境界の一般公衆の内部被ばくのおそれはない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ kartonボックスに収納しないものは、気密な構造の鋼製ドラム缶に収納する。 ・ kartonボックスに封入する前に内包するポリエチレン袋で梱包し、金属製容器又は金属製保管庫に収納する。 ・ 使用済フィルタは、プラスチックシートで梱包し、金属製保管庫に収納する。 <p>(2) 周辺監視区域境界の直接 γ 線及びスカイシャイン γ 線による一般公衆の外部被ばくの評価 本施設に係る周辺監視区域境界の直接 γ 線及びスカイシャイン γ 線による外部被ばく評価は、天然ウランが [] に最大貯蔵量で存在するものとして行う。周辺監視区域境界の線量は計算コード (ORIGEN-2.2、QAD-CGGP2、G33-GP2) を用い、評価点と線源間に存在する主要な構造物及び線源自身の遮へい効果を考慮して算出する。なお、廃棄物の仕掛け品置場(1)、廃棄物の仕掛け品置場(2)及び貯蔵室からの周辺監視区域境界の一般公衆の外部被ばくへの影響については、ウラン量が少ないとから、[] の被ばくの評価に包含される。 算出された周辺監視区域境界における年間の直接 γ 線及びスカイシャイン γ 線による一般公衆の実効線量は、施設から最も近い周辺監視区域境界において、$3.1 \mu \text{Sv}/\text{年}$ であり、十分小さい値である。</p>	<p>ウラン濃縮の終了に伴う周辺監視区域外の空気中の濃度評価の見直し (3)-1)-(1)</p> <p>記載の適正化を図るため(番号の見直し) (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため(番号の見直し) (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため(番号の見直し) (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p><u>(新規)</u></p> <p>参考文献</p> <p>(1) 国際放射線防護委員会の勧告 (ICRP Pub74) (2) 国際放射線防護委員会の勧告 (ICRP Pub60)</p>	<p><u>(3) 周辺監視区域境界の一般公衆の被ばくの評価</u></p> <p><u>施設から最も近い周辺監視区域境界における一般公衆の内部被ばくの評価結果は、約 1.8×10^{-4}mSv/年、</u></p> <p><u>外部被ばくの評価結果は約 3.1×10^{-3}mSv/年である。</u></p> <p><u>周辺監視区域境界の一般公衆の被ばくは、内部被ばく線量と外部被ばく線量を合計して、約 3.3×10^{-3}mSv/年となり、線量告示に示す線量限度（1mSv/年）を超えるおそれはない。</u></p> <p><u>1.8×10^{-4}mSv/年 + 3.1×10^{-3}mSv/年 = 3.28×10^{-3}mSv/年 ≈ 3.3 × 10⁻³mSv/年</u></p> <p>参考文献</p> <p>(1) 国際放射線防護委員会の勧告 (ICRP Pub74) (2) 国際放射線防護委員会の勧告 (ICRP Pub60)</p>	<p>記載の適正化を図るため（一般公衆の実効線量評価結果を追加） (3)-14)</p>

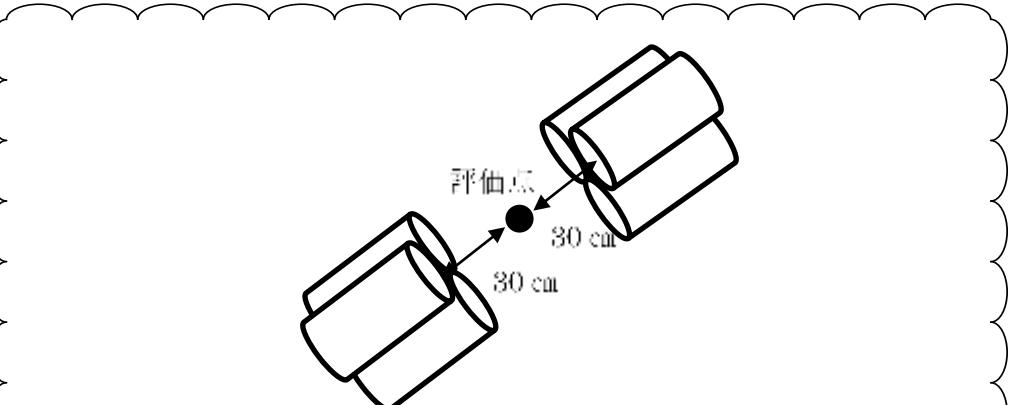
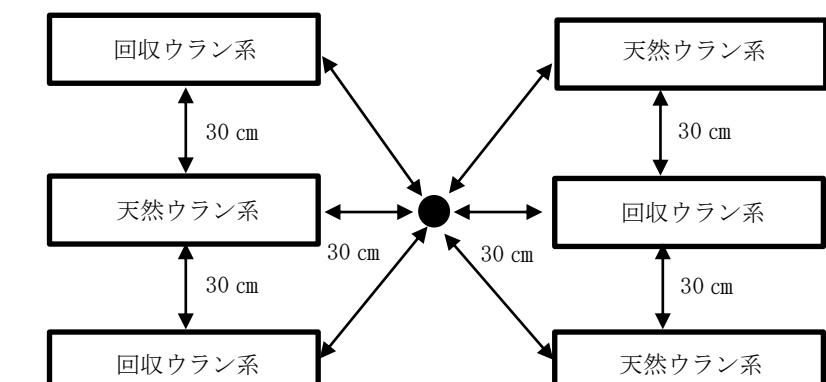
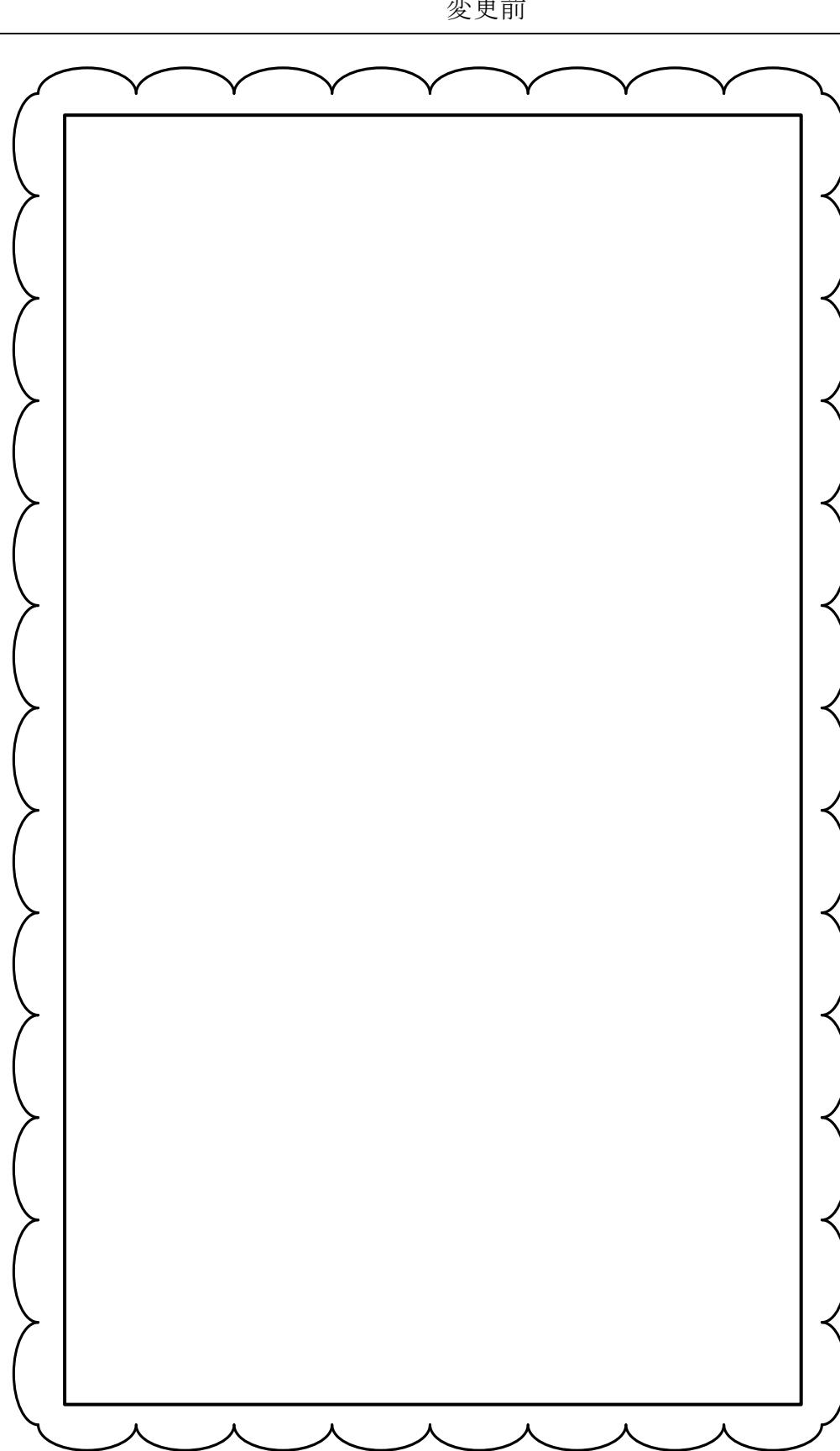
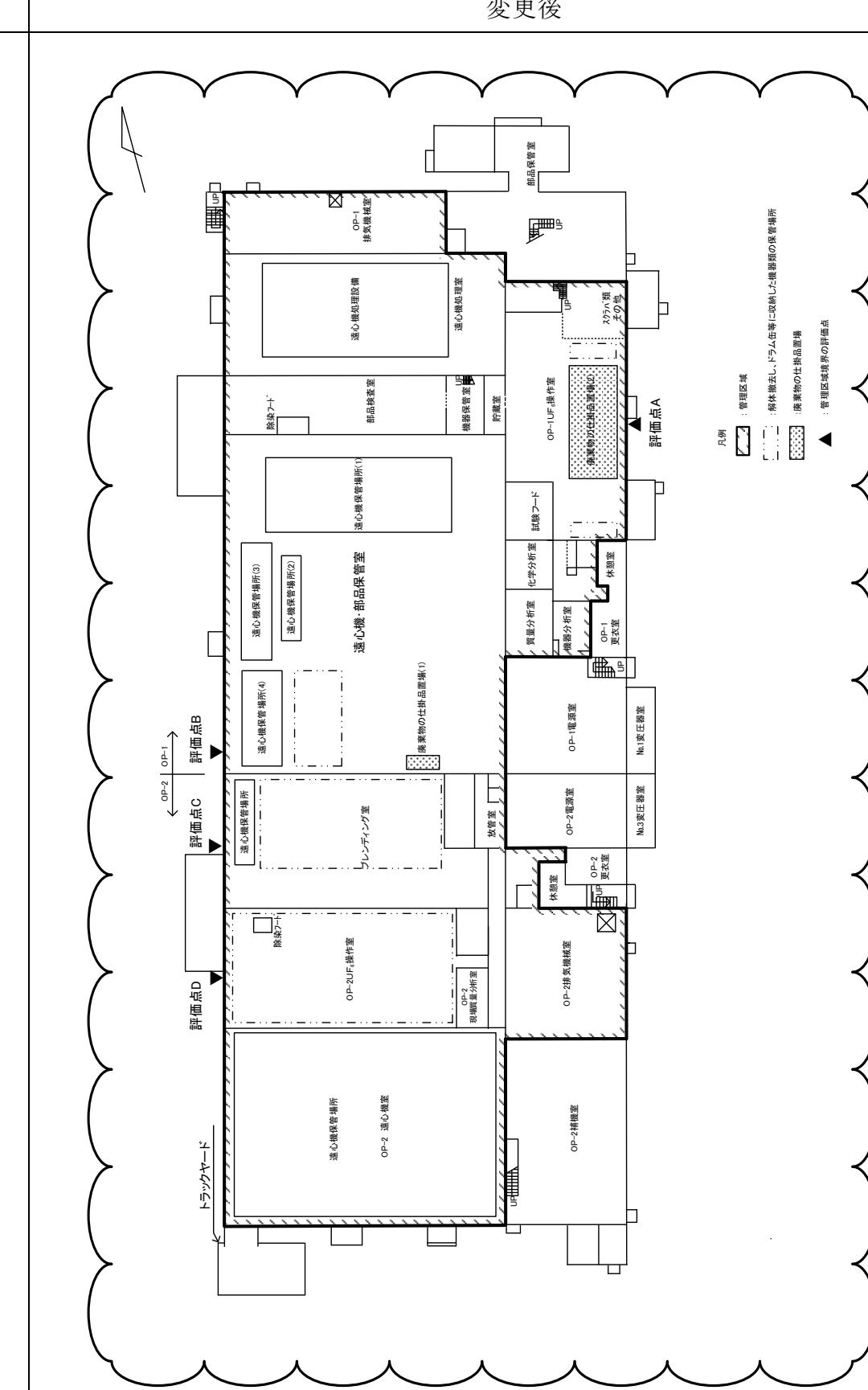
変更前	変更後	変更の理由															
(新規)	 <table border="1" data-bbox="1651 763 2477 943"> <thead> <tr> <th>線源</th><th>線源寸法</th><th>ウラン量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天然ウラン</td><td>外直径 : $\phi 76\text{cm}$ 外長さ : 193cm 厚み : 8mm (鉄 : 遮蔽材)</td><td>1,540kgU</td></tr> </tbody> </table> <p>(天然ウランの場合)</p>  <table border="1" data-bbox="1651 1504 2477 1684"> <thead> <tr> <th>線源</th><th>線源寸法</th><th>ウラン量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天然系濃縮ウラン (5%)</td><td>外直径 : $\phi 76\text{cm}$ 外長さ : 193cm 厚み : 8mm (鉄 : 遮蔽材)</td><td>1,540kgU</td></tr> <tr> <td>回収系濃縮ウラン (4%)</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(濃縮ウランの場合)</p>	線源	線源寸法	ウラン量	天然ウラン	外直径 : $\phi 76\text{cm}$ 外長さ : 193cm 厚み : 8mm (鉄 : 遮蔽材)	1,540kgU	線源	線源寸法	ウラン量	天然系濃縮ウラン (5%)	外直径 : $\phi 76\text{cm}$ 外長さ : 193cm 厚み : 8mm (鉄 : 遮蔽材)	1,540kgU	回収系濃縮ウラン (4%)			貯蔵施設における放射線業務従事者の外部被ばくモデルの追加
線源	線源寸法	ウラン量															
天然ウラン	外直径 : $\phi 76\text{cm}$ 外長さ : 193cm 厚み : 8mm (鉄 : 遮蔽材)	1,540kgU															
線源	線源寸法	ウラン量															
天然系濃縮ウラン (5%)	外直径 : $\phi 76\text{cm}$ 外長さ : 193cm 厚み : 8mm (鉄 : 遮蔽材)	1,540kgU															
回収系濃縮ウラン (4%)																	

図-2-1 放射線業務従事者の外部被ばくモデル（貯蔵施設）

変更箇所を_____又は~~_____~~で示す。

変更前	変更後	変更の理由
<p>図-2-1 放射線業務従事者の線量評価計算モデル（貯蔵） 【貯蔵室の巡回及び搬出作業】 (略)</p> <p>図-2-2 管理区域境界の線量評価計算モデル（使用施設） 〔OP-1UF₆操作室：解体撤去した機器類を収納したドラム缶〕 (略)</p> <p>図-2-3 管理区域境界の線量評価計算モデル〔廃棄物の仕掛品置場〕 (略)</p>	<p>図-2-2 放射線業務従事者の線量評価計算モデル（貯蔵室） 【巡回及び搬出作業】 (変更なし)</p> <p>図-2-3 管理区域境界の線量評価計算モデル（OP-1UF₆操作室） 〔解体・撤去した機器類を収納したドラム缶〕 (変更なし)</p> <p>図-2-4 管理区域境界の線量評価計算モデル（OP-1UF₆操作室、遠心機・部品保管室） 〔廃棄物の仕掛品置場(1)、廃棄物の仕掛品置場(2)〕 (変更なし)</p>	<p>記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)</p>

変更箇所を_____又は~~_____~~で示す。

変更前	変更後	変更の理由
	 <p>図-2-4 濃縮工学施設主棟 1 階評価点位置図</p> <p>図-2-5 濃縮工学施設主棟 1 階評価点位置図</p> <p>変更箇所を_____又は_____で示す。</p> <p>記載の適正化を図るため(核物質防護情報に係る図面の見直し) (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため(主棟 1 階における管理区域境界の評価点を追記) (3)-14)</p>	<p>記載の適正化を図るため(核物質防護情報に係る図面の見直し) (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため(主棟 1 階における管理区域境界の評価点を追記) (3)-14)</p>

変更箇所を_____又は~~_____~~で示す。

変更前	変更後	変更の理由
<p>図-2-5 遠心機・部品保管室の遠心分離機の保管における計算モデル (略)</p> <p>図-2-6 遠心機・部品保管室の解体撤去した機器類を収納したドラム缶等の保管における計算モデル (略)</p>	<p>図-2-6 管理区域境界の線量評価計算モデル(遠心機・部品保管室) 〔遠心分離機〕 (変更なし)</p> <p>図-2-7 管理区域境界の線量評価計算モデル(遠心機・部品保管室) 〔解体・撤去した機器類を収納したドラム缶等〕 (変更なし)</p>	<p>記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)</p>

変更箇所を_____又は~~_____~~で示す。

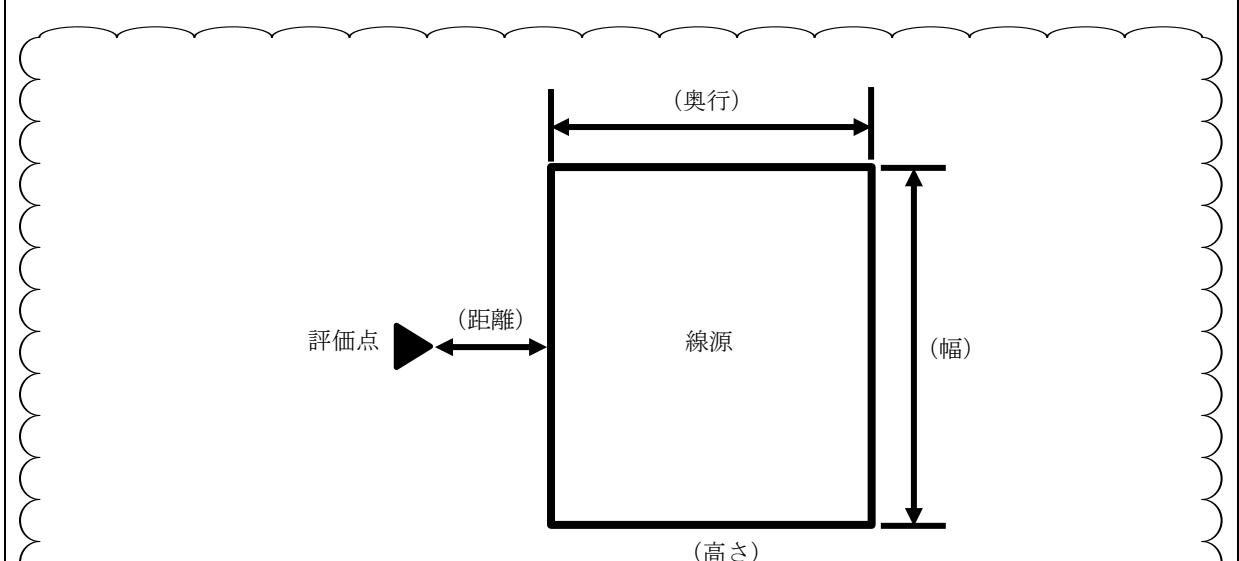
変更前	変更後	変更の理由									
<p>(新規)</p>  <table border="1"><thead><tr><th>線源</th><th>寸法</th><th>距離</th></tr></thead><tbody><tr><td>解体・撤去した機器類を収納したドラム缶等</td><td>幅：804 cm、奥行：1,680 cm、高さ：237 cm</td><td>120 cm</td></tr><tr><td>遠心分離機</td><td>幅：240 cm、奥行：165 cm、高さ：340 cm</td><td>100 cm</td></tr></tbody></table>	線源	寸法	距離	解体・撤去した機器類を収納したドラム缶等	幅：804 cm、奥行：1,680 cm、高さ：237 cm	120 cm	遠心分離機	幅：240 cm、奥行：165 cm、高さ：340 cm	100 cm		<p>ブレンディング室における管理区域境界の評価計算モデルの追加 (3)-13)</p>
線源	寸法	距離									
解体・撤去した機器類を収納したドラム缶等	幅：804 cm、奥行：1,680 cm、高さ：237 cm	120 cm									
遠心分離機	幅：240 cm、奥行：165 cm、高さ：340 cm	100 cm									

図-2-8 管理区域境界の線量評価計算モデル（ブレンディング室）
〔解体・撤去した機器類を収納したドラム缶等、遠心分離機〕

変更箇所を_____又は_____で示す。

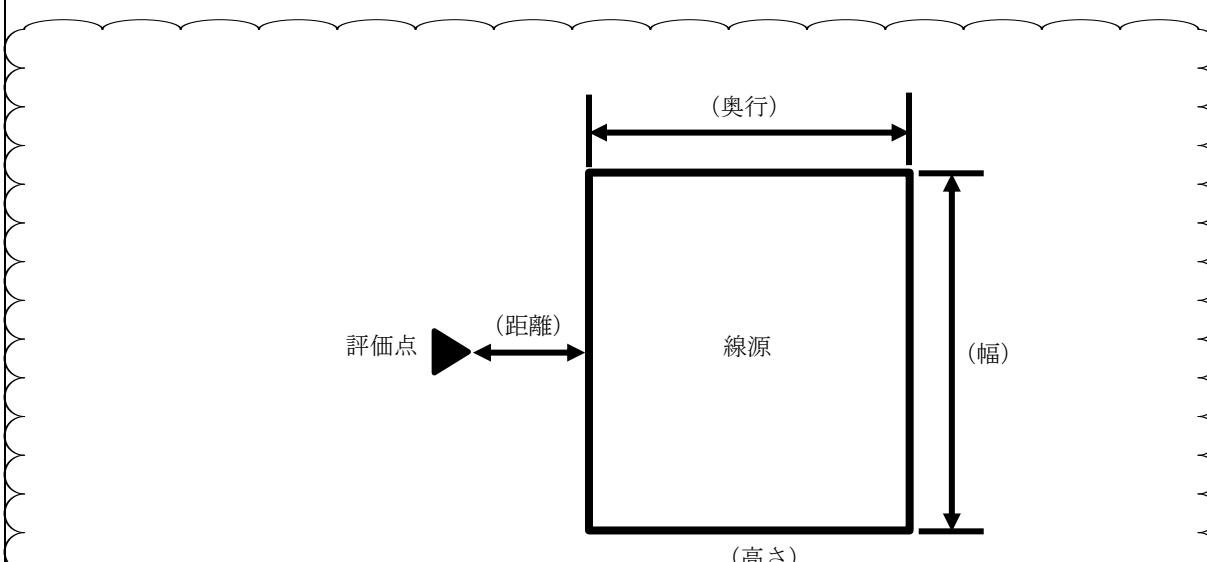
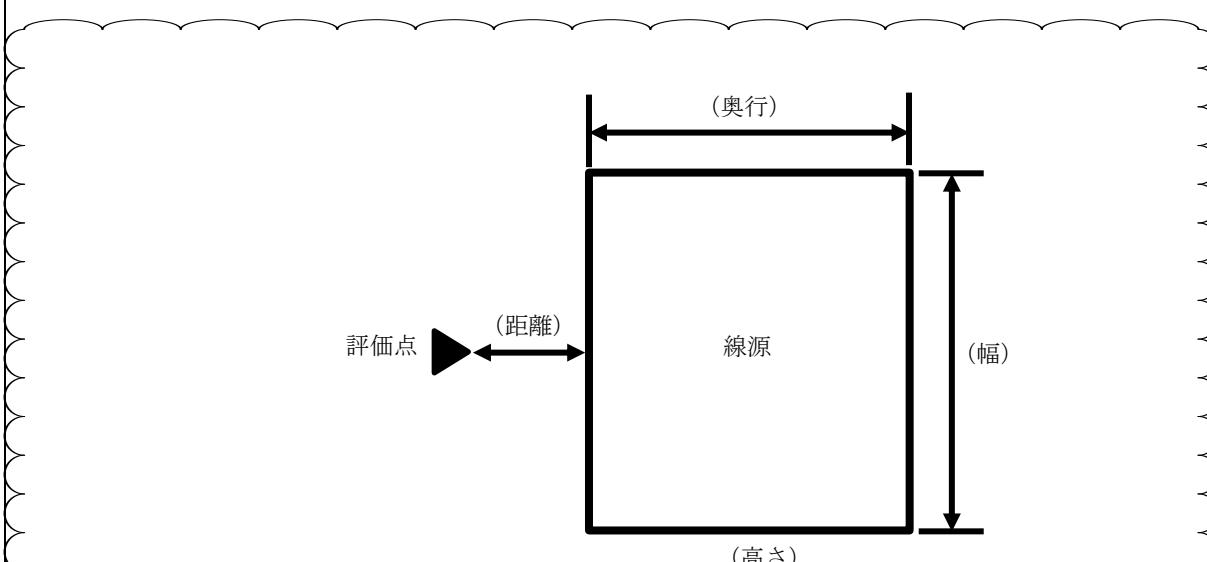
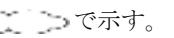
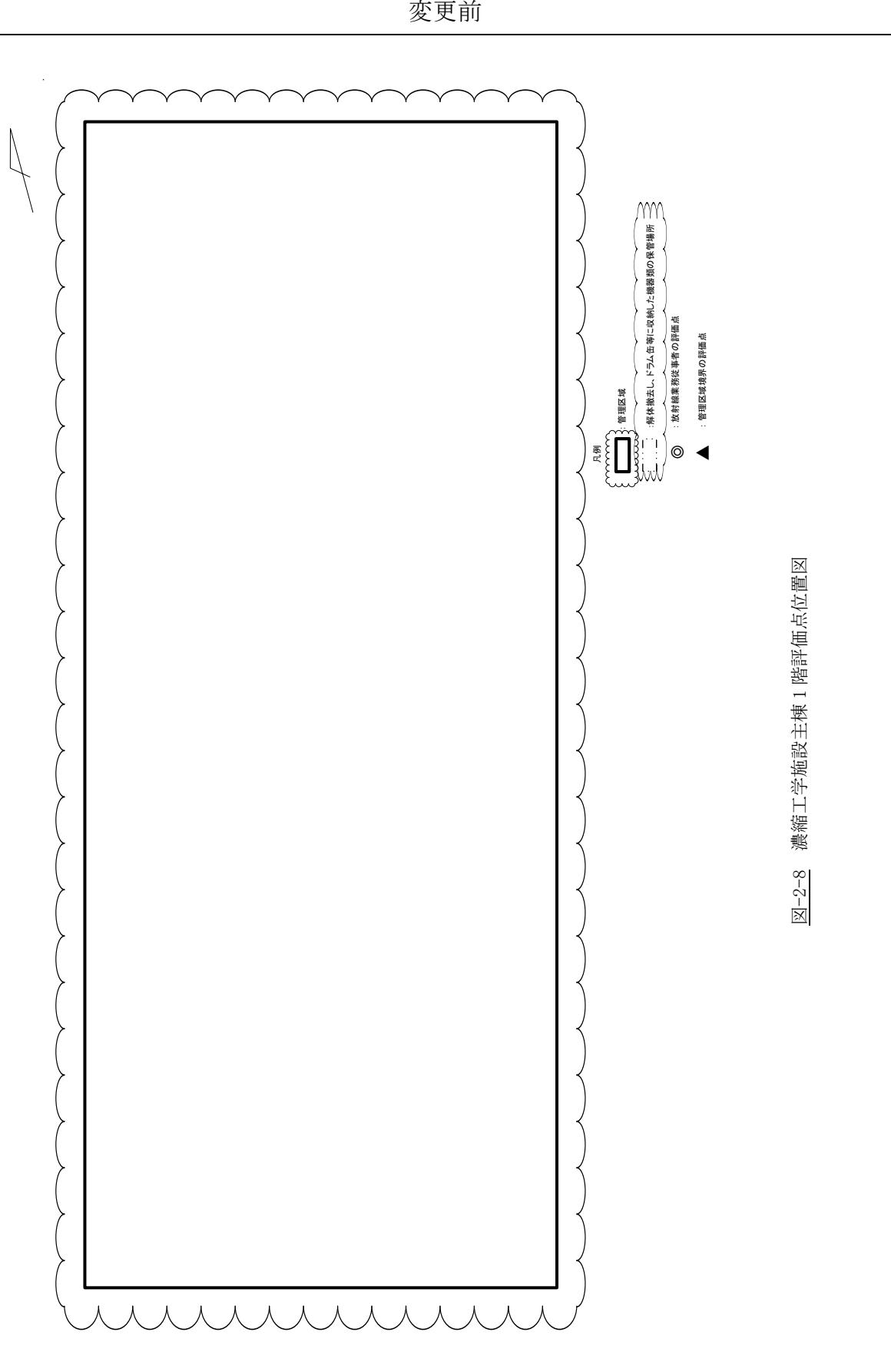
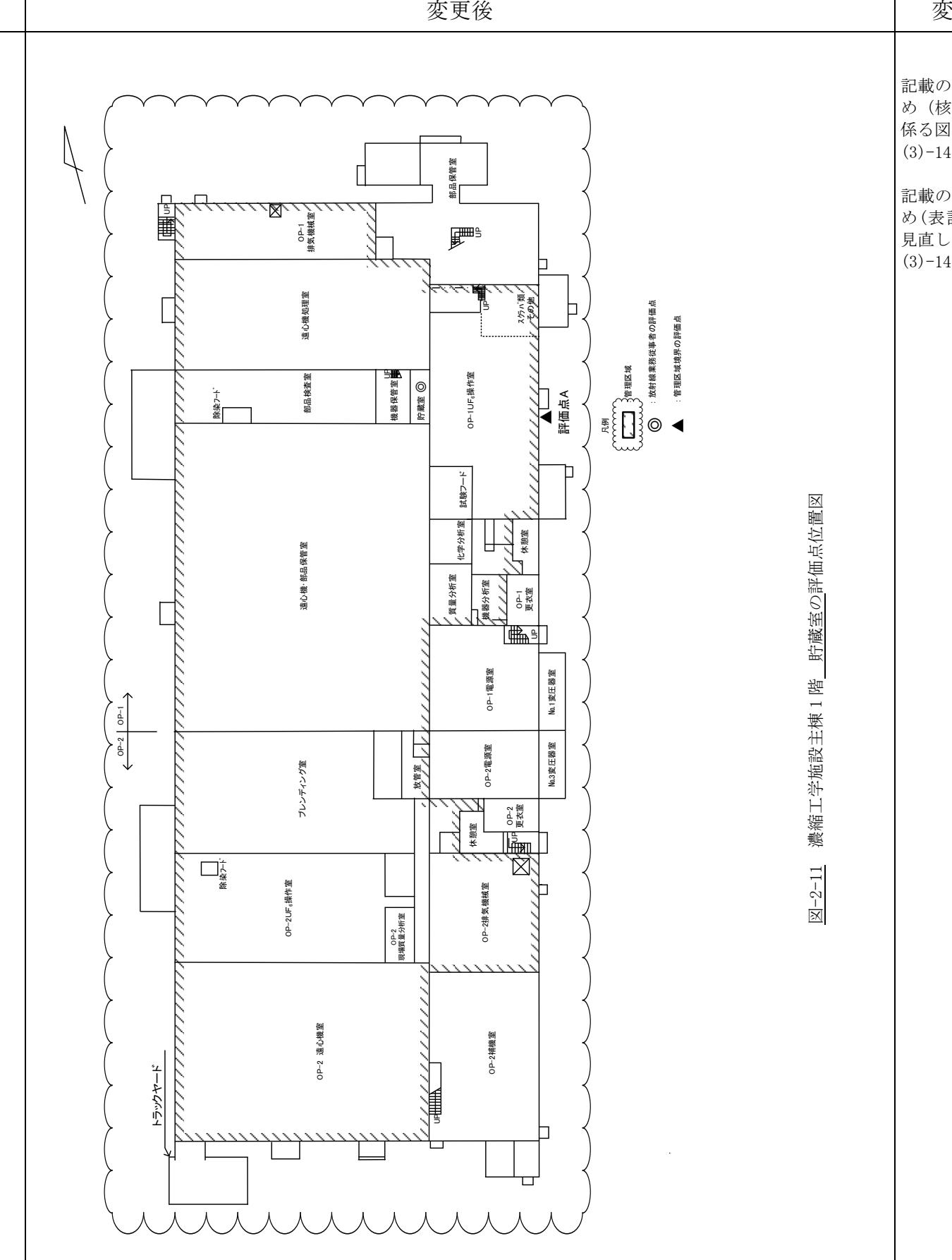
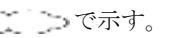
変更前	変更後	変更の理由						
<p>(新規)</p>  <table border="1" data-bbox="1460 1123 2604 1280"><thead><tr><th>線源</th><th>寸法</th><th>距離</th></tr></thead><tbody><tr><td>解体・撤去した機器類を収納したドラム缶等</td><td>幅：660 cm、奥行：1,920 cm、高さ：158 cm</td><td>120 cm</td></tr></tbody></table>	線源	寸法	距離	解体・撤去した機器類を収納したドラム缶等	幅：660 cm、奥行：1,920 cm、高さ：158 cm	120 cm		<p>ウラン濃縮の終了、解体・撤去に伴う OP-2UF₆ 操作室における管理区域境界の評価計算モデルの追加 (3)-1)-①、(3)-12)</p>
線源	寸法	距離						
解体・撤去した機器類を収納したドラム缶等	幅：660 cm、奥行：1,920 cm、高さ：158 cm	120 cm						

図-2-9 管理区域境界の線量評価計算モデル（OP-2UF₆操作室）
〔解体・撤去した機器類を収納したドラム缶等〕

変更箇所を_____又は<→>で示す。

変更前	変更後	変更の理由
図-2-7 管理区域境界の線量計算モデル(貯蔵) (略)	図-2-10 管理区域境界の線量評価計算モデル(貯蔵室) (変更なし)	記載の適正化を図るため(表記及び図番号の見直し) (3)-14)

変更箇所を_____又は~~△~~で示す。

変更前	変更後	変更の理由
 <p>図-2-8 濃縮工学施設主棟 1階評価点位置図</p> <p>管理区域 解体方法、ドム入出等に取扱い機器部の保管場所 放射線業務従事者の評価点 ◎：管理区域境界の評価点</p>	 <p>図-2-11 濃縮工学施設主棟 1階 貯蔵室の評価点位置図</p> <p>変更箇所を_____又は△で示す。</p> <p>記載の適正化を図るため(核物質防護情報に係る図面の見直し) (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため(表記及び図番号の見直し) (3)-14)</p>	

変更箇所を_____又は~~_____~~で示す。

変更前	変更後	変更の理由
<p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ▣ 調節弁 ○ 流量指示調節計 (HF) 工程用モニタ(HF) * 信号回路 ◎ エア作動ダブル ■ 閉止弁 ◆ 閉止調節弁 	<p>(削除)</p>	<p>ウラン濃縮試験を終了したため削除 (3)-1)-①</p>

図-2-8 プレンディング室系統局所排気処理装置フローシート

変更箇所を_____又は~~_____~~で示す。

変更前	変更後	変更の理由																				
<p>図-2-9 プロセス概略フローシート(UF6処理系)</p> <table border="1"><thead><tr><th>記号</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th></tr></thead><tbody><tr><td>機器の位置</td><td>コールドランプ</td><td>ケミカルトラップ</td><td>ケミカルトラップ</td><td>高性能エアフィルタ</td></tr><tr><td>UF₆</td><td>99.9%</td><td>99.9%</td><td>—</td><td>99.9%</td></tr><tr><td>捕集効率</td><td>HF</td><td>—</td><td>99.9%</td><td>—</td></tr></tbody></table>	記号	①	②	③	④	機器の位置	コールドランプ	ケミカルトラップ	ケミカルトラップ	高性能エアフィルタ	UF ₆	99.9%	99.9%	—	99.9%	捕集効率	HF	—	99.9%	—	(削除)	ウラン濃縮試験を終了したため削除 (3)-1)-①
記号	①	②	③	④																		
機器の位置	コールドランプ	ケミカルトラップ	ケミカルトラップ	高性能エアフィルタ																		
UF ₆	99.9%	99.9%	—	99.9%																		
捕集効率	HF	—	99.9%	—																		

変更前	変更後	変更の理由
<p>3. 火災等による損傷の防止</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるものほか、消火を行う設備（以下「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動及び誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>3. 火災等による損傷の防止</p> <p>第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるものほか、消火を行う設備（以下「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。</p> <p>3 消火設備は、破損、誤作動及び誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	記載の適正化を図るため(法令改正に伴う変更) (3)-14)
(略)	(変更なし)	
<p>3.1 火災対策</p> <p>OP-1 主棟及び OP-2 主棟の<u>建家</u>の大部分は、鉄骨、鉄筋、コンクリート、不燃ボード、鋼製建具等の不燃材料で構成し、また、<u>建家内</u>の設備・機器類も大部分が金属その他の不燃材料で構成するので、火災が発生するおそれは少なく、万一、火災が発生したとしても、<u>装置内の六フッ化ウラン</u>（以下「UF₆」という。）の放出につながるような大火災となる可能性はない。なお、高性能遠心分離機の回転体は主として難燃材料で構成するが、<u>金属製の外筒（ケーシング）</u>内に收め、かつ、真空状態であるので火災発生の可能性はない。</p> <p><u>建家</u>内各所には、煙感知器及び温度感知器を組み込んだ自動火災報知設備を設けて火災の早期発見に備え、更に初期消火ができるよう、油火災、一般火災及び電気火災に共通して使用できる粉末消火器を<u>建家</u>内各室に配置し、また、電源設備に対してはハロゲン化物消火設備を設ける。</p> <p><u>建家</u>周辺には、屋外消火栓を各所に配置し、必要な箇所の消火と他施設からの延焼防止に備える。</p> <p><u>建家</u>内各室の境界壁は、鉄筋コンクリート、金属製扉等により構成し、扉は常時閉じるようにするので、火災が<u>建家</u>内全面に広がることはない。</p> <p><u>設備・機器</u>のうち、火災発生の原因になり得るものとしては、配管保温用の電気ヒーター、有機廃液焼却試験装置がある。電気ヒーターは自動温度調節を行い、過電流に対しては、自動的に電流が遮断するよう対策を講じるので、電気ヒーターの加熱に起因する火災発生の可能性はない。また、有機廃液焼却試験装置は、炉内の異常な温度上昇を防止するため、廃液ポンプ・バーナーが停止する安全装置が設置されており、異常な炉内温度を感知した場合、装置は安全に停止する機構となっているので、火災発生の可能性はない。</p>	<p>3.1 火災対策</p> <p>OP-1 主棟及び OP-2 主棟の<u>建屋</u>の大部分は、鉄骨、鉄筋、コンクリート、不燃ボード、鋼製建具等の不燃材料で構成し、また、<u>建屋内</u>の設備・機器類も大部分が金属その他の不燃材料で構成するので、火災が発生するおそれは少ない。</p> <p><u>建屋</u>内各所には、煙感知器及び温度感知器を組み込んだ自動火災報知設備を設けて火災の早期発見に備え、更に初期消火ができるよう、油火災、一般火災及び電気火災に共通して使用できる粉末消火器を<u>建屋</u>内各室に配置し、また、電源設備に対してはハロゲン化物消火設備を設ける。</p> <p><u>建屋</u>周辺には、屋外消火栓を各所に配置し、必要な箇所の消火と他施設からの延焼防止に備える。</p> <p><u>建屋</u>内各室の境界壁は、鉄筋コンクリート、金属製扉等により構成し、扉は常時閉じるようにするので、火災が<u>建屋</u>内全面に広がることはない。</p> <p>有機廃液焼却試験装置は、炉内の異常な温度上昇を防止するため、廃液ポンプ・バーナーが停止する安全装置が設置されており、異常な炉内温度を感知した場合、装置は安全に停止する機構となっているので、火災発生の可能性はない。</p>	記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)
		ウラン濃縮試験を終了したため削除 (3)-1)-①
		記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)
		記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)
		ウラン濃縮試験を終了したため削除 (3)-1)-①

変更前	変更後	変更の理由
<p>3.2 破損対策</p> <p><u>UF₆を取り扱う系統は、大気圧以下である。</u></p> <p><u>大気圧以下の機器・配管は、負圧による外部応力に十分耐え得るように設計するが、機器・配管として耐震及び構造強度から要求される肉厚等は負圧に対しての必要肉厚等より大きいので、負圧による破損は考えられない。</u></p> <p><u>高速回転体である高性能遠心分離機については、外筒の破損に最も影響のある下端板破壊実験を行い、回転体が破壊しても外筒が健全であるための必要肉厚の評価に基づき、十分な肉厚及び構造の設計を行っているので、外筒の破損は考えられない。なお、回転体の破損片によるカスケード系への影響を防止するため、各々の遠心分離機に遮断弁を設置する。</u></p> <p><u>また、計装用コンプレッサ等の UF₆を取り扱わない圧力容器等については、労働安全衛生法ボイラー及び圧力容器安全規則等の関係法規に従って設計・製作及び試験を行い、それぞれの安全設備を装備する。</u></p> <p><u>有機廃液焼却試験装置については、焼却試験時の耐熱性及び耐食性を考慮し、装置の材質はステンレス鋼、セラミックファイバー、テフロン等の耐熱性・耐食性材料を使用している。</u></p> <p>(1) 30B シリンダ</p> <p><u>使用する 30B シリンダは、米国 ANSI 規格を準拠又は参照して製作されたもので、十分安全な設計となっている。</u></p> <p><u>30B シリンダの使用圧力は約 1.4 MPa まで、使用温度は 121 °C まで、それぞれ許容されているが、実際の使用圧力は最大で約 0.3 MPa、使用温度は約 100 °C であり、許容条件を十分下回っており、破損は考えられない。</u></p> <p>(2) UF₆発生槽</p> <p><u>UF₆発生槽とは、OP-2UF₆処理設備において、30B シリンダを加熱し、シリンダ内の UF₆を気化して、カスクエード設備に供給したり、シリンダ内の UF₆の濃縮度分析のためのサンプリングをしたりするための槽類を総称したものである。</u></p> <p><u>その他、腐食対策としては UF₆が存在する配管、弁、機器等の材質を SUS-304 系、アルミニウム合金及び耐食性銅合金に限定（ただし、30B シリンダ本体は鋼製である。）し、特にコールドトラップ本体については SUS-304L とし、腐食性を考慮する。これにより腐食による破損の発生も防止する。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>ウラン濃縮試験を終了したため削除 (3)-1)-①</p> <p>記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)</p> <p>ウラン濃縮試験を終了したため削除 (3)-1)-①</p> <p>ウラン濃縮試験を終了したため削除 (3)-1)-①</p>

変更箇所を_____又は~~_____~~で示す。

変更前	変更後	変更の理由
<p><u>(新規)</u></p>	<p><u>使用を終了した設備・機器のグリーンハウス内の解体・撤去作業における切断作業は、作業場所を防炎シート又は鉄板で養生して火災を防止する措置を施すとともに、粉末消火器を配置する。</u></p> <p><u>OP-1 主棟及び OP-2 主棟の建屋内で発生した火災によって各排気系統の高性能エアフィルタが破損しても、各排気系統の排風機を停止することで、建屋内に放射性物質を閉じ込める。</u></p>	<p>切断、保管等における 火災等の損傷防止を追加 (3)-2)-(4)</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>4. 立ち入りの防止</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>(略)</p>	<p>4. 立ち入りの防止</p> <p>第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p><u>(本申請の対象外)</u></p>	
<p>5. 自然現象による影響の考慮</p> <p>第六条 使用施設等（<u>施設検査対象施設</u>は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>5. 自然現象による影響の考慮</p> <p>第六条 使用施設等（<u>使用前検査対象施設</u>は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p><u>(本申請の対象外 (政令第41条該当施設は対象外))</u></p>	記載の適正化を図るため(法令改正に伴う変更) (3)-14)

変更前	変更後	変更の理由																								
<p>6. 核燃料物質の臨界防止</p> <p>第七条 <u>施設検査対象施設</u>は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするために、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>6. 核燃料物質の臨界防止</p> <p>第七条 <u>使用前検査対象施設</u>は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするために、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。</p>	記載の適正化を図るため(法令改正に伴う変更) (3)-14)																								
<p>6.1 臨界管理の基準</p> <p>(1) 取扱うウランの濃縮度</p> <p>本施設で取り扱うウランは、天然ウラン、濃縮度5%以下の濃縮ウラン及び劣化ウランである。文献(1)及び(2)によると、濃縮度0.95%以下のウランは、均質系において質量無限大でも臨界に達しない。また、文献(8)によると天然ウランは、均質系及び非均質系のいずれにおいても臨界管理上問題とならない。</p> <p>本施設では、濃縮度0.95%を超える濃縮ウランを収納する可能性のある設備・機器〔カスケード設備、製品コールドトラップ、パージコールドトラップ、製品回収槽、<input type="text"/>の製品シリンダ、ケミカルトラップ(NaF)及び固体吸着剤収納ドラム缶〕を臨界管理の対象とする。</p> <p>濃縮度0.95%を超える濃縮ウランは、濃縮度を5%とみなして核的制限値を定め、臨界管理を行う。</p> <p>(2) 単一ユニットの核的制限値</p> <p>单一ユニットの核的制限値は、次表によるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>核的制限値</th> <th>適用する設備・機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 濃縮度</td> <td>5%以下</td> <td>濃縮ウランを収納するすべての設備・機器</td> </tr> <tr> <td>2. 減速条件</td> <td>H/U235 = 10 以下^{*1} H/U235 = 1.7 以下^{*2}</td> <td>製品コールドトラップ、パージコールドトラップ 製品回収槽に装着した製品シリンダ、<input type="text"/>の製品シリンダ</td> </tr> <tr> <td>3. 尺法 無限長円筒の直径</td> <td>58.8cm 以下^{*3}</td> <td>ケミカルトラップ(NaF) 固体吸着剤収納ドラム缶</td> </tr> </tbody> </table> <p>制限条件は、1. を満足し、かつ2. 又は3. のいずれかの制限値を満足することとする。 ただし、カスケード設備については、濃縮度のみを管理する。</p> <p>* 1 文献(3)にUF₆のH/U235=10における、未臨界濃縮度の範囲が示されている。 これによると、H/U235=10、濃縮度5%のUF₆は質量によらず未臨界である。</p> <p>* 2 文献(4)に直径30インチの30Bシリンダ(無限長、1インチ水反射)の無限増倍率が示されている。 これによると、濃縮度5%、H/U=0.088以下の条件で未臨界である。</p> <p>* 3 文献(5)にケミカルトラップ(NaF)の30cm水反射条件及び無限増倍率0.90における無限長円筒半径が示されている。これによると、濃縮度5%の場合、無限長円筒の直径は58.8cmである。</p>	項目	核的制限値	適用する設備・機器	1. 濃縮度	5%以下	濃縮ウランを収納するすべての設備・機器	2. 減速条件	H/U235 = 10 以下 ^{*1} H/U235 = 1.7 以下 ^{*2}	製品コールドトラップ、パージコールドトラップ 製品回収槽に装着した製品シリンダ、 <input type="text"/> の製品シリンダ	3. 尺法 無限長円筒の直径	58.8cm 以下 ^{*3}	ケミカルトラップ(NaF) 固体吸着剤収納ドラム缶	<p>6.1 臨界管理の基準</p> <p>(1) 取り扱うウランの濃縮度</p> <p>本施設で取り扱うウランは、天然ウラン、濃縮度5%以下の濃縮ウラン及び劣化ウランである。文献(1)及び(2)によると、濃縮度0.95%以下のウランは、均質系において質量無限大でも臨界に達しない。また、文献(7)によると天然ウランは、均質系及び非均質系のいずれにおいても臨界管理上問題とならない。</p> <p>本施設では、濃縮度0.95%を超える濃縮ウランを収納する可能性のある設備・機器、<input type="text"/>の製品シリンダ及び固体吸着剤収納ドラム缶を臨界管理の対象とする。</p> <p>濃縮度0.95%を超える濃縮ウランは、濃縮度を5%とみなして核的制限値を定め、臨界管理を行う。</p> <p>(2) 単一ユニットの核的制限値</p> <p>单一ユニットの核的制限値は、次表によるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>核的制限値</th> <th>適用する設備・機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 濃縮度</td> <td>5%以下</td> <td>濃縮ウランを収納するすべての設備・機器</td> </tr> <tr> <td>2. 減速条件</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>3. 尺法 無限長円筒の直径</td> <td>H/U235 = 1.7 以下^{*1} 58.8cm 以下^{*2}</td> <td><input type="text"/>の製品シリンダ 固体吸着剤収納ドラム缶</td> </tr> </tbody> </table> <p>制限条件は、1. を満足し、かつ2. 又は3. のいずれかの制限値を満足することとする。</p> <p>* 1 文献(3)に直径30インチの30Bシリンダ(無限長、1インチ水反射)の無限増倍率が示されている。 これによると、濃縮度5%、H/U=0.088以下の条件で未臨界である。</p> <p>* 2 文献(4)にケミカルトラップ(NaF)の30cm水反射条件及び無限増倍率0.90における無限長円筒半径が示されている。これによると、濃縮度5%の場合、無限長円筒の直径は58.8cmである。</p>	項目	核的制限値	適用する設備・機器	1. 濃縮度	5%以下	濃縮ウランを収納するすべての設備・機器	2. 減速条件	(削除)	(削除)	3. 尺法 無限長円筒の直径	H/U235 = 1.7 以下 ^{*1} 58.8cm 以下 ^{*2}	<input type="text"/> の製品シリンダ 固体吸着剤収納ドラム缶	記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14) ウラン濃縮試験を終了したため削除 (3)-1)-①
項目	核的制限値	適用する設備・機器																								
1. 濃縮度	5%以下	濃縮ウランを収納するすべての設備・機器																								
2. 減速条件	H/U235 = 10 以下 ^{*1} H/U235 = 1.7 以下 ^{*2}	製品コールドトラップ、パージコールドトラップ 製品回収槽に装着した製品シリンダ、 <input type="text"/> の製品シリンダ																								
3. 尺法 無限長円筒の直径	58.8cm 以下 ^{*3}	ケミカルトラップ(NaF) 固体吸着剤収納ドラム缶																								
項目	核的制限値	適用する設備・機器																								
1. 濃縮度	5%以下	濃縮ウランを収納するすべての設備・機器																								
2. 減速条件	(削除)	(削除)																								
3. 尺法 無限長円筒の直径	H/U235 = 1.7 以下 ^{*1} 58.8cm 以下 ^{*2}	<input type="text"/> の製品シリンダ 固体吸着剤収納ドラム缶																								

変更前	変更後	変更の理由
<p>また、遠心機処理設備における放射性物質量については分解設備で回収されるウラン量が年間最大 12.8kgU、廃液処理装置のスラッジに回収されるウラン量が年間最大 24.8kgU であり、濃縮度 5% の濃縮ウランの最小臨界質量 <u>34.1kgU</u> [文献(2)による。] を下回っているので臨界に達しない。</p> <p>貯蔵室に貯蔵する有機廃液焼却試験装置から回収された酸化ウランは、濃縮度 2% の濃縮ウランが最大 5kg であり、濃縮度 5% の濃縮ウランの最小臨界質量 <u>34.1kgU</u> [文献(2)による。] を下回っているので臨界に達しない。また、貯蔵室に貯蔵する分析用試料は、鋼製ドラム缶 1 本あたり最大 12kgU であり、濃縮度 5% の濃縮ウランの最小臨界質量 <u>34.1kgU</u> [文献(2)による。] を下回っているので臨界に達しない。</p>	<p>また、遠心機処理設備における放射性物質量については分解設備で回収されるウラン量が年間最大 12.8kgU、廃液処理装置のスラッジに回収されるウラン量が年間最大 24.8kgU であり、濃縮度 5% の濃縮ウランの最小臨界質量 <u>30.2kgU</u> [文献(2)による。] を下回っているので臨界に達しない。</p> <p>貯蔵室に貯蔵する有機廃液焼却試験装置から回収された酸化ウランは、濃縮度 2% の濃縮ウランが最大 5kg であり、濃縮度 5% の濃縮ウランの最小臨界質量 <u>30.2kgU</u> [文献(2)による。] を下回っているので臨界に達しない。また、貯蔵室に貯蔵する分析用試料は、鋼製ドラム缶 1 本あたり最大 12kgU であり、濃縮度 5% の濃縮ウランの最小臨界質量 <u>30.2kgU</u> [文献(2)による。] を下回っているので臨界に達しない。</p>	記載の適正化を図るため(表記の見直し、最新の文献データによる最小臨界質量の見直し) (3)-14)
<p>(3) ユニット間の中性子相互干渉</p> <p>各ユニット間の端面距離は、文献(6)により 30cm 以上とし、かつ、実効増倍率が 0.95 以下となる配置とする。</p>	<p>(3) ユニット間の中性子相互干渉</p> <p>各ユニット間の端面距離は、文献(5)により 30cm 以上とし、かつ、実効増倍率が 0.95 以下となる配置とする。</p>	記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)
<p>(4) 複数ユニットの計算条件</p> <p>① 壁、天井及び床は、コンクリート(厚さ 60cm)の反射条件を仮定し、なお、室内の雰囲気は、室内の雰囲気水密度($0 \sim 1 \text{ g/cm}^3$)を考慮し、最適減速条件にあるものとする。</p> <p>② <u>UF₆</u>量は、ケミカルトラップ及び固体吸着剤収納ドラム缶を除き、各機器の内部が固体 UF₆で満たされているものとして算出する。固体 UF₆の密度は 5.16 g/cm^3 (10°C) を用いて計算する。</p> <p>③ ケミカルトラップ及び固体吸着剤収納ドラム缶の UF₆量は、実際の運転条件(約 0.7hPa)に安全裕度を加味して UF₆圧力 1.3hPa 時のウラン吸着量とする。</p> <p>④ ケミカルトラップ及び固体吸着剤収納ドラム缶の H/U235 は、最適減速条件(H/U235=380)の値とする。</p>	<p>(4) 複数ユニットの計算条件</p> <p>① 壁、天井及び床は、コンクリート(厚さ 60cm)の反射条件を仮定し、なお、室内の雰囲気は、室内の雰囲気水密度($0 \sim 1 \text{ g/cm}^3$)を考慮し、最適減速条件にあるものとする。</p> <p>② 固体吸着剤収納ドラム缶の内部が固体 UF₆で満たされているものとして算出する。固体 UF₆の密度は 5.16 g/cm^3 (10°C) を用いて計算する。</p> <p>③ 固体吸着剤収納ドラム缶の UF₆量は、実際の運転条件(約 0.7hPa)に安全裕度を加味して UF₆圧力 1.3hPa 時のウラン吸着量とする。</p> <p>④ 固体吸着剤収納ドラム缶の H/U235 は、最適減速条件(H/U235=380)の値とする。</p>	ウラン濃縮試験を終了したため削除 (3)-1)-①)
<p>(5) 手引書等について</p> <p>参考とする手引書、文献等は、公表された信頼度の十分高いものを使用する。また、臨界計算コードは、実験値等との対比が行われ、信頼度の十分高いことが立証されている KENO-IV [文献(7)による。] を使用する。ライブラリは Hansen Roach16 群ライブラリを使用する。</p>	<p>(5) 手引書等について</p> <p>参考とする手引書、文献等は、公表された信頼度の十分高いものを使用する。また、臨界計算コードは、実験値等との対比が行われ、信頼度の十分高いことが立証されている KENO-IV [文献(6)による。] を使用する。ライブラリは Hansen Roach16 群ライブラリを使用する。</p>	記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)

変更前	変更後	変更の理由								
<p>6.2 各設備の臨界安全性</p> <p>6.2.1 カスケード設備 (OP-2 遠心機室)</p> <p>(1) 単一ユニット</p> <p><u>カスケード設備へ供給する UF₆は気体であり、その構成要素である高性能遠心分離機及び配管の内部においても、UF₆は大気圧以下の気体である。また、高性能遠心分離機のケーシングは、内径 []、肉厚 [] の鋼製である。</u></p> <p><u>カスケード設備の製品及び廃品濃縮度の管理は、ウランの濃縮度を、質量分析装置（精度：±0.02wt%）により随時測定することにより行う。また、製品の濃縮度は、カスケード設備へ供給する原料の流量及びカスケードの圧力に依存するので、設定濃縮度を維持するため、流量及び圧力を一定値となるよう制御している。また、流量及び圧力に対しインタロックを設け、濃縮度が 5%を超えないようにする。</u></p> <p><u>以下に示すモデルにより臨界計算を行い実効増倍率が 0.95 以下であることを確認する。</u></p> <table border="1" data-bbox="470 1102 1241 1304"> <thead> <tr> <th>濃縮度 (%)</th> <th>UF₆圧力 (気体)</th> <th>減速条件 H/U235</th> <th>配列</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7</td> <td>1</td> <td>最適減速条件</td> <td>無限個</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>以上の条件で臨界計算を行った結果、無限増倍率は最大 0.38 である。</u></p> <p><u>したがって、カスケード設備は臨界に達することはない。</u></p> <p>(2) 複数ユニット</p> <p><u>前述のとおりカスケード設備全体を単一ユニットとして評価したので、複数ユニットとしての評価は必要ない。</u></p>	濃縮度 (%)	UF ₆ 圧力 (気体)	減速条件 H/U235	配列	7	1	最適減速条件	無限個	<p>6.2 各設備の臨界安全性</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>ウラン濃縮試験を終了したため削除 (3)-1)-①</p>
濃縮度 (%)	UF ₆ 圧力 (気体)	減速条件 H/U235	配列							
7	1	最適減速条件	無限個							

変更前	変更後	変更の理由
<p><u>6.2.2 UF₆ 处理設備 (OP-2UF₆操作室)</u></p> <p>(1) <u>単一ユニット</u></p> <p><u>単一ユニットの臨界管理は、「8.1.2 単一ユニットの核的制限値」に従うものとする。</u></p> <p><u>万一、水分を含んだ空気がコールドトラップに流入した場合でも、内部の圧力上昇を検出し、コールドトラップの出入口弁を自動的に遮断するので、更に水分の流入が続くことはない。仮にコールドトラップの内圧が大気圧に至るまで水分の流入が続いたとしても、UF₆の量と流入する水分の量から H/U235 を計算すると、製品コールドトラップは 0.06 となり、減速条件の制限値 (H/U235=10 以下) を超えることはない。また、ページコールドトラップの内容積は製品コールドトラップの約 55%であるため、減速条件の制限値を超えることはない。なお、計算は UF₆の量を最小臨界質量とし、水分の量を温度 28°C、相対湿度 100%の空気中に含まれる水蒸気の量として行った。</u></p> <p><u>製品コールドトラップから製品回収槽内の製品シリンダへ製品 UF₆を移送する時には、事前に製品コールドトラップの温度と圧力を測定することにより、不純物ガスの量及び製品 UF₆の純度を調べ、製品シリンダの減速条件 (H/U235=1.7 以下) を満足していることを確認してから移送する。</u></p> <p>(2) <u>複数ユニット</u></p> <p><u>UF₆処理設備の主要機器（製品コールドトラップ、廃品コールドトラップ、ページコールドトラップ、メイシンケミカルトラップ、ページケミカルトラップ、製品回収槽、廃品回収槽、原料供給槽）について、中性子相互干渉を考慮し、以下に示すモデルにより臨界計算を行い実効増倍率が 0.95 以下であることを確認する。</u></p> <p><u>各機器の基数、濃縮度、UF₆ 充てん量、減速条件 (H/U235) を次表に示す。</u></p>	(削除)	ウラン濃縮試験を終了したため削除 (3)-1)-①

変更前						変更後		変更の理由
機器	基数	充てん UF₆ の濃縮度 (%)	UF₆量／基 (kgUF₆)	容積 (l)	減速条件 H/U235			
製品コールドトラップ ^①	4	5	722	140	10	(削除)		ウラン濃縮試験を終了したため削除 (3)-1)-①
廃品コールドトラップ ^①	3	0.3	10,154	1,968	29.0 ^{*1}			
ページコールドトラップ ^①	2	5	578	112	10			
メインケミカルトラップ ^①	4	5	21	62	380			
ページケミカルトラップ ^①	2	5	80	240	380			
製品回収槽	2	5	3,798	736	1.7			
廃品回収槽	2	0.3	3,798	736	29.0 ^{*1}			
原料供給槽	3	0.71	3,798	736	12.2 ^{*1}			

* 1 H/U = 0.088 として計算した。

以上の条件で臨界計算を行った結果、実効増倍率は最大 0.61 である。

したがって、UF₆ 处理設備の各機器は、中性子相互干渉により臨界に達することはない。

6.2.3 []

(1) 単一ユニット

単一ユニットの臨界管理は、「6.1.2 単一ユニットの核的制限値」に従うものとする。

(2) 複数ユニット

30B シリンダ及び固体吸着剤収納ドラム缶を含めたシリンダ貯蔵室全体について、中性子相互干渉を考慮し、以下に示すモデルにより臨界計算を行い、実効増倍率が 0.95 以下であることを確認する。

シリンダ及び固体吸着剤収納ドラム缶の濃縮度、UF₆量、減速条件 (H/U235) は次表に示す値を使用する。

機器	充てん UF ₆ の濃縮度 (%)	UF ₆ 量／基 (kgUF ₆)	容積 (l)	減速条件 H/U235
固体吸着剤収納ドラム缶	5	66	200	380
製品シリンダ	5	3,798	736	1.7

以上の条件で臨界計算を行った結果、実効増倍率は最大 0.68 である。

したがって、シリンダ及び固体吸着剤収納ドラム缶は、中性子相互干渉により臨界に達することはない。

6.2.1 []

(1) 単一ユニット

単一ユニットの臨界管理は、「6.1(2) 単一ユニットの核的制限値」に従うものとする。

(2) 複数ユニット

30B シリンダ及び固体吸着剤収納ドラム缶を含めたシリンダ貯蔵室全体について、中性子相互干渉を考慮し、以下に示すモデルにより臨界計算を行い、実効増倍率が 0.95 以下であることを確認する。

シリンダ及び固体吸着剤収納ドラム缶の濃縮度、UF₆量、減速条件 (H/U235) は次表に示す値を使用する。

機器	充てん UF ₆ の濃縮度 (%)	UF ₆ 量／基 (kgUF ₆)	容積 (l)	減速条件 H/U235
固体吸着剤収納ドラム缶	5	66	200	380
製品シリンダ	5	3,798	736	1.7

以上の条件で臨界計算を行った結果、実効増倍率は最大 0.68 である。

したがって、シリンダ及び固体吸着剤収納ドラム缶は、中性子相互干渉により臨界に達することはない。

変更前	変更後	変更の理由
<p>6.3 日常の管理</p> <p><u>カスケード設備の運転においては、設定濃縮度を維持するためカスケード設備に供給する原料の流量及びカスケードの圧力を一定値となるように制御する。また、質量分析装置によりカスケード設備の濃縮度を随時測定する。</u></p> <p><u>コールドトラップで UF₆を捕集する時は、コールドトラップの圧力が大気圧以下であることを確認してから捕集する。</u></p> <p><u>コールドトラップで捕集した UF₆を製品シリンドに移送・回収する時は、コールドトラップ内の温度及び圧力を測定し、減速条件を超えないことを確認してから製品シリンドに移送・回収する。</u></p> <p><u>ケミカルトラップ(NaF)及び固体吸着剤収納ドラム缶は、コールドトラップで捕集できなかった UF₆を捕集した NaF を収納するものであり、形状寸法(円筒内直径)を核的制限値以下で製作する。</u></p> <p>核的制限値を有する機器における取扱量がいかなる場合においても最大取扱量を超えないように厳重な計量管理を行う。</p>	<p>6.3 日常の管理</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>固体吸着剤収納ドラム缶は、UF₆を捕集した NaF を収納するものであり、形状寸法(円筒内直径)を核的制限値以下で製作する。</p> <p>核的制限値を有する機器における取扱量がいかなる場合においても最大取扱量を超えないように厳重な計量管理を行う。</p>	ウラン濃縮試験を終了したため削除 (3)-1)-①
<p>6.4 臨界事故時の措置</p> <p>本施設においては、上記のように厳重な臨界管理を実施するので臨界事故の発生は考えられない。</p>	<p>6.4 臨界事故時の措置</p> <p>本施設においては、上記のように厳重な臨界管理を実施するので臨界事故の発生は考えられない。</p>	

変更前	変更後	変更の理由
<p>参考文献</p> <p>(1) GAT-225 Rev. 4 (1981) NUCLEAR CRITICALITY SAFETY GUIDE FOR THE PORTSMOUTH GASEOUS DIFFUSION PLANT</p> <p>(2) 臨界安全ハンドブック <u>科学技術庁原子力安全局核燃料規制課編</u></p> <p>(3) K-1663 (1966) <u>HYDROGEN MODERATION - A PRIMARY NUCLEAR SAFETY CONTROL FOR HANDLING AND TRANSPORTING LOW - ENRICHMENT UF₆</u></p> <p>(4) K-1686 (1967) Protective Shipping Packages for 30-Inch-Diameter UF₆ Cylinders</p> <p>(5) K-1691 (1966) ORGDP fuel reprocessing studies summary progress report January through June, 1966</p> <p>(6) TID-7016 Rev. 2 (1978) NUCLEAR SAFETY GUIDE</p> <p>(7) ORNL-4938 (1975) KENO-IV An Improved Monte Carlo Criticality Program</p> <p>(8) LA-10860-MS(1987) H. C. Paxton, N. L. Pruvost "Critical Dimensions of Systems Containing 235U, 239Pu, and 235U" 1986 Revision</p>	<p>参考文献</p> <p>(1) GAT-225 Rev. 4 (1981) NUCLEAR CRITICALITY SAFETY GUIDE FOR THE PORTSMOUTH GASEOUS DIFFUSION PLANT</p> <p>(2) 臨界安全ハンドブック<u>第2版</u> (2009) <u>日本原子力研究開発機構</u> <u>(削除)</u></p> <p>(3) K-1686 (1967) Protective Shipping Packages for 30-Inch-Diameter UF₆ Cylinders</p> <p>(4) K-1691 (1966) ORGDP fuel reprocessing studies summary progress report January through June, 1966</p> <p>(5) TID-7016 Rev. 2 (1978) NUCLEAR SAFETY GUIDE</p> <p>(6) ORNL-4938 (1975) KENO-IV An Improved Monte Carlo Criticality Program</p> <p>(7) LA-10860-MS(1987) H. C. Paxton, N. L. Pruvost "Critical Dimensions of Systems Containing 235U, 239Pu, and 235U" 1986 Revision</p>	<p>記載の適正化を図るため(番号及び参考文献の見直し) (3)-14)</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>7. 施設検査対象施設の地盤</p> <p>第八条 <u>施設検査対象施設</u>は、次条第二項に規定により算定する地震力(安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの(以下「耐震重要施設」という。)にあっては、同条第三項の地震力を含む。)が作用した場合においても当該<u>施設検査対象施設</u>を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>7. 使用前検査対象施設の地盤</p> <p>第八条 <u>使用前検査対象施設</u>は、次条第二項に規定により算定する地震力(安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの(以下「耐震重要施設」という。)にあっては、同条第三項の地震力を含む。)が作用した場合においても当該<u>使用前検査対象施設</u>を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	記載の適正化を図るため(法令改正に伴う変更) (3)-14)
(略)	(本申請の対象外)	
8. 地震による損傷の防止	<p>8. 地震による損傷の防止</p> <p>第九条 <u>施設検査対象施設</u>は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある<u>施設検査対象施設</u>の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	記載の適正化を図るため(法令改正に伴う変更) (3)-14)
(略)	(本申請の対象外)	

変更前	変更後	変更の理由
<p>9. 津波による損傷の防止</p> <p>第十条 <u>施設検査対象施設</u>は、その供用中に当該<u>施設検査対象施設</u>に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>9. 津波による損傷の防止</p> <p>第十条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その供用中に当該<u>使用前検査対象施設</u>に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p><u>(本申請の対象外)</u></p>	記載の適正化を図るため(法令改正に伴う変更) (3)-14)
<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>第十一条 <u>施設検査対象施設</u>は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 <u>施設検査対象施設</u>は、工場若しくは事業所（以下「工場等」という。）内又はその周辺において想定される当該<u>施設検査対象施設</u>の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>10. 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>第十一条 <u>使用前検査対象施設</u>は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 <u>使用前検査対象施設</u>は、工場若しくは事業所（以下「工場等」という。）内又はその周辺において想定される当該<u>使用前検査対象施設</u>の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p><u>(本申請の対象外)</u></p>	記載の適正化を図るため(法令改正に伴う変更) (3)-14)

変更前	変更後	変更の理由
<p>11. <u>施設検査対象施設への人の不法な侵入等の防止</u></p> <p>第十二条 施設検査対象施設が設置される工場等は、<u>施設検査対象施設への人の不法な侵入</u>、<u>施設検査対象施設</u>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 施設検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>11. <u>使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止</u></p> <p>第十二条 使用前検査対象施設が設置される工場等は、<u>使用前検査対象施設への人の不法な侵入</u>、<u>使用前検査対象施設</u>に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>記載の適正化を図るため(法令改正に伴う変更) (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため(法令改正に伴う変更) (3)-14)</p>

(略)

(本申請の対象外)

変更前	変更後	変更の理由
<p>12. 溢水による損傷の防止</p> <p>第十三条 <u>施設検査対象施設</u>は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>12. 溢水による損傷の防止</p> <p>第十三条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p><u>(本申請の対象外)</u></p>	記載の適正化を図るため(法令改正に伴う変更) (3)-14)
<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止</p> <p>第十四条 <u>施設検査対象施設</u>は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>13. 化学薬品の漏えいによる損傷の防止</p> <p>第十四条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p><u>(本申請の対象外)</u></p>	記載の適正化を図るため(法令改正に伴う変更) (3)-14)

変更前	変更後	変更の理由
<p>14. 飛散物による損傷の防止</p> <p>第十五条 <u>施設検査対象施設</u>は、その施設内の機器又は配管の破損に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>14. 飞散物による損傷の防止</p> <p>第十五条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その施設内の機器又は配管の破損に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p><u>(本申請の対象外)</u></p>	記載の適正化を図るため(法令改正に伴う変更) (3)-14)

変更前	変更後	変更の理由																																																																																																																																		
<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保</p> <p>第十六条 <u>施設検査対象施設</u>は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならぬ。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の单一故障（单一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>15. 重要度に応じた安全機能の確保</p> <p>第十六条 <u>使用前検査対象施設</u>は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、機械又は器具の单一故障（单一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。）が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならない。</p>	記載の適正化を図るため(法令改正に伴う変更) (3)-14)																																																																																																																																		
<p>15.1 各種設備の安全対策</p> <p>15.1.1 各種設備独自の安全対策</p> <p>本施設を構成する各設備は、それぞれの安全対策用に警報表示を行う。</p> <p>各設備は、プロセス値に異常を生じると直ちに次表に示すような警報を表示し、運転員が異常を確認できるようにする。また、<u>気体状のUF₆を取り扱う系統には大気圧以下で作動するインタロックを設ける等、各設備にプロセス値の異常が進展した場合は、弁がフェイルセイフに作動する。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>系統名</th> <th>検出箇所</th> <th>警報項目</th> <th>数量</th> <th>安全対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10"><u>UF₆処理系</u></td> <td>カスケード配管</td> <td>圧力過上昇</td> <td>1式</td> <td>過圧部を隔離し排気</td> </tr> <tr> <td>原料供給槽</td> <td>温度過上昇</td> <td>1式</td> <td>热水の供給停止</td> </tr> <tr> <td>同 上</td> <td>圧力過上昇</td> <td>1式</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td>コールドトラップ</td> <td>温度過上昇</td> <td>1式</td> <td>ブラインの供給停止</td> </tr> <tr> <td>同 上</td> <td>圧力過上昇</td> <td>1式</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td>コンプレッサシステム</td> <td>圧力過上昇</td> <td>1式</td> <td>コンプレッサシステム停止</td> </tr> <tr> <td>圧力調整槽</td> <td>圧力過上昇</td> <td>1点</td> <td>UF₆の供給停止</td> </tr> <tr> <td>プロセス配管</td> <td>圧力過上昇</td> <td>1式</td> <td>過圧部を隔離</td> </tr> <tr> <td>調整槽</td> <td>温度過上昇</td> <td>1点</td> <td>热水の供給停止</td> </tr> <tr> <td>同 上</td> <td>圧力過上昇</td> <td>1点</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>ユーティリティ系</u></td> <td>計装用圧空</td> <td>圧力低下</td> <td>1点</td> <td>カスケード系内 UF₆排気</td> </tr> <tr> <td>有機廃液焼却試験装置</td> <td>焼却炉</td> <td>温度過上昇</td> <td>燃焼停止</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	系統名	検出箇所	警報項目	数量	安全対策	<u>UF₆処理系</u>	カスケード配管	圧力過上昇	1式	過圧部を隔離し排気	原料供給槽	温度過上昇	1式	热水の供給停止	同 上	圧力過上昇	1式	同 上	コールドトラップ	温度過上昇	1式	ブラインの供給停止	同 上	圧力過上昇	1式	同 上	コンプレッサシステム	圧力過上昇	1式	コンプレッサシステム停止	圧力調整槽	圧力過上昇	1点	UF ₆ の供給停止	プロセス配管	圧力過上昇	1式	過圧部を隔離	調整槽	温度過上昇	1点	热水の供給停止	同 上	圧力過上昇	1点	同 上	<u>ユーティリティ系</u>	計装用圧空	圧力低下	1点	カスケード系内 UF ₆ 排気	有機廃液焼却試験装置	焼却炉	温度過上昇	燃焼停止						<p>15.1 各種設備の安全対策</p> <p>15.1.1 各種設備独自の安全対策</p> <p>本施設を構成する各設備は、それぞれの安全対策用に警報表示を行う。</p> <p>各設備は、プロセス値に異常を生じると直ちに次表に示すような警報を表示し、運転員が異常を確認できるようにする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>系統名</th> <th>検出箇所</th> <th>警報項目</th> <th>数量</th> <th>安全対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>有機廃液焼却試験装置</td> <td>焼却炉</td> <td>温度過上昇</td> <td>1式</td> <td>燃焼停止</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	系統名	検出箇所	警報項目	数量	安全対策	(削除)	有機廃液焼却試験装置	焼却炉	温度過上昇	1式	燃焼停止						ウラン濃縮試験を終了したため削除 (3)-1)-①																																																						
系統名	検出箇所	警報項目	数量	安全対策																																																																																																																																
<u>UF₆処理系</u>	カスケード配管	圧力過上昇	1式	過圧部を隔離し排気																																																																																																																																
	原料供給槽	温度過上昇	1式	热水の供給停止																																																																																																																																
	同 上	圧力過上昇	1式	同 上																																																																																																																																
	コールドトラップ	温度過上昇	1式	ブラインの供給停止																																																																																																																																
	同 上	圧力過上昇	1式	同 上																																																																																																																																
	コンプレッサシステム	圧力過上昇	1式	コンプレッサシステム停止																																																																																																																																
	圧力調整槽	圧力過上昇	1点	UF ₆ の供給停止																																																																																																																																
	プロセス配管	圧力過上昇	1式	過圧部を隔離																																																																																																																																
	調整槽	温度過上昇	1点	热水の供給停止																																																																																																																																
	同 上	圧力過上昇	1点	同 上																																																																																																																																
<u>ユーティリティ系</u>	計装用圧空	圧力低下	1点	カスケード系内 UF ₆ 排気																																																																																																																																
	有機廃液焼却試験装置	焼却炉	温度過上昇	燃焼停止																																																																																																																																
系統名	検出箇所	警報項目	数量	安全対策																																																																																																																																
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)																																																																																																																																
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)																																																																																																																																
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)																																																																																																																																
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)																																																																																																																																
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)																																																																																																																																
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)																																																																																																																																
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)																																																																																																																																
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)																																																																																																																																
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)																																																																																																																																
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)																																																																																																																																
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)																																																																																																																																
有機廃液焼却試験装置	焼却炉	温度過上昇	1式	燃焼停止																																																																																																																																

変更前	変更後	変更の理由
<p>15.1.2 各種設備間の安全対策</p> <p><u>本施設の各工程において、UF₆は密閉状態にあり加熱、冷却等の操作を中断しても、そのためにUF₆が大気中へ放出することはない。</u></p> <p><u>ウラン濃縮工程では、(a)UF₆は大気中の水分と反応する、(b)高性能遠心分離機は、高速回転機械であるため、高真空雰囲気を必要とする、(c)不純気体が混入すると性能低下等の不具合を生ずる等の理由から、UF₆を内蔵する機器、配管はすべて高度の気密性（漏えい量 0.049Pa・m³/s 以下）を必要とする。このため高性能遠心分離機等の単体機器は個々にヘリウムリーク検査を行い、さらに、装置組立後、配管等も含め全体の気密性を圧力上昇法（ビルドアップ法）で確認する。したがって、定常運転中にUF₆が装置外へ出る可能性はない。万一、漏れを検出した場合は、エリアモニタ、HFモニタ等の警報信号により（作業環境を測定するために高性能エアフィルタ通過前にモニタの検出器を置く）自動的に循環を停止し、ワンス・スルーフ換気するよう対策する。</u></p> <p><u>また、ある設備に異常が発生した場合に、それが原因となって他の設備でUF₆が放出する可能性もない。例えば、電源又は計装用空気が喪失した場合には、大気接続弁はフェイルセイフに作動するよう設計する。</u></p> <p>各主要設備には異常検出系統と、異常検出により緊急操作を行う安全制御系統を設ける。</p>	<p>15.1.2 各種設備間の安全対策</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>ウラン濃縮試験を終了したため削除 (3)-1)-①</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>16. 環境条件を考慮した設計</p> <p>第十七条 <u>施設検査対象施設</u>は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>16. 環境条件を考慮した設計</p> <p>第十七条 <u>使用前検査対象施設</u>は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。</p> <p><u>(本申請の対象外)</u></p>	記載の適正化を図るため(法令改正に伴う変更) (3)-14)
<p>17. 検査等を考慮した設計</p> <p>第十八条 <u>施設検査対象施設</u>は、当該<u>施設検査対象施設</u>の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>17. 検査等を考慮した設計</p> <p>第十八条 <u>使用前検査対象施設</u>は、当該<u>使用前検査対象施設</u>の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p> <p><u>(本申請の対象外)</u></p>	記載の適正化を図るため(法令改正に伴う変更) (3)-14)
<p>18. 施設検査対象施設の共用</p> <p>第十九条 <u>施設検査対象施設</u>は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共に用する場合には、<u>施設検査対象施設</u>の安全性を損なわないものでなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>18. 使用前検査対象施設の共用</p> <p>第十九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共に用する場合には、<u>使用前検査対象施設</u>の安全性を損なわないものでなければならない。</p> <p><u>(本申請の対象外)</u></p>	記載の適正化を図るため(法令改正に伴う変更) (3)-14)

変更前	変更後	変更の理由
<p>19. 誤操作の防止</p> <p>第二十条 <u>施設検査対象施設</u>は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	<p>19. 誤操作の防止</p> <p>第二十条 <u>使用前検査対象施設</u>は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。</p>	記載の適正化を図るため(法令改正に伴う変更) (3)-14)
<p>19.1 誤操作対策</p> <p>本施設を構成する設備機器は、それぞれ設計上で、誤操作防止のためシーケンス、インタロック等を設ける。また、実際の操作は、事前に教育を受けた複数の作業者によるダブルチェックの後に行うので、誤操作による大きな事故が発生することは考えられない。</p> <p><u>本施設での UF₆ の使用は、大部分が 13.3hPa 以下の低圧で行い、全系の圧力を常時制御又は監視するので、万一、弁などの誤操作により系内に空気が流入しても、その部分を自動的に隔離し、装置全体が、大気圧になることはなく、室内へ UF₆ が大量に流出するおそれはない。</u></p> <p><u>したがって、誤操作としては、手動操作の部分のみで起り得るのでこの部分について考える。</u></p> <p><u>手動操作としては、30B シリンダの交換、サンプラの交換、校正用コールドトラップの交換等が考えられるが、頻度、その重要度を考慮して、想定としては、30B シリンダの交換について検討する他、管理区域内の作業環境の負圧を維持する換気設備について検討する。</u></p> <p>19.1 换気設備</p> <p>給気及び排気設備運転中は、管理区域内が大気及び非管理区域より負圧になるように管理する。誤操作により、管理区域内が正圧になることを防止するため、起動時は、排気設備の起動後でなければ給気設備が作動せず、停止時は、給気設備の停止後でなければ排気設備が停止しないようインタロックを設ける。</p> <p>遠心機処理設備において、分解ハウス等の排気を遠心機処理室系統の排気設備へ接続する局所排気処理設備では、誤操作により、遠心機処理室系統の排気装置停止時に局所排気処理装置が運転し、分解ハウス等からの排気が遠心機処理室系統の各室内に逆流しないよう、遠心機処理室系統の排気設備運転時のみ、局所排気処理装置の運転が可能となるインタロックを設ける。</p>	<p>19.1 誤操作対策</p> <p>本施設を構成する<u>設備・機器</u>は、それぞれ設計上で、誤操作防止のためシーケンス、インタロック等を設ける。また、実際の操作は、事前に教育を受けた複数の作業者によるダブルチェックの後に行うので、誤操作による大きな事故が発生することは考えられない。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>19.2 换気設備</p> <p>給気及び排気設備運転中は、管理区域内が大気及び非管理区域より負圧になるように管理する。誤操作により、管理区域内が正圧になることを防止するため、起動時は、排気設備の起動後でなければ給気設備が作動せず、停止時は、給気設備の停止後でなければ排気設備が停止しないようインタロックを設ける。</p> <p>遠心機処理設備において、分解ハウス等の排気を遠心機処理室系統の排気設備へ接続する局所排気処理設備では、誤操作により、遠心機処理室系統の排気装置停止時に局所排気処理装置が運転し、分解ハウス等からの排気が遠心機処理室系統の各室内に逆流しないよう、遠心機処理室系統の排気設備運転時のみ、局所排気処理装置の運転が可能となるインタロックを設ける。</p>	記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)
	<p><u>本施設における誤操作を防止するための措置は、下記のとおり</u></p>	記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)
		記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)
		ウラン濃縮試験を終了したため削除 (3)-1)-①)
		記載の適正化を図るため(番号の見直し) (3)-14)

変更前	変更後	変更の理由
<p>19.3 各種槽内のシリンダ取替操作</p> <p><u>槽内の 30B シリンダを加熱又は冷却することにより、シリンダ内の UF₆を移送したり、30B シリンダ内に UF₆を回収し、その後、そのシリンダを取り替えようとする場合、通常 30B シリンダとの接続配管は窒素ガス パージ操作により配管中に残存する UF₆を除去する。</u></p> <p><u>次いで、窒素ガスパージ操作を行った後、同配管を取り外し、槽内からシリンダを取り出す。</u></p> <p><u>万一、誤操作により配管内の UF₆を除去しないで配管を取り外した場合でも、この作業は半面マスク等の 防護具を着けて行う他、接続部の取り外しは排気カート（高性能エアフィルタを装着した可搬型の排気装置） によって、取り外し部の周囲を吸引しながら行うので、未除去の UF₆が作業区域に広がったり、作業者が吸引 したりすることはない。</u></p>	(削除)	ウラン濃縮試験を終了 したため削除 (3)-1)-①
<p>20. 安全避難通路等</p> <p>第二十一条 施設検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源 	<p>20. 安全避難通路等</p> <p>第二十一条 使用前検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源 	記載の適正化を図るた め(法令改正に伴う変 更) (3)-14)

(略)

変更前	変更後	変更の理由
<p>21. 設計評価事故時の放射線障害の防止</p> <p>第二十二条 施設検査対象施設は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>21. 設計評価事故時の放射線障害の防止</p> <p>第二十二条 使用前検査対象施設は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p> <p><u>(本申請の対象外)</u></p>	記載の適正化を図るため(法令改正に伴う変更) (3)-14)
<p>22. 貯蔵施設</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設ければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。 二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。 三 標識を設けるものであること。 <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>22. 貯蔵施設</p> <p>第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設ければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。 二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。 三 標識を設けるものであること。 <p>2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p><u>(本申請の対象外)</u></p>	

変更前	変更後	変更の理由
<p>23. 廃棄施設</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空気中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画された物であること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施錠又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	<p>23. 廃棄施設</p> <p>第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。</p> <p>一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空気中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保管廃棄施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。</p> <p>二 外部と区画された物であること。</p> <p>三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。</p> <p>四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。</p> <p>3 放射性廃棄物を廃棄するための施錠又は設備には、標識を設けなければならない。</p>	
<p>23.1 放射性廃棄物管理</p> <p>23.1.1 気体状の放射性廃棄物管理</p> <p>(1) 概 要</p> <p>本施設のうち、直接ウランを取り扱う区域及び取り扱った機器がある区域を管理区域とし、管理区域を大気及び非管理区域に対して負圧に保つため給排気設備を設け運転する。</p> <p>また、排気に含まれて施設外へ排出する放射性物質の量を合理的に達成可能な限り少なくするため、管理区域内の空気は、すべて高性能エアフィルタを含む排気施設を通して屋外へ排出する。</p>	<p>23.1 放射性廃棄物管理</p> <p>23.1.1 気体状の放射性廃棄物管理</p> <p>(1) 概 要</p> <p>本施設のうち、直接ウランを取り扱う区域及び取り扱った機器がある区域を管理区域とし、管理区域を大気及び非管理区域に対して負圧に保つため給排気設備を設けて運転する。</p> <p>また、排気に含まれて施設外へ排出する放射性物質の量を合理的に達成可能な限り少なくするため、管理区域内の空気は、すべて高性能エアフィルタを含む排気施設を通して屋外へ排出する。</p>	記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)

変更前	変更後	変更の理由
<p>(2) OP-1 主棟における気体状の放射性廃棄物の管理</p> <p>OP-1 主棟の管理区域の給排気フローシートを図-23-1 及び図-23-2 に示す。管理区域の給排気設備は、次の4 系統により構成する。各系統の排気を合流し、OP-1 排気筒（地上高約 17m）から屋外へ排出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 遠心機処理室系統 ② 遠心機・部品保管室系統 ③ 分析室系統 ④ OP-1UF₆操作室系統 <p><u>ウラン濃縮設備のうち運転を停止する機器でウランを取り扱ったものについては、機器内部のウラン(UF₆)を可能な限り抜き出し、窒素ガスによる置換及び封入を行い、密封することにより、機器内部に残留するウランが機器から漏れ出ることはない。</u></p> <p>遠心機処理設備のうち各分解ユニットにおいて遠心分離機を部品単位へ分解する操作では、遠心分離機内部に残留する放射性物質の飛散を防止するため、真空クリーナによる放射性物質の吸引を行う。万一、若干の放射性物質の飛散があった場合であっても、遠心機処理室内全体への汚染を避けるため、各分解ユニットは分解ハウス内に設置し、局所排気処理装置によって分解ハウス内を遠心機処理室より負圧に保つ。</p> <p>局所排気処理装置は、図-23-1 に示すように、ケミカルトラップ、高性能エアフィルタ、排風機等により構成しており、万一、分解ハウス内等に放射性物質の飛散があっても、前述した各装置によって、放射性物質及びフッ化物が水と反応して生成するフッ化水素（以下「HF」という。）等を捕集し、これらの有害物質が屋外へ多量に排出されないようにする。</p> <p>分析室系統、遠心機処理室系統及びOP-1UF₆操作室系統については、ワンス・スルー方式の換気を行う。</p> <p><u>遠心機・部品保管室系統については、通常給気量の 50%以内の区域内の空気を高性能エアフィルタ通過後に循環し、万一、UF₆の漏れを検出した場合は、自動的に循環を停止し、ワンス・スルー方式に切り替わる。</u></p> <p>排気筒から排出する排気中の放射性物質の濃度は、排気用モニタ（ダスト）により測定し、監視する。</p> <p>プレフィルタ及び高性能エアフィルタの前後の差圧を測定することにより、フィルタの目詰まりを監視する。また、高性能エアフィルタの交換後は、捕集効率の測定を行う。</p>	<p>(2) OP-1 主棟における気体状の放射性廃棄物の管理</p> <p>OP-1 主棟の管理区域の給排気系統図を図-23-1 に示す。管理区域の給排気設備は、次の 4 系統により構成する。各系統の排気を合流し、OP-1 排気筒（地上高約 17m）から屋外へ排出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 遠心機処理室系統 ② 遠心機・部品保管室系統 ③ 分析室系統 ④ OP-1UF₆操作室系統 <p><u>(削除)</u></p> <p>遠心機処理設備のうち各分解ユニットにおいて遠心分離機を部品単位へ分解する操作では、遠心分離機内部に残留する放射性物質の飛散を防止するため、真空クリーナによる放射性物質の吸引を行う。万一、若干の放射性物質の飛散があつた場合であつても、遠心機処理室内全体への汚染を避けるため、各分解ユニットは分解ハウス内に設置し、局所排気処理装置によって分解ハウス内を遠心機処理室より負圧に保つ。</p> <p>局所排気処理装置は、図-23-1 に示すように、ケミカルトラップ、高性能エアフィルタ、排風機等により構成しており、万一、分解ハウス内等に放射性物質の飛散があつても、前述した各装置によって、放射性物質及びフッ化物が水と反応して生成するフッ化水素（以下「HF」という。）等を捕集し、これらの有害物質が屋外へ多量に排出されないようにする。</p> <p>分析室系統、遠心機処理室系統、OP-1UF₆操作室系統及び遠心機・部品保管室系統については、ワンス・スルー方式の換気を行う。</p> <p>排気ダクトは、主に炭素鋼製であり、排気筒は、主にコンクリート製であり、分析室系統の排気ダクトの一部は、塩ビ配管等であり、腐食しにくい材料を用いる。</p>	<p>記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)</p> <p>ウラン濃縮試験を終了したため削除 (3)-1)-(①)</p> <p>記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)</p> <p>排気系統の変更 (3)-10)</p> <p>排気系統の変更 (3)-10)</p> <p>記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため(排気ダクト構造を追加) (3)-14)</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>(3) OP-2 主棟における気体状の放射性廃棄物の管理</p> <p>管理区域の給排気フローシートを図-23-3、図-23-4、図-23-5 及び図-23-6 に示す。管理区域の給排気設備は、次の4系統により構成する。各系統の排気を合流し OP-2 排気筒（地上高約 17m）から屋外へ排出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① OP-2 遠心機室系統 (No. 1 給排気系統) ② OP-2UF₆操作室系統 (No. 2 給排気系統) ③ ブレンディング室系統 (No. 3 給排気系統) ④ OP-2 放管室系統 (No. 4 給排気系統) <p><u>UF₆の使用量が多い区域の負圧を大きくして、万一、UF₆が装置外に漏れ出た場合でも汚染の範囲を拡大しないようにする。</u></p> <p>局所排気処理装置は、図-23-7 に示すように、サイクロン、ケミカルトラップ、水スクラバ、アルカリスクラバ、エアワッシャ、高性能エアフィルタ、排風機等により構成しており、万一、UF₆が漏れ出ても、前述した各装置によって、ウラン及びUF₆が水と反応して生成するHF等を捕集し、これらの有害物質が屋外に多量に排出されないようにする。</p> <p>OP-2 放管室系統及びフードについては、ワンス・スルー方式の換気であるが、ブレンディング室は通常給気量の65%以内、その他の系統は、75%以内が区域内の空気を高性能エアフィルタ通過後に循環しているが、万一、UF₆の漏れを検出した場合は、自動的に循環を停止し、ワンス・スルー方式に切り替わる。</p> <p>排気筒から排出する排気中の放射性物質の濃度は、排気用モニタ（ダスト）により測定し監視する。</p> <p>プレフィルタ及び高性能エアフィルタの前後の差圧を測定することにより、フィルタの目詰まりを監視する。また、高性能エアフィルタの交換後は捕集効率の測定を行う。</p>	<p>(3) OP-2 主棟における気体状の放射性廃棄物の管理</p> <p>管理区域の給排気系統図を図-23-2 に示す。管理区域の給排気設備は、次の4系統により構成する。各系統の排気を合流し OP-2 排気筒（地上高約 17m）から屋外へ排出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① OP-2 遠心機室系統 (No. 1 給排気系統) ② OP-2UF₆操作室系統 (No. 2 給排気系統) ③ ブレンディング室系統 (No. 3 給排気系統) ④ OP-2 放管室系統 (No. 4 給排気系統) <p><u>(削除)</u></p> <p>OP-2 遠心機室系統、OP-2UF₆操作室系統、ブレンディング室系統、OP-2 放管室系統及びフードについては、ワンス・スルー方式の換気を行う。</p> <p>排気筒から排出する排気中の放射性物質の濃度は、排気モニタにより測定し監視する。</p> <p>プレフィルタ及び高性能エアフィルタの前後の差圧を測定することにより、フィルタの目詰まりを監視する。また、高性能エアフィルタの交換後は捕集効率の測定を行う。</p> <p>排気ダクトは、主に炭素鋼製であり、排気筒は、主にコンクリート製であり、腐食しにくい材料を用いる。</p>	<p>記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)</p> <p>ウラン濃縮試験を終了したことに伴う見直し (3)-1)-(①)</p> <p>排気系統の変更 (3)-10)</p> <p>記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため(排気ダクト構造を追加) (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)</p> <p>洗缶作業の終了に伴う見直し (3)-9)</p>
<p>(4) ウラン貯蔵庫及び廃水処理棟における気体状の放射性廃棄物の管理</p> <p>ウラン貯蔵庫では、密閉された金属製容器（30B シリンダ）内にある UF₆ 固体の運搬及び保管が行われるのみで、UF₆ の漏れ出る可能性はない。洗缶作業では UF₆ を化学処理し、溶液の状態で取り扱うため、工程自体からの気体状の放射性廃棄物はない。廃水処理棟では、極低濃度の放射性物質を含む廃水のアルカリ凝集沈殿及びろ過を行うが、工程自体からの気体状の放射性廃棄物はない。</p>	<p>(4) ウラン貯蔵庫及び廃水処理棟における気体状の放射性廃棄物の管理</p> <p>ウラン貯蔵庫では、密閉された金属製容器（30B シリンダ）内にある UF₆ 固体の貯蔵が行われるのみで、UF₆ の漏れ出る可能性はない。</p>	

変更前	変更後	変更の理由
<p>ウラン貯蔵庫及び廃水処理棟の管理区域は、給排気設備の運転によって大気及び非管理区域に対して負圧に保たれる。排気施設には、プレフィルタ及び高性能エアフィルタを備え、屋外環境の汚染を防止する。[]</p> <p>[]及び廃水処理棟の給排気フローシートを図-23-8、図-23-9及び図-23-10に示す。</p> <p>(新規)</p>	<p>ウラン貯蔵庫及び廃水処理棟の管理区域は、給排気設備の運転によって大気及び非管理区域に対して負圧に保たれる。排気施設には、プレフィルタ及び高性能エアフィルタを備え、屋外環境の汚染を防止する。[]</p> <p>[]及び廃水処理棟の給排気系統図を図-23-3、図-23-4及び図-23-5に示す。</p> <p>排気ダクトは、主に炭素鋼製であり、腐食しにくい材料を用いる。</p> <p>(5) 標識の設置</p> <p>排気口又はその付近及び排気設備の表面に標識を設ける。標識には、日本産業規格による放射線標識に「排気設備」及び「許可なくして立入を禁ず。」又は「許可なくして触れることを禁ず。」を記載する。</p>	<p>記載の適正化を図るため(表記及び図番号の見直し) (3)-14)</p>
<p>23.1.2 液体状の放射性廃棄物管理</p> <p>(1) 概 要</p> <p>本施設での核燃料物質の取り扱いは、遠心分離機によるウランの同位体分離と遠心機部品表面の核燃料物質の化学分離処理が主体である。このうち、ウラン濃縮設備については化学反応を伴わず、水と核燃料物質との直接接触もないで、主工程から定常的に発生する液体状の放射性廃棄物はない。</p> <p>ウラン濃縮設備で発生する液体状の放射性廃棄物のうち、廃水は、機器、配管等の補修・交換、撤去に伴う除染水、手洗水、分析廃水及び万一の事故時の床洗浄の附帯作業に伴う廃水である。これらの管理区域内で発生する核燃料物質を含む廃水は、[]の洗缶室に運搬し処理する。又は、廃水ピットに集め、核燃料物質の濃度を測定した後、廃水処理棟の廃水調整ピットへ送水する。</p> <p>遠心機処理設備で定常的に発生する化学分離処理による核燃料物質を含む廃水及び配管等の洗浄水は、廃液処理装置により廃水中の核燃料物質の濃度を低減し、核燃料物質の濃度を測定した後、廃水処理棟の廃水調整ピットへ送水する。</p>	<p>23.1.2 液体状の放射性廃棄物管理</p> <p>(1) 概 要</p> <p>機器、配管等の補修・交換、撤去に伴う除染水、手洗水、分析廃水及び万一の事故時の床洗浄の附帯作業に伴う廃水が漏れにくく、浸透しにくく、かつ腐食しにくい硬質塩化ビニルライニング鋼管を用いて、廃水処理棟の廃水調整ピットへ送水する。</p> <p>遠心機処理設備で定常的に発生する化学分離処理による核燃料物質を含む廃水及び配管等の洗浄水は、廃液処理装置により廃水中の核燃料物質の濃度を低減し、核燃料物質の濃度を測定した後、廃水が漏れにくく、浸透しにくく、かつ腐食しにくい硬質塩化ビニルライニング鋼管を用いて、廃水処理棟の廃水調整ピットへ送水する。</p>	<p>ウラン濃縮試験を終了したため削除 (3)-1)-①</p> <p>記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため(廃水の送水配管の材質を追加) (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため(廃水の送水配管の材質を追加) (3)-14)</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>(2) 放射性廃水管理</p> <p>OP-1 主棟内の OP-1UF₆操作室からの廃水は、OP-1UF₆操作室廃水ピットに、遠心機処理室、遠心機・部品保管室及び OP-1 排気機械室からの床廃水は、恒温水トレンチ内廃水ピット又は排気トレンチ内廃水ピットに、部品検査室及び機器保管室からの廃水は、部品検査室廃水ピットに、化学分析室、機器分析室、質量分析室及び OP-1 モニタ室からの廃水は、分析廃水ピットに、OP-2 主棟の OP-2UF₆操作室からの廃水は、OP-2UF₆操作室廃水ピットに、OP-2 遠心機室からの床廃水は、恒温水トレンチピットに、ブレンディング室からの廃水は、ブレンディング室廃水ピットに、OP-2 モニタ室、放管室及びシャワー室からの廃水は、放管廃水ピットに、OP-2 の排気処理装置の廃水は、OP-2 排気機械室ピットにそれぞれ一時貯留し、核燃料物質の濃度を測定してから、廃水処理棟内の廃水調節ピットに送水する。また、主棟内の機器、配管等の補修、交換、撤去に伴う除染水及び分析廃水の一部を [] の洗缶室に運搬する。</p> <p>洗缶室の廃水で濃度が 3.7×10^{-1}Bq/cm³を超えるものは、ウラン溶液回収装置により、廃水中のウランをアルカリ凝集沈殿法等で取り除き、3.7×10^{-1}Bq/cm³以下にし、[] 廃水ピットに集め、廃水処理棟の廃水調節ピットに送水する。3.7×10^{-1}Bq/cm³以下のものは、[] 廉水ピットに集め、廃水処理棟の廃水調節ピットに送水する。</p> <p>[] の排気機械室及びモニタ室からの廃水は、[] 廉水ピットに集め、核燃料物質の濃度を測定してから、廃水処理棟の廃水調節ピットに送水する。</p> <p>[] の洗缶室、排気機械室、モニタ室等からの廃水は、[] 廉水ピットに集め、核燃料物質の濃度を測定してから、廃水処理棟の廃水調節ピットに送水する。</p> <p>遠心機処理室の化学分離処理設備より発生する分離処理廃水及び配管等の洗浄水のうち、濃度が 3.7×10^{-1}Bq/cm³を超えるものは、廃液処理装置により、廃水中のウランを凝集沈殿法で取り除き、3.7×10^{-1}Bq/cm³以下にし、廃水処理棟の廃水調節ピットに送水する。なお、<u>化学分離処理設備より発生する分離処理廃水の一部を硫酸廃液処理試験に使用する。</u></p> <p>廃水処理棟には、廃水化学処理装置があり、凝集沈殿処理、沈殿物脱水装置、地中ピット類、ポンプ設備及び計測制御設備により構成する。廃水は、この装置により、廃水中のウランをアルカリ凝集沈殿法で取り除き、核燃料物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の濃度限度(²³²U の濃度限度:3×10^{-3}Bq/cm³)以下であることを確認するとともに、廃水に含まれて施設外に放出される核燃料物質の量を合理的に達成可能な限り少なくした後、人形峠環境技術センター（以下「センター」という。）の放流水槽へ送水する。</p>	<p>(2) 放射性廃水管理</p> <p>OP-1 主棟内の OP-1UF₆操作室からの廃水は、OP-1UF₆操作室廃水ピットに、遠心機処理室、遠心機・部品保管室及び OP-1 排気機械室からの床廃水は、恒温水トレンチ内廃水ピット又は排気トレンチ内廃水ピットに、部品検査室及び機器保管室からの廃水は、部品検査室廃水ピットに、化学分析室、機器分析室、質量分析室及び OP-1 モニタ室からの廃水は、分析廃水ピットに、OP-2 主棟の OP-2UF₆操作室からの廃水は、OP-2UF₆操作室廃水ピットに、OP-2 遠心機室からの床廃水は、恒温水トレンチピットに、ブレンディング室からの廃水は、ブレンディング室廃水ピットに、OP-2 モニタ室、放管室及びシャワー室からの廃水は、放管廃水ピットに、OP-2 の排気処理装置の廃水は、OP-2 排気機械室ピットにそれぞれ一時貯留し、核燃料物質の濃度を測定してから、廃水処理棟内の廃水調節ピットに送水する。</p> <p>[] の廃水は、[] 廉水ピットに集め、核燃料物質の濃度を測定してから、廃水処理棟の廃水調節ピットに送水する。</p> <p>[] の排気機械室及びモニタ室からの廃水は、[] 廉水ピットに集め、核燃料物質の濃度を測定してから、廃水処理棟の廃水調節ピットに送水する。</p> <p>[] の洗缶室、排気機械室、モニタ室等からの廃水は、[] 廉水ピットに集め、核燃料物質の濃度を測定してから、廃水処理棟の廃水調節ピットに送水する。</p> <p>遠心機処理室の化学分離処理設備より発生する分離処理廃水及び配管等の洗浄水のうち、濃度が 3.7×10^{-1}Bq/cm³を超えるものは、廃液処理装置により、廃水中のウランを凝集沈殿法で取り除き、3.7×10^{-1}Bq/cm³以下にし、廃水処理棟の廃水調節ピットに送水する。</p> <p>廃水処理棟には、廃水化学処理装置があり、凝集沈殿処理、沈殿物脱水装置、地中ピット類、ポンプ設備及び計測制御設備により構成する。廃水は、この装置により、廃水中のウランをアルカリ凝集沈殿法で取り除き、核燃料物質の濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の濃度限度(²³²U の濃度限度:3×10^{-3}Bq/cm³)以下であることを確認するとともに、廃水に含まれて施設外に放出される核燃料物質の量を合理的に達成可能な限り少なくした後、人形峠環境技術センター（以下「センター」という。）の放流水槽へ送水する。</p>	<p>洗缶作業の終了に伴う見直し (3)-9)</p> <p>洗缶作業の終了に伴う見直し (3)-9)</p> <p>廃液処理試験を終了したため削除 (3)-2)-(5)</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>放流水槽では、本施設からの一般排水及び他の施設からの排水とともに一定時間貯留の後、池河川に放流する。なお、放流水槽は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の適用外施設である。</p> <p>本施設の各凝集沈殿装置から発生した沈殿物は、脱水した後、プラスチック製の袋に封入し、鋼製ドラム缶に封入し、23.1.3 項で述べる固体状の放射性廃棄物として処理する。</p> <p>(3) その他の液体状の放射性廃棄物管理</p> <p>本施設の管理区域内で発生する機器配管等の補修・交換に伴う除染水、手洗水及び分析廃水以外の液体状の放射性廃棄物（放射性物質による汚染のおそれのあるものを含む。）は、ブースタポンプ、ロータリポンプ及び遠心分離機用の油類、<u>洗浄用溶剤</u>等である。</p> <p>これらの液体状の放射性廃棄物は、鋼製のケミカルドラム缶又は専用の保管容器に収納し、密栓の上、別棟の第1、第2廃油貯蔵庫に保管する。保管中は、容器の健全性、放射性物質による汚染の有無等を定期的に点検する。</p> <p>なお、別棟の第1、第2廃油貯蔵庫へ搬出した液体状の放射性廃棄物を収納した鋼製のケミカルドラム缶の点検等で詰替え等の処置が必要な液体状の放射性廃棄物並びに内容物調査等を行う液体状の放射性廃棄物については、別棟の第1、第2廃油貯蔵庫から受入れ、核燃料物質により汚染された物として詰替え等の処置及び内容物調査等を行う。</p> <p>詰替え等の処置及び内容物調査等を行った液体状の放射性廃棄物は、別棟の第1、第2廃油貯蔵庫に移動する。</p> <p>(4) 廃水処理能力</p> <p>(略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>放流水槽では、本施設からの一般排水及び他の施設からの排水とともに一定時間貯留の後、池河川に放流する。なお、放流水槽は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の適用外施設である。</p> <p>本施設の各凝集沈殿装置から発生した沈殿物は、脱水した後、プラスチック製の袋に封入し、鋼製ドラム缶に封入し、23.1.3 項で述べる固体状の放射性廃棄物として処理する。</p> <p>(3) その他の液体状の放射性廃棄物管理</p> <p>本施設の管理区域内で発生する機器配管等の補修・交換に伴う除染水、手洗水及び分析廃水以外の液体状の放射性廃棄物（放射性物質による汚染のおそれのあるものを含む。）は、ブースタポンプ、ロータリポンプ及び遠心分離機用の油類等である。</p> <p>これらの液体状の放射性廃棄物は、鋼製のケミカルドラム缶又は専用の保管容器に収納し、密栓の上、別棟の第1、第2廃油貯蔵庫に保管する。保管中は、容器の健全性、放射性物質による汚染の有無等を定期的に点検する。</p> <p>なお、別棟の第1、第2廃油貯蔵庫へ搬出した液体状の放射性廃棄物を収納した鋼製のケミカルドラム缶の点検等で詰替え等の処置が必要な液体状の放射性廃棄物並びに内容物調査等を行う液体状の放射性廃棄物については、別棟の第1、第2廃油貯蔵庫から<u>本施設の管理区域内</u>に受入れ、核燃料物質により汚染された物として詰替え等の処置及び内容物調査等を行う。</p> <p>詰替え等の処置及び内容物調査等を行った液体状の放射性廃棄物は、別棟の第1、第2廃油貯蔵庫に移動する。</p> <p>(4) 廃水処理能力</p> <p>(変更なし)</p> <p><u>(5) 標識の設置</u></p> <p><u>液体廃棄設備の表面又はその付近に標識を設ける。標識には、日本産業規格による放射線標識に「排水設備」及び「許可なくして立入を禁ず。」又は「許可なくして触れることを禁ず。」を記載する。</u></p>	<p>記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため(表記の見直し) (3)-14)</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>23.1.3 固体状の放射性廃棄物管理</p> <p>(1) 概 要</p> <p>本施設での核燃料物質の取り扱いは、遠心分離機によるウランの同位体分離と遠心機部品表面の放射性物質の化学分離処理が主体である。このうち、ウラン濃縮設備については、工程自体から定常に発生する固体状の放射性廃棄物はない。ここで発生する固体状の放射性廃棄物には、プロセス排気中の UF₆、HF 等を捕集するためのケミカルトラップの捕集剤の交換により発生する NaF 等の固体吸着剤、核燃料物質を使用した機器又は収納した容器等で再使用不能となったもの、排気施設及び廃水施設で使用した資材等、除染作業その他の附帯作業で使用した資材等がある。これらの固体状の放射性廃棄物は、次の 3 種類に区分して廃棄物貯蔵庫に保管するか、または、廃棄物焼却施設で焼却する。</p> <p>なお、遠心機処理設備から定常に発生する化学分離処理を行わない固体状の遠心機部品については、23.1.3 (4) 項で述べる不燃性固体廃棄物として処理する。</p> <p>(2) 可燃性固体廃棄物の保管方法</p> <p>(略)</p> <p>(3) 難燃性固体廃棄物の保管方法</p> <p>(略)</p> <p>(4) 不燃性固体廃棄物の保管方法</p> <p>(略)</p> <p>(5) 固体廃棄物の発生量</p> <p>本施設において発生する固体廃棄物の発生量は、表-3-13 のとおりである。</p>	<p>23.1.3 固体状の放射性廃棄物管理</p> <p>(1) 概 要</p> <p>本施設での核燃料物質の取扱いは、遠心機部品表面の放射性物質の化学分離処理が主体である。</p> <p>ここで発生する固体状の放射性廃棄物には、NaF 等の固体吸着剤、核燃料物質を使用した機器又は収納した容器等で再使用不能となったもの、排気施設及び廃水施設で使用した資材等、除染作業その他の附帯作業で使用した資材等がある。これらの固体状の放射性廃棄物は、次の 3 種類に区分して廃棄物貯蔵庫に保管するか、または、廃棄物焼却施設で焼却する。</p> <p>なお、遠心機処理設備から定常に発生する化学分離処理を行わない固体状の遠心機部品については、23.1.3 (4) 項で述べる不燃性固体廃棄物として処理する。</p> <p>(2) 可燃性固体廃棄物の保管方法</p> <p>(変更なし)</p> <p>(3) 難燃性固体廃棄物の保管方法</p> <p>(変更なし)</p> <p>(4) 不燃性固体廃棄物の保管方法</p> <p>(変更なし)</p> <p>(5) 固体廃棄物の発生量</p> <p>本施設において発生する固体廃棄物の発生量は、表-3-13 のとおりである。廃棄物貯蔵庫の保管能力は、2000 ドラム缶で 14,224 本（第 1 ~ 第 14 廃棄物貯蔵庫）であり、令和 2 年 11 月末現在で 13,995 本保管している。固体廃棄物の年間発生予想量は表-3-13 に示すように約 8 本/年である。</p>	<p>記載の適正化を図るために(表記の見直し) (3)-14) ウラン濃縮試験を終了したため削除 (3)-1)-①</p> <p>記載の適正化を図るために(表記の見直し) (3)-14)</p>

表-3-13 固体廃棄物の発生予想量

年 間 発 生 予 想 量			備 考
可 燃 性	難 燃 性	不 燃 性	
約 120 本	約 200 本	約 60 本	
減容後 約 2 本	減容後 約 4 本	—	単位： 2000 ドラム缶

廃棄物貯蔵庫の貯蔵能力は、2000 ドラム缶で 14,224 本（第 1 ~ 第 14 廃棄物貯蔵庫）である。

表-3-13 固体廃棄物の発生予想量

年 間 発 生 予 想 量			備 考
可 燃 性	難 燃 性	不 燃 性	
約 120 本	約 120 本	約 4 本	
減容後 約 2 本	減容後 約 2 本	—	単位： 2000 ドラム缶

変更箇所を 又は で示す。

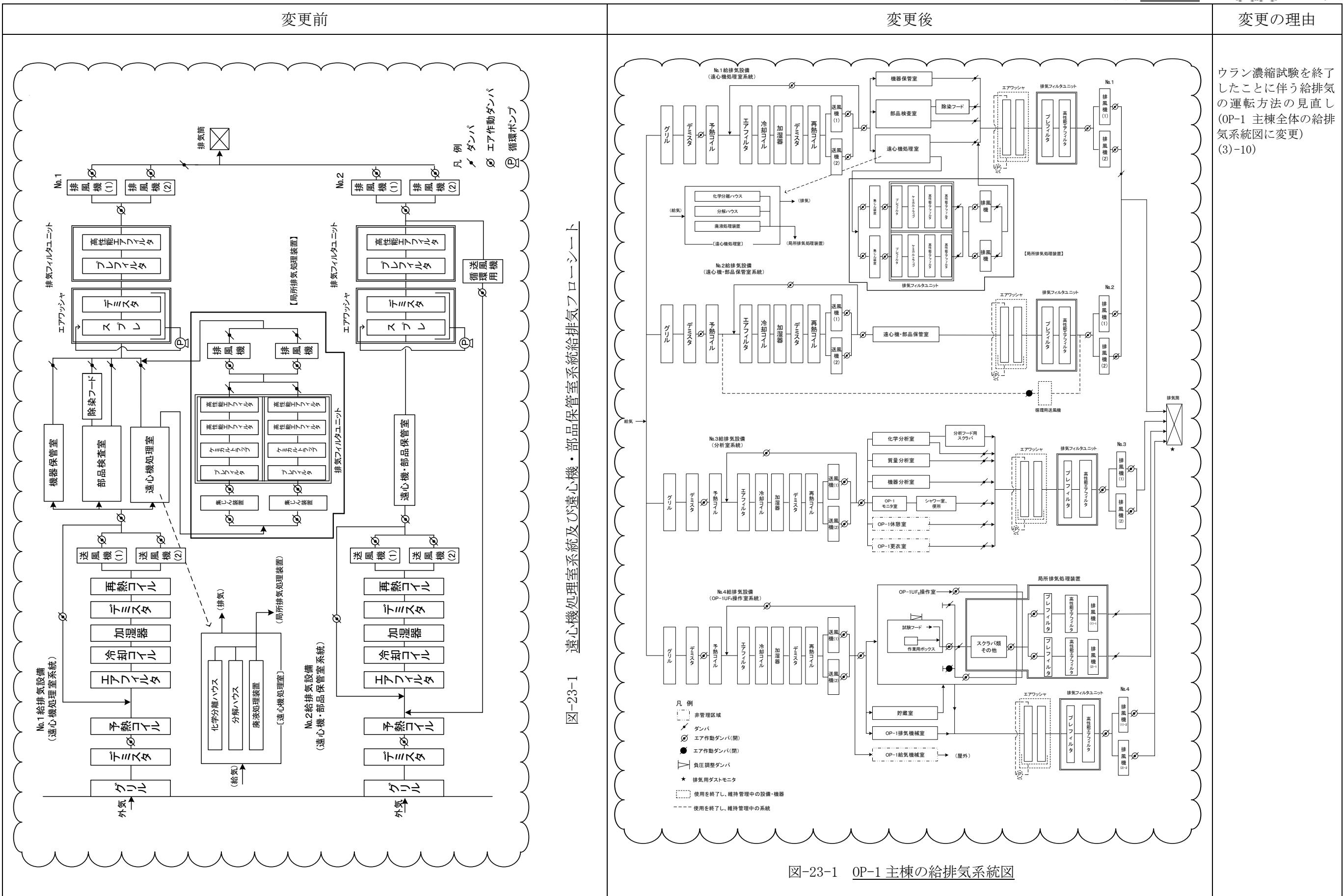


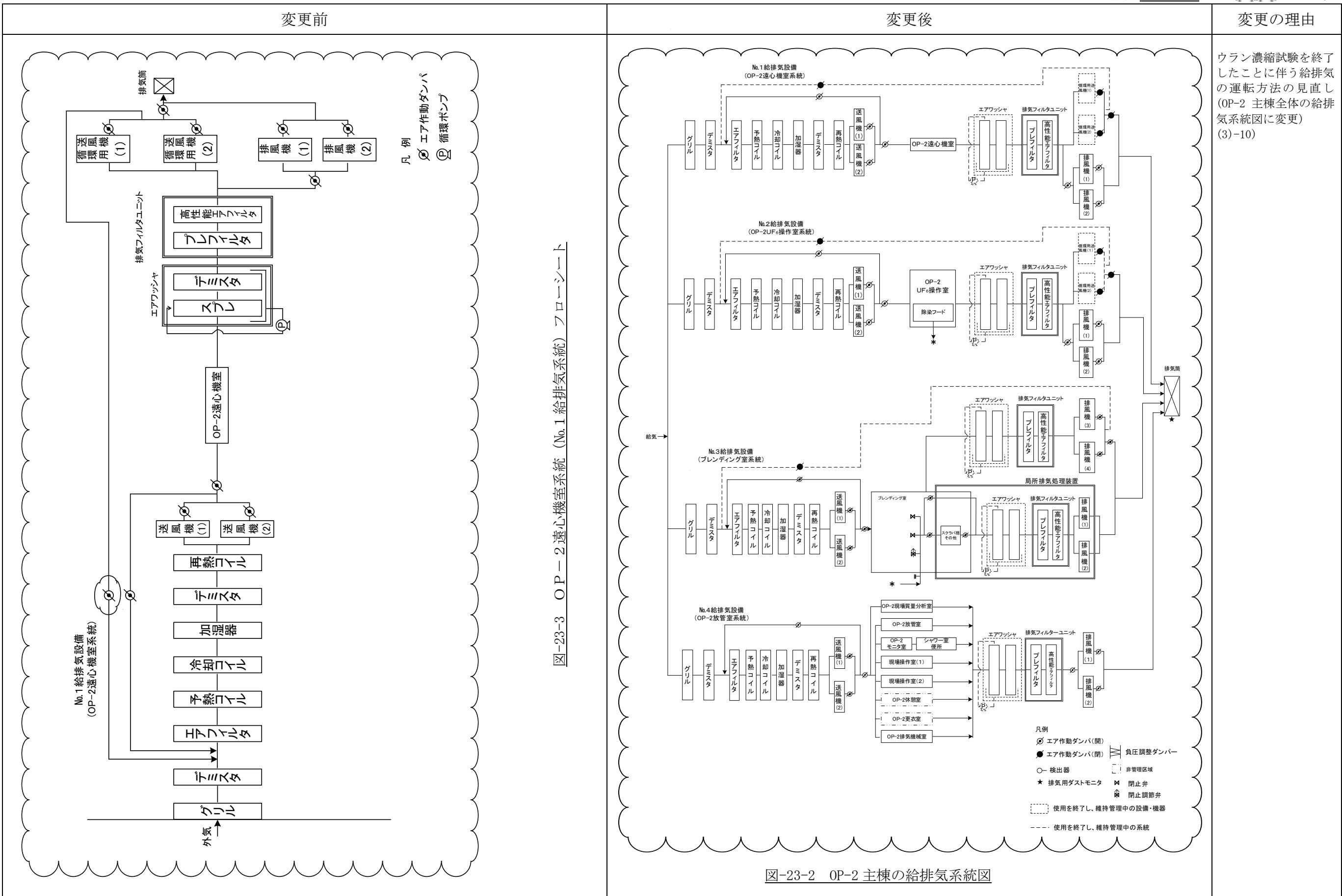
図-23-1 遠心機処理室系流及び遠心機・部品保管室系統給排気フローシート

図-23-1 OP-1 主棟の給排気系統図

変更前	変更後	変更の理由
<p>変更前</p> <p>(削除)</p>		記載の適正化を図るため（図-23-1に集約したため削除） (3)-14)

図-23-2 分析室系統・OP-1UF6操作室系統給排気フローシート

変更箇所を 又は で示す。



変更箇所を 又は で示す。

変更前	変更後	変更の理由
<p>図-23-4 OP-2UF₆操作室系統(No.2給排気系統)フローシート</p>	<p>(削除)</p>	<p>記載の適正化を図るため (図-23-2 に集約したため削除) (3)-14)</p>

変更箇所を_____又は<>で示す。

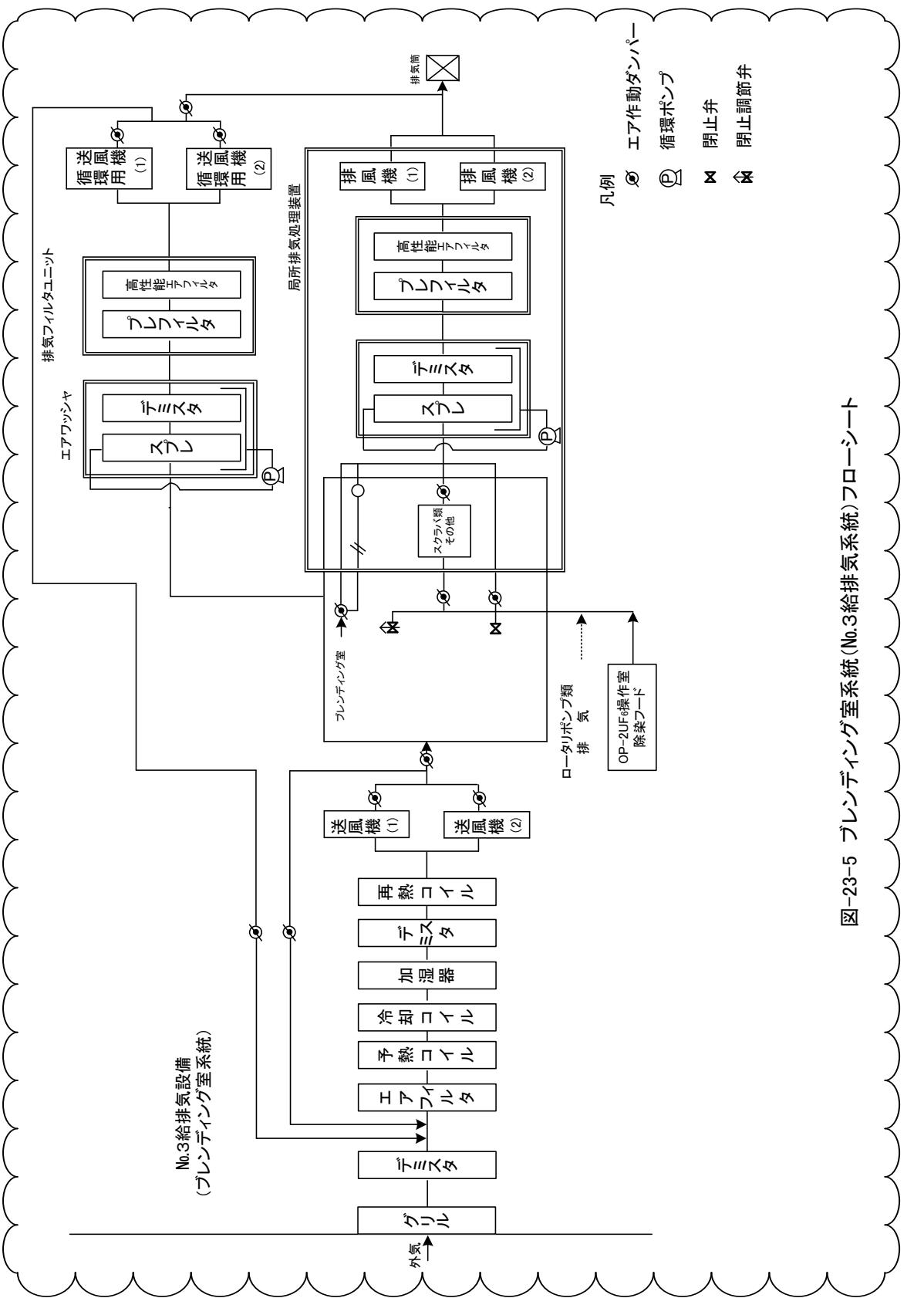
変更前	変更後	変更の理由
 <p>図-23-5 プレンディング室系統(No.3給排気系統)フローシート</p>	(削除)	記載の適正化を図るため(図-23-2に集約したため削除) (3)-14)

図-23-5 ブレンディング室系統(No.3給排気系統)フローシート

変更前	変更後	変更の理由
<p>図-23-6 OP-2放管室系統(No.4給排気設備)フローシート</p> <p>変更箇所を <u> </u> 又は <u> </u> で示す。</p> <p>(削除)</p> <p>凡 例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ エア作動ダンパー ◎ 循環ポンプ □ 非管理区域 		<p>記載の適正化を図るため (図-23-2 に集約したため削除) (3)-14)</p>

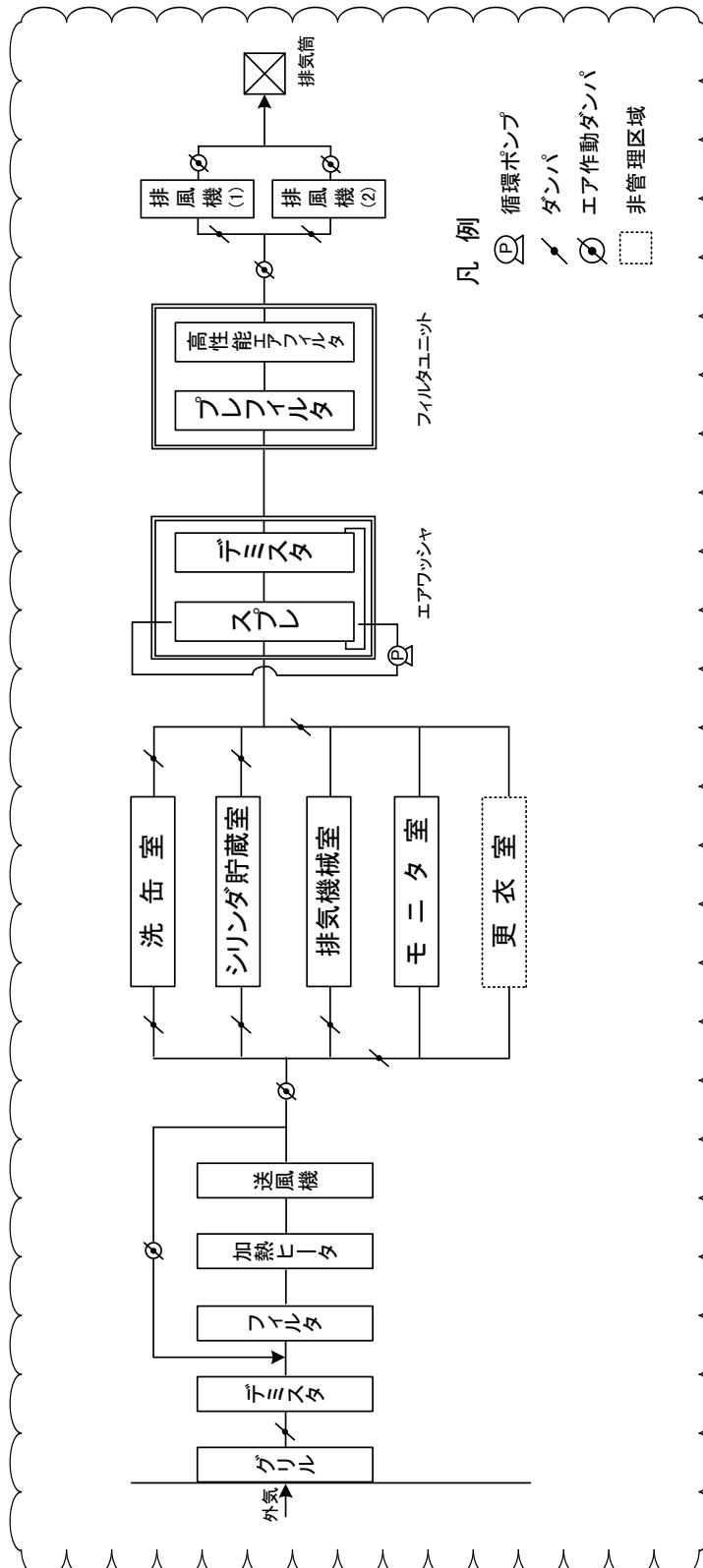
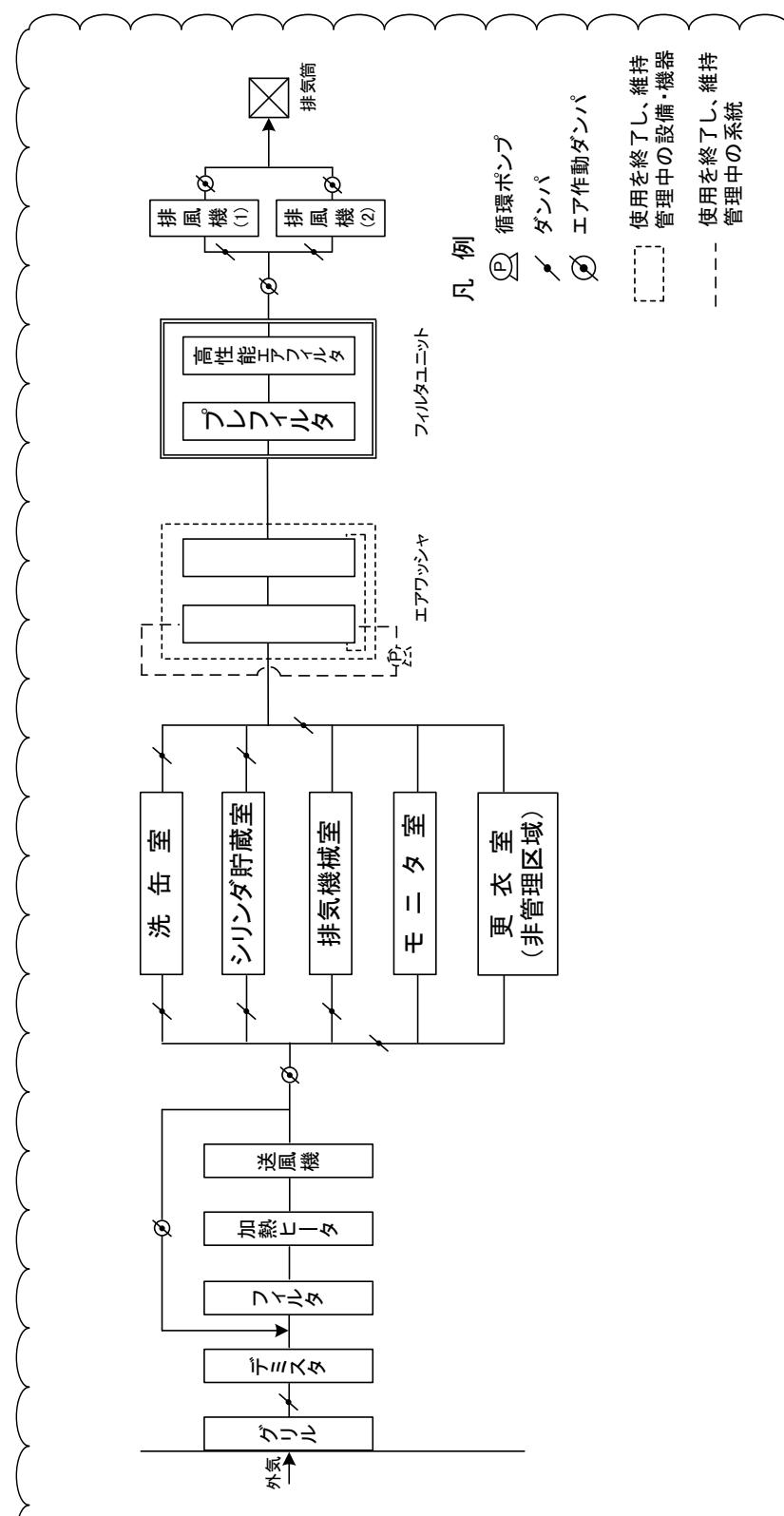
変更前	変更後	変更の理由
<p>変更前</p> <p>(削除)</p> <p>ウラン濃縮試験を終了したことに伴い削除 (3)-1)-①</p>		

図-23-7 ブレンディング室系系統局所排気処理装置フローシート

変更箇所を_____又は~~_____~~で示す。

変更前	変更後	変更の理由
<p>凡例 ② 循環ポンプ メダンパー ◎ エア作動ダンパー</p> <p>図-23-8 [REDACTED] の給排気フローシート</p>	<p>凡例 ◎ 循環ポンプ メダンパー ◎ エア作動ダンパー</p> <p>エアフッシャー フィルタユニット</p> <p>図-23-3 [REDACTED] の給排気系統図</p>	<p>変更箇所を_____又は_____で示す。</p> <p>使用を終了したエアワッシャーを削除 (3)-11)</p> <p>記載の適正化を図るため (表記及び図番号の見直し) (3)-14)</p>

変更箇所を_____又は~~_____~~で示す。

変更前	変更後	変更の理由
 <p>図-23-9 [] の給排気フロー図</p>	 <p>図-23-4 [] の給排気系統図</p>	<p>変更箇所を_____又は_____で示す。</p> <p>使用を終了したエアワッシャを削除 (3)-11)</p> <p>記載の適正化を図るため（表記及び図番号の見直し） (3)-14)</p>

変更箇所を_____又は~~_____~~で示す。

変更前	変更後	変更の理由
<p>図-23-10 廃水処理棟給排気フローシート</p>	<p>図-(2)-16 廃水処理棟の給排気系統図</p>	<p>記載の適正化を図るため（表記及び図番号の見直し） (3)-14)</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>24. 汚染を検査するための設備</p> <p>第二十五条 密封させていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>24. 汚染を検査するための設備</p> <p>第二十五条 密封させていない核燃料物質を使用する場合にあっては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p><u>(本申請の対象外)</u></p>	

変更前	変更後	変更の理由
25. 監視設備 第二十六条 施設検査対象施設には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該施設検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならぬ。	25. 監視設備 第二十六条 使用前検査対象施設には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該使用前検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。	記載の適正化を図るため(法令改正に伴う変更) (3)-14)
25.1 モニタリング計画 25.1.1 定常管理 管理区域内のモニタリングは、定常的及び隨時必要に応じて行う。 放射線業務従事者は、汚染の可能性のある作業 (<u>30Bシリンドラの着脱</u> 、バルブ類、計器等の交換、その他これに類するもの) を行う場合は、サーベイメータによる機器、靴底の直接測定等必要な測定を実施する。 また、汚染の可能性の高い特殊作業 (<u>ヨールドトラップの修理</u> 、大型機器の除染、その他これに類するもの) を行う場合は、事前に綿密な計画を立て、上記の測定の他、必要に応じてダストサンプリングによる空気中の放射性物質の濃度の測定、スミヤ法による放射性物質の表面密度等のモニタリングを実施する。 定常管理を次に示す。 (1) 作業環境中の空気及び排気中の放射性物質濃度の測定 方 法：排気用ダストモニタ、エアスニッファ (2) 管理区域内放射性物質の表面密度の測定 方 法：スミヤ法、サーベイメータによる直接測定 (3) 作業環境の空間の線量率の測定 方 法：サーベイメータ、熱蛍光線量計 OP-1 及び OP-2 主棟の放射線管理機器の配置を図-25-1、図-25-2、図-25-3 及び図-25-4 に示す。	25.1 モニタリング計画 25.1.1 定常管理 管理区域内のモニタリングは、定常的及び随时必要に応じて行う。 放射線業務従事者は、汚染の可能性のある作業 (バルブ類、計器等の交換、その他これに類するもの) を行う場合は、サーベイメータによる機器、靴底の直接測定等必要な測定を実施する。 また、汚染の可能性の高い特殊作業 (大型機器の除染、その他これに類するもの) を行う場合は、事前に綿密な計画を立て、上記の測定の他、必要に応じてダストサンプリングによる空気中の放射性物質の濃度の測定、スミヤ法による放射性物質の表面密度等のモニタリングを実施する。 <u>解体・撤去の工事に際しては、排気口から放出する排気中の放射性物質の濃度を排気用モニタにより測定及び監視する。また、定期的に周辺環境に対する放射線モニタリングを行う。</u> 定常管理を次に示す。 (1) 作業環境中の空気及び排気中の放射性物質濃度の測定 方 法：排気用ダストモニタ、エアスニッファ (2) 管理区域内放射性物質の表面密度の測定 方 法：スミヤ法、サーベイメータによる直接測定 (3) 作業環境の空間の線量率の測定 方 法：サーベイメータ、熱蛍光線量計 OP-1 及び OP-2 主棟の放射線管理機器の配置を図-25-1、図-25-2、図-25-3 及び図-25-4 に示す。	ウラン濃縮試験を終了したため (3)-1)-① ウラン濃縮試験を終了したため (3)-1)-① 記載の適正化を図るため(放射線モニタリングを追加) (3)-14)
25.1.2 施設の周辺環境管理 センター敷地内外の定点で、大気塵埃、河川水等を採取し、その放射性物質の濃度等を定期的に測定する。	25.1.2 施設の周辺環境管理 センター敷地内外の定点で、大気塵埃、河川水等を採取し、その放射性物質の濃度等を定期的に測定する。	

変更箇所を_____又は<_____>で示す。

変更前	変更後	変更の理由
図-25-1 OP-1 主棟 1 階放射線管理機器配置図 (略)	図-25-1 OP-1 主棟 1 階放射線管理機器配置図 (変更なし)	
図-25-2 OP-1 主棟 2 階放射線管理機器配置図 (略)	図-25-2 OP-1 主棟 2 階放射線管理機器配置図 (変更なし)	
図-25-3 OP-2 主棟 1 階放射線管理機器配置図 (略)	図-25-3 OP-2 主棟 1 階放射線管理機器配置図 (変更なし)	
図-25-4 OP-2 主棟 2 階放射線管理機器配置図 (略)	図-25-4 OP-2 主棟 2 階放射線管理機器配置図 (変更なし)	

変更前	変更後	変更の理由
<p>26. 非常用電源設備</p> <p>第二十七条 施設検査対象施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該施設検査対象施設の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるよう、必要に応じて非所用電源設備を設けなければならない。</p>	<p>26. 非常用電源設備</p> <p>第二十七条 使用前検査対象施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該使用前検査対象施設の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるよう、必要に応じて非所用電源設備を設けなければならない。</p>	記載の適正化を図るため(法令改正に伴う変更) (3)-14)
<p>26.1 停電対策</p> <p>本施設の電源は、通常、津山方面から送電される原子力機構線を受電するが、さらに、同送電線の停電に備え、倉吉方面から小鹿原子力機構線を予備電源として確保する。</p> <p>原子力機構線停電時には、小鹿原子力機構線に自動的に切り替わる。さらに、この二方向の送電線がともに停電した時には、非常用発電機室のディーゼル発電機が1分以内に自動起動し、<u>安全上重要な建家排気設備</u>、エアスニッファ設備、エリアモニタ、計装制御設備等へ電力を供給する。ディーゼル発電機給電時の電気系統図を図-26-1に示す。</p> <p>ディーゼル発電機は定期的に点検を行うとともに、寒冷時の始動を容易にするためシリンド冷却水及び潤滑油を常時加熱する。非常用発電容量は、非常用発電機2台により、約4,000kVAであるが、予定負荷は、本施設が約1,800kVA、人形峠環境技術センター内の他施設が約1,400kVAである。</p>	<p>26.1 停電対策</p> <p>本施設の電源は、通常、津山方面から送電される原子力機構線を受電するが、さらに、同送電線の停電に備え、倉吉方面から小鹿原子力機構線を予備電源として確保する。</p> <p>原子力機構線停電時には、小鹿原子力機構線に自動的に切り替わる。さらに、この二方向の送電線がともに停電した時には、非常用発電機室のディーゼル発電機が1分以内に自動起動し、<u>建屋排気設備</u>、エアスニッファ設備、エリアモニタ、<u>自動火災報知設備</u>、<u>通信連絡設備</u>、<u>非常用照明灯</u>、計装制御設備等へ電力を供給する。ディーゼル発電機給電時の電気系統図を図-26-1に示す。</p> <p>ディーゼル発電機は定期的に点検を行うとともに、寒冷時の始動を容易にするためシリンド冷却水及び潤滑油を常時加熱する。非常用発電容量は、非常用発電機2台により、約4,000kVAであるが、予定負荷は、本施設が約1,800kVA、人形峠環境技術センター内の他施設が約1,400kVAである。</p>	記載の適正化を図るため(表記の見直し、非常用電源設備等を追加) (3)-14)

変更前	変更後	変更の理由
<p>例 変圧器3相3線 変圧器単相3線 遮断機 ON 遮断機 OFF 配線用遮断機 内はディーゼル発電機起動時の供給範囲を示す</p>	<p>例 変圧器3相3線 変圧器単相3線 遮断機 ON 遮断機 OFF 配線用遮断機 内はディーゼル発電機起動時の供給範囲を示す</p>	<p>ウラン濃縮試験を終了するため削除 (3)-1)-(4)</p> <p>記載の適正化を図るため(負荷の見直し) (3)-14)</p>
<p>図-26-1 ディーゼル発電機供給時の電気系統図</p>	<p>図-26-1 ディーゼル発電機供給時の電気系統図</p>	

変更前	変更後	変更の理由
<p>27. 通信連絡設備等</p> <p>第二十八条 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の 人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>施設検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信 連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	<p>27. 通信連絡設備等</p> <p>第二十八条 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内 の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 <u>使用前検査対象施設</u>が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信 連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。</p> <p>3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。</p>	記載の適正化を図るた め(法令改正に伴う変 更) (3)-14)
(略)	(本申請の対象外)	
28. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	28. 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	記載の適正化を図るた め(法令改正に伴う変 更) (3)-14)
<p>第二十九条 <u>施設検査対象施設</u>は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、当該<u>施設検査対象施設</u> から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の 拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>第二十九条 <u>使用前検査対象施設</u>は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、当該<u>使用前検査対象 施設</u>から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事 故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p>	
(略)	(本申請の対象外)	

変更箇所を_____で示す。

変更前	補正後	変更理由
<p>添付書類－2</p> <p>想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に応ずる災害防止の措置に関する説明書</p>	<p>添付書類－2</p> <p>想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に応ずる災害防止の措置に関する説明書</p>	

変更箇所を _____ で示す。

変更前	補正後	変更理由
<p>目 次</p> <p>1. 事故時における周辺環境への影響 添付-2(2)-1</p>	(削除)	記載の適正化を図るため（表記の見直し） (3)-14)

変更前	変更後	変更の理由
<p>1. 事故時における周辺環境への影響</p> <p>1.1 最大事故の想定</p> <p>本施設においては、技術的に考えて、最悪の場合には起こるかもしれない事故を想定してその事故状況を解析し、一般公衆の被ばくを評価する。</p> <p>なお、最悪の場合には起こるかもしれない事故としては、遠心機処理設備において、遠心分離機内部に残留する放射性物質を真空クリーナで回収後、ポリ容器及びプラスチック袋に封入する際に、ポリ容器及びプラスチック袋が破損して全量が飛散する場合と、ウラン濃縮設備において、カスケード設備では空気漏れ込みによる大気開放、UF₆処理設備では気化移送中に製品槽の配管破損による大気開放等が考えられる。</p> <p><u>以上の想定事故のうち、ウラン濃縮設備の大気開放等において系内に空気が流入しても、その部分を自動的に隔離し、系内全体が、大気圧になることはなく、室内へUF₆が大量に流出するおそれはないことから、施設外への影響が最大と考えられるのは、遠心機処理設備での回収した放射性物質全量を全て粉じんとして飛散する場合について検討する。</u></p> <p>1.2 事故時におけるウラン放出量</p> <p>1.2.1 計算条件</p> <p>(略)</p> <p>1.2.2 ウラン総放出量</p> <p>(略)</p> <p>1.2.3 評価方法</p> <p>(略)</p> <p>1.3 評価</p> <p>(略)</p>	<p>1. 事故時における周辺環境への影響</p> <p>1.1 最大事故の想定</p> <p>本施設においては、技術的に考えて、最悪の場合には起こるかもしれない事故を想定してその事故状況を解析し、一般公衆の被ばくを評価する。</p> <p>なお、最悪の場合には起こるかもしれない事故としては、遠心機処理設備において、遠心分離機内部に残留する放射性物質を真空クリーナで回収後、ポリ容器及びプラスチック袋に封入する際に、ポリ容器及びプラスチック袋が破損して全量が飛散する場合が考えられる。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>1.2 事故時におけるウラン放出量</p> <p>1.2.1 計算条件</p> <p>(変更なし)</p> <p>1.2.2 ウラン総放出量</p> <p>(変更なし)</p> <p>1.2.3 評価方法</p> <p>(変更なし)</p> <p>1.3 評価</p> <p>(変更なし)</p>	<p>ウラン濃縮試験を終了するため (3)-1)-①</p>

変更箇所を_____又は<<-->>で示す。

変更前（令和3年1月申請）	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">参考資料</p> <p>濃縮工学施設 OP-2主棟内のOP-2遠心機室、OP-2UF₆操作室、OP-2現場質量分析室及びOP-1主棟内の遠心機処理室、機器保管室、部品検査室、機器分析室における設備・機器の解体・撤去の安全性について</p>	<p style="text-align: center;">参考資料</p> <p>(変更なし)</p>	

変更箇所を 又は <<-->> で示す。

変更前（令和3年1月申請）	変更後	変更理由
<p>目 次</p> <p>1. 解体・撤去する設備の概要及び解体・撤去の方法 (1) 維持管理中の設備・機器のうち解体・撤去する設備・機器について (2) 解体・撤去する設備の概要 (3) 解体・撤去の方法</p> <p>2. 核燃料物質の譲渡しの方法</p> <p>3. 核燃料物質による汚染の除去の方法 (1) 汚染の状況 (2) 汚染の除去方法</p> <p>4. 核燃料物質によって汚染された物の廃棄の方法 (1) 放射性気体廃棄物の廃棄 (2) 放射性液体廃棄物の廃棄 (3) 放射性固体廃棄物の廃棄</p> <p>5. 作業の管理 (1) 作業の計画 (2) 作業の記録 (3) 作業者に対する教育等</p> <p>6. 技術協力</p> <p>7. 解体物の保管</p> <p>別添1 解体・撤去期間中に機能すべき設備及びその機能並びにその機能を維持すべき期間に関する説明書 1. 使用施設に残存する核燃料物質の評価 2. 気体廃棄施設の維持管理 3. 撤去対象設備の解体・撤去の期間</p> <p>別添2 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染させた物による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に関する説明書 1. 解体・撤去期間中の被ばく管理 2. 解体・撤去に伴う放射性固体廃棄物の発生量</p> <p>別添3 解体・撤去の作業上の過失、機械若しくは装置の故障又は地震、火災その他の災害があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響に関する説明書</p> <p>図-1 主棟1階の主要機器配置図(維持管理中の設備・機器) 図-2 主棟2階の主要機器配置図(維持管理中の設備・機器) 図-3 [] の主要機器配置図(維持管理中の設備・機器) 図-4 [] の主要機器配置図(維持管理中の設備・機器)</p>	<p>目 次 (変更なし)</p>	

変更前 (令和3年1月申請)						変更後	変更理由
1. 解体・撤去する設備の概要及び解体・撤去の方法 (1) 維持管理中の設備・機器のうち解体・撤去する設備・機器について 「使用施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備・機器」、「貯蔵施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備・機器」及び「廃棄施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備・機器」について、解体・撤去する設備・機器及び維持管理する設備・機器の一覧を表-1に示す。 また、今回の申請により新たに維持管理中の設備・機器に変更した機器の設置場所を図-1～4に示す。 なお、表-1に示す維持管理する設備・機器については、今後、解体時期、解体方法、解体物の保管場所などの詳細を確定し、使用変更許可申請を行い実施する。						1. 解体・撤去する設備の概要及び解体・撤去の方法 (1) 維持管理中の設備・機器のうち解体・撤去する設備・機器について (変更なし)	
【使用施設の設備】							
設備名称	機器名称	員数	設置場所	解体 撤去	維持 管理		
OP-2 カス ケード設備	高性能遠心分離機	1式	OP-2 遠心機室	※1	○		
	OP-2 遠心分離機	1式		※2	○		
遠心分離機 駆動設備	高周波電源装置	1式	No.4 変圧器室	○			
	高周波電源装置	1式	OP-2 遠心機室	○			
OP-2UF ₆ 処 理設備	原料供給槽	2基	OP-2UF ₆ 操作室	○			
	圧力調整槽	1基		○			
	製品コールドトラップ	4基		○			
	製品回収槽	2基		○			
	廃品コールドトラップ	3基		○			
	廃品回収槽	2基		○			
	廃品系コンプレッサシステム	2基		○			
	捕集排気系メインケミカルトラ ップ	4基		○			
	捕集排気系メインロータリポン プ	2基		○			
	ページ回収槽	1基		○			
	ページケミカルトラップ	2基		○			
	ページロータリポンプ	3台		○			
	ページコールドトラップ	2基		○			
	ページブースタポンプ	3台		○			
	運搬台車	1台		○			
計装制御設 備	現場計装設備	1式	中央操作室		○		
	運転操作設備	1式			○		
	現場計装設備	1式			○		
遠心機処理 設備	遠心機部品サーベイ装置	3式	遠心機処理室	○			
	放電加工機	1式	機器保管室	○			
	硫酸廃液処理試験装置	1式	部品検査室	○			
ユーティリ ティ設備	膨張タンク	1基	OP-2 補機室		○		
分析設備	現場質量分析装置	1式	OP-2 現場質量分析室	○			
	原子間力顕微鏡	1式	機器分析室	○			

変更前（令和3年1月申請）	変更後	変更理由																																																																																															
<p>※1：高性能遠心分離機は、接続配管を切り離して開口部の閉止措置を行い、高性能遠心分離機の一部を同室内に移動する。遠心分離機本体は、撤去するまでの間、OP-2 遠心機室内で維持管理する。</p> <p>※2：OP-2 遠心分離機は、接続配管を切り離して開口部の閉止措置を行う。遠心分離機本体は、撤去するまでの間、OP-2 遠心機室内で維持管理する。</p> <p>【貯蔵施設の設備】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名称</th><th>機器名称</th><th>員数</th><th>設置場所</th><th>解体 撤去</th><th>維持 管理</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埋込型秤量機</td><td></td><td>1式</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr> <td rowspan="6">洗缶設備</td><td>洗缶架台</td><td rowspan="6">1式</td><td rowspan="6"></td><td rowspan="6"></td><td rowspan="6">○</td></tr> <tr><td>第1段ケミカルトラップ</td></tr> <tr><td>第2段ケミカルトラップ</td></tr> <tr><td>凝縮器</td></tr> <tr><td>テルハ</td></tr> <tr><td>耐圧気密試験装置</td></tr> </tbody> </table> <p>【廃棄施設の設備】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名称</th><th>機器名称</th><th>員数</th><th>設置場所</th><th>解体 撤去</th><th>維持 管理</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">気体廃棄設備</td><td>遠心機処理室系統：エアワッシャ</td><td>1式</td><td>OP-1 排気機械室</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>遠心機・部品保管室系統：エアワッシャ</td><td>1式</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>分析室系統：エアワッシャ</td><td>1式</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>OP-1UF₆操作室系統：エアワッシャ</td><td>1式</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>遠心機・部品保管室系統：循環用送風機</td><td>1台</td><td>OP-1 純氣機械室</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>OP-2UF₆操作室系統：エアワッシャ</td><td>1式</td><td>OP-2 排気機械室</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>OP-2 遠心機室系統：エアワッシャ</td><td>1式</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>ブレンディング室系統：エアワッシャ</td><td>2式</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>OP-2 放管室系統：エアワッシャ</td><td>1式</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>OP-2UF₆操作室系統：循環用送風機</td><td>2台</td><td>OP-2 純氣機械室</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>OP-2 遠心機室系統：循環用送風機</td><td>2台</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>[]の排気系統：エアワッシャ</td><td>1式</td><td>[]</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>[]の排気系統：エアワッシャ</td><td>1式</td><td>[]</td><td></td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	設備名称	機器名称	員数	設置場所	解体 撤去	維持 管理	埋込型秤量機		1式			○	洗缶設備	洗缶架台	1式			○	第1段ケミカルトラップ	第2段ケミカルトラップ	凝縮器	テルハ	耐圧気密試験装置	設備名称	機器名称	員数	設置場所	解体 撤去	維持 管理	気体廃棄設備	遠心機処理室系統：エアワッシャ	1式	OP-1 排気機械室		○	遠心機・部品保管室系統：エアワッシャ	1式			○	分析室系統：エアワッシャ	1式			○	OP-1UF ₆ 操作室系統：エアワッシャ	1式			○	遠心機・部品保管室系統：循環用送風機	1台	OP-1 純氣機械室		○	OP-2UF ₆ 操作室系統：エアワッシャ	1式	OP-2 排気機械室		○	OP-2 遠心機室系統：エアワッシャ	1式			○	ブレンディング室系統：エアワッシャ	2式			○	OP-2 放管室系統：エアワッシャ	1式			○	OP-2UF ₆ 操作室系統：循環用送風機	2台	OP-2 純氣機械室		○	OP-2 遠心機室系統：循環用送風機	2台			○	[]の排気系統：エアワッシャ	1式	[]		○	[]の排気系統：エアワッシャ	1式	[]		○	(変更なし)	
設備名称	機器名称	員数	設置場所	解体 撤去	維持 管理																																																																																												
埋込型秤量機		1式			○																																																																																												
洗缶設備	洗缶架台	1式			○																																																																																												
	第1段ケミカルトラップ																																																																																																
	第2段ケミカルトラップ																																																																																																
	凝縮器																																																																																																
	テルハ																																																																																																
	耐圧気密試験装置																																																																																																
設備名称	機器名称	員数	設置場所	解体 撤去	維持 管理																																																																																												
気体廃棄設備	遠心機処理室系統：エアワッシャ	1式	OP-1 排気機械室		○																																																																																												
	遠心機・部品保管室系統：エアワッシャ	1式			○																																																																																												
	分析室系統：エアワッシャ	1式			○																																																																																												
	OP-1UF ₆ 操作室系統：エアワッシャ	1式			○																																																																																												
	遠心機・部品保管室系統：循環用送風機	1台	OP-1 純氣機械室		○																																																																																												
	OP-2UF ₆ 操作室系統：エアワッシャ	1式	OP-2 排気機械室		○																																																																																												
	OP-2 遠心機室系統：エアワッシャ	1式			○																																																																																												
	ブレンディング室系統：エアワッシャ	2式			○																																																																																												
	OP-2 放管室系統：エアワッシャ	1式			○																																																																																												
	OP-2UF ₆ 操作室系統：循環用送風機	2台	OP-2 純氣機械室		○																																																																																												
	OP-2 遠心機室系統：循環用送風機	2台			○																																																																																												
	[]の排気系統：エアワッシャ	1式	[]		○																																																																																												
	[]の排気系統：エアワッシャ	1式	[]		○																																																																																												

変更前（令和3年1月申請）	変更後	変更理由
<p>(2) 解体・撤去する設備の概要 解体・撤去を行う設備・機器の概要を以下に示す。</p> <p>1) OP-2 遠心機室内の解体・撤去を行う設備・機器 ① 高性能遠心分離機 高性能遠心分離機（1式）は、平成5年に設置し、六フッ化ウランを用いたウラン濃縮試験に使用してきたが、ウラン濃縮試験を終了することに伴い高性能遠心分離機の使用を終了する。 ② 遠心分離機駆動設備 遠心分離機駆動設備の高周波電源装置〔高周波電源用変圧器（4台）及びVVVF盤（18台）〕は、平成5年に設置し、六フッ化ウランを用いたウラン濃縮試験に使用してきたが、ウラン濃縮試験を終了することに伴い遠心分離機駆動設備の使用を終了する。 ③ OP-2 遠心分離機及び高周波電源装置 OP-2 遠心分離機及び高周波電源装置は、維持管理中の設備・機器に変更することについて平成3年3月28日付けで使用変更の許可を受け、現在まで維持管理中である。</p> <p>2) OP-2UF₆操作室内的解体・撤去を行う設備・機器 OP-2UF₆処理設備は、昭和57年に設置し、ウラン濃縮試験に必要な原料六フッ化ウランの供給、製品六フッ化ウラン及び廃品六フッ化ウランの回収等に使用してきたが、ウラン濃縮試験を終了することに伴いOP-2UF₆処理設備の使用を終了する。</p> <p>3) OP-2 現場質量分析室内的解体・撤去を行う設備・機器 分析設備の現場質量分析装置（1式）は、昭和57年に設置し、ウラン濃縮試験に必要な原料六フッ化ウラン、製品六フッ化ウラン及び廃品六フッ化ウランの濃度測定に使用してきたが、測定を終了したため現場質量分析装置の使用を終了する。</p> <p>4) 遠心機処理室・機器保管室・部品検査室の解体・撤去を行う設備・機器 ① 遠心機部品サーベイ装置（遠心機処理室） 遠心機処理設備の遠心機部品サーベイ装置（3式）は、平成12年に設置し、遠心分離機処理部品の放射性物質の密度測定に使用してきたが、測定試験を終了したため遠心機部品サーベイ装置の使用を終了する。 ② 放電加工機（機器保管室） 遠心機処理設備の放電加工機（1式）は、平成11年に設置し、遠心機部品の除染後のサンプル採取に使用してきたが、試験を終了したため使用を終了する。 ③ 硫酸廃液処理試験装置（部品検査室） 遠心機処理設備の硫酸廃液処理試験装置（1式）は、平成24年に設置し、遠心機処理試験で発生した処理廃液中のウランを除去する試験に使用してきたが、試験を終了したため使用を終了する。</p>	<p>(2) 解体・撤去する設備の概要 解体・撤去を行う設備・機器の概要を以下に示す。 <u>OP-2 カスケード設備については、既に真空排気により六フッ化ウランをシリンドラに回収したのち、窒素ガスバージにより系統内の六フッ化ウランを除去している。</u> <u>OP-2UF₆処理設備を構成するコールドトラップ等のウラン回収機器についても、既に真空排気により六フッ化ウランをシリンドラに回収したのち、窒素ガスバージにより系統内の六フッ化ウランを除去している。</u></p> <p>1) OP-2 遠心機室内の解体・撤去を行う設備・機器 (変更なし)</p> <p>2) OP-2UF₆操作室内的解体・撤去を行う設備・機器 (変更なし)</p> <p>3) OP-2 現場質量分析室内的解体・撤去を行う設備・機器 (変更なし)</p> <p>4) 遠心機処理室・機器保管室・部品検査室の解体・撤去を行う設備・機器 (変更なし)</p>	<p>解体・撤去作業における安全対策等の記載を追加 (3)-12)</p>

変更前（令和3年1月申請）	変更後	変更理由
<p>5) 機器分析室内の解体・撤去を行う設備・機器 分析設備の原子間力顕微鏡（1式）は、平成8年に設置し、遠心分離機等の金属部材の表面粗さの測定に使用してきたが、測定を終了したため使用を終了する。</p> <p>(3) 解体・撤去の方法 核燃料物質使用変更許可後に実施する作業は、1)解体・撤去を行うための汚染状況の調査、2)汚染のない設備・機器等の解体・撤去、3)汚染のある設備の解体・撤去の順序で行う。以下に各作業の概要を示す。 なお、各作業における保安の確保は、「人形峠環境技術センター核燃料物質使用施設保安規定」（以下「保安規定」という。）に従い適切に対応する。</p> <p>1) 解体・撤去を行うための汚染状況の調査 解体・撤去は、部屋単位で行うことを踏まえ、解体・撤去の対象となる部屋の床及び壁表面並びに解体・撤去対象設備・機器等の表面について、放射線測定器を用いた直接法又はスマヤによる間接法により汚染状況の調査を行う。 汚染が確認された箇所については、除染、養生等の処置を行い、放射線業務従事者の被ばくの低減及び解体・撤去時の汚染防止に努める。 解体・撤去対象設備・機器等のうち、表面汚染のない設備・機器及び内部が核燃料物質によって汚染されていない設備・機器等は、2)項の方法で処置・廃棄し、表面汚染が確認された設備・機器及び内部が核燃料物質によって汚染されている設備・機器等については、3)項の方法で処置・廃棄する。</p> <p>2) 汚染のない設備・機器等の解体・撤去 解体・撤去対象設備・機器等のうち、内部が核燃料物質によって汚染されていない塔槽類、電源ケーブル、電線管、電源盤、ユーティリティ配管、架台等について、上記1)の調査で汚染のないことを確認した後に解体・撤去を行う。 機器の干渉等により、汚染のある設備・機器の撤去後に解体・撤去する設備・機器等については、養生等により汚染しない措置を講じ、汚染のある設備・機器を撤去した後に汚染検査で表面汚染のないことを確認してから解体・撤去を行う。 解体・撤去は、工具等を用いての分解・取り外し、バンドソー等の機械的切断装置による切断を基本とする。機械的切断において困難・非効率等となる部位については周囲の延焼防止措置を行い、プラズマ切断機等の熱的切断を行う。また、これまで人形峠環境技術センター（以下「センター」という。）の使用施設で行っている設備・機器等の解体・撤去の経験を踏まえた手順により実施する。 <u>核不拡散上の機微情報に該当する設備・機器等の解体・撤去では、機微情報の消滅を行い、施設外に廃棄するまでの間、濃縮工学施設の非管理区域に保管する。なお、非管理区域へ搬出までは、汚染防止措置を講じ一時的に管理区域に保管する。</u> 解体・撤去物については、原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて〔平成20年経済産業省原子力安全・保安院（指示）〕を参考に放射性廃棄物でない廃棄物として適切に廃棄する。</p> <p>3) 汚染のある設備・機器等の解体・撤去 ① 遠心分離機の閉止措置等について OP-2遠心機室内の高周波電源装置の解体・撤去の妨げとなる高性能遠心分離機（4セット）は同室内の別の場所に移動して維持管理する。 移動する高性能遠心分離機については、接続配管を汚染拡大防止のための養生を施した後、接続配管を切り離して開口部の閉止措置を行う。</p>	<p>5) 機器分析室内の解体・撤去を行う設備・機器 (変更なし)</p> <p>(3) 解体・撤去の方法 (変更なし)</p> <p>1) 解体・撤去を行うための汚染状況の調査 (変更なし)</p> <p>2) 汚染のない設備・機器等の解体・撤去 解体・撤去対象設備・機器等のうち、内部が核燃料物質によって汚染されていない塔槽類、電源ケーブル、電線管、電源盤、ユーティリティ配管、架台等について、上記1)の調査で汚染のないことを確認した後に解体・撤去を行う。 機器の干渉等により、汚染のある設備・機器の撤去後に解体・撤去する設備・機器等については、養生等により汚染しない措置を講じ、汚染のある設備・機器を撤去した後に汚染検査で表面汚染のないことを確認してから解体・撤去を行う。 解体・撤去は、工具等を用いての分解・取り外し、バンドソー等の機械的切断装置による切断を基本とする。機械的切断において困難・非効率等となる部位については周囲の延焼防止措置を行い、プラズマ切断機等の熱的切断を行う。また、これまで人形峠環境技術センター（以下「センター」という。）の使用施設で行っている設備・機器等の解体・撤去の経験を踏まえた手順により実施する。 <u>核不拡散上の機微情報に該当する設備・機器等は、機微情報の消滅を行う。</u> 解体・撤去物については、原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて〔平成20年経済産業省原子力安全・保安院（指示）〕を参考に放射性廃棄物でない廃棄物の判定を行い、施設外に廃棄するまでは汚染を防止する措置を講じ、一時的に管理区域内に保管する。</p> <p>3) 汚染のある設備・機器等の解体・撤去 ① 遠心分離機の閉止措置等について (変更なし)</p>	<p>記載の適正化を図るため(表記の見直し)(3)-14)</p> <p>記載の適正化を図るため(3)-14)</p>

変更前（令和3年1月申請）	変更後	変更理由
<p>高性能遠心分離機本体の撤去時期は、民間のウラン濃縮事業者との共同研究への活用が終了した後とする。</p> <p>OP-2遠心機室で維持管理しているOP-2遠心分離機は、接続配管を切り離して開口部の閉止措置を行い、維持管理する。</p> <p>遠心分離機本体の撤去時期は、保管ラックの空きスペースができ次第とし、遠心機・部品保管室に一時保管又は遠心機処理室に運搬し、遠心機処理設備の分離処理試験に供出する。</p> <p>② 放射性物質に汚染した設備・機器等の解体・撤去について</p> <p>内部が核燃料物質によって汚染されているOP-2UF₆操作室及びOP-2現場質量分析室の解体・撤去対象設備・機器等は、各室内に設置する解体用グリーンハウスに移動するか、その解体・撤去対象設備・機器等全体を解体用グリーンハウスで覆う。</p> <p>解体用グリーンハウス内での解体・撤去は、タイベックスーツ、全面マスク等を着用して、工具等を用いて分解・取り外し、ロータリーバンドソー、チップソー等の機械的切断装置による切断を基本とする。機械的切断において困難・非効率等となる部位については周囲の延焼防止措置を行い、プラズマ切断機等の熱的切断を行う。<u>また、これまでセンターの使用施設で行っている設備・機器の解体・撤去の経験を踏まえた手順により実施する。</u></p> <p>解体・撤去した設備・機器は、OP-2UF₆操作室及びブレンディング室の「解体・撤去し、ドラム缶等に収納した機器類」の保管場所に保管する。</p> <p>核不拡散上の機微情報に該当する設備・機器等の解体・撤去では、機微情報の消滅を行う。</p> <p>③ 解体・撤去した物の保管等について</p> <p>解体・撤去に伴い発生する解体・撤去物は、放射能濃度の確認対象物（以下「クリアランス対象物」という。）にする解体物と放射性固体廃棄物に分別し、ドラム缶等の金属製容器に封入する。</p> <p>分別したクリアランス対象物にする解体物は、除染等の処理を行った後、現在、使用施設（濃縮工学施設）で行っている資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価方法の認可申請と同様な手続を行うまでの間、汚染防止措置を講じ、管理区域内の保管場所に保管する。</p> <p>分別した放射性固体廃棄物は、施設外に廃棄するまでの間、汚染防止措置を講じ、管理区域内の保管場所に保管する。</p> <p>汚染している設備・機器等の解体・撤去に伴い発生する解体・撤去物は、必要に応じて、試料採取、非破壊測定によるウラン量計測等を行う。</p> <p>④ 放射性固体廃棄物の保管について</p> <p>解体・撤去により発生する放射性固体廃棄物は、所定の容器（ドラム缶等）に収納し、第1～第14廃棄物貯蔵庫で保管する。また、焼却可能な放射性固体廃棄物は廃棄物処理施設の廃棄物焼却施設での焼却処理を行う。</p>	<p>(変更なし)</p> <p>② 核燃料物質に汚染した設備・機器等の解体・撤去について 汚染した設備・機器等の解体・撤去は、使用変更許可を受け、これまでセンターの使用施設で行ってきた遠心分離機等の設備・機器の解体や撤去の実績を踏まえて行う。 また、機器・配管を開放した箇所からフッ化水素が検出されないことを適時フッ化水素検知管で確認する。</p> <p>内部が核燃料物質によって汚染されているOP-2UF₆操作室及びOP-2現場質量分析室の解体・撤去対象設備・機器等は、各室内に設置する解体用グリーンハウスに移動するか、その解体・撤去対象設備・機器等全体を解体用グリーンハウスで覆う。</p> <p>解体用グリーンハウス内での解体・撤去は、タイベックスーツ、全面マスク（放射性物質を含む粉塵及びフッ化水素ガスの除去用フィルタ装着）等を着用して、工具等を用いて分解・取り外し、ロータリーバンドソー、チップソー等の機械的切断装置による切断を基本とする。機械的切断において困難・非効率等となる部位については周囲の延焼防止措置を行い、プラズマ切断機等の熱的切断を行う。</p> <p>解体・撤去した設備・機器は、OP-2UF₆操作室及びブレンディング室の「解体・撤去し、ドラム缶等に収納した機器類」の保管場所に保管する。</p> <p>核不拡散上の機微情報に該当する設備・機器等の解体・撤去では、機微情報の消滅を行う。</p> <p>③ 解体・撤去した物の保管等について</p> <p>(変更なし)</p> <p>④ 放射性固体廃棄物の保管について</p> <p>(変更なし)</p>	<p>記載の適正化 (3)-14) 解体・撤去作業における安全対策等の記載を追加 (3)-12)</p> <p>解体・撤去作業における安全対策等の記載を追加 (3)-12)</p> <p>記載の適正化（記載場所の変更） (3)-14)</p>
2. 核燃料物質の譲渡しの方法 施設外への核燃料物質の譲渡はない。	2. 核燃料物質の譲渡しの方法 (変更なし)	

変更前（令和3年1月申請）	変更後	変更理由
<p>3. 核燃料物質による汚染の除去の方法</p> <p>(1) 解体・撤去前の汚染状況の調査 核燃料物質が流通した設備の外表面の汚染は確認されていないが、解体・撤去の作業計画の立案においては、解体前に外表面の汚染状況の調査を行う。</p> <p>(2) 汚染の除去方法 解体・撤去前の汚染状況調査で汚染が確認された箇所については、除染、養生等の処置を行い、放射線業務従事者の被ばくの低減及び解体・撤去時の汚染防止に努める。</p> <p>4. 核燃料物質によって汚染された物の廃棄の方法</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物 解体用グリーンハウスの排気は、仮設の局所排気装置を経て、既設の気体廃棄施設へ集められ、高性能エアフィルタでろ過した後に大気中に放出する。 大気放出に際しては、排気モニタにより排気中の放射性物質濃度を測定し、法令に定める濃度限度以下であることを確認する。</p> <p>(2) 放射性液体廃棄物 解体・撤去する設備で発生する放射性液体廃棄物（廃油）は、鋼製のケミカルドラム缶等の所定の容器に収納し、廃棄物処理施設の第1、第2廃油貯蔵庫に保管する。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物 当該作業で発生する放射性固体廃棄物は、所定の容器（ドラム缶等）に収納し、廃棄物処理施設の第1～第14廃棄物貯蔵庫で保管する。</p> <p>5. 作業の管理</p> <p>(1) 作業の計画 対象設備の解体・撤去に当たっては、作業実施方法、放射性廃棄物管理、放射線管理、作業の安全管理、工事の実施体制、非常時の対応等を記載した作業計画を立案する。</p> <p>(2) 作業の記録 作業の記録として、作業手順、工程、本作業で発生した廃棄物の発生量及び保管方法、作業者の被ばく線量の記録を作成する。</p> <p>(3) 作業者に対する教育等 保安規定に基づく保安教育を実施する。 作業開始前には、作業計画に基づき作業方法、安全対策、放射性廃棄物の取扱い、非常時の対応等について周知徹底を図るとともに、TBM等を活用して安全意識の高揚を図る。</p>	<p>3. 核燃料物質による汚染の除去の方法</p> <p>(変更なし)</p> <p>4. 核燃料物質によって汚染された物の廃棄の方法</p> <p>(変更なし)</p> <p>5. 作業の管理</p> <p>(変更なし)</p>	

変更前（令和3年1月申請）	変更後	変更理由
<p>6. 技術協力 民間のウラン濃縮事業者の健全な運営に資するために、高性能遠心分離機を活用した処理技術の研究・開発を行い、遠心分離機の取り替えに関する技術を確立するための技術協力をを行う。</p> <p>7. 解体物の保管 解体・撤去した設備・機器等はドラム缶等に収納し、使用設備として「解体・撤去し、ドラム缶等に収納した機器類」の保管場所に保管する。 「解体・撤去し、ドラム缶等に収納した機器類」は、放射性廃棄物、核燃料物質によって汚染された物でないものとしての確認を予定する物（クリアランス検討物）、放射性廃棄物でない廃棄物に区分整理する。</p> <p><u>令和2年11月現在のブレンディング保管場所は273 m² (400本/1,500本:2段、3段積みあり)であり、OP-2UF₆操作室の解体・撤去後の保管量は、370 m² (1,300本:2段積み)を想定している。今回の解体・撤去作業で発生する解体物は約900本と想定しており、保管は可能である。</u></p>	<p>6. 技術協力 (変更なし)</p> <p>7. 解体物の保管 解体・撤去した設備・機器等はドラム缶等に収納し、使用設備として「解体・撤去し、ドラム缶等に収納した機器類」の保管場所に保管する。 「解体・撤去し、ドラム缶等に収納した機器類」は、放射性廃棄物、核燃料物質によって汚染された物でないものとしての確認を予定する物（クリアランス検討物）、放射性廃棄物でない廃棄物に区分整理する。<u>なお、放射性廃棄物でない廃棄物の管理は保安規定に定め、適宜、管理区域外に搬出するため、放射性廃棄物等の保管に影響することはない。</u> <u>ブレンディング室の保管場所 (273 m²) には1,500本 (200L ドラム缶換算) の保管容量があり、令和3年6月末現在、約400本 (200L ドラム缶換算) を保管しており、今後、約1,100本 (200L ドラム缶換算) の保管が可能である。</u> <u>また、今回新たに保管場所とするOP-2UF₆操作室の保管場所 (370 m²) には約1,300本 (200L ドラム缶換算) の保管容量がある。</u> <u>よって、今回の解体・撤去作業で発生する解体物の発生想定量 (200L ドラム缶換算で約900本) に対して2か所の保管可能本数は約2,400本 (200L ドラム缶換算) であるため、十分な保管容量を有している。</u></p>	<u>記載の適正化(最新情報への変更及び記載の明確化)</u> (3)-14)

変更前（令和3年1月申請）	変更後	変更理由
<p>別添1 解体・撤去期間中に機能を維持すべき設備及びその機能並びにその機能を維持すべき期間に関する説明書</p> <p>1. 使用施設に残存する核燃料物質の評価 当該施設において、使用、貯蔵される核燃料物質の変更はなく、本作業における遮蔽能力の変更もない。 核燃料物質によって汚染された設備は、「3. 核燃料物質による汚染の除去の方法、(1)汚染の状況」に示した通りである。</p> <p>2. 気体廃棄施設の維持管理 本作業は、OP-2遠心機室、OP-2UF₆操作室、OP-2現場質量分析室、遠心機処理室、機器保管室、部品検査室、機器分析室に設置している設備・機器の解体・撤去であり、気体廃棄施設による管理区域の負圧は確保される。</p> <p>3. 撤去対象設備の解体・撤去の期間（閉止措置のための処理期間を含む。） 表-1に示す解体・撤去対象設備・機器については以下の期間で解体・撤去を行う。 • 高性能遠心分離機の配管等の解体・撤去及び高周波電源装置の解体・撤去に要する期間は、約9ヵ月である。 • 高性能遠心分離機本体は、民間のウラン濃縮事業者との共同研究への活用が終了した後に解体・撤去を行う。解体・撤去に要する期間は約10年である。 • OP-2遠心分離機の解体・撤去に要する期間は、遠心機処理を含め約10年である。 • OP-2遠心分離機に係る高周波電源装置の解体・撤去に要する期間は、約2年である。 • OP-2UF₆処理設備の解体・撤去に要する期間は、約4年である。 • 遠心機部品サーベイ装置、放電加工機、硫酸廃液処理試験装置の解体・撤去に要する期間は、約6ヵ月である。 • 現場質量分析装置、原子間力顕微鏡の解体・撤去に要する期間は、約6ヵ月である。 </p>	<p>別添1 解体・撤去期間中に機能を維持すべき設備及びその機能並びにその機能を維持すべき期間に関する説明書 (変更なし)</p>	

変更前（令和3年1月申請）	変更後	変更理由
<p>別添2 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に関する説明書</p> <p>1. 解体・撤去期間中の被ばく管理 (1) 核燃料物質による汚染の拡大防止のための措置 汚染のある設備・機器の解体・撤去は負圧を維持する解体用グリーンハウスで行う。 設備・機器の解体・撤去で発生する放射性物質については、解体用グリーンハウス内に設置する局所排気装置の高性能エアフィルタにより捕集することにより汚染の拡大を防止する。 (2) 放射線業務従事者の被ばくの管理 放射線業務従事者については、TLDを装着するとともに、解体用グリーンハウスにサーベイエリアを設定し、エリア退出時に汚染チェックを確実に実施する。 また、保安規定に基づき外部被ばく及び内部被ばく管理を行う。 (3) 一般公衆の被ばくについて 解体用グリーンハウスの排気は、仮設の局所排気装置を経て、既設の気体廃棄施設へ集められ、高性能エアフィルタでろ過した後に大気中に放出する。また、大気放出に際しては、排気モニタにより排気中の放射性物質濃度を測定し、法令に定める濃度限度以下であることを確認する。 なお、添付書類-1の遮蔽で説明しているように解体・撤去時の一般公衆の被ばくは法令で定める線量限度を超えることはない。</p> <p>2. 解体・撤去に伴う放射性固体廃棄物の発生量 解体・撤去作業（OP-2遠心分離機・高性能遠心分離機除く）において、発生する放射性固体廃棄物量は、200Lドラム缶換算で162本（可燃物：4本（減容処理後）、難燃物：8本（減容処理後）、不燃物：150本）程度と見込んでいる。これらは、所定の容器（ドラム缶等）に収納し、廃棄物処理施設の第1～第14廃棄物貯蔵庫に保管する。 第1～第14廃棄物貯蔵庫の保管能力は合計14,224本であり、令和2年11月末現在の保管量は<u>13,995</u>本のため、約200本の保管が可能である。 よって、<u>解体・撤去作業で発生する放射性固体廃棄物は保管可能である。</u></p>	<p>別添2 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に関する説明書</p> <p>1. 解体・撤去期間中の被ばく管理 (変更なし)</p> <p>2. 解体・撤去に伴う放射性固体廃棄物の発生量 解体・撤去作業（OP-2遠心分離機・高性能遠心分離機除く）において、発生する放射性固体廃棄物量は、200Lドラム缶換算で162本（可燃物：4本（減容処理後）、難燃物：8本（減容処理後）、不燃物：150本）程度と見込んでいる。これらは、所定の容器（ドラム缶等）に収納し、廃棄物処理施設の第1～第14廃棄物貯蔵庫に保管する。 第1～第14廃棄物貯蔵庫の保管能力は合計14,224本であり、令和3年3月末現在の保管量は<u>13,999</u>本であるため、225本の保管が可能である。 <u>よって、今回の解体・撤去作業で発生する放射性固体廃棄物の発生想定量（200L ドラム缶換算で 162 本）に対して廃棄物貯蔵庫の保管可能本数は 225 本（200L ドラム缶換算）であるため、十分な保管容量を有している。</u></p>	<p>記載の適正化（最新情報への変更、記載の詳細化） (3)-14)</p>

変更前（令和3年1月申請）	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">別添3</p> <p>解体・撤去の作業上の過失、機械若しくは装置の故障又は地震、火災その他の災害があつた場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響に関する説明書</p> <p>解体・撤去作業において、設備内の汚染は可能な限り除去するとともに、適切な防護具を装備することから、万一、機械又は装置が故障しても、作業員の被ばくを防止できる。</p> <p>また、本作業時の火災対策として、対象設備の解体・撤去前に周囲の可燃物の回収を徹底するとともに、作業エリアの床面に鋼板を設置し、側面には鋼板及び耐火・耐熱シートを設置するとともに、作業エリア近傍に消火器を配置する。</p> <p>上記対策の他、添付書類-1の遮蔽で説明しているように機器の解体・撤去作業における放射性物質の発生量は微量であることから、地震、火災その他の災害があつた場合に発生すると想定される事故時においても一般公衆に対して過度な放射線被ばくを与えることはない。</p>	<p style="text-align: center;">別添3</p> <p>解体・撤去の作業上の過失、機械若しくは装置の故障又は地震、火災その他の災害があつた場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響に関する説明書</p> <p style="text-align: center;">(変更なし)</p>	

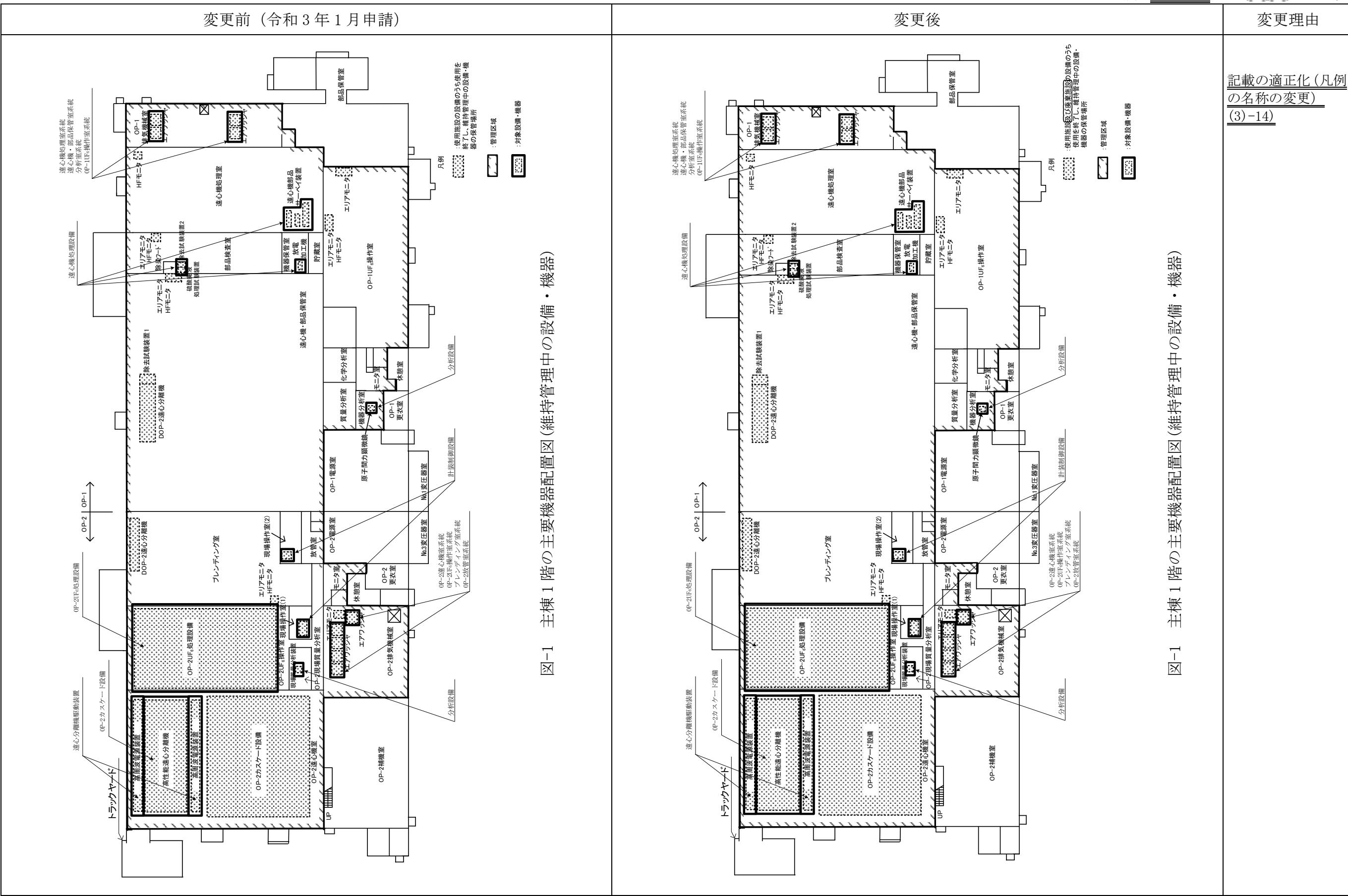
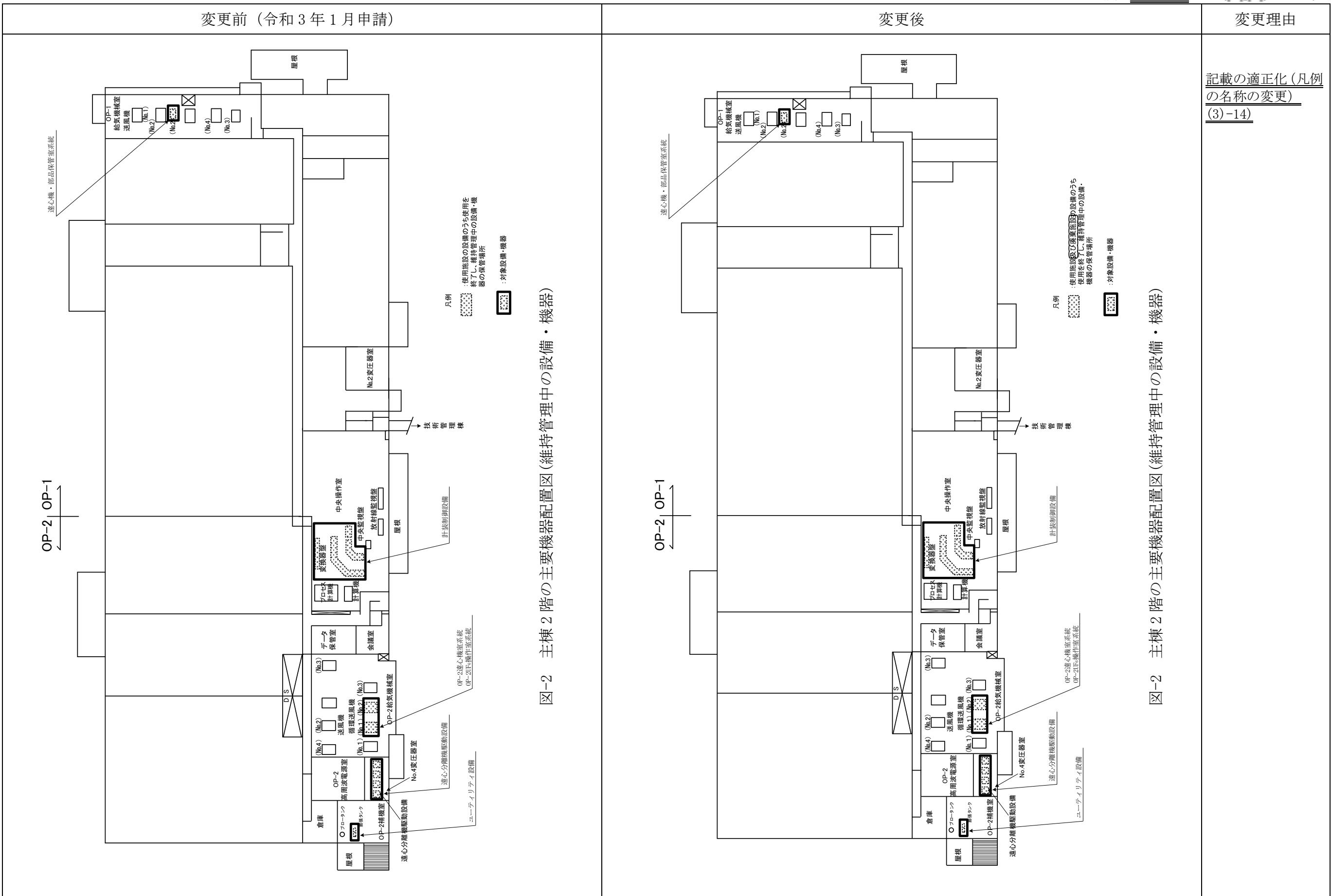
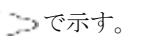
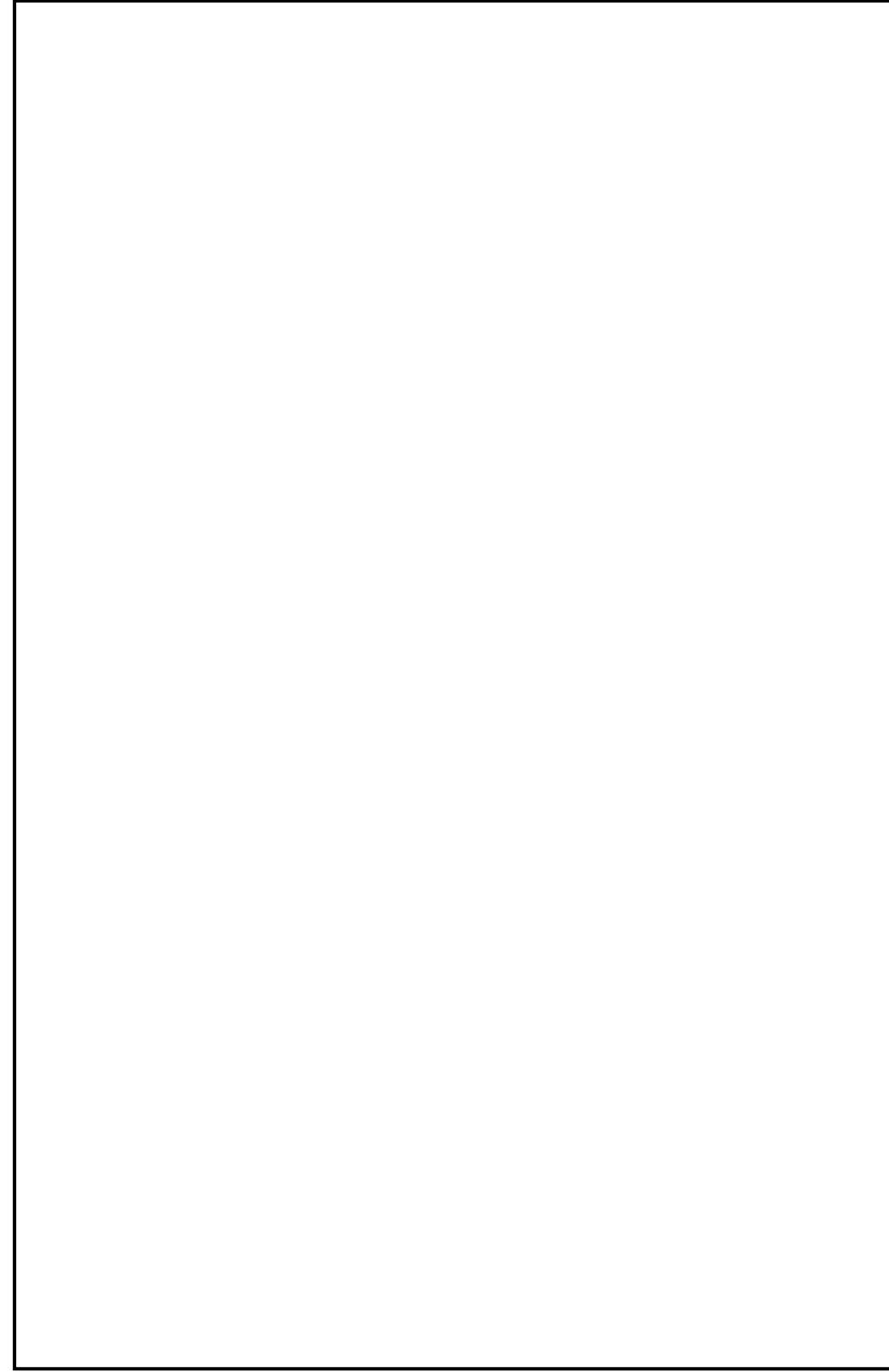


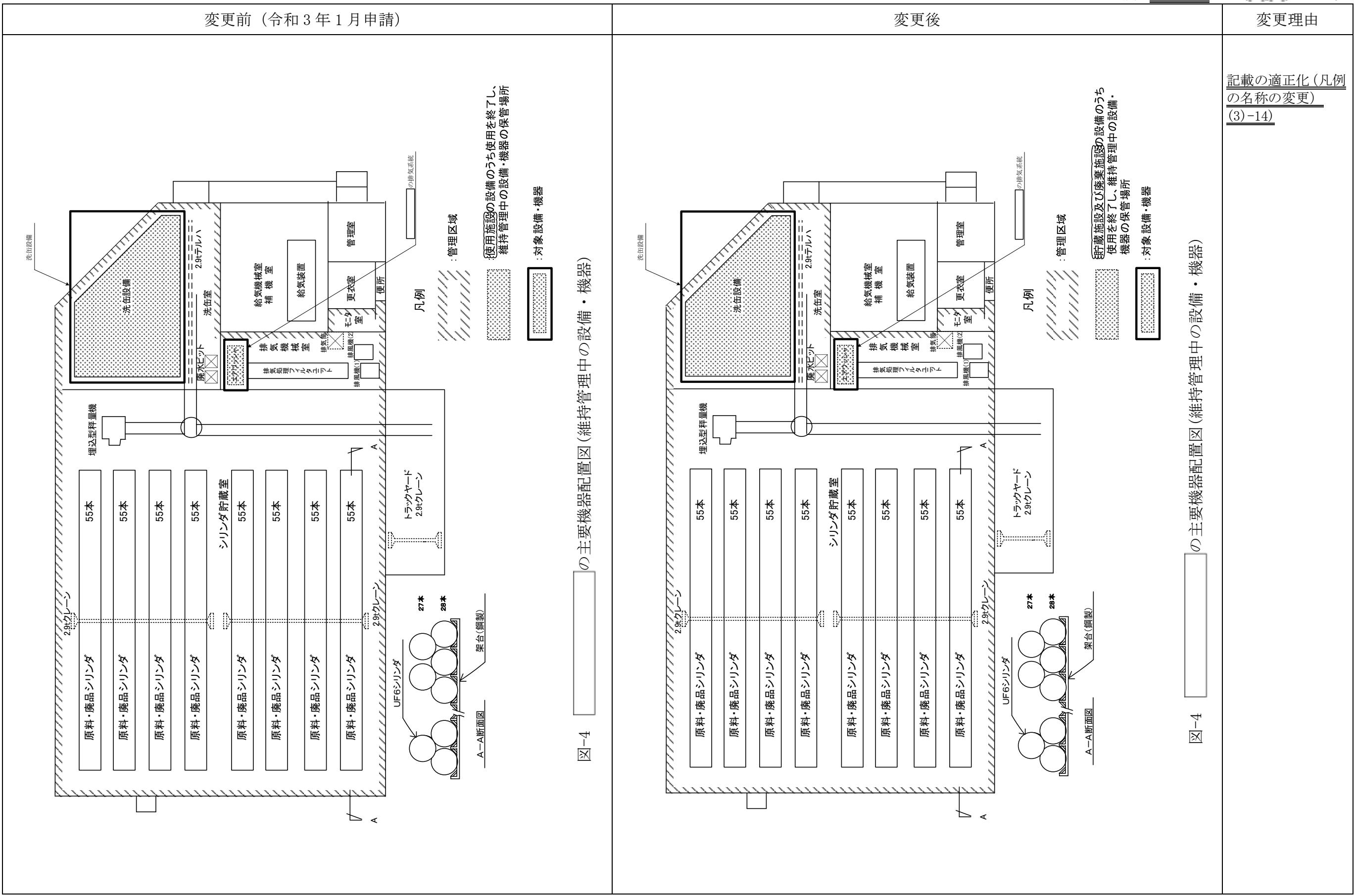
図 1 穴博¹等の主張する監理図(維持管理中の記述)。

図-1 主棟1階の主要機器配置図(維持管理中の設備・機器)



変更箇所を  又は  で示す。

変更前（令和3年1月申請）	変更後	変更理由
 図-3  の主要機器配置図（維持管理中の設備・機器）	 図-3  の主要機器配置図（維持管理中の設備・機器）	<u>記載の適正化（凡例 の名称の変更） (3)-14)</u>



変更箇所を_____又は<_____>で示す。

変更前	補正後	変更理由
<p style="text-align: center;">別添 4</p> <p>廃棄物処理施設 (別冊3) (略)</p>	<p style="text-align: center;">別添 4</p> <p>廃棄物処理施設 (別冊3) (変更なし)</p>	

変更箇所を_____又は<_____>で示す。

変更前	補正後	変更理由
<p style="text-align: center;">別添 5</p> <p>製鍊転換施設 (別冊4) (略)</p>	<p style="text-align: center;">別添 5</p> <p>製鍊転換施設 (別冊4) (変更なし)</p>	

変更箇所を_____又は<_____>で示す。

変更前	補正後	変更理由
<p style="text-align: center;">別添 6</p> <p>解体物管理施設 (別冊 5) (略)</p>	<p style="text-align: center;">別添 6</p> <p>解体物管理施設 (別冊 5) (変更なし)</p>	